

## 第 4 回 定 例 会 会 議 録 目 次

### 第 1 号 (9 月 8 日) (金曜日)

|   |    |
|---|----|
| 開 会   | 9  |
| 開 議   | 9  |
| 日程第 1 会議録署名議員の指名                                      | 9  |
| 日程第 2 会期の決定   | 9  |
| 日程第 3 諸般の報告   | 9  |
| 日程第 4 行政報告  | 9  |
| 宮路市長報告  | 9  |
| 日程第 5 報告第 4 号平成 17 年度鹿児島県市町村土地開発公社決算の報告について           | 10 |
| 日程第 6 報告第 5 号平成 17 年度日置市継続費精算報告書の報告について               | 10 |
| 宮路市長提案理由説明  | 10 |
| 佐藤彰矩君   | 10 |
| 富迫企画課長  | 10 |
| 佐藤彰矩君   | 10 |
| 宮路市長  | 11 |
| 富迫企画課長  | 11 |
| 佐藤彰矩君   | 11 |
| 富迫企画課長  | 11 |
| 日程第 7 諮問第 3 号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて          | 12 |
| 宮路市長提案理由説明  | 12 |
| 坂口ルリ子さん   | 12 |
| 樋渡市民福祉部長  | 12 |
| 坂口ルリ子さん   | 12 |
| 樋渡市民福祉部長  | 12 |
| 坂口ルリ子さん   | 12 |
| 桜井市民生活課長  | 12 |
| 坂口ルリ子さん   | 13 |
| 日程第 8 諮問第 4 号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて          | 13 |
| 宮路市長提案理由説明  | 13 |
| 日程第 9 承認第 4 号専決処分 (平成 18 年度日置市一般会計補正予算 (第 2 号)) につき承認 |    |

|   |    |
|---|----|
| を求めることについて .....  | 14 |
| 日程第10 承認第5号専決処分（平成18年度日置市一般会計補正予算（第3号）につき承認を求めることについて ..... | 14 |
| 宮路市長提案理由説明 .....  | 14 |
| 田畑純二君 .....   | 14 |
| 外園産業建設部長 .....  | 15 |
| 佐藤彰矩君 .....   | 15 |
| 外園産業建設部長 .....  | 15 |
| 樋渡市民福祉部長 .....  | 15 |
| 佐藤彰矩君 .....   | 15 |
| 益満総務企画部長 .....  | 15 |
| 佐藤彰矩君 .....   | 16 |
| 益満総務企画部長 .....  | 16 |
| 日程第11 議案第118号日置市スポーツ振興審議会条例の制定について .....                    | 16 |
| 日程第12 議案第119号日置市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について .....              | 16 |
| 日程第13 議案第120号日置市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について .....               | 16 |
| 日程第14 議案第121号日置市国民健康保険条例の一部改正について .....                     | 16 |
| 日程第15 議案第122号日置市監査委員条例の一部改正について .....                       | 16 |
| 日程第16 議案第123号日置市立学校設置条例の一部改正について .....                      | 16 |
| 宮路市長提案理由説明 .....  | 17 |
| 満尾教育次長 .....  | 17 |
| 樋渡市民福祉部長 .....  | 18 |
| 益満総務企画部長 .....  | 18 |
| 満尾教育次長 .....  | 19 |
| 田畑純二君 .....   | 19 |
| 樋渡市民福祉部長 .....  | 19 |
| 豊辻福祉課長 .....  | 19 |
| 田畑純二君 .....   | 20 |
| 豊辻福祉課長 .....  | 20 |
| 坂口ルリ子さん .....   | 20 |
| 豊辻福祉課長 .....  | 20 |
| 坂口ルリ子さん .....   | 20 |

|  |     |
|--|-----|
| 梶 康博君 .....  | 2 0 |
| 宮路市長 .....   | 2 1 |
| 田代教育長 .....  | 2 1 |
| 松尾公裕君 .....  | 2 2 |
| 田代教育長 .....  | 2 2 |
| 松尾公裕君 .....  | 2 2 |
| 宮路市長 .....   | 2 3 |
| 田代教育長 .....  | 2 3 |
| 坂口ルリ子さん .....  | 2 3 |
| 坂口ルリ子さん .....  | 2 4 |
| 休 憩 .....  | 2 4 |
| 日程第 1 7 議案第 1 2 4 号平成 1 8 年度日置市一般会計補正予算 (第 4 号) .....                    | 2 4 |
| 日程第 1 8 議案第 1 2 5 号平成 1 8 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) ...                | 2 4 |
| 日程第 1 9 議案第 1 2 6 号平成 1 8 年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算 (第 2 号) .....         | 2 4 |
| 日程第 2 0 議案第 1 2 7 号平成 1 8 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) .....             | 2 4 |
| 日程第 2 1 議案第 1 2 8 号平成 1 8 年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号) .....            | 2 4 |
| 日程第 2 2 議案第 1 2 9 号平成 1 8 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算 (第 2 号) ...                | 2 4 |
| 日程第 2 3 議案第 1 3 0 号平成 1 8 年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算 (第 2 号) ..... | 2 4 |
| 日程第 2 4 議案第 1 3 1 号平成 1 8 年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算 (第 2 号) ...                | 2 4 |
| 日程第 2 5 議案第 1 3 2 号平成 1 8 年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算 (第 2 号) ...                | 2 4 |
| 日程第 2 6 議案第 1 3 3 号平成 1 8 年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第 1 号) .....         | 2 4 |
| 日程第 2 7 議案第 1 3 4 号平成 1 8 年度日置市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) .....                | 2 4 |
| 宮路市長提案理由説明 .....   | 2 4 |
| 田畑純二君 .....  | 2 7 |
| 富迫企画課長 .....   | 2 8 |
| 久富木介護保険課長 .....  | 2 9 |
| 桜井市民生活課長 .....   | 2 9 |

|          |    |
|----------|----|
| 熊野農林水産課長 | 30 |
| 外園都市計画課長 | 31 |
| 池満 渉君    | 32 |
| 瀬川税務課長   | 32 |
| 坂口ルリ子さん  | 33 |
| 坂口ルリ子さん  | 34 |
| 休 憩      | 34 |
| 桜井市民生活課長 | 34 |
| 豊辻福祉課長   | 34 |
| 樹土木建設課長  | 34 |
| 坂口ルリ子さん  | 35 |
| 桜井市民生活課長 | 35 |
| 坂口ルリ子さん  | 35 |
| 樹土木建設課長  | 36 |
| 坂口ルリ子さん  | 36 |
| 西菌典子さん   | 36 |
| 福田財政管財課長 | 36 |
| 西菌典子さん   | 36 |
| 福田財政管財課長 | 36 |
| 西菌典子さん   | 37 |
| 福田財政管財課長 | 37 |
| 花木千鶴さん   | 37 |
| 豊辻福祉課長   | 37 |
| 花木千鶴さん   | 37 |
| 豊辻福祉課長   | 37 |
| 花木千鶴さん   | 38 |
| 佐藤彰矩君    | 38 |
| 樹土木建設課長  | 38 |
| 佐藤彰矩君    | 38 |
| 樹土木建設課長  | 38 |
| 宮路市長     | 38 |
| 佐藤彰矩君    | 39 |

|   |    |
|---|----|
| 宮路市長  | 39 |
| 谷口正行君   | 39 |
| 福田財政管財課長  | 39 |
| 神之門社会教育課長   | 39 |
| 田畑純二君   | 40 |
| 樋渡市民福祉部長  | 40 |
| 出水賢太郎君  | 40 |
| 宮園下水道課長   | 40 |
| 出水賢太郎君  | 40 |
| 宮路市長  | 41 |
| 田畑純二君   | 41 |
| 坂口吹上支所長   | 41 |
| 田畑純二君   | 41 |
| 久富木介護保険課長   | 42 |
| 日程第28 認定第1号平成17年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について                    | 42 |
| 日程第29 認定第2号平成17年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について              | 42 |
| 日程第30 認定第3号平成17年度日置市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について              | 42 |
| 日程第31 認定第4号平成17年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について         | 42 |
| 日程第32 認定第5号平成17年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について             | 42 |
| 日程第33 認定第6号平成17年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について            | 42 |
| 日程第34 認定第7号平成17年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について              | 42 |
| 日程第35 認定第8号平成17年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について | 43 |
| 日程第36 認定第9号平成17年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について              | 43 |
| 日程第37 認定第10号平成17年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について             |    |

|  |     |
|--|-----|
| .....  | 4 3 |
| 日程第 3 8 認定第 1 1 号平成 1 7 年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について .....     | 4 3 |
| 日程第 3 9 認定第 1 2 号平成 1 7 年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について ..... | 4 3 |
| 日程第 4 0 認定第 1 3 号平成 1 7 年度日置市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について .....      | 4 3 |
| 日程第 4 1 認定第 1 4 号平成 1 7 年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について ...          | 4 3 |
| 日程第 4 2 認定第 1 5 号平成 1 7 年度日置市立国民健康保険病院事業会計決算認定について .....       | 4 3 |
| 日程第 4 3 認定第 1 6 号平成 1 7 年度日置市水道事業会計決算認定について .....              | 4 3 |
| 宮路市長提案理由説明 .....   | 4 3 |
| 日程第 4 4 陳情第 3 号常設消防の人員確保の要望に係る陳情書 .....                        | 4 7 |
| 散    会 .....   | 4 7 |

---

第 2 号（9 月 2 0 日）（水曜日）

|                  |     |
|------------------|-----|
| 開    議 .....     | 5 2 |
| 日程第 1 一般質問 ..... | 5 2 |
| 成田 浩君 .....      | 5 2 |
| 宮路市長 .....       | 5 3 |
| 成田 浩君 .....      | 5 4 |
| 宮路市長 .....       | 5 4 |
| 成田 浩君 .....      | 5 4 |
| 宮路市長 .....       | 5 5 |
| 成田 浩君 .....      | 5 5 |
| 宮路市長 .....       | 5 5 |
| 成田 浩君 .....      | 5 5 |
| 宮路市長 .....       | 5 6 |
| 成田 浩君 .....      | 5 6 |
| 宮路市長 .....       | 5 6 |
| 成田 浩君 .....      | 5 6 |
| 宮路市長 .....       | 5 6 |

|                 |     |
|-----------------|-----|
| 成田 浩君 .....     | 5 7 |
| 宮路市長 .....      | 5 7 |
| 成田 浩君 .....     | 5 7 |
| 田上消防本部消防長 ..... | 5 7 |
| 成田 浩君 .....     | 5 7 |
| 宮路市長 .....      | 5 7 |
| 成田 浩君 .....     | 5 7 |
| 田上消防本部消防長 ..... | 5 7 |
| 成田 浩君 .....     | 5 7 |
| 宮路市長 .....      | 5 8 |
| 成田 浩君 .....     | 5 8 |
| 宮路市長 .....      | 5 8 |
| 成田 浩君 .....     | 5 8 |
| 宮路市長 .....      | 5 8 |
| 成田 浩君 .....     | 5 9 |
| 宮路市長 .....      | 5 9 |
| 成田 浩君 .....     | 5 9 |
| 宮路市長 .....      | 5 9 |
| 成田 浩君 .....     | 5 9 |
| 宮路市長 .....      | 6 0 |
| 成田 浩君 .....     | 6 0 |
| 宮路市長 .....      | 6 0 |
| 成田 浩君 .....     | 6 0 |
| 宮路市長 .....      | 6 0 |
| 成田 浩君 .....     | 6 0 |
| 宮路市長 .....      | 6 1 |
| 成田 浩君 .....     | 6 1 |
| 宮路市長 .....      | 6 1 |
| 池満 渉君 .....     | 6 1 |
| 休 憩 .....       | 6 2 |
| 宮路市長 .....      | 6 2 |
| 池満 渉君 .....     | 6 4 |

|          |     |
|----------|-----|
| 宮路市長     | 6 5 |
| 池満 渉君    | 6 5 |
| 宮路市長     | 6 5 |
| 池満 渉君    | 6 6 |
| 宮路市長     | 6 6 |
| 池満 渉君    | 6 6 |
| 宮路市長     | 6 6 |
| 池満 渉君    | 6 7 |
| 宮路市長     | 6 7 |
| 池満 渉君    | 6 7 |
| 福田財政管財課長 | 6 8 |
| 池満 渉君    | 6 8 |
| 福田財政管財課長 | 6 9 |
| 池満 渉君    | 6 9 |
| 福田財政管財課長 | 6 9 |
| 池満 渉君    | 6 9 |
| 湯田平助役    | 7 0 |
| 池満 渉君    | 7 0 |
| 湯田平助役    | 7 0 |
| 池満 渉君    | 7 0 |
| 湯田平助役    | 7 1 |
| 池満 渉君    | 7 1 |
| 宮路市長     | 7 1 |
| 池満 渉君    | 7 1 |
| 宮路市長     | 7 2 |
| 池満 渉君    | 7 3 |
| 宮路市長     | 7 4 |
| 池満 渉君    | 7 4 |
| 宮路市長     | 7 5 |
| 休 憩      | 7 5 |
| 西蘭典子さん   | 7 5 |
| 宮路市長     | 7 7 |

|           |    |
|-----------|----|
| 田代教育長     | 77 |
| 西菌典子さん    | 78 |
| 宮路市長      | 78 |
| 西菌典子さん    | 78 |
| 田代教育長     | 78 |
| 西菌典子さん    | 78 |
| 田代教育長     | 78 |
| 西菌典子さん    | 78 |
| 田代教育長     | 78 |
| 西菌典子さん    | 79 |
| 田代教育長     | 79 |
| 西菌典子さん    | 80 |
| 田代教育長     | 80 |
| 西菌典子さん    | 80 |
| 田代教育長     | 81 |
| 西菌典子さん    | 81 |
| 満尾教育次長    | 81 |
| 西菌典子さん    | 81 |
| 満尾教育次長    | 81 |
| 西菌典子さん    | 81 |
| 満尾教育次長    | 82 |
| 西菌典子さん    | 82 |
| 町岡学校教育課長  | 82 |
| 西菌典子さん    | 82 |
| 田代教育長     | 82 |
| 西菌典子さん    | 82 |
| 山之内教育総務課長 | 83 |
| 西菌典子さん    | 83 |
| 宮路市長      | 84 |
| 西菌典子さん    | 84 |
| 宮路市長      | 85 |
| 西菌典子さん    | 85 |

|   |        |     |
|---|--------|-----|
|   | 宮路市長   | 8 5 |
|   | 西藺典子さん | 8 5 |
|   | 田代教育長  | 8 6 |
|   | 西藺典子さん | 8 6 |
|   | 宮路市長   | 8 7 |
|   | 西藺典子さん | 8 7 |
|   | 宮路市長   | 8 7 |
|   | 西藺典子さん | 8 7 |
| 休 | 憩      | 8 8 |
|   | 坂口洋之君  | 8 8 |
|   | 宮路市長   | 9 0 |
|   | 田代教育長  | 9 1 |
|   | 坂口洋之君  | 9 2 |
|   | 宮路市長   | 9 3 |
|   | 坂口洋之君  | 9 3 |
|   | 豊辻福祉課長 | 9 3 |
|   | 坂口洋之君  | 9 3 |
|   | 豊辻福祉課長 | 9 3 |
|   | 坂口洋之君  | 9 4 |
|   | 宮路市長   | 9 4 |
|   | 坂口洋之君  | 9 4 |
|   | 豊辻福祉課長 | 9 4 |
|   | 坂口洋之君  | 9 4 |
|   | 豊辻福祉課長 | 9 4 |
|   | 坂口洋之君  | 9 4 |
|   | 豊辻福祉課長 | 9 4 |
|   | 坂口洋之君  | 9 4 |
|   | 豊辻福祉課長 | 9 4 |
|   | 坂口洋之君  | 9 5 |
|   | 豊辻福祉課長 | 9 5 |
|   | 坂口洋之君  | 9 5 |
|   | 豊辻福祉課長 | 9 5 |
|   | 坂口洋之君  | 9 6 |
|   | 宮路市長   | 9 6 |
|   | 坂口洋之君  | 9 6 |
|   | 宮路市長   | 9 7 |

|   |         |     |
|---|---------|-----|
|   | 坂口洋之君   | 97  |
|   | 宮路市長    | 97  |
|   | 坂口洋之君   | 97  |
|   | 宮路市長    | 97  |
|   | 坂口洋之君   | 97  |
|   | 田代教育長   | 97  |
|   | 坂口洋之君   | 98  |
|   | 田代教育長   | 98  |
|   | 坂口洋之君   | 98  |
|   | 田代教育長   | 98  |
|   | 坂口洋之君   | 99  |
|   | 田代教育長   | 99  |
| 休 | 憩       | 100 |
|   | 坂口ルリ子さん | 100 |
|   | 宮路市長    | 103 |
|   | 田代教育長   | 104 |
|   | 宮路市長    | 105 |
|   | 坂口ルリ子さん | 105 |
|   | 宮路市長    | 105 |
|   | 坂口ルリ子さん | 105 |
|   | 宮路市長    | 105 |
|   | 坂口ルリ子さん | 105 |
|   | 坂口ルリ子さん | 106 |
|   | 池上総務課長  | 106 |
|   | 坂口ルリ子さん | 106 |
|   | 池上総務課長  | 106 |
|   | 坂口ルリ子さん | 107 |
|   | 宮路市長    | 107 |
|   | 坂口ルリ子さん | 107 |
|   | 坂口ルリ子さん | 109 |
|   | 田代教育長   | 109 |
|   | 坂口ルリ子さん | 109 |

|   |                    |       |
|---|--------------------|-------|
|   | 田代教育長 .....        | 1 0 9 |
|   | 坂口ルリ子さん .....      | 1 0 9 |
|   | 宮路市長 .....         | 1 1 0 |
|   | 坂口ルリ子さん .....      | 1 1 0 |
|   | 宮路市長 .....         | 1 1 0 |
|   | 坂口ルリ子さん .....      | 1 1 0 |
|   | 瀬川税務課長 .....       | 1 1 0 |
|   | 坂口ルリ子さん .....      | 1 1 0 |
|   | 瀬川税務課長 .....       | 1 1 0 |
|   | 坂口ルリ子さん .....      | 1 1 0 |
|   | 宮路市長 .....         | 1 1 1 |
|   | 坂口ルリ子さん .....      | 1 1 1 |
|   | 田代教育長 .....        | 1 1 1 |
| 休 | 憩 .....            | 1 1 2 |
|   | 町岡学校教育課長 .....     | 1 1 2 |
|   | 田畑純二君 .....        | 1 1 2 |
|   | 田畑純二君 .....        | 1 1 7 |
|   | 宮路市長 .....         | 1 1 7 |
|   | 田畑純二君 .....        | 1 2 1 |
|   | 宮路市長 .....         | 1 2 1 |
|   | 田畑純二君 .....        | 1 2 1 |
|   | 宮路市長 .....         | 1 2 1 |
|   | 田畑純二君 .....        | 1 2 1 |
|   | 宮路市長 .....         | 1 2 2 |
|   | 有村合併プロジェクト室長 ..... | 1 2 2 |
|   | 田畑純二君 .....        | 1 2 2 |
|   | 宮路市長 .....         | 1 2 2 |
|   | 田畑純二君 .....        | 1 2 2 |
|   | 宮路市長 .....         | 1 2 3 |
|   | 田畑純二君 .....        | 1 2 3 |
|   | 宮路市長 .....         | 1 2 3 |
|   | 田畑純二君 .....        | 1 2 3 |

|           |       |
|-----------|-------|
| 宮路市長      | 1 2 3 |
| 田畑純二君     | 1 2 3 |
| 宮路市長      | 1 2 3 |
| 田畑純二君     | 1 2 3 |
| 久富木介護保険課長 | 1 2 4 |
| 田畑純二君     | 1 2 4 |
| 宮路市長      | 1 2 4 |
| 久富木介護保険課長 | 1 2 4 |
| 田畑純二君     | 1 2 4 |
| 宮路市長      | 1 2 5 |
| 田畑純二君     | 1 2 5 |
| 宮路市長      | 1 2 5 |
| 田畑純二君     | 1 2 6 |
| 熊野農林水産課長  | 1 2 6 |
| 田畑純二君     | 1 2 7 |
| 熊野農林水産課長  | 1 2 7 |
| 田畑純二君     | 1 2 7 |
| 熊野農林水産課長  | 1 2 7 |
| 休 憩       | 1 2 7 |
| 重水富夫君     | 1 2 8 |
| 宮路市長      | 1 2 9 |
| 重水富夫君     | 1 3 1 |
| 池上総務課長    | 1 3 1 |
| 重水富夫君     | 1 3 2 |
| 池上総務課長    | 1 3 2 |
| 重水富夫君     | 1 3 2 |
| 池上総務課長    | 1 3 2 |
| 重水富夫君     | 1 3 2 |
| 池上総務課長    | 1 3 2 |
| 重水富夫君     | 1 3 2 |
| 宮路市長      | 1 3 3 |
| 重水富夫君     | 1 3 4 |

|          |       |
|----------|-------|
| 福田財政管財課長 | 1 3 4 |
| 重水富夫君    | 1 3 4 |
| 湯田平助役    | 1 3 5 |
| 重水富夫君    | 1 3 5 |
| 宮路市長     | 1 3 5 |
| 重水富夫君    | 1 3 5 |
| 湯田平助役    | 1 3 6 |
| 重水富夫君    | 1 3 6 |
| 宮路市長     | 1 3 6 |
| 重水富夫君    | 1 3 6 |
| 宮路市長     | 1 3 7 |
| 重水富夫君    | 1 3 7 |
| 宮路市長     | 1 3 7 |
| 重水富夫君    | 1 3 8 |
| 宮路市長     | 1 3 8 |
| 重水富夫君    | 1 3 9 |
| 福田財政管財課長 | 1 3 9 |
| 重水富夫君    | 1 3 9 |
| 散 会      | 1 3 9 |

---

第3号（9月21日）（木曜日）

|           |       |
|-----------|-------|
| 開 議       | 1 4 4 |
| 日程第1 一般質問 | 1 4 4 |
| 花木千鶴さん    | 1 4 4 |
| 宮路市長      | 1 4 4 |
| 田代教育長     | 1 4 6 |
| 花木千鶴さん    | 1 4 7 |
| 豊辻福祉課長    | 1 4 8 |
| 花木千鶴さん    | 1 4 8 |
| 豊辻福祉課長    | 1 4 8 |
| 花木千鶴さん    | 1 4 8 |
| 宮路市長      | 1 4 8 |

|        |       |
|--------|-------|
| 花木千鶴さん | 1 4 9 |
| 宮路市長   | 1 4 9 |
| 花木千鶴さん | 1 4 9 |
| 田代教育長  | 1 5 0 |
| 花木千鶴さん | 1 5 0 |
| 宮路市長   | 1 5 0 |
| 花木千鶴さん | 1 5 1 |
| 宮路市長   | 1 5 1 |
| 花木千鶴さん | 1 5 1 |
| 宮路市長   | 1 5 2 |
| 花木千鶴さん | 1 5 2 |
| 宮路市長   | 1 5 3 |
| 花木千鶴さん | 1 5 3 |
| 宮路市長   | 1 5 3 |
| 花木千鶴さん | 1 5 3 |
| 宮路市長   | 1 5 3 |
| 花木千鶴さん | 1 5 3 |
| 宮路市長   | 1 5 4 |
| 花木千鶴さん | 1 5 4 |
| 宮路市長   | 1 5 4 |
| 花木千鶴さん | 1 5 4 |
| 宮路市長   | 1 5 5 |
| 花木千鶴さん | 1 5 5 |
| 宮路市長   | 1 5 6 |
| 休 憩    | 1 5 6 |
| 出水賢太郎君 | 1 5 6 |
| 宮路市長   | 1 5 9 |
| 出水賢太郎君 | 1 6 0 |
| 宮路市長   | 1 6 1 |
| 出水賢太郎君 | 1 6 1 |
| 宮路市長   | 1 6 2 |
| 出水賢太郎君 | 1 6 2 |

|        |       |
|--------|-------|
| 宮路市長   | 1 6 2 |
| 出水賢太郎君 | 1 6 3 |
| 富迫企画課長 | 1 6 3 |
| 出水賢太郎君 | 1 6 3 |
| 宮路市長   | 1 6 3 |
| 出水賢太郎君 | 1 6 4 |
| 富迫企画課長 | 1 6 4 |
| 出水賢太郎君 | 1 6 4 |
| 富迫企画課長 | 1 6 4 |
| 出水賢太郎君 | 1 6 5 |
| 宮路市長   | 1 6 5 |
| 出水賢太郎君 | 1 6 5 |
| 宮路市長   | 1 6 5 |
| 出水賢太郎君 | 1 6 5 |
| 宮路市長   | 1 6 6 |
| 出水賢太郎君 | 1 6 6 |
| 宮路市長   | 1 6 6 |
| 出水賢太郎君 | 1 6 6 |
| 宮路市長   | 1 6 6 |
| 出水賢太郎君 | 1 6 6 |
| 宮路市長   | 1 6 7 |
| 出水賢太郎君 | 1 6 7 |
| 宮路市長   | 1 6 7 |
| 出水賢太郎君 | 1 6 7 |
| 宮路市長   | 1 6 8 |
| 出水賢太郎君 | 1 6 8 |
| 宮路市長   | 1 6 9 |
| 出水賢太郎君 | 1 6 9 |
| 宮路市長   | 1 6 9 |
| 出水賢太郎君 | 1 7 0 |
| 宮路市長   | 1 7 0 |
| 休 憩    | 1 7 0 |

|                |       |
|----------------|-------|
| 下御領昭博君 .....   | 1 7 0 |
| 宮路市長 .....     | 1 7 2 |
| 下御領昭博君 .....   | 1 7 2 |
| 熊野農林水産課長 ..... | 1 7 3 |
| 樹土木建設課長 .....  | 1 7 3 |
| 下御領昭博君 .....   | 1 7 3 |
| 熊野農林水産課長 ..... | 1 7 3 |
| 樹土木建設課長 .....  | 1 7 3 |
| 下御領昭博君 .....   | 1 7 3 |
| 熊野農林水産課長 ..... | 1 7 3 |
| 樹土木建設課長 .....  | 1 7 3 |
| 熊野農林水産課長 ..... | 1 7 4 |
| 下御領昭博君 .....   | 1 7 4 |
| 宮路市長 .....     | 1 7 4 |
| 下御領昭博君 .....   | 1 7 4 |
| 宮路市長 .....     | 1 7 4 |
| 下御領昭博君 .....   | 1 7 4 |
| 宮路市長 .....     | 1 7 4 |
| 下御領昭博君 .....   | 1 7 5 |
| 宮路市長 .....     | 1 7 5 |
| 下御領昭博君 .....   | 1 7 5 |
| 宮路市長 .....     | 1 7 6 |
| 下御領昭博君 .....   | 1 7 6 |
| 中島 昭君 .....    | 1 7 6 |
| 田代教育長 .....    | 1 7 7 |
| 中島 昭君 .....    | 1 7 7 |
| 田代教育長 .....    | 1 7 8 |
| 中島 昭君 .....    | 1 7 8 |
| 田代教育長 .....    | 1 7 8 |
| 中島 昭君 .....    | 1 7 8 |
| 田代教育長 .....    | 1 7 8 |
| 中島 昭君 .....    | 1 7 8 |

|       |       |
|-------|-------|
| 田代教育長 | 1 7 8 |
| 中島 昭君 | 1 7 9 |
| 田代教育長 | 1 7 9 |
| 中島 昭君 | 1 7 9 |
| 田代教育長 | 1 7 9 |
| 中島 昭君 | 1 7 9 |
| 田代教育長 | 1 8 0 |
| 中島 昭君 | 1 8 0 |
| 田代教育長 | 1 8 1 |
| 中島 昭君 | 1 8 1 |
| 田代教育長 | 1 8 1 |
| 中島 昭君 | 1 8 1 |
| 休 憩   | 1 8 1 |
| 松尾公裕君 | 1 8 1 |
| 宮路市長  | 1 8 3 |
| 松尾公裕君 | 1 8 5 |
| 宮路市長  | 1 8 5 |
| 松尾公裕君 | 1 8 6 |
| 宮路市長  | 1 8 6 |
| 松尾公裕君 | 1 8 6 |
| 宮路市長  | 1 8 6 |
| 松尾公裕君 | 1 8 7 |
| 宮路市長  | 1 8 7 |
| 松尾公裕君 | 1 8 7 |
| 宮路市長  | 1 8 7 |
| 松尾公裕君 | 1 8 7 |
| 宮路市長  | 1 8 8 |
| 松尾公裕君 | 1 8 8 |
| 宮路市長  | 1 8 8 |
| 松尾公裕君 | 1 8 8 |
| 宮路市長  | 1 8 9 |
| 松尾公裕君 | 1 8 9 |

|          |       |
|----------|-------|
| 宮路市長     | 1 8 9 |
| 松尾公裕君    | 1 8 9 |
| 福田財政管財課長 | 1 8 9 |
| 松尾公裕君    | 1 8 9 |
| 福田財政管財課長 | 1 9 0 |
| 松尾公裕君    | 1 9 0 |
| 福田財政管財課長 | 1 9 0 |
| 松尾公裕君    | 1 9 0 |
| 宮路市長     | 1 9 0 |
| 松尾公裕君    | 1 9 0 |
| 宮路市長     | 1 9 0 |
| 松尾公裕君    | 1 9 1 |
| 宮路市長     | 1 9 1 |
| 松尾公裕君    | 1 9 1 |
| 宮路市長     | 1 9 1 |
| 畠中實弘君    | 1 9 2 |
| 休 憩      | 1 9 4 |
| 宮路市長     | 1 9 4 |
| 畠中實弘君    | 1 9 5 |
| 宮路市長     | 1 9 6 |
| 畠中實弘君    | 1 9 6 |
| 宮路市長     | 1 9 7 |
| 畠中實弘君    | 1 9 7 |
| 宮路市長     | 1 9 8 |
| 畠中實弘君    | 1 9 8 |
| 宮路市長     | 1 9 9 |
| 畠中實弘君    | 1 9 9 |
| 宮路市長     | 1 9 9 |
| 畠中實弘君    | 1 9 9 |
| 宮路市長     | 2 0 0 |
| 畠中實弘君    | 2 0 0 |
| 宮路市長     | 2 0 0 |

|         |     |
|---------|-----|
| 畠中實弘君   | 200 |
| 宮路市長    | 200 |
| 畠中實弘君   | 200 |
| 宮路市長    | 200 |
| 脇健康保険課長 | 201 |
| 畠中實弘君   | 201 |
| 宮路市長    | 202 |
| 散 会     | 202 |

---

第4号（9月28日）（木曜日）

|  |     |
|--|-----|
| 開 議  | 208 |
| 日程第1 議案第118号日置市スポーツ振興審議会条例の制定について（教育文化常任委員長報告）       | 208 |
| 日程第2 議案第123号日置市立学校設置条例の一部改正について（教育文化常任委員長報告）         | 208 |
| 田畑教育文化常任委員長報告  | 208 |
| 日程第3 議案第119号日置市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について（総務企画常任委員長報告） | 211 |
| 日程第4 議案第122号日置市監査委員条例の一部改正について（総務企画常任委員長報告）          | 211 |
| 田丸総務企画常任委員長報告  | 211 |
| 日程第5 議案第120号日置市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について（環境福祉常任委員長報告）  | 213 |
| 日程第6 議案第121号日置市国民健康保険条例の一部改正について（環境福祉常任委員長報告）        | 213 |
| 長野環境福祉常任委員長報告  | 213 |
| 日程第7 議案第124号平成18年度日置市一般会計補正予算（第4号）（各常任委員長報告）         | 214 |
| 田丸総務企画常任委員長報告  | 214 |
| 長野環境福祉常任委員長報告  | 217 |
| 松尾産業建設常任委員長報告  | 218 |
| 休 憩  | 220 |

|  |       |
|--|-------|
| 田丸総務企画常任委員長報告  | 2 2 0 |
| 田畑教育文化常任委員長報告  | 2 2 0 |
| 坂口ルリ子さん  | 2 2 3 |
| 田丸総務企画常任委員長  | 2 2 4 |
| 坂口ルリ子さん  | 2 2 4 |
| 田丸総務企画常任委員長  | 2 2 4 |
| 日程第 8 議案第 1 2 5 号平成 1 8 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) (環境福祉常任委員長報告)                | 2 2 4 |
| 日程第 9 議案第 1 2 6 号平成 1 8 年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算 (第 2 号) (環境福祉常任委員長報告)           | 2 2 4 |
| 日程第 1 0 議案第 1 3 1 号平成 1 8 年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算 (第 2 号) (環境福祉常任委員長報告)              | 2 2 4 |
| 日程第 1 1 議案第 1 3 2 号平成 1 8 年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算 (第 2 号) (環境福祉常任委員長報告)              | 2 2 4 |
| 日程第 1 2 議案第 1 3 4 号平成 1 8 年度日置市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) (環境福祉常任委員長報告)                | 2 2 4 |
| 長野環境福祉常任委員長報告  | 2 2 4 |
| 日程第 1 3 議案第 1 2 7 号平成 1 8 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) (産業建設常任委員長報告)             | 2 2 7 |
| 日程第 1 4 議案第 1 2 8 号平成 1 8 年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号) (産業建設常任委員長報告)            | 2 2 7 |
| 日程第 1 5 議案第 1 3 3 号平成 1 8 年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第 1 号) (産業建設常任委員長報告)         | 2 2 7 |
| 松尾産業建設常任委員長報告  | 2 2 7 |
| 西園典子さん   | 2 2 9 |
| 松尾産業建設常任委員長  | 2 2 9 |
| 日程第 1 6 議案第 1 2 9 号平成 1 8 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算 (第 2 号) (総務企画常任委員長報告)              | 2 3 0 |
| 日程第 1 7 議案第 1 3 0 号平成 1 8 年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算 (第 2 号) (総務企画常任委員長報告) | 2 3 0 |
| 田丸総務企画常任委員長報告  | 2 3 0 |
| 重水富夫君  | 2 3 1 |

|  |       |
|--|-------|
| 田丸総務企画常任委員長 .....  | 2 3 2 |
| 休 憩 .....  | 2 3 2 |
| 日程第 1 8 認定第 1 号平成 1 7 年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について .....                        | 2 3 2 |
| 日程第 1 9 認定第 2 号平成 1 7 年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について<br>.....               | 2 3 2 |
| 日程第 2 0 認定第 3 号平成 1 7 年度日置市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について<br>.....               | 2 3 2 |
| 日程第 2 1 認定第 4 号平成 1 7 年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認<br>定について .....         | 2 3 2 |
| 日程第 2 2 認定第 5 号平成 1 7 年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ<br>いて .....             | 2 3 2 |
| 日程第 2 3 認定第 6 号平成 1 7 年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につ<br>いて .....            | 2 3 2 |
| 日程第 2 4 認定第 7 号平成 1 7 年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について<br>.....               | 2 3 3 |
| 日程第 2 5 認定第 8 号平成 1 7 年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会<br>計歳入歳出決算認定について ..... | 2 3 3 |
| 日程第 2 6 認定第 9 号平成 1 7 年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について<br>.....               | 2 3 3 |
| 日程第 2 7 認定第 1 0 号平成 1 7 年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定につ<br>いて .....            | 2 3 3 |
| 日程第 2 8 認定第 1 1 号平成 1 7 年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定につ<br>いて .....           | 2 3 3 |
| 日程第 2 9 認定第 1 2 号平成 1 7 年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算<br>認定について .....       | 2 3 3 |
| 日程第 3 0 認定第 1 3 号平成 1 7 年度日置市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ<br>いて .....            | 2 3 3 |
| 日程第 3 1 認定第 1 4 号平成 1 7 年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について<br>.....               | 2 3 3 |
| 日程第 3 2 認定第 1 5 号平成 1 7 年度日置市立国民健康保険病院事業会計決算認定について<br>.....              | 2 3 3 |
| 日程第 3 3 認定第 1 6 号平成 1 7 年度日置市水道事業会計決算認定について .....                        | 2 3 3 |

|  |       |
|--|-------|
| 梶 康博君 .....  | 2 3 3 |
| 山之内教育総務課長 .....  | 2 3 4 |
| 豊辻福祉課長 .....   | 2 3 4 |
| 田上消防本部消防長 .....  | 2 3 5 |
| 熊野農林水産課長 .....   | 2 3 5 |
| 梶 康博君 .....  | 2 3 5 |
| 豊辻福祉課長 .....   | 2 3 5 |
| 梶 康博君 .....  | 2 3 6 |
| 池満 渉君 .....  | 2 3 6 |
| 宮路市長 .....   | 2 3 6 |
| 鳩野哲盛君 .....  | 2 3 8 |
| 宮路市長 .....   | 2 3 8 |
| 休 憩 .....  | 2 3 8 |
| 日程第 3 4 発議第 2 号専決処分事項の指定について .....                                 | 2 3 9 |
| 花木千鶴さん提案理由説明 .....   | 2 3 9 |
| 日程第 3 5 請願第 3 号 J R 九州に係る支援策の継続を求める請願書（総務企画常任委員長報告） .....          | 2 3 9 |
| 日程第 3 6 請願第 6 号出資法および貸金業規制法の改正に関する請願書（総務企画常任委員長報告） .....           | 2 3 9 |
| 日程第 3 7 陳情第 3 号常設消防の人員確保の要望に係る陳情書（総務企画常任委員長報告） .....               | 2 3 9 |
| 田丸総務企画常任委員長報告 .....  | 2 3 9 |
| 梶 康博君 .....  | 2 4 1 |
| 田丸総務企画常任委員長 .....  | 2 4 1 |
| 坂口ルリ子さん .....  | 2 4 1 |
| 休 憩 .....  | 2 4 2 |
| 田丸総務企画常任委員長 .....  | 2 4 2 |
| 日程第 3 8 陳情第 2 号「青少年健全育成基本法」の制定を求める意見書提出についての陳情書（教育文化常任委員長報告） ..... | 2 4 2 |
| 田畑教育文化常任委員長報告 .....  | 2 4 3 |
| 日程第 3 9 意見書案第 4 号 J R 九州に係る支援策等に関する意見書 .....                       | 2 4 3 |
| 田丸総務企画常任委員長提案理由説明 .....  | 2 4 3 |

|         |                                 |       |
|---------|---------------------------------|-------|
| 日程第 4 0 | 意見書案第 5 号出資法及び貸金業規制法の改正に関する意見書  | 2 4 4 |
|         | 田丸総務企画常任委員長提案理由説明               | 2 4 4 |
| 日程第 4 1 | 意見書案第 6 号「青少年健全育成基本法」の制定を求める意見書 | 2 4 5 |
|         | 田畑教育文化常任委員長提案理由説明               | 2 4 5 |
| 日程第 4 2 | 決議第 1 号非核平和都市宣言に関する決議（案）        | 2 4 6 |
|         | 田丸総務企画常任委員長提案理由説明               | 2 4 6 |
| 日程第 4 3 | 閉会中の継続審査の申し出について                | 2 4 6 |
| 日程第 4 4 | 閉会中の継続調査の申し出について                | 2 4 7 |
| 日程第 4 5 | 議員派遣の件について                      | 2 4 7 |
| 日程第 4 6 | 所管事務調査結果報告について                  | 2 4 7 |
| 日程第 4 7 | 行政視察結果報告について                    | 2 4 7 |
| 閉 会     |                                 | 2 4 8 |

---

平成18年第4回（9月）日置市議会定例会

1. 会期日程

| 月 日   | 曜 | 会 議 別 | 適 用                 |
|-------|---|-------|---------------------|
| 9月 8日 | 金 | 本 会 議 | 議案上程、質疑（決算除く）、表決、付託 |
| 9月 9日 | 土 | 休 会   |                     |
| 9月10日 | 日 | 休 会   |                     |
| 9月11日 | 月 | 委 員 会 | 総務企画・環境福祉・教育文化      |
| 9月12日 | 火 | 委 員 会 | 総務企画・環境福祉・産業建設      |
| 9月13日 | 水 | 休 会   |                     |
| 9月14日 | 木 | 休 会   |                     |
| 9月15日 | 金 | 休 会   |                     |
| 9月16日 | 土 | 休 会   |                     |
| 9月17日 | 日 | 休 会   |                     |
| 9月18日 | 月 | 休 会   | 敬老の日                |
| 9月19日 | 火 | 休 会   |                     |
| 9月20日 | 水 | 本 会 議 | 一般質問                |
| 9月21日 | 木 | 本 会 議 | 一般質問                |
| 9月22日 | 金 | 休 会   |                     |
| 9月23日 | 土 | 休 会   | 秋分の日                |
| 9月24日 | 日 | 休 会   |                     |
| 9月25日 | 月 | 休 会   |                     |
| 9月26日 | 火 | 休 会   |                     |
| 9月27日 | 水 | 休 会   |                     |
| 9月28日 | 木 | 本 会 議 | 付託事件等審査結果報告、決算質疑・付託 |

2. 付議事件

| 議案番号   | 事 件 名                           |
|--------|---------------------------------|
| 報告第 4号 | 平成17年度鹿児島県市町村土地開発公社決算の報告について    |
| 報告第 5号 | 平成17年度日置市継続費精算報告書の報告について        |
| 諮問第 3号 | 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて |

- 諮問第 4号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 承認第 4号 専決処分（平成18年度日置市一般会計補正予算（第2号））につき承認を求めることについて
- 承認第 5号 専決処分（平成18年度日置市一般会計補正予算（第3号））につき承認を求めることについて
- 議案第118号 日置市スポーツ振興審議会条例の制定について
- 議案第119号 日置市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 議案第120号 日置市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について
- 議案第121号 日置市国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第122号 日置市監査委員条例の一部改正について
- 議案第123号 日置市立学校設置条例の一部改正について
- 議案第124号 平成18年度日置市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第125号 平成18年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第126号 平成18年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第127号 平成18年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第128号 平成18年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第129号 平成18年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第130号 平成18年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第131号 平成18年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第132号 平成18年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第133号 平成18年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第134号 平成18年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 認定第 1号 平成17年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2号 平成17年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3号 平成17年度日置市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4号 平成17年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5号 平成17年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6号 平成17年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7号 平成17年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8号 平成17年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 認定第 9号 平成17年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 10号 平成17年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 11号 平成17年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 12号 平成17年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 13号 平成17年度日置市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 14号 平成17年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 15号 平成17年度日置市立国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 認定第 16号 平成17年度日置市水道事業会計決算認定について
- 請願第 3号 J R九州に係る支援策の継続を求める請願書
- 請願第 6号 出資法および貸金業規制法の改正に関する請願書
- 陳情第 3号 常設消防の人員確保の要望に係る陳情書
- 陳情第 2号 「青少年健全育成基本法」の制定を求める意見書提出についての陳情書
- 意見書案第4号 J R九州に係る支援策等に関する意見書
- 意見書案第5号 出資法及び貸金業規制法の改正に関する意見書
- 意見書案第6号 「青少年健全育成基本法」の制定を求める意見書
- 決議第 1号 非核平和都市宣言に関する決議（案）
- 発議第 2号 専決処分事項の指定について



第 1 号 ( 9 月 8 日 )



## 議事日程（第1号）

| 日 程   | 事 件 名  |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名   |
| 日程第 2 | 会期の決定  |
| 日程第 3 | 諸般の報告（議長報告、監査結果等）                                      |
| 日程第 4 | 行政報告（市長報告）   |
| 日程第 5 | 報告第 4号 平成17年度鹿児島県市町村土地開発公社決算の報告について                    |
| 日程第 6 | 報告第 5号 平成17年度日置市継続費精算報告書の報告について                        |
| 日程第 7 | 諮問第 3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて                 |
| 日程第 8 | 諮問第 4号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて                 |
| 日程第 9 | 承認第 4号 専決処分（平成18年度日置市一般会計補正予算（第2号））につき承認を<br>求めることについて |
| 日程第10 | 承認第 5号 専決処分（平成18年度日置市一般会計補正予算（第3号））につき承認を<br>求めることについて |
| 日程第11 | 議案第118号 日置市スポーツ振興審議会条例の制定について                          |
| 日程第12 | 議案第119号 日置市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について                    |
| 日程第13 | 議案第120号 日置市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について                     |
| 日程第14 | 議案第121号 日置市国民健康保険条例の一部改正について                           |
| 日程第15 | 議案第122号 日置市監査委員条例の一部改正について                             |
| 日程第16 | 議案第123号 日置市立学校設置条例の一部改正について                            |
| 日程第17 | 議案第124号 平成18年度日置市一般会計補正予算（第4号）                         |
| 日程第18 | 議案第125号 平成18年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）                   |
| 日程第19 | 議案第126号 平成18年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）              |
| 日程第20 | 議案第127号 平成18年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）                  |
| 日程第21 | 議案第128号 平成18年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）                 |
| 日程第22 | 議案第129号 平成18年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）                   |
| 日程第23 | 議案第130号 平成18年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正<br>予算（第2号）  |
| 日程第24 | 議案第131号 平成18年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）                   |
| 日程第25 | 議案第132号 平成18年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第2号）                   |
| 日程第26 | 議案第133号 平成18年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）              |
| 日程第27 | 議案第134号 平成18年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）                     |

|         |     |       |   |
|---------|-----|-------|---|
| 日程第 2 8 | 認定第 | 1 号   | 平成 1 7 年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について                    |
| 日程第 2 9 | 認定第 | 2 号   | 平成 1 7 年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について              |
| 日程第 3 0 | 認定第 | 3 号   | 平成 1 7 年度日置市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について              |
| 日程第 3 1 | 認定第 | 4 号   | 平成 1 7 年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について         |
| 日程第 3 2 | 認定第 | 5 号   | 平成 1 7 年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について             |
| 日程第 3 3 | 認定第 | 6 号   | 平成 1 7 年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について            |
| 日程第 3 4 | 認定第 | 7 号   | 平成 1 7 年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について              |
| 日程第 3 5 | 認定第 | 8 号   | 平成 1 7 年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 3 6 | 認定第 | 9 号   | 平成 1 7 年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について              |
| 日程第 3 7 | 認定第 | 1 0 号 | 平成 1 7 年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について              |
| 日程第 3 8 | 認定第 | 1 1 号 | 平成 1 7 年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について             |
| 日程第 3 9 | 認定第 | 1 2 号 | 平成 1 7 年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について         |
| 日程第 4 0 | 認定第 | 1 3 号 | 平成 1 7 年度日置市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について              |
| 日程第 4 1 | 認定第 | 1 4 号 | 平成 1 7 年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について                |
| 日程第 4 2 | 認定第 | 1 5 号 | 平成 1 7 年度日置市立国民健康保険病院事業会計決算認定について               |
| 日程第 4 3 | 認定第 | 1 6 号 | 平成 1 7 年度日置市水道事業会計決算認定について                      |
| 日程第 4 4 | 陳情第 | 3 号   | 常設消防の人員確保の要望に係る陳情書                              |

本会議（9月8日）（金曜）

出席議員 30名

|     |        |     |         |
|-----|--------|-----|---------|
| 1番  | 出水賢太郎君 | 2番  | 上園哲生君   |
| 3番  | 下御領昭博君 | 4番  | 門松慶一君   |
| 5番  | 坂口洋之君  | 6番  | 花木千鶴さん  |
| 7番  | 並松安文君  | 8番  | 田代吉勝君   |
| 9番  | 靄園秋男君  | 10番 | 大園貴文君   |
| 11番 | 漆島政人君  | 12番 | 中島昭君    |
| 13番 | 田畑純二君  | 14番 | 西蘭典子さん  |
| 15番 | 田丸武人君  | 16番 | 池満渉君    |
| 17番 | 梶康博君   | 18番 | 坂口ルリ子さん |
| 19番 | 東孝志君   | 20番 | 長野瑳や子さん |
| 21番 | 松尾公裕君  | 22番 | 重水富夫君   |
| 23番 | 畠中實弘君  | 24番 | 地頭所貞視君  |
| 25番 | 谷口正行君  | 26番 | 西峯尚平君   |
| 27番 | 佐藤彰矩君  | 28番 | 成田浩君    |
| 29番 | 鳩野哲盛君  | 30番 | 宇田栄君    |

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

|           |        |       |      |
|-----------|--------|-------|------|
| 事務局長      | 中村治君   | 議事調査係 | 家村毅君 |
| 次長兼議事調査係長 | 川崎美智也君 |       |      |

---

地方自治法第121条による出席者

|         |        |        |        |
|---------|--------|--------|--------|
| 市長      | 宮路高光君  | 助役     | 湯田平浩美君 |
| 助役      | 横山宏志君  | 教育長    | 田代宗夫君  |
| 総務企画部長  | 益満昭人君  | 市民福祉部長 | 樋渡健郎君  |
| 産業建設部長  | 外園昭実君  | 教育次長   | 満尾利親君  |
| 消防本部消防長 | 田上規夫君  | 東市来支所長 | 住吉伸一君  |
| 日吉支所長   | 下田平輝己君 | 吹上支所長  | 坂口文男君  |
| 総務課長    | 池上吉治君  | 財政管財課長 | 福田秀一君  |

|           |           |            |           |
|-----------|-----------|------------|-----------|
| 企 画 課 長   | 富 迫 克 彦 君 | 合併プロジェクト室長 | 有 村 芳 文 君 |
| 税 務 課 長   | 瀬 川 利 英 君 | 商工観光課長     | 吉 丸 三 郎 君 |
| 市民生活課長    | 桜 井 健 一 君 | 福 祉 課 長    | 豊 辻 重 弘 君 |
| 健康保険課長    | 脇 忠 男 君   | 介護保険課長     | 久富木 盈 君   |
| 農林水産課長    | 熊 野 一 秋 君 | 土木建設課長     | 樹 治 美 君   |
| 都市計画課長    | 外 園 信 夫 君 | 下水道課長      | 宮 園 光 次 君 |
| 水道課長      | 岡 元 義 実 君 | 教育総務課長     | 山之内 修 君   |
| 社会教育課長    | 神之門 透 君   | 市民スポーツ課長   | 妙 見 義 弘 君 |
| 出 納 室 長   | 奥 蘭 正 名 君 | 監査委員事務局長   | 芝 原 八 郎 君 |
| 農業委員会事務局長 | 大 北 節 雄 君 |            |           |

午前10時00分開会

△開 会

○議長（宇田 栄君）

始まります前に、当局の方にお知らせをいたします。一般質問者が13名となりましたので、協議の結果、20日、21日の2日間と一般質問の日にちがなりましたので、訂正をお願いしたいと思います。

ただいまから平成18年第4回日置市議会定例会を開会します。

△開 議

○議長（宇田 栄君）

これより本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宇田 栄君）

日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定によって、東孝志君、長野瑛や子さんを指名します。

△日程第2 会期の決定

○議長（宇田 栄君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月28日までの21日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月28日までの21日間と決定しました。

△日程第3 諸般の報告（議長報告、監査結果等）

○議長（宇田 栄君）

日程第3、諸般の報告を行います。

監査結果の報告であります、平成18年

6月22日、23日に実施された平成17年度及び平成18年度5月分の例月出納検査の結果、平成18年7月24日、25日に実施された平成18年度6月分の例月出納検査の結果、平成18年8月23日、24日に実施された平成18年度7月分の例月出納検査の結果について報告がありましたので、その写しを配付します。

以上、ご報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4 行政報告

○議長（宇田 栄君）

日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

主な行政報告について、報告を申し上げます。

先般、7月5日から6日にかけての梅雨前線における2日間の降雨量は、東市来地域で83ミリ、伊集院地域で121.5ミリ、日吉地域で195ミリ、吹上地域で219ミリでございました。幸い人的な被害は生じておりませんが、吹上地域では河川の堤防決壊による避難指示を発令しました。避難所への避難者数は、日置市全体で1世帯4名でございました。

また、農地農業用施設災害、公共土木施設災害等の災害復旧費につきましては、専決処分いたしましたので、後ほどご承認をいただきますよう提案してございます。

次に、7月10日に、鹿児島県市長会で県知事に対して、バス路線の見直し、地方交付税の充実確保、高速道路網等の早期整備、道路特定財源の確保など、7件を要望しました。

次に、7月11日に、指定管理者指定通知書を公募6件、公募以外16件、計22件の

施設について交付いたしました。

次に、8月1日に、伊集院地域コミュニティーバスの運行を開始しました。これまで、ゆすいん施設への利便性を向上させるため、ゆすいんバスを運行してきましたが、交通空白地域に居住される方々の日常的な買い物や通院、また市役所や伊集院駅を經由する市街地循環ルートなど、7路線に広げ、市民の皆様方の所用にも役立てるようになりました。

以下、主要な行政執行につきましては、報告書を提出してありますので、お目通しをお願いいたします。

**○議長（宇田 栄君）**

これで行政報告を終わります。

---

△日程第5 報告第4号平成17年度鹿児島県市町村土地開発公社決算の報告について

△日程第6 報告第5号平成17年度日置市継続費精算報告書の報告について

**○議長（宇田 栄君）**

日程第5、報告第4号平成17年度鹿児島県市町村土地開発公社決算の報告について及び日程第6、報告第5号平成17年度日置市継続費精算報告書の報告についての2件を一括議題とします。

2件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

報告第4号は、平成17年度鹿児島県市町村土地開発公社決算の報告についてであります。

去る7月20日に理事会が開催され、平成17年度鹿児島県市町村土地開発公社の決算が認定されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

なお、今回は本社分でございます。

次に、報告第5号は、平成17年度日置市継続費精算報告書の報告についてであります。

徴税費に係る土地評価時点修正業務及び社会教育費に係る図書館建設事業が終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものであります。

以上、ご審議をよろしくお願い申し上げます。

**○議長（宇田 栄君）**

これから2件について質疑を行います。質疑はありませんか。

**○27番（佐藤彰矩君）**

報告第4号についてお尋ねいたします。

収支については、17年度13億4,200万円欠損となっておりますが、これは市町村合併に伴い、残余財産とキカンすなわち帰属、返還をさせたことによる特別損失が大きいと説明しておりますが、この辺の内容について説明をお願いいたします。

それと、関連する問題でございまして、12ページの損失の中で、その他の特別損失27億8,000万円の内容の説明をあわせてお願いいたします。

**○企画課長（富迫克彦君）**

ただいまご質問いただきました土地開発公社の特別損失関係についてご説明を申し上げます。

まず、1問目の市町村合併に関する団体数の返還につきましては、22の団体が17年度脱会をいたしております。そして、10団体が一時脱会して新たな市町で2市2町という形で再加入ということになっております。

したがって22団体が脱会いたしました関係の土地等について、今回27億8,000万円という形で特別損失が計上されたということになっております。

以上でございます。

**○27番（佐藤彰矩君）**

ただいま説明ございましたけれども、とい

うのが、日置市の出資額が1,160万円と、県内においては、ずば抜けて多いわけがございますけれども、この辺の理由について1点。

それと、脱会町村が22、そしてまた再加入が10あったということがございますけれども、日置市旧4町の日置市の中で、この脱退に値するような町はなかったのか。

それと市長にお尋ねしますが、今後の公社の問題ですが、本社並びに48支社の中で、今回職員も83人減員し、公社を取り巻く環境も厳しい状況にあるとうたってあるわけがございますけれども、市長として管理理事としての立場で、今後の運営または債務負担的なものは出てこないのか、その辺についての話し合いはどうなったのかお尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、それぞれの職員数を含めた中の増減、これは今企画課長の方がお話し上げましたとおり、合併におきます増減数、支社の職員数を含めた中でございまして、本社機能としては町村会の中で一部事務組合として運営しているわけございまして、大きな職員の減とか、そういうものは発生していないというふうに思っております。今後それぞれの数が少なくなった中におきます本社運営の中におきましても、やはりいろいろと今後土地の管理を含めた中で精査をしていかなければならないというふうに考えております。

#### ○企画課長（富迫克彦君）

出資金のことについてご質問いただきました。旧4町がこれまで合併前加入しております、それぞれの出資金がございます。東市来で329万7,900円、伊集院で372万4,200円、日吉で173万7,200円、吹上で284万4,500円というそれぞれ出資をいたしておりましたので、合併後日置市として再加入する際に、そのまま出資の形で引き継いでおります。

それから、日置市と同じような例はという

ようなことございますが、先ほど22団体が脱会されましたということで、これらについてはすべてが市という形で、それぞれ市の開発公社で運営をするということがございます。

それから、日置市と類似するということでは、東町と長島町が合併して新長島町になっておりますが、これはまた再加入されております。それから、奄美市では住用村と笠利町の部分をそのまま奄美市として引き継いで再加入と。それから、内之浦町と高山町が肝付町ということになっておりますが、そちらは2町で合併されて肝付町で再加入するというので、全体的には16年度末61町村あったわけですが、17年度末では33市町村になっております。

以上でございます。

#### ○27番（佐藤彰矩君）

出資金の問題ですけれども、日置市としましても非常に財政難な時期でございます。そのような中で、1,000万円からの出資、ほかのところを見ても、多くても500万円ぐらいなんですよ。そのようなところで利子もつかない、そのまま、ただ出資するだけの貴重な金額でございますけれども、返還的なものは考えられなかったのか、できないのか、その点について最後にお尋ねいたします。

#### ○企画課長（富迫克彦君）

出資金の返還のことについては、合併協議の中で市として、この市町村土地開発公社に加入するのかどうかということも先進の単独で運営されている市の土地開発公社等とも検収しながら検討したところがございますが、やはりこれまでのつながりもございまして、いろんな工場団地の問題でありましたり、住宅団地の問題でございましたり、県の土地開発公社とこれまでやりとりをしておりましたので、市としても継続して加入した方がベターだという判断のもとに再加入いたしてお

ります。

したがいまして、出資金につきまして見直しというようなことは特に協議もいたしておりませんというのが現状でございます。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

これで報告第4号及び報告第5号の報告を終わります。

---

△日程第7 諮問第3号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

○議長（宇田 栄君）

日程第7、諮問第3号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

諮問第3号は、人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてであります。

平成18年12月31日をもって任期満了となるため、引き続き後任委員の候補として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

善福美智男氏の経歴につきましては、資料を添付してありますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから諮問第3号について質疑を行います。質疑はありますか。

○18番（坂口ルリ子さん）

善福さんがどうこうというのじゃないわけですが、各町から出ているから引き続きとい

うことだろうと思いますが、やはりもう、この方も70代になられるんじゃないかと思うんですが、任期が何年なのか、そして今何期目なのか、後任を考えなかったのか。私は1回なったら、もうずっとその人が続く例が伊集院町でもいろいろありますので、やはり、ある時期には人をかえるというようなことが、後進に道を譲るということが必要じゃないかと思っておりますので質問いたします。

○市民福祉部長（樋渡健郎君）

年齢制限ということですが、人権擁護委員につきましては、再任の場合、75歳以上については再任はできないというふうになっております。したがいまして、任期の途中で75歳になった場合はいいということになります。

○18番（坂口ルリ子さん）

任期は何年。

○市民福祉部長（樋渡健郎君）

3年でございます。

それから、だれかほかにというようなこともありましたけれども、この方は最初平成9年に人権擁護委員になっていらっしゃいます。そういうことで、2期終わられたときに後任、辞退の申し出があったんですけれども、その時点で後任の方がいらっしゃらなかったといったようなことで、ここの場合何か月か空白期間がございました。そういうことで、後任がいなくて、また再度お願いしたという経緯がございます。

○18番（坂口ルリ子さん）

大体わかりましたが、小さいことを言うようですけれども、なり手がいないというのは報酬やら少ないんじゃないかと思うんですが、どれぐらいの年俵ですか。月俵じゃないと思えますけど、そこがわかっていたら知らせてください。

○市民生活課長（桜井健一君）

お答えいたします。

基本的にはボランティアでございますので、無収でございます。そのときの費用弁償程度のもはお支払いをいたしております。

○18番（坂口ルリ子さん）

なり手がいないということはボランティアというようなことで、やはり市の責任、人権擁護という大事な領域ですので、やっぱ市として年俸でも何か考えてやってほしいと。要望です。

以上です。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。諮問第3号は会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから諮問第3号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから諮問第3号を採決します。

お諮りします。本件については善福美智男さんを適任者と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第3号は善福美智男さんを適任者として認めることに決定しました。

候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

○議長（宇田 栄君）

日程第8、諮問第4号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

諮問第4号は、人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてであります。

現委員が平成18年12月31日をもって任期満了となるため、新たに後任委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

内田忠夫氏の経歴につきましては、資料を添付してありますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから諮問第4号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。諮問第4号は会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから諮問第4号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

△日程第8 諮問第4号人権擁護委員の

これから諮問第4号を採決します。

お諮りします。本件については内田忠夫さんを適任者と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第4号は内田忠夫さんを適任者として認めることに決定しました。

△日程第9 承認第4号専決処分（平成18年度日置市一般会計補正予算（第2号））につき承認を求めることについて

△日程第10 承認第5号専決処分（平成18年度日置市一般会計補正予算（第3号））につき承認を求めることについて

○議長（宇田 栄君）

日程第9、承認第4号専決処分（平成18年度日置市一般会計補正予算（第2号））につき承認を求めることについて及び日程第10、承認第5号専決処分（平成18年度日置市一般会計補正予算（第3号））につき承認を求めることについての2件を一括議題とします。

2件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

承認第4号は、専決処分（平成18年度日置市一般会計補正予算（第2号））につき承認を求めることについてであります。

平成18年7月の梅雨前線豪雨災害により、多大な災害が発生し、急施を要したため予算措置をしたものであります。

既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1,590万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ243億4,202万

1,000円とするものであります。

歳入では、歳入歳出予算調整のために財政調整基金を1,590万円増額計上いたしました。歳出では11款災害復旧費の農地農業用施設災害復旧費で、災害箇所の子害査定に要する設計委託料1,510万円を増額計上しました。公共土木施設災害復旧費で災害箇所の災害査定に要する設計委託料80万円を増額計上いたしました。

次に、承認第5号は、専決処分（平成18年度日置市一般会計補正予算（第3号））につき承認を求めることについてであります。

平成18年7月の梅雨前線豪雨災害により地方道路整備交付金事業の市道笠ヶ野線に係る手戻り工事の設計委託料及び指定管理委託料債務負担行為の変更について急施を要したため予算措置をしたものであります。

歳入歳出予算の総額は、既定の歳入歳出予算のとおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ243億4,202万1,000円とするものであります。

歳出では8款土木費の道路新設改良費で手戻り工事に要する設計委託料を870万円増額計上し、工事費を870万円減額計上いたしました。

以上、ご審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

これから2件について質疑を行います。質疑はありますか。

○13番（田畑純二君）

今、専決処分の分について説明があったわけですが、この7月の梅雨前線豪雨、これはまだ全部の災害箇所について復旧、補修工事は終わってないかと思われまうけど、参考までに残っている、あるいは今、国県の方で調査している事故及び大体のどのぐらいの金額になるか、その現在におけるこの梅雨

前線豪雨災害による市としての災害復旧の状況、そこら辺をお知らせください。

**○産業建設部長（外園昭実君）**

今回補正予算で設計委託の方の増額補正を実施しておりますが、8月中に設計をいたしまして、9月から始まる国の査定に間に合わせるためにということで補助事業等にこれから復旧工事が始まるということがございます。

それと、大体の工事の概算額でございますが、農林水産課関係で補助の復旧費が概算2億3,900万円、単独分が1,830万円、土木課関係で圃場災害の復旧費の概算額が1億5,780万円、単独災害の方で1,872万円程度としております。

以上です。

**○議長（宇田 栄君）**

ほかに質疑ありませんか。

**○27番（佐藤彰矩君）**

まず、4号の方に質問申し上げます。

本案は、7月の災害で農林災害、土木災害であったと思いますが、申請があり、国の査定を受けたものだけと思うが、国の査定外の小災害は申請は何件ぐらいあったのか。

また、今後、小災害に対応する市の考えをどのような対応をされるつもりか、小災害についての対応をお尋ねいたします。

それと、5号の方ですけれども、5号の方の債務負担行為の方なんですけれども、指定管理者の契約の問題です。内容的には理解するんですけども、さきの議会の中で本契約は議決したので、契約してあるのを再度訂正となると、今後多くの指定管理者制度導入の契約の中で悪い事例を残さないか。契約というのは決定した事項であり、重みがあると思うんです。覆したり、また訂正的なものがなくてはやってはいけないと考えるが、今度この問題、本件についての当局の説明、契約に対する考え、認識をお尋ねいたします。

**○産業建設部長（外園昭実君）**

単独災害については、今ちょっと額だけは申し上げましたが、農林水産課関係で単独が144件で1,830万円、土木建築課関係で単独が96件で1,872万円程度というふうに今算出しているところでございます。この単独災害の小災害につきましては、工事請負費並びに維持修繕料で今後復旧していく考えでございます。

**○市民福祉部長（樋渡健郎君）**

今回の変更につきましては、当初指定管理者の関係で説明をするときに、担当者の方が候補者の方に十分な説明ができなかった関係でこのようなことになってしまいました。そのようなことで、今後やはり十分その事業の内容等を再度把握して、このようなことがないように努めていかなければいけないと思っているところでございます。

**○27番（佐藤彰矩君）**

総務部長にお尋ねします。

契約というものを一たん契約したものを、まだ日にちも今月の2日から始まる、今月から始まる問題なんですよ。そのような問題を私は内容的には理解するという事なんですけれども、契約というもののとらえ方ですね、そこをお尋ねしているというところなんです。一たん契約というものは、重みがあって、一たん決めたものは、それを覆すことは簡単に行えるのか、その辺の一応認識についてお尋ねいたします。

**○総務企画部長（益満昭人君）**

以前にもお願いをいたしましたところございますが、委託関係が社会福祉協議会と、それと管理公社と両方にまたがっていたということで、その管理公社の分が抜けていたということでございます。そういうことで、当然最初から指定管理者への契約の総額の中に入れておくべきでありましたけれども、その分が抜けていたということで、今回お願いするものでございまして、今後、契約というのは最初

から双方納得してするわけでございますけれども、こちらのもう抜けていたということで、非を認めて、双方理解のもとに変更するものでございますので、ご理解を賜りたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○27番（佐藤彰矩君）

抜けたということは、それはわかって、お互い認識した上での契約だったと思うんですよ。ですので、今後いろんな問題で、契約というものは、そう簡単に変更訂正というものは絶対ないということで契約はするはずなんです。だから契約というものの、内容はとにかく、契約というものの重みというものを認識し合いながら契約はしていただきたいという考えで質問しているわけですから、その辺についての答弁をお願いします。

○総務企画部長（益満昭人君）

今後におきましては、内容を精査いたしまして、そういう基本的な漏れがないように努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。承認第4号及び承認第5号の2件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、承認第4号及び承認第5号の2件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから承認第4号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから承認第4号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、本件は承認することに決定しました。

これから承認第5号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから承認第5号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、本件は承認することに決定しました。

---

△日程第11 議案第118号日置市スポーツ振興審議会条例の制定について

△日程第12 議案第119号日置市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

△日程第13 議案第120号日置市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について

△日程第14 議案第121号日置市国民健康保険条例の一部改正について

△日程第15 議案第122号日置市監査委員条例の一部改正について

△日程第16 議案第123号日置市立

学校設置条例の一部改正  
について

○議長（宇田 栄君）

日程第11、議案第118号日置市スポーツ振興審議会条例の制定についてから日程第16、議案第123号日置市立学校設置条例の一部改正についてまでの6件を一括議題とします。

6件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第118号は、日置市スポーツ振興審議会条例の制定についてであります。

市民の心身の健全な発達と明るく豊かな生活の形成に寄与し、スポーツの振興に資するため、審議会を設置したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、後ほど教育次長に説明させます。

次に、議案第119号は、日置市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてであります。

日置市スポーツ振興審議会の設置に伴い、審議会会長及び委員の日額報酬等を定め、あわせて条文の整理を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、後ほど総務企画部長に説明させます。

次に、議案第120号は、日置市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正についてであります。

障害者自立支援法が施行されたことに伴い、所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るための条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、後ほど市民福祉部長

に説明をさせます。

次に、議案第121号は、日置市国民健康保険条例の一部改正についてであります。

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、後ほど市民福祉部長に説明させます。

次に、議案第122号は、日置市監査委員条例の一部改正についてであります。

地方自治法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るために条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させます。

議案第123号は、日置市立学校設置条例の一部改正についてであります。

皆田小学校を廃止することに伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、教育次長に説明させます。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○教育次長（満尾利親君）

それでは、議案第118号日置市スポーツ振興審議会条例の制定について説明をいたします。

日置市スポーツ振興審議会を新たに設置するために条例を制定するものであります。

スポーツ振興審議会は、スポーツ振興法第18条第2項に市町村にスポーツの振興に関する審議会その他の機関を設置することができると規定されておりまして、日置市として今回制定しようとするものであります。

それでは、条例の内容につきまして説明申

し上げます。

第1条で設置、第2条で所掌事務、第3条で組織、第4条で任期、第5条で会長及び副会長等の役員、第6条で会議、第7条で報告、第8条で庶務、第9条で委任。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

経過措置といたしまして、この条例の施行の日以後、初めて任命される審議会の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとするものであります。

ちなみに、県内の市のスポーツ審議会の設置につきましては、現在10の市が設定をしているようであります。

以上でございます。

#### ○市民福祉部長（樋渡健郎君）

議案第120号日置市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正についてでございますが、これにつきましては、文言等の条文の整備が主なものでございます。これも中身につきましては省略させていただきます。

次に、議案第121号日置市国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

今回の改正は、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴うもので、改正の主なものを申し上げます。

まず、第6条第4号は、70歳以上の一定以上の所得者、いわゆる現役並みの所得者の医療機関の窓口で支払う一部負担金が、これまでの2割から3割になるというものでございます。

次、高齢者控除廃止等によりまして、給与年金等の総収入が高齢者夫婦2人世帯で520万円以上、高齢者の単身世帯の場合は383万円以上の方が10月より3割負担となるということでございます。つまり所得諸控除後の課税所得が年間145万円以上の高齢者の世帯が3割負担になってくるというこ

とでございます。

次に、第7条は出産育児一時金の改正で、これまで30万円であったものを35万円に改めるものでございます。

そのほかにつきましては、条文の整備を図るための改正でございます。

終わります。

#### ○総務企画部長（益満昭人君）

それでは、総務企画部関係の説明をさせていただきます。

まず、議案第119号でございますが、別紙をお開きいただきたいと思います。

今回は、さきの118号のスポーツ振興審議会の設置を受けまして、今回報酬及び費用弁償の条例の一部改正をお願いするわけでございますが、第3条、第5条、第6条、第8条、第10条及び別表第2表中のことにつきましては、字句の修正に伴う条文の整備でございます。

下から6行あたりだと思いますが、今回スポーツ振興審議会の委員の項を追加するものでございまして、36非常勤職員の嘱託員、37その他の非常勤職員を36スポーツ振興審議会、37非常勤の嘱託員、38その他の非常勤職員に改めるものが今回主なものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

引き続きまして、議案第122号日置市監査委員条例の一部改正について、補足してご説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、市長の提案理由にもありましてとおり、地方自治法の改正によりまして、監査委員制度の見直しに関する事項が改正されました。つまり地方自治法第195条第2項で、監査委員の定数は都道府県及び政令で定める市にあっては4人とし、その他の市及び町村にあっては2人とする。ただし、条例でその定数を増加するこ

とができると、そういう改正がされました。  
これまで2人、または3人と地方自治法の方  
でなっておりまして、条例で本市の場合は  
2人としておりましたので、第2条の関係条  
文を削除するものでございます。

その他の項につきましては字句の修正によ  
る条文の補正でございますので、よろしくお  
願いします。

なお、附則として、この条例は公布の日か  
ら施行するというのでございますのでよろ  
しくお願いします。

以上でございます。

#### ○教育次長（満尾利親君）

それでは、議案第123号日置市立学校設  
置条例の一部を改正する条例につきまして説  
明をいたします。

日置市立学校設置条例（平成17年日置市  
条例第83号）の一部を次のように改正する  
ものであります。

別表中、1、小学校の表を次のように改め  
るものであります。

小学校、日置市立皆田小学校を廃止するこ  
とに伴い、改正前の表中、番号4の日置市立  
皆田小学校を削除して、以下繰り上げて  
20の小学校から19小学校へ改めるもので  
あります。

附則として、この条例は平成19年4月  
1日から施行するものであります。

なお、皆田小学校の廃止につきましては、  
日置市教育委員会の行政組織等に関する規則  
第11条第4号の規定に基づきまして、7月  
の定例教育委員会において廃止の議決をして、  
通学区域については湯田小学校区とする日置  
市立小学校の通学区域に関する規則の一部を  
改正する規則を議決をされております。

#### ○議長（宇田 栄君）

これから6件について質疑を行います。

まず、議案第118号について質疑はあり  
ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第119号について質疑はあり  
ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（宇田 栄君）

次に、議案第120号について質疑はあり  
ませんか。

#### ○13番（田畑純二君）

この障害者自立支援法が施行されたことに  
伴い、こうあるんですけれども、障害者自立  
支援法の概要をこの際簡単に結構ですから説  
明願いたいと思います。

なお、またこの法律が施行されたことに伴  
い、日置市内の障害者にどんな影響を与えて、  
障害者の日常生活はどのように変わっている  
か。今まで新聞紙上、テレビ、いろんな問題  
を提起されて報道されているんですけれども、  
実際日置市の障害者にはどんな影響があるか、  
具体的に部長の方でつかんでおられる範囲内  
で結構ですから説明してください。

以上。

#### ○市民福祉部長（樋渡健郎君）

障害者自立支援法につきましては、これまで  
制度体系がばらばらであったものが、身体  
障害者の関係、それから知的障害者の関係、  
精神障害者の関係、こういった3障害の制度  
があったわけですが、この格差をなくするた  
めに今回このような障害者自立支援法といっ  
たような法ができてきております。

あと中身につきましては、課長の方から説  
明をさせます。

#### ○福祉課長（豊辻重弘君）

本年4月1日に障害者自立支援法が施行さ  
れまして、間もなく10月1日で本施行とい  
う段階でございます。ということでございま  
して、現在までの具体的な数値というものは、  
まだ把握している段階ではございませんが、

両者につきまして、当初これまでの利用度合いとしますと、ある程度利用控えと申しますか、そういうのも出ているなという状況は確かにございました。具体的な数字については現在まだつかんでおりません。

以上でございます。

**○13番（田畑純二君）**

だから実際の今質問を質疑したんですけれども、お互い日置市の障害者にどんな、実際この法律が施行されたことに伴い影響があるのか、あるいは影響されそうなのか、そして日常生活にどんな、こういうことによって変わってくるのか、そこら辺の答弁をもう一回お願いします。

**○福祉課長（豊辻重弘君）**

現在、本施行10月1日に向けては3月31日までと同様の暫定的な措置で移行しておりますので、内容的に受けられるサービスは変わっていないということでご理解いただきたいと思います。

なお、現在審査会等を開催しておりますので、これに向けて10月1日以降は受けられるサービスというのは当然変わってくる方が順に出てこられるということをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

**○18番（坂口ルリ子さん）**

今のこの自立支援法についてですが、私も本当に弱い者いじめの政治が強くなっていくということを感じておりますが、日置市、特に伊集院ですが、障害者の施設が多いんですね、ゆすの里、太陽の里、みどりの里、もういろんなのがありますが、まだほかにも吹上なんかにもあるわけですが、日置市内にこんな施設が幾つあって、何人ぐらいの人が入所しているのか。そして負担が、あれは応益負担というんですね、1割こう負担が多くなって、出なきゃならないというのが全国的に起きているわけです。だから本当に市役所の

福祉関係の方は目を光らせていないと、親子心中が起こった事件なんか全国にあるわけですよ。障害者を持った親が子供と一緒に心中したというような事件を目にします。ですので、施設の数やら入っている人数がもし、今わからなくても後でもいいんですが、わかったらお知らせください。

**○福祉課長（豊辻重弘君）**

施設につきましては、現在手元の方に一部しか資料がございませんので、また後もって正確な資料をお届けしたいということによりよくお願いいたします。

**○18番（坂口ルリ子さん）**

ちょっと今関連なんですけど、福祉関係というのは、この間石谷町であった老人ホームの施設の不正なんかもありますので、やはり福祉課というのは、お年寄り、障害者の大人子供を見守る原点で、地方自治法第1条にある住民の福祉、利益を守る立場で頑張っている。要望です、これは。

以上です。

**○議長（宇田 栄君）**

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

次に、議案第121号について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

質疑なしと認めます。

次に、議案第122号について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

質疑なしと認めます。

次に、議案第123号について質疑はありますか。

**○17番（梶 康博君）**

合併とは直接関係はないかもしれませんが

れども、合併当時、学校の統廃合については市長の答弁では想定していないということでございましたけれども、合併1年半にして、皆田小学校が廃校になるということでありますので、その経緯について、市長並びに教育長について伺いたいと思います。

皆田小学校については、学校も比較的新しいとも聞いておりますし、児童数は少ないとも聞いておりますけれども、地域の利便性は湯之元の町に近いという位置的なものもあるかと思っておりますけれども、この合併して初めての廃合ということでありますので、その辺について詳しい説明をしていただきたいと思っておりますし、また湯田小学校においては、その児童の収容能力についての施設等について十分であるのか。教育委員会では可決されたということでもありますので、十分であるかと思っておりますけれども、その施設等についての状況についても説明をいただきたいと思っております。

終わります。

#### ○市長（宮路高光君）

今ご質問の中で、合併を含めた中の論議の中で、学校の統廃合ということでございます。どういう論議があったかということでございますけれども、基本的にはこの統廃合につきましては自主的にやっていこうというのが合併の中で論議があったということで思っております。そのような状況の中でございましたけれども、昨年皆田小学校におきます、特にPTAの関係の皆様方が、やはりそれぞれいろんな団体協議を含め、いろんな環境の中で湯田小学校と一緒になりたいと、そういうお話が持ち上がり、このPTAの皆様方を中心的にいたしながら、また特に皆田校区のそれぞれ自治会を決め、連絡協議会、ここでも十分論議をしたと、そういう一つ一つの手順をとった中におきまして、私どもの方に行政の方に統合したいという一つの要望書をいただいたというのが経過でございます。

そのようなことを踏まえながら、いろいろと今後いろんな一般質問でもちょっと質問も出ているようでございますけど、通学の問題を含めて、特に受入体制としては湯田小学校ということでございましたので、ことしまた2つの校舎の増築も今発注をしておるところでございます。お話を聞きまして、湯田小学校、また皆田小学校のそれぞれの学年別の人員を把握した中におきましても、教室的には十分であると、そのように伺っているところでございます。

#### ○教育長（田代宗夫君）

今、市長の方で答弁があったとおりですが、もう少し具体的に申し上げますと、昨年度の12月の時点で通学区域の開示をしてほしいというような要望書も出されております。その後2月22日に、その間地域の方とはやりとりをずっと通しておりますけれども、2月22日におきまして統合に関する陳情書ということが提出をなされております。また、その後も地域のこの陳情書だけでなく、地域で本当にどういう論議がなされたのか、もっと具体的に話を詰めて今後の問題としても話をしてほしいということで、向こうに相手方に返したり、あるいは話を聞いたりしながら進めてまいりまして、6月20日に廃校と今度は要望書というのが上がってきております。したがって、地域の方々が、理由としましてはやはり同級生が少ないとか、あるいはスポーツ少年団の活動にしても、仲間がたくさんなくて、自分の好みの活動はできないとか、学業の面については少人数で大変いいということの理由も掲げてありますけれども、それから人数の少ない子供たちの中から中学校へ進んだ場合に友達が少なくなってしまうとか、そういう友達関係の問題、あるいは安全指導の問題、それらのことから、ぜひ湯田小へ統合したいということがありましたので、本日のような結果になった次第でございます。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

○21番（松尾公裕君）

皆田小が廃校になるということは、非常に残念な寂しい感じもするわけでありますけれども、一方やはり希望を持って前に進まなければいけないかなと思うのでありますが、何と言いましても、生徒たちが安心して安全な登校することが、まず第一であろうかと思いません。

また、学力は人間的にもやはり立派に成長していかなければならないと思うわけですが、小さな学校から大きな学校に、今約20人ですね、皆田小。湯田小は250人近くおりますね。10倍以上でありますけれども、その大きな学校に移るときに、やはり子供たちは萎縮するのではないかなという心配があるわけでありますけれども、例えば湯田小との交流ですね、いわゆる学習にしても、あるいは運動会にしても、近々運動会もありますが、そういった機会を得て交流をするという機会を設けたらいいのではないかなと思ったりもします。

それと、もう一つは、一般質問のときにも申しましたけれども、皆田小の先生を一人、来年この湯田小に配置するというのを申し上げたところでございましたけれども、そういう経過というのはどういうふうになっているのか。

それと、登下校のスクールバスというのは、もう絶対に不可欠でありますけれども、安心安全のために、このスクールバスはもう非常に、まずはこれを大事なことでございますが、登下校の安心のために、これの確認をしておきたいと思えます。

この3点お願いします。

○教育長（田代宗夫君）

第1点は、湯田小学校へ統合したときの子供たちの不安の解消という面からの交流はど

うかということですが、皆田小学校の方でも当然事前に湯田小学校とのそのような交流をしたいという申し出もありますので、当然そのようなことがなされていくだろうと思います。

第2点目の職員の配置の問題は、これは県教委がいたしますので、私どもも当然子供たちが湯田小学校に行って、安心して学習や運動やいろんなことができるようにするにはどういう配慮をすればいいかということについては、十分考慮してまいりたいと思っております。

第3点目のスクールバスのことについては、せんだって市長がお答えしましたとおり、そのような方向で今検討はしているというところでございます。

○21番（松尾公裕君）

交流がなされていくものというような感じの答弁でありましたけれども、そういう学校側に、ただ任せるだけではなくて、やはり教育長の方からそういう言葉をかけて、そして前向きにそういう交流もしたらどうかということの指導をしたらどうなのかと私は思うのでありますが、その点いかがでしょうか。

それから、県教育委員会のことであるから、自分たちの方は考慮するということではありますが、やっぱり積極的にこれは働きかけてもらわないと、考慮するだけではいけないと私は思いますが、その点、ご答弁をお願いしたいと思います。

もう一つ、これ市長にちょっとお尋ねをしますが、廃校後、校区公民館として住民票とか印鑑証明とか、そういうのをとれるようにできる、そういう館にするということではございますけれども、学校がなくなるというのは非常に寂しくなる、その地域がやっぱり寂れていくのではないかと。うちの方で高山小学校がそうございましたけれども、やっぱり地域が寂れていくということは非常に懸念をされるわけであります。そういう中で、市

長はこの廃校に当たって、どのような感じを持って、やっぱりその地域の振興ということも考えてもらわなければいけないと思います。そこら辺をどういうふうに考えておられるか。

以上。

**○市長（宮路高光君）**

それぞれの小学校区、今までもそれぞれの触れ合いの場ということで、それぞれの地域におきます大変大きな貢献をしたというふうには考えております。やはり今後それぞれの跡地を含めた中で、特にコミュニティー活動といいますか、それぞれの教育関係だけでなく、地区間を含めて、自治会育成を含めて、地域の皆さん方と一緒に交わりをする場、いろんな方策も含めながら、その館を中心として、みんなが行政だけでなく、地域民の皆様方も奮起していただく、そのような手立てを含めながら今後対策を練っていかねばならないことじゃないかなというふうに思っております。

**○教育長（田代宗夫君）**

学校との交流について、もっと教育委員会として積極的に働きかけてはどうかというようにございましてけれども、例えば予算を伴うものとか、人的な配置とか、学校同士でできない問題であったら、こちらでやるんですけれども、交流については、もう既に、もうかなり早い段階で学校としてもやりたいということだったので、それはもうぜひそういう交流を通してやってほしいということをお願いした程度で終わっておりますし、これはもう学校同士で話をすれば当然できることだと思っておりましたので、そのまま置しておきましたが、もし相手の学校の事情でその交流が難しいのであれば、こちらの方としても進めていきたいと思いますが、当然運営上の問題ですので、学校の校長同士で十分できると判断したから、特にこちらからこうせよ

ああせよと細かいところまで口出しをしなかったというところでございます。

**○18番（坂口ルリ子さん）**

私は、小さな学校がこうして消えていくことを悲しく思いますが、私も上市来小にいるときに高山小が、もう20年ぐらいですかね、廃校になりました。私は同じ東市来町の高山小の廃校、それからそのあとの子供たちの通学、そんなところを点検してメリットやデメリットがあったはずですが、そんなことをやっば皆田小にも生かして、皆田校区にも生かしていかないといけないんじゃないかと思うんですよね。

高山校区の人が本当に廃校になって、その校区の人がどう感じているのか。私は廃校になって高山の子が来るときには、もう転勤していなかったんですけども、それぞれ何か問題もあったんじゃないかということを感じますね。

だから、同じ町村で高山小が消え、皆田小が消え、ああその次はどれかというようなことがないように思うんですが、合併によるあれじゃないですけども、やはりむだ遣いをしないところがそんなところに出てきてはいけないし、この皆田校区のみんな決めてみんな賛成と言いますが、必ず反対者は何%かいただろうと思いますが、その反対者の実態とか、そんなのはわかってないですか。全員が賛成するはずないですもんね。それと、高山小の何年かを点検して、それを生かしてほしい。それは要望ですけど。

**○議長（宇田 栄君）**

坂口さん、教育文化の一応議員のメンバーでもありますし、付託の予定ですので、委員会所属ですので、委員会で質問していただければいいと思います。

**○18番（坂口ルリ子さん）**

はい。

**○議長（宇田 栄君）**

答弁は差し控えていただきます。

○18番（坂口ルリ子さん）

いいです、それなら。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第118号及び議案第123号は教育文化常任委員会に付託します。議案第119号及び議案第122号は総務企画常任委員会に付託します。議案第120号及び議案第121号は環境福祉常任委員会に付託します。

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を11時15分といたします。

午前11時04分休憩

午前11時15分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第17 議案第124号平成18年度日置市一般会計補正予算（第4号）

△日程第18 議案第125号平成18年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

△日程第19 議案第126号平成18年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第20 議案第127号平成18年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第21 議案第128号平成

18年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第22 議案第129号平成18年度日置市国民宿舍事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第23 議案第130号平成18年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第24 議案第131号平成18年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第25 議案第132号平成18年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第26 議案第133号平成18年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第27 議案第134号平成18年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（宇田 栄君）

日程第17、議案第124号平成18年度日置市一般会計補正予算（第4号）から日程第27、議案第134号平成18年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）までの11件を一括議題とします。

11件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第124号は、平成18年度日置市一般会計補正予算（第4号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億3,419万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ248億7,622万円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、災害復旧事業の予算措置のほか、人事異動に伴う人件費の補正、教育施設等の施設修繕の補正予算でございます。

まず、歳入の主なものは、市税の徴収見込み額の増によって9,944万円を増額計上いたしました。地方特例交付金で交付額の確定により3,221万8,000円を増額計上いたしました。

地方交付税では、普通交付税の交付見込み額の増により9億2,459万1,000円を増額計上いたしました。

分担金及び負担金では、農地災害復旧事業費分担金等の増により481万円を増額補正いたしました。

使用料及び手数料で、督促手数料等の増により30万3,000円を増額計上いたしました。

国庫支出金では、社会福祉費国庫負担金の制度改正の減額、公共土木施設災害復旧費国庫負担金、まちづくり交付金事業の事業費変更等により3,978万1,000円を増額計上いたしました。

県支出金では、民生費県負担金の制度改正の減額、農業費県補助金の新規採択等による予算措置のほか、農林水産施設災害普及事業費の増により2,971万4,000円を増額計上いたしました。

財産収入では、財産貸付収入の高齢者共同生活住宅貸付収入、各種基金等の利子収入、市有地及び公用車の売り払い収入の増により

433万8,000円を増額計上しました。

寄附金では、青少年育成のための指定寄附金として100万円を増額計上いたしました。

繰入金では、財政調整のための財政調整基金繰入金の減額、減債基金繰入金の減額、介護保険特別会計繰入金の増額により10億1,325万2,000円を減額計上いたしました。

繰越金では前年度繰越金の確定により5億9,545万3,000円を増額計上いたしました。

諸収入では、伊集院ドームネーミングライツ料等により540万3,000円を増額計上いたしました。

市債では、土木債の一般単独事業、地方特定道路整備事業、光栄住宅建設事業、災害復旧事業の追加配分、事業費確定等による予算措置のほか、臨時財政対策債、減税補てん債の確定により1億8,960万円を減額計上いたしました。

次に、歳出の主なものは、議会費で修繕料の組みかえ及び備品購入費の増額により8,000円を増額計上いたしました。

総務費では、人件費、財産管理費の工事請負費、基金積立金、賦課徴収費の土地評価時点修正業務委託料の増額等により4,761万円を増額計上いたしました。

民生費では、人件費、生活保護費の国庫支出金精算返納金等の増額等により8,174万7,000円を増額計上いたしました。

衛生費では、人件費、し尿処理費の工事費の増額等により290万7,000円を増額計上いたしました。

労働費では、負担金の増額により5万円を増額計上いたしました。

農林水産業費では、人件費、活力ある中山間地域基盤施設整備事業、サンライズかごしま茶経営確立支援事業、集落営農育成活動支援事業の追加採択等により2,101万

3,000円を増額計上いたしました。

商工費では、人件費の減額や商工会の合併協議会補助金等の増額等により113万5,000円を減額計上いたしました。

土木費では、人件費やまちづくり交付金事業、地方道路整備臨時交付金事業の事業費組みかえ、住宅管理費修繕料の増額、公営住宅建設の減額等により50万9,000円を減額計上いたしました。

消防費では、人件費や災害対策費の修繕料の増額等により643万5,000円を増額計上いたしました。

教育費では、人件費の減額や指定寄附金による備品購入費、小中学校の維持補修費、自治会建設等の補助金の増額等により1,798万4,000円を増額計上いたしました。

災害復旧費では、農林水産施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧費、公園災害復旧費の増額により3億5,808万9,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第125号は、平成18年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,944万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億7,231万7,000円とするものであります。

歳入では、療養給付費交付金の過年度分、国保給付準備基金利子、出産育児一時金等繰入金、繰越金の増額、保険給付準備基金繰入金の減額等により1,944万1,000円を増額計上いたしました。

歳出の主なものは、出産育児一時金、国庫支出金精算返納金等の1,944万1,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第126号は、平成18年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,406万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,667万3,000円とするものであります。

歳入では、繰越金4,406万6,000円を増額計上いたしました。

歳出の主なものは、施設管理費の工事請負費、基金積立金等の4,406万6,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第127号平成18年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,505万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,732万4,000円とするものであります。

歳入では、一般会計繰入金、基金繰入金、預金利子を1,505万2,000円増額計上いたしました。

歳出では、維持管理費の積立金、下水道整備費工事請負費等の1,505万2,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第128号は、平成18年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額を既定の歳入歳出予算のとおりとし、歳入歳出それぞれ4,463万1,000円とするものであります。

歳出では、維持管理費の委託料を減額し、火災保険料を増額計上いたしました。

次に、議案第129号は、平成18年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,056万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,686万5,000円とするものであります。

す。

歳入では、基金利子、繰越金の増額、基金繰入金の減額等により1,056万7,000円を増額計上いたしました。

歳出では、管理費の委託料、基金積立金、予備費を1,056万7,000円増額計上いたしました。

次に、議案第130号は、平成18年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ486万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,768万円とするものであります。

歳入では、繰越金を486万円増額計上いたしました。

歳出では、人件費の減額、予備費の増額等により486万円を増額計上いたしました。

次に、議案第131号は、平成18年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ175万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ742万3,000円とするものであります。

歳入では、繰越金を175万8,000円増額計上いたしました。

歳出では、基金積立金、予備費等の増額等により175万8,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第132号は、平成18年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ560万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,059万2,000円とするものであります。

歳入では、繰越金を560万9,000円

増額計上いたしました。

歳出では、基金積立金、予備費の増額等により560万9,000円を増額計上しました。

次に、議案第133号は、平成18年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ791万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,708万3,000円とするものであります。

歳入では、一般会計繰入金、繰越金を791万9,000円増額計上しました。

歳出では、公債費の起債元金の増額、起債利子の減額により791万9,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第134号は、平成18年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,503万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億8,143万1,000円とするものであります。

歳入では、国庫支出金の介護給付費負担金の減額、県支出金の介護給付費負担金、一般会計繰入金、繰越金等の増額により2億1,503万7,000円を増額計上いたしました。

歳出では、基金積立金、支払い基金交付金精算返納金、国庫支出金精算返納金、県支出金精算返納金等の増額により2億1,503万7,000円を増額計上いたしました。

以上、ご審議をよろしくお願いたします。

○議長（宇田 栄君）

これから11件について質疑を行います。

まず、議案第124号について質疑はありませんか。

○13番（田畑純二君）

補正予算の案について質問いたします。

私が所属します教育文化常任委員会に属する案件及び事項以外の件について、この場で質問しますので、担当部長と課長は答弁願います。

まず、この補正予算の説明資料17ページでございます。17ページの企画費、節7、節9旅費、企画管理費、日置市まちづくり研究会先進地研修不足分に伴う増額補正というようにありますけども、この日置市まちづくり研究会とはどんな会なのか。メンバー、活動内容、活動期間等、できるだけわかりやすく具体的に説明願います。

2番目、説明資料の18ページ、同じく企画費、節19負担金補助及び交付金、負担金、国際交流員招致事業費とありますけども、日置市には国際交流員が何名どこにいつまでいて、どんな活動をしているのか。また、国際交流員招致事業とはどんな事業か、わかりやすく具体的に説明願います。これは2番目。

3番目、説明資料の27ページ、老人福祉費、節28繰り出し金2,999万円、介護保険事業費とあります。なぜ今の時点で介護保険事業費として2,999万円繰り出し金として計上しなければならないのか、その理由をわかりやすく説明願います。これは第3点。

第4点目、説明資料の33ページ、し尿処理費、節の15工事請負費、単独事業320万円、し尿処理施設維持補修費320万円、タンク改修工事、管理棟解体工事とありますけども、このし尿処理施設はどこにある分で、どれほどの処理能力があるのか。また、これに関連して近々し尿処理の海上投棄が禁止されますけども、市としては今まで海上投棄をしていた分をどのように処理する予定であるのか、その対策もあわせて説明してください。

5番目、説明資料の34ページから

35ページ、農業振興費、この中で節8、11にかごしまの食交流展開事業、集落営農育成活動支援事業、認定農業者等担い手育成対策事業、男女で共に築く農業農村総合推進事業、農村シニア能力活用促進事業、それぞれ計上されています。この農業振興費として計上されているおのこの事業の内容をそれぞれ具体的にわかりやすく説明願います。

あと3つ。

6番目、42ページ、林業振興費、節19負担金補助及び交付金の中で、かごしま竹の里づくり事業、それから森のめぐみの産地づくり事業、とありますけども、これらの事業内容をできるだけわかりやすく具体的に説明してください。

それから、7番目、49ページの土地区画整理費、節13の委託料1,030万円計上されています。これで、どこの分で事業実施計画変更とはどんな計画をどのように変更するのか、できるだけわかりやすく説明してください。

最後、8番目、50ページと51ページ、街路事業費、この中でまちづくり交付金文化通り線事業変更に伴うもの、それから同じくまちづくり交付金事業伊集院総合運動公園事業変更に伴うもの、それぞれ計上されておりますけども、この事業変更とはおのこのどんな事業をどのように変更するのか、できるだけわかりやすく具体的に説明願います。

以上、8点、質疑いたします。

#### ○企画課長（富迫克彦君）

ただいまのご質問で、企画課の関係のことについてお答え申し上げます。

まず、説明資料の17ページのまちづくり研究会に関することでございます。

この組織につきましては、職員として採用されて15年以下の職員を対象に自主的な研修をするという組織として職員に公募をいたしております。その結果、14名応募がござ

いました。で、活動としては、その14名のメンバーでどういうテーマについて政策的に協議をするかということによってそれぞれ議論をしまして、結果として行財政改革に関すること、それから福祉に関して、とりわけ少子化問題に関することについて2つの部会に分かれて調査研究しましょうということで活動しております。で、今職員の間にもその研究会のメンバーを中心に、職員の皆さんにもいろんなアンケート調査を実施したところでございます。

任期については基本的に2年間ということで採用しております。当初予算の中では2年間の任期でございますので、最大20名まで応募を受け付けるということで考えておりましたので、当初予算の旅費の中では、事務局を含めて11名分予算を計上してございました。結果として14名ということでございましたので、2部会とも今年度中に研修に行きたいということがございましたので、不足する5名分を追加をさせていただいたところでございます。

それから、国際交流員の関係につきましては、現在、東市来支所にキムさんという女性の方、本年度配置されております。それから吹上支所にマレーシアからザカリアさんという方が昨年度から着任いたしております。任期といたしましては、毎年更新しまして最長3年間ということになります。活動の内容といたしましては、地域での国際交流を深めるために生涯学習講座の開設、韓国語とかの講座とか、そういったもの、また地域から要望があれば出向いて行って文化交流をいろいろ紹介したりするということ、それと料理の講座でありましたり、そういったものを取り組んでおります。それと、小中学校の中でも総合学習の時間に学校と連携をとりながら子供さん方との交流を進めるということ。それと県下にほかにも交流員が配置されております

ので、南薩の方の交流員の皆さんと連携しながら、世界料理講座とか、そういった活動をこれまで取り組んでいるところでございます。以上でございます。

#### ○介護保険課長（久富木盈君）

介護保険の繰り出し金の2,990万円ですが、介護保険の運営で地域包括センターの設立の準備に向けて委託料、これはシステムソフトウェアネットワークの構築で846万円増額補正をお願いしております。

それから、備品の購入1,200万円ほどお願いしております。これらの増額の補正の分でございます。よろしく申し上げます。

#### ○市民生活課長（桜井健一君）

し尿処理費のことについてお答えいたします。

この工事費につきましては、場所では言いますと大田地区にありますし尿処理施設、し尿の液肥化を行っている施設でございますが、ここの施設を改修する計画でございます。

ご指摘のありましたように、伊集院地区と、それから日吉地区の現在し尿は海洋投棄を行っておりますけれども、これは日吉地域分につきましては、いちき串木野衛生処理組合の方に今後処理をお願いするということでお話し合いをさせていただいております。大体地域の住民の方々のご了解もいただきまして、実際今経費の打ち合わせ等をしているところでございます。

それから、伊集院地域の分につきましては、始良郡西部の衛生処理組合の方と現在交渉させていただいております。ここは7月20日でしたか、地区の住民の方々と私どもとの話し合いもさせていただきまして、つい先日、5日の日にも事務局との打ち合わせ等をさせていただいております。まだ地区の住民の方々との話し合いをこれからまだ続けていかなければならないかというふうに思っております。

で、この事業費につきましては、当初これらの衛生処理組合等にし尿を持っていく場合に、向こうの処理能力の関係もありまして、一時こちらにタンクをつくって保留をしておかなければならないと。直接集めたものを直接持っていくということではできませんということでしたので、一応これらのし尿を一応伊集院の方で処理をしておくためのタンクが必要ということで、そのタンクの改修費で今回320万円計上させていただいております。

以上でございます。

#### ○農林水産課長（熊野一秋君）

資料でいいますと、34ページから35ページの農業振興費になりますけれども、5つの事業についての内容ということでございます。この5つの事業ともソフト事業というようなことであります。

まず初めに、かごしまの食交流展開事業でございますが、この事業につきましては、食の現状を見直しながら、食文化の伝承、それから食の安心安全の確保の学習を通じまして、子供たちとか、それから消費者に食育の場を与えるということであり、それから学校給食への地場農産物の活用ということで、これが主な事業の目的となっております。

それから、集落営農育成活動支援事業ですけれども、先月の24日から今月の6日にかけて、4地域におきまして品目横断的経営安定対策事業についての説明会を開催したところであります。今回の説明会については、議員の皆様方からたくさんご出席をいただきましてありがとうございました。

説明の中で、ある程度は把握されているかとは思いますが、この集落営農の事業につきましては、事業主体が市でございます。そうした中で、今回各集落、あるいはまた認定農業者を主体としまして、推進を図る上で、本年度東市来地域の田代地区、それから日吉地域の吉利地区、この2つの地区をモデル地

区として指定しております。で、この事業で、このモデル地区を主体としながら、農村集落の高齢化対策とか、あるいはまた集落営農の取り組み、そういった中でアンケートの調査なり、あるいはまた規約の制定、そういったものについて随時指導体制というものをとりながら、この2つのモデル地区を重点的に指導をし、そして今後5年、あるいは10年後の将来を見据えた中で、この集落営農、高齢化対策として集落営農の推進というものを図っていききたいという内容の事業でございます。

次に、認定農業者等の担い手育成対策事業ですけれども、この事業につきましては、担い手農家に対しまして認定農業者への誘導、あるいはまた、認定農業者の経営安定の支援体制、そういったものを図っていくといった目的でございます。支援策につきましては、経営改善の支援とか、あるいはまた認定農業者、担い手農家に対しての情報の提供、あるいは逆にまた収集、そういったものを進めていきたいと。それからまた、担い手農家に対する経営相談の活動、そういったものを主体としながら、この事業を展開してまいりたいという内容でございます。

次に、男女で共に築く農業農村総合推進事業ですけれども、この事業につきましては、認定農業者の女性を対象とした事業でございます。女性の地位向上を図るために技術研修とか、あるいは子育て期における育児の悩み相談、そういった相談を置きながら、農業と子育てが両立できる支援体制というものを本事業でもって推進してまいりたいというふうに考えております。

それから次に、5番目、5つ目の事業になるかと思うんですが、農村シニア能力活用促進事業であります。これは高齢農業者を対象とした事業でございます。高齢農業者の組織づくり、それから高齢者が持っております能力活用の推進、あるいは高齢者グループによ

る担い手農家に対するいろいろと昔ながらに持っている技術、特技、そういったものの支援、それから地場農産物を利用した農産加工販売の活動とか、それからまた子供、消費者との交流促進、そういったものを主体としながら活動を展開していきたいといった事業でございます。

以上が農業振興費における5つの事業の内容でございます。

それから、42ページの、まず、かごしま竹の里づくり事業でございます。この事業につきましては、早掘タケノコのブランドの推進、あるいは未活用竹林の整備、そういったものを図っていくための事業でございます。

当初予算で一応この事業につきましては計上済みですけれども、受益面積で1円負担といった面積でしたが、今回1.2ヘクタール、まあ0.2ヘクタールの面積の増ということに伴う補正でございます。

事業の内容につきましては、事業主体が農事法人組合のさつまファーム、そして事業箇所につきましては、伊集院地域の上神殿地区となっております。この事業の内容につきましては、伐竹から土どめ、そして肥料散布までに至る事業の作業手順と、工程となっております。

次に、森のめぐみの産地づくり事業でございます。これは日置地域の日吉地域の緑竹会、受益戸数で35戸、面積で4.6ヘクタールでございます。この緑竹会が緑竹の品質保持、それからまた輸送体制の整備を図るために低温貯蔵庫を導入したいという事業でございます。

この日吉の緑竹会につきましては、昨年の5月に県の農林産物の認定を受けておりました、本年度一応5月の16日にまた再認定を受けたところであります。やはり緑竹のブランド化を進める上で、どうしても品質保持というのは欠かせないということから、

非常に時期的には7月から9月までがピーク時というような中で、生花用、それから加工用、両面でもって出荷体制をとっているわけですけれども、今回この低温貯蔵庫を2台設置することによって、生花用なり、あるいはまた加工用の品質保持、あるいは技術体系というのが確立できるというようなことでございます。

以上でございます。

#### ○都市計画課長（外園信夫君）

49ページの委託料、投資的委託料でございます。1,030万円でございます。土地区画整理事業実施計画変更書類作成に伴う増額補正ということでございますが、これにつきましては、徳重地区の土地区画整理事業の分になります。

国の補助を受けまして事業を進捗しております関係で、事業の実施計画を策定いたしまして、これを逐次変更しながら事業を進めてきております。当初、昭和62年の11月に作成いたしまして、国の承認を63年2月にいただいております。

この事業計画を平成5年、平成8年、平成11年、平成15年、平成17年という形で事業の実施の計画を変更してきております。17年につきましては、日置市に変わった名称変更だけでございまして、新たに今年度最後の補助の実施期間が昭和60年から平成19年ということで計画をしてございます。これにつきましては、最後の年度になりまして、あとまだいろんな事業関係が19年度以降の残事業といたしまして14億円ちょっとぐらいの事業費が残るものですから、そこらの進捗を図るために事業計画を再度最終的な変更になってくるとお思いますけれども、変更いたしまして、変更するための書類を作成するための委託でございます。

続きまして50ページ、51ページでございます。

まちづくり交付金事業の街路事業から公園事業への振りかえの形を一応とらせていただくということでの変更を今回お願いしてございます。

まちづくり交付金事業につきましては、いろいろ公営住宅、道路整備、集会施設の整備、それから健康増進施設——総合運動公園になりますけれども、これの整備といった、そういった形の整備をしてきておりますけれども、この中で街路事業の文化通り線につきまして180メートルを整備するというので今予算を措置していただいておりますけれども、これにつきまして、交差点等の協議、それとあと都市計画の決定の変更、こういったところで少し事業といたしまして手続的にちょっとおこなっている面がございまして、同じまちづくり交付金事業内の総合運動公園の園路の整備、こちらの方に予算を回しまして、全体の事業としましては変更ない形でまちづくり交付金事業を進めるということでの今回変更としてお願いしてございます。

以上です。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

○16番（池満 渉君）

総務委員会に幾らか重なる部分でございしますが、基本的なことだけ1点お伺いしておきます。あとは委員会でお尋ねをいたしますが、市民税、いわゆる個人の市民税、市税が9,100万円ほど増額ということでありませう。これについては、増額されて37億1,300万円ほどになりますけれども、恐らく以前説明がありました18年度からの定率減税などの大幅な廃止による増税の部分だろうと思います。

さきの議会において、執行部の方からはおよそ3億円ほどでしたでしょうか、増収が見込まれるというような答弁もございましたが、この中で65歳以上の高齢者の方々、特に年

金の控除の額が引き下げられたというようなことでの影響がある方が多いと思いますけれども、65歳以上の高齢者の納税義務者がこれまで何名ぐらいいて、その方々が何名ぐらいになったかというのがわかればお示しをいただきたいと思います。薩摩川内市では2,447名だったのが、およそ倍増の4,839名になったというような数が出ているようです。

それから、もう一つであります、この定率減税などの影響は、恐らく高齢者だけでなく、さまざまな市民の方々に影響があると思います。また市町村合併によって地域、特に周辺部の方々がやっぱり疲弊をしていくというようなことも言っておられますけれども、この日置市内の地域の経済というのを見ておく必要があると思います。単純に日置市民の収入が増えて豊かになって、その上での増収ということであればいいですけれども、三位一体改革の一環としての、いわゆる所得税の率を下げるけれども、住民税については率を上げていくというような、いわゆる率の改定増税によつての増収部分でありますので、実際にそれでは市民生活はどうなのかという意味で、日置市の市民の方々の課税調書に出てくる金額、いわゆる日置市の市民が稼ぐ額ですね、全体が稼ぐ額というのがおわかりになればお示しをいただきたいと思います。平成16年はわかりませんか、16年度分が17年に大体出てくるわけですので、17年、そして18年、ことし出てくる課税調書、これは17年、昨年度の分が確定申告も終わっておりますので、そこら辺が出てくるだろうと思います。日置市全体の市民が稼ぐお金といったようなのが幾らぐらいになるのかということをお示しをいただきたいと思います。

○税務課長（瀬川利英君）

池満議員のご質問に答弁いたします。

1番目の年金の関係かと思いますが、

人数の方で申告納税していただいておりますけれども、1,541名が2,733名というふうな数字になっております。

それから、2番目の方の課税状況調べというふうなものがございましてけれども、その中で稼ぐ額というふうなことで水揚げ額というんでしょうか、給料の例えば総額、あるいは売上げの総額というふうな部分については、ちょっと今ここに手持ちがございません。

それから、いわゆる経費を差し引いた所得額については、計算ができあがっておりますのでお答えしておきたいと思っております。総所得の方で、平成17年度が484億9,700万円。平成18年度の方で498億2,400万円。平成18年度が498億2,400万円というふうな形で少し増えた形になっておりますけれども、本市の所得の場合には、その85%程度は給与所得者の所得でございまして、それにつきましては、前年比で対前年比98%ということになりますけれども、給与所得者の方については所得が下がってきているようなことがあらわれております。

以上であります。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

○18番（坂口ルリ子さん）

3点ほど質問します。

説明資料の22ページ。私もこれ見てびっくりしたんですが、たしか大田ふれあい館というのはもうなくなったはずですよ。大田ふれあい館にこれを出された人は行ってみられたのか。ふれあい館の看板はおろされて、大田下公民館となっております。それであるこの雨漏りがした屋根を250万円修理するという事になってはいますが、3点について、まず大田ふれあい館というのはなくなった。私は議員になって、一番初めは大田隣保館でした。次はふれあい館、そして大田下公民館に変わっております。同和行政地方改善対策

は解消したはずですが、このふれあい館の屋根の修理を250万円もかけてするということは、どこの市内にある公民館の屋根が雨漏りしたら、全部市費で持つのかということになるんですね、これに250万円使ったら。だって、ここはもう大田下公民館になって、館長もいなければ、役場職員も3月までは常駐していましたが、いません。もとは地方改善対策費として県から700万円、そして合計職員の給料からあわせて1,300万円という金が使われていたのが、今度はもうゼロになって私は万歳をするぐらいうれしかったんですね。毎回これはむだ遣いだから解消せよ解消せよというのに、なかなか解消しなかった。それがここでふれあい館がまた持ち上がってきて、これ何たることぞと思うわけですが、そこをふれあい館の名前、それから水漏れの250万円は高いんじゃないか、それからここをもしこれでするんだったら、日置市内にあるたしか200を超える公民館があるはずですよ。そこの屋根の水漏れがあったら、全部市費でするのかということですね。これは絶対に問題だと思います。

次、29ページ、これはちょっと私も自身がなくて言うわけですが、29ページにレセプト審査何とかというのが出てくるんですが、レセプト点検審査料の、三角ですから残が27万円ですか。レセプト審査の方からちょっと、「あら、きょうは何で」って言ったら、「今月は私はお休みです」って言うんですね。「来月は別な人がお休みです」と。何でそんな月別によって交互にお休みがあるの。1カ月休むということは、その人の生活にも影響が来るのにねと私は思ったわけです。ことしから初めてだそうです。今までは4月にスタートしたら毎月仕事があったのに、交互に1カ月ずつ休むようになったと。そんなことが私は許されないんです。それも説明願

います。

それから、53ページに住宅管理費というのが28節、そこは丸ごと説明願います。

それから、議長、117号は別にするんですね、質問は。新築何とか……

○議長（宇田 栄君）

それは別です。一般会計だけです。

○18番（坂口ルリ子さん）

そのときにします。

今の3点です。

○議長（宇田 栄君）

休憩とりましょうか。ここでしばらく休憩いたします。次の会議を13時といたします。

午後0時06分休憩

---

午後1時00分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○市民生活課長（桜井健一君）

お答えいたします。

大田ふれあい館の雨漏り工事の件でございますが、まずはお断りしておきたいんですが、これは以前からありました地方改善対策事業、隣保館の運営事業、こういうものを復活継続してやろうということではございません。大田ふれあい館につきましては、平成15年に名称を条例上変更してございますけれども、これはまだ市の行政財産でございまして、昭和55年に建設をしましたときに国から補助金をいただいております。で、この補助金等に係る予算の執行適正化に関する法律——適正化法といいますけれども、これにかかわりまして、用途を廃止して、隣保館として使わないのであれば、まだ半分ぐらい、これはコンクリート製でございますので、耐用年数50年でございます。まだ半分ぐらいは期限が残っていると。ですから、そういう目的で使わないのであれば、その補助金を返納しなさいというような指示がございます。ですから、そ

の辺につきまして、今県の人権同和対策課、国の方では厚生労働省の方の所管になりますけれども、私どもとしては事業廃止ということでもありますけれども、また福祉的な施設としては今後活用していくというような形で厚生労働省の方と協議をしております。こういう協議が整ってから所管がえというような形にはできるかと思っておりますが、現在のところ、まだそういう形で交渉中でございますのでご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○福祉課長（豊辻重弘君）

生活保護総務費の委託料の中で、レセプト点検委託料の減額補正についてお答えいたします。

今回27万9,000円ほど減額ということをお願いしておりますが、これにつきましては、本課のレセプト点検につきましては、民間の会社の方に委託をしているという状況でございます。

そういうことで、その委託に当たって、一日当たりの単価の引き下げを本年度お願いしたということで、1点目が単価を引き下げてもらったということでございます。

2点目が、去年は新市になって1年目ということで実績ありませんでしたので、ことし現在、昨年度の実績を踏まえての日数の委託日数の減ということもありまして、その2点で減額補正ということをお願いしております。

なお、一月行って休むということにつきましては、直の雇用形態ということでございまして、本課については委託ということで、それについては関係ないということをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○土木建設課長（樹 治美君）

住宅管理費のことについて説明申し上げます。主なものにつきまして申し上げます。

11節需用費の修繕料、これにつきまして

は八久保住宅団地の共同テレビアンテナ、これが耐用年数をかなり経過しているということで、そのアンテナの配線の修繕ということでございます。

あとは、今後見込まれるであろうという公営住宅の修繕料をちょっと追加をして補正してあるということでございます。

それから、その下の施設維持修繕料、これにつきましては、福泉団地、書いてありますとおり、団地の舗装の修繕、湯之浦団地ののり面災害復旧、これにつきましては、7月の豪雨で団地内の裏手の土手が崩れてきておりますので、ここののり面の復旧、それから緑ヶ丘の団地ぬれ縁の張りかえ、これも耐用年数がかかり過ぎておりまして、そのぬれ縁の板の張りかえと、それから住宅内の床板等の張りかえと、修繕ということでございます。

それから、28節の繰り出し金でございますが、これにつきましては、住宅新築資金の貸付事業、これの繰り上げ償還に伴う補正ということでございますが、新築で5件、改修で1件、土地の関係、宅地取得ですね、これが1件ということで、これに伴う繰り上げ償還分を住宅新築資金貸し付け事業の方に繰り出しをするということでございます。

終わります。

#### ○18番（坂口ルリ子さん）

大田ふれあい館のことですが、あそこにふれあい館という看板は消えております。行ってみられたでしょうか。大田下公民館という看板に変わっているんです。だからだれだってそこをふれあい館と思わないわけですよ。だけど、市でつくった、そういう鉄筋のあれだからと思うんですが、雨漏りの修理でしょう。それに250万円というのは高いんじゃないかと思うんだけど、もう見込みです、どんなあれで250万円と積もられたんでしょうかね。

そして、これはこの公民館だけのことで

よね、ほかの公民館が雨漏りがしたら修理するようなことはないですね。

#### ○市民生活課長（桜井健一君）

お答えいたします。

あのふれあい館につきましては、2階の上の屋根の方が全面防水のシートが張ってございます。で、その一部分がはがれまして、今回あのようになっているわけですが、いろいろ建築の方とお話をさせていただきまして、どういう方法が今後一番いいかということも検討しまして、ウレタンの方で一応全面塗った方がいいというような形で教えていただきましたので、そういう工法をとって、今後長く使えるようにしたいということで、この工法をとっております。

で、ほかの公民館につきましては、当然そういうことは、これは今そういう先ほど申し上げました適正化の関係もございまして、まだ市の行政財産という形となっておりますので、今回こちらでやるということでございます。そういうふうにご理解いただきたいと思っております。

（「坂口さん、あとは委員会でやったらどうですか。ここは本会議。」と呼ぶ者あり）

#### ○18番（坂口ルリ子さん）

ここは教民だけ。（「いや、委員会に付託されるから本会議で問題点やらいいけども、1回でやったら、あと問題点を出したから、それ全部委員会でやればいいんですよ。2度も3度も繰り返すのは時間のむだですよ」と呼ぶものあり）何ですか。私は知りたいから言っているんですよ。自分の委員会じゃないですから。（「委員会……」と呼ぶ者あり）

#### ○議長（宇田 栄君）

じゃあ、坂口さんどうぞ。言ってください。

#### ○18番（坂口ルリ子さん）

いやですね、質問にもあちこちからクレームがついて、私の質問をするなというような

ことをあちこち聞くと、本当に悲しいですね。

大田公民館となっていますから、そのうちには大田公民館に払い下げになるような方向になるかと思えますけれども、やはり今までが納骨堂の修理代を150万円出したりしていましたので、やはりここ辺は考えていかなきゃならない。

次、レセプト審査のことですが、働いている人の労働を考えればあれですけど、1カ月休みというのは何か決まりの法則みたいですので、私はことしが始めて、毎年休むようになったのはと聞いたからそんな質問をしたんですが、大体わかりました。

それから、この新築、土木課長のこの答弁ですが、新築何とかというのは、これは同和部落にあるあれじゃないですかね。そうでしょう。それに766万円手出しするという意味でしょうか。ちょっと。本当は117のところでもう一回質問しようと思いましたが、そこを理解したら、もうそこはやめますので。

まだね、伊集院町にも残っているし、日吉町にもあるわけです。あと何戸ぐらい、何件ぐらいの人が滞納してお金が残っているのか、そこがわかっていたらお答えください。

#### ○土木建設課長（樹 治美君）

今おっしゃるとおり住宅の貸し付けの関係です。これは元金に対する償還ということになりますから、補助ではない。

それと、あと償還の計画のことです。まだ残っているのが伊集院で14、それから日吉で8ということになっております。

以上です。

#### ○18番（坂口ルリ子さん）

はい、もういいです。

#### ○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

#### ○14番（西園典子さん）

私は、行財政改革という視点で、この補正についてちょっとお尋ねしたいと思います。

先ほどアクションプランが私どもにも示されました。それによりますと、今年度も含めて5年間で22年度まで、約50億円を削減して健全な財政運営をしていきたいという案が出されております。そして望むべきは190億円ぐらいまでもしていきたいというふうになっておりますが、この補正もやはり今年度も含めてその流れの一環であるべきであるというふうには私は思ってこれを見ているわけでありますが、そのようなこのアクションプランとの整合性、そういうものが、それがちゃんと生かされているのかどうか。また生かしたならば、どの辺でどのような形で具体的に生かされているのかということをお尋ねしたいと思います。

#### ○財政管財課長（福田秀一君）

向こう5年間かけて一応適正希望な総額を220億円前後ということで一応想定をいたしまして予算編成をしているところでございます。これは当初予算の一応ベースでそういった額を想定をしているわけでございますけれども、今後どのように圧縮していくかということでございますが、それにつきましては、普通建設事業費、それと先日ちょっとお話をいたしましたけれども、補助金の関係、運営費補助、もちろん物件費はもう当然でございますけれども、こういったのを精査して執行していきたいということでございます。

補助金等につきましても、18年度で一応もう精査をしまして、19年度予算に、ある程度は反映させていきたいと考えているところでございます。

#### ○14番（西園典子さん）

今年度、今この補正では、今のお答えによっては、ちゃんとどこに生かされているのかというのを私はお尋ねしたかったんですが、今のところは生かしては余りないというふうな受けとめてもよろしいのでしょうか。

#### ○財政管財課長（福田秀一君）

今回の補正予算で5億円余りの追加でございますけれども、この多くが災害関係でございます。そういった関係で、若干ふえておりますけど、考え方としてはそういう考え方は予算編成はいたしているところでございます。

**○14番（西園典子さん）**

内容が災害関係が中心だと、そこは十分にわかっておりますが、やはりその整合性を持って一挙にということはなかなかできない。だけど、やっぱりいろいろと厳しいような中、きちっとできるだけこのアクションプランが絵にかいたもちにならないように努力しようという気持ちを今後も持っていただきたいというふうに思っておりますが、その辺はどんなふうにお考えでしょうか。

**○財政管財課長（福田秀一君）**

そのようなことは十分念頭に置いた予算編成をしていきたいと考えております。

**○議長（宇田 栄君）**

ほかに質疑ありませんか。

**○6番（花木千鶴さん）**

1点お尋ねをいたします。

先ほどから障害者の自立支援法の関係のことがちょっと出ていたりしましたが、補正に少しかかわってくるのと、時期的なものもありますので、1点だけお尋ねをしたいと思っております。

生活支援事業が10月1日から本施行ということで、いろいろ変わってくるわけでございますけれども、ここにも予算のところでは計上されていますが、この地域生活支援事業の公務というんですか、6月議会の段階ではまだ国の方針も見えていないということで、市の方針もまだどうなることやらということでしたが、もう9月でございますが、本市の今後についてどのようにお考えなのかをお示しいただきたいと思っております。

**○福祉課長（豊辻重弘君）**

地域生活支援事業の本市の運営につきまし

ては、きょう現在、まだ結論を出しておりませんので、また先行き見えてきましたら、またお伝えさせていただくということでもよろしくお願いいたしたいと思っております。

**○6番（花木千鶴さん）**

先ほどからも質問に対して10月から本施行になるということは出ているわけですよ。で、きょうはもう9月の何日ですかね、もう数日すれば本施行に入るわけですよ。で、これは施設に入っている人は施設の事業については5年間の猶予があるということもあつたりしますので、それほど動いてはいかないんですね。ただ、在宅になっている人にとっては大変事業が変わっていくということで、これまで使っていた事業が使えなくなる。10月1日からの改革は、この在宅でいる障害を持っている人たちの生活に非常に大きな影響が出るというのが、この10月からであります。で、その在宅になっている人たちのサービスがどうなるかというのが、この地域生活支援事業になるわけです。本市がまだこの時点で方向が決まっていないというのは、非常に問題なのではないかというふうに感じるわけです。

鹿児島市の方は、もうこの事業に対する説明会が事業所に対して行われるようになっていくと聞いております。10何日だったでしょうか。で、本市のこれから10月以降のもう本施行に向けてはまだ決まっていないというのは、非常に不安になるわけですが、課長、その辺のところではいつぐらいまでに本市の説明会をして、で、当事者の人たちに周知していこうと、その辺の計画すらまだ立っていないのですか。

**○福祉課長（豊辻重弘君）**

これにつきましては、もう間もなく、ここ近日中に当然決定して周知もしていきたい。具体的に手話通話とか、そういうところを当然やっていきたいというふうには、骨格的な

ものは現在も当然持っております。

以上でございます。

#### ○6番（花木千鶴さん）

もう以上の質問で大体まだ準備ができていない、戸惑っていることはよくわかるんですけども、それ以上に当事者の人たちは不安になっているわけですよ。何人も課長のところには、窓口にはどうなるんですかと、当事者であったり事業所であったり、聞きにくると思うんです。で、それが今のような答弁では、本当に不安になるわけですし、その辺のところを十分に考慮して——考慮してというよりか、もう遅いわけですから、もう速やかにその辺のところは整えて、10月1日に備えていただきたいと思えます。

以上で終わります。

#### ○27番（佐藤彰矩君）

1点だけお尋ねいたします。

資料の47ページ、15節の工事請負費の中で、城之町上伊作田線の流末排水路の改修で、増額補正で860万円という高額な補正が組み込まれておりますけども、この説明をお願いいたします。

#### ○土木建設課長（樹 治美君）

この場所につきましては、東市来の県道の江口長里線ですか、高速道路の下にちょうど市道の方から流末の水路が流れてきております。それが7月の豪雨でかなり深いところに入っているんですけども、そのヒューム管だろうと思うんですけど、ちょっと物が引っかかって排水ができなくなっているということで、県の方で仮設の開渠の水路が入れてあります。

で、今回県の方が県道の下に入っている暗渠の改修をするということで、この際、市の方も一緒にあわせてやったらどうかということの話がありまして、今回このようなお願いをしているということでございます。

#### ○27番（佐藤彰矩君）

事業の内容はわかったんですけど、要は単独事業ということで、非常に1億860万円、ほかの事業もあるかもしれませんが、多額な予算を組まれているわけでございます。というのは、いつも市長は有利な国県の補助事業を見つけて事業をやりたいというのを口癖みたいに言ってらっしゃいます。ところが、この1億860万円というような高額な単独というこの事業ですね、今後このような高額な単独というものを控えながら、なるべく国県の補助事業を見つけて事業をやるというのが必要じゃないかという気がいたします。その辺について、この県と市長の今後のこの補助事業に対する考え、その辺についてお尋ねいたします。

#### ○土木建設課長（樹 治美君）

もう一回お答えします。

これは、この事業につきが860万円の事業でございます。当初の規定では1億円持っておりましたから、見込みでこれを足して1億860万円ということになります。

ほかの事業につきましては、別途60万円というお願いでございます。

#### ○市長（宮路高光君）

私の方からお答えいたしますけど、今までに単独は極力しないということでございますけど、この1億円というのは4町にまたがった形の今までのそれぞれの維持補修を含めた中で予算計上しているわけでございます。

基本的に今回、今この事業内容もございませうけども、今後の単独問題につきましては十分見直しもしなきゃならないと思っておりますけど、この860万円、私も現場に行きましたけど、災害関係、特に表面の側溝をつくるんじゃなく、恐らく五、六メートル下を暗渠でしていかなきゃならない。今、今回これだけつぎ込まなければ県がしている一つの県道の掘削がございましたので、これは災害等を含めた中でやむを得ずこの事業を行っていく

なければ排水関係ができないというところ  
ございましたので、ご理解していただき  
たいというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

○27番（佐藤彰矩君）

県がやっている事業の市の負担金という  
ことで理解すればいいんですか、これは。

○市長（宮路高光君）

さっきの中で、これは市道なんです。市  
道の分のところと県道とつながっている  
ものですから、県は県で県道の部分を  
やりますけど、市道の部分におきます  
排水ということでご理解いただきたい  
というふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

○25番（谷口正行君）

2点だけ伺っておきます。

説明資料の15ページの財産管理費の中  
の説明が修繕であります。本庁舎臨時  
的修繕ということで50万円組まれて  
おります。これ臨時的ということであ  
りますので、応急的な処置なんだろう  
と思えますけれども、これは今後また  
どういった修繕が必要なのか、そし  
てまた、いつごろどのくらいの規模  
の修理が必要なのか、ちょっとこれ  
伺っておきます。

それと、64ページの文化振興費の中  
の委託料がございますが、これは新  
規なのかなと思えますが、市町村に  
よる青少年劇場ということでありま  
す。東市来と吹上ということであり  
ますが、これはどのような形のも  
ので、またどこに委託するのか、ま  
たその目的はどういったものなの  
か、ちょっと伺いたいと思いま  
す。

○財政管財課長（福田秀一君）

財政管理費の修繕料の関係でござい  
ますが、臨時的に修繕をいたしました  
ところが、4階の部屋でございま  
すが、屋上から排水のド

レーンが下までおりております。そ  
のパイプの方が老朽化しまして、そ  
こから雨漏りをいたしておりました。  
そこを修繕をいたしております。そ  
れと、庁舎の1階の西側の入り口、  
それと正面の入り口、西側の方は手  
すりをつけてございます。これも住  
民の方から要望がございまして、雨  
の日に滑るということで手すりをつ  
けております。それと、正面の方  
がタイルの方がはがれてまいりま  
した。その修繕。そういった想定を  
していなかったものを修繕いたしま  
した、その分を計上させていただきます  
しております。

今後ちょっとまだ雨漏りの修繕の  
関係でパイプのところ修繕終わって  
ない箇所がございます。そういった  
ところも想定して今回追加計上を  
させていただきます。

○社会教育課長（神之門透君）

文化振興費の青少年劇場への委託  
料についてお答えいたします。

市町村による青少年劇場は毎年行  
っているわけですが、委託先は各劇  
団に委託をいたしまして、各地域  
の小学校で東京とか大阪とか、そ  
ういうところから劇団を県が各市  
町村に紹介をしていくことになって  
おります。

伊集院と日吉につきましては、日  
吉が6月10日、伊集院が11月12  
日でしたか、既に決まっておった  
んですが、今回東市来10月6日、  
吹上11月16日の追加の内示が  
ございましたので、今回両地域にお  
いても行おうとするものでありま  
す。

終わります。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

次に、議案第125号について質疑  
はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第126号について質疑はありませんか。

○13番（田畑純二君）

議案第126号、この補正予算の説明書の78ページの基金積立金4,269万2,000円、青松園運営基金積立金になるんですけども、なぜ今この時点でこれだけの積立金を計上しなければならないのか、その理由をひとつお知らせください。

○市民福祉部長（樋渡健郎君）

お答えいたします。

平成17年度の決算が出まして、その歳入歳出剰余金が出たわけでございます。そういった形で、その剰余金の一部をここに積み立てをするものでございまして、今までの積立金が872万4,000円ございましたので、今回の分とあわせまして5,141万8,000円程度の基金積み立てになると思っております。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

次に、議案第127号について質疑はありませんか。

○1番（出水賢太郎君）

説明資料の方で行きます。79ページなんですけど、歳出の方で一番下ですね、1目13節下水道整備費の委託料として、つつじヶ丘団地の公共下水道追加基本構想策定業務委託ということで241万5,000円となっておりますけれども、前回6月議会で、私はつつじヶ丘団地の下水道の問題については一般質問でさせていただいたんですが、これの概要、どういう業務委託をされるのか。

それと、もう一点、平成13年だったと思

うんですが、旧伊集院町の方で、このつつじヶ丘の下水道の問題については同じような調査をしていると思います。そことどう異なるのか、どういった追加項目を調べていくのか、その点をお示しいただきたいと思います。

○下水道課長（宮園光次君）

79ページの下水道整備費の13節委託料、つつじヶ丘団地の公共下水道追加構想策定と、この委託料は、来年以降に申請する予定の都市計画変更に伴う県との調整、協議を行うものであります。これは旧伊集院地域の汚染処理の基本構想の見直し、また日置市全体の汚水処理の基本構想を作成する基礎資料を策定するものであります。その中で、つつじヶ丘団地の公共下水道区域としての設定をしていくということでございます。

それから、平成13年度に調査をしたわけなんですけれども、この調査は下水道ではなくて、環境衛生の方で調査をした関係でございまして、つつじヶ丘団地の汚水処理について、どのような方法がいいかというのが平成13年の調査でございます。で、今回は下水道区域を否定するという目的で委託料を組んであるということでございます。

以上です。

○1番（出水賢太郎君）

前回の一般質問でもお話はしたんですけども、この団地の場合は、利用者の利用形態というのが4つに分かれていて複雑な問題になっているということでお話したんですけども、今回この公共下水道地域に組み入れるとなれば、その問題がやはりまた出てくるということで、そこを市長にお伺いしますけれども、全体的にこのつつじヶ丘団地の下水道について、もうこの公共下水道でやるんだというのは、これはもう市として決定して、住民にそれをもう進めていくよという形で話をされるのかどうか。団地の中はまだそこまで話になっていないんですよ、実際のところ

は。そこはどうかこれから進めていかれるのか、そこをちょっとお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

今課長の方から若干説明申し上げましたとおり、この下水道におきます手続の方法がございまして、県と今後その手法を含めまして下水道、あとは合併浄化槽があると思っておりますけど、基本的に今まで地域からご要望ある中におきましては、下水道を整備してくれというひとつの大きな要望ございまして、基本的にはこの地域下水道区域に徹底をしていかなければならないというふうに考えております。

その中におきまして、その中で県との協議の中におきまして、この合併浄化槽を今している部分につきましたところで使用できるのか。これは今後協議もしていかなきゃなりませんけど、市としては基本的にはこの地域を下水道地域に入れまして、それぞれ順次整備をしていきたいと、それが基本的な考え方でございます。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

次に、議案第128号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第129号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第130号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第131号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第132号について質疑はありませんか。

○13番（田畑純二君）

同じく説明資料の84ページ、公衆浴場基金費ということで積立金同じように485万9,000円計上されるんですけども、これだけの基金を今なぜ積み立ててるのか、その理由をお知らせください。

○吹上支所長（坂口文男君）

公衆浴場の基金積み立ての関係でございまして、これも17年度決算の剰余金でございまして、前年度繰越金も560万9,000円入れ込むことによりまして積み立てを行うと、こういうものでございます。

終わります。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

次に、議案第133号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第134号について質疑はありませんか。

○13番（田畑純二君）

説明資料の88ページなんですけども、一般管理費備品購入費ということで1,218万4,000円計上されるということなんですけども、この先ほどから説明があったんです

けども、地域包括支援センターは、いつどこでどんな内容で具体的に設置するのか、まだ未決定のはずであります。それで、これらのハードウェアネットワーク、いつどこでどんな内容で購入する予定なのか。それと、このハードウェアとネットワークの内容をどういうものか、簡単に説明していただきたい。

それと、その下の介護給付費準備基金積立金、これまた積立金も6,360万1,000円あるんですけども、この理由も剰余金を計上するのか、そこら辺をちょっと説明をお願いします。2点。

#### ○介護保険課長（久富木盈君）

備品購入費ですけれども、地域包括支援センターが19年4月から開設する予定で今準備を進めておりますけれども、まだ場所等は決定しておりません。ただ、体制的に人的な体制、あるいは3月までに、4月から稼働すべき、そういう体制というものはとっていかねばならないというようなことで、今回このような備品の購入を要請をしております。ハードウェア、ソフト、パソコンでございまして、これはそれぞれ保健師、社会福祉士、それから介護支援専門員、これらを配置しますので、この職員のパソコンの代金と、それからネットワークは国保連合会とのネットワーク、それと現在11の在宅介護支援センターがございまして、これの在宅介護支援センターのネットワークを構築を予定をしているところでございます。

それから、準備基金の積立金でございまして、17年度の決算で1億1,185万7,740円の繰越金をいたしております。この中から国県への返納金、あるいは市への返納金等、返納した後の残が6,360万1,000円を基金として積み立てるものでございます。

以上でございます。

#### ○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第124号は各常任委員会に分割付託します。議案第125号、議案第126号、議案第131号、議案第132号及び議案第134号は環境福祉常任委員会に付託します。議案第127号、議案第128号及び議案第133号は産業建設常任委員会に付託します。議案第129号及び議案第130号は総務企画常任委員会に付託します。

---

△日程第28 認定第1号平成17年度  
日置市一般会計歳入歳出  
決算認定について

△日程第29 認定第2号平成17年度  
日置市国民健康保険特別  
会計歳入歳出決算認定に  
ついて

△日程第30 認定第3号平成17年度  
日置市老人保健医療特別  
会計歳入歳出決算認定に  
ついて

△日程第31 認定第4号平成17年度  
日置市特別養護老人ホーム  
事業特別会計歳入歳出  
決算認定について

△日程第32 認定第5号平成17年度  
日置市公共下水道事業特  
別会計歳入歳出決算認定  
について

△日程第33 認定第6号平成17年度  
日置市農業集落排水事業  
特別会計歳入歳出決算認  
定について

△日程第34 認定第7号平成17年度  
日置市国民宿舎事業特別

会計歳入歳出決算認定について

- △日程第 3 5 認定第 8 号平成 1 7 年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △日程第 3 6 認定第 9 号平成 1 7 年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △日程第 3 7 認定第 1 0 号平成 1 7 年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △日程第 3 8 認定第 1 1 号平成 1 7 年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について
- △日程第 3 9 認定第 1 2 号平成 1 7 年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △日程第 4 0 認定第 1 3 号平成 1 7 年度日置市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △日程第 4 1 認定第 1 4 号平成 1 7 年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- △日程第 4 2 認定第 1 5 号平成 1 7 年度日置市立国民健康保険病院事業会計決算認定について
- △日程第 4 3 認定第 1 6 号平成 1 7 年度日置市水道事業会計決算認定について

○議長（宇田 栄君）

日程第 2 8、認定第 1 号平成 1 7 年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第 4 3、認定第 1 6 号平成 1 7 年度日置市水道事業会計決算認定についてまでの 1 6 件を一括議題とします。

ここで、議事の進め方についてお諮りします。

市長から提案理由の説明を受け、各認定議案に対する質疑は 9 月 2 8 日に行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。1 6 件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

認定第 1 号から認定第 1 4 号までは、平成 1 7 年度日置市一般会計及び特別会計の決算認定であります。地方自治法第 2 3 3 条第 2 項の規定する監査委員の審査を完了したので、同条第 3 項第 5 項の規定により、監査委員の審査意見書並びに当該決算に係る会計年度中の各部門における主要施策の成果調書及び地方自治法施行令第 1 6 6 条第 2 項に規定する書類を添えて、議会の認定に付するものであります。

認定第 1 号は、平成 1 7 年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

一般会計の決算額は、歳入総額 2 5 1 億 8, 3 3 5 万 9, 0 0 0 円、歳出総額 2 3 0 億 7, 3 9 9 万 5, 0 0 0 円で、歳入歳出の差し引き額は 2 1 億 9 3 6 万 4, 0 0 0 円となりました。

歳入では、市税や分担金及び負担金、使用料及び手数料、繰入金、繰越金などの自主財源が 8 7 億 5, 1 9 1 万 4, 0 0 0 円で、歳入総額に占める割合は 3 4. 7 % となっております。しかし、残りの 6 5. 3 %、金額にいたしまして 1 6 4 億 3, 1 4 4 万 5, 0 0 0 円

は依存財源であり、国県に対する依存度が高い財政構造になっております。このような状況の中で、国における平成17年度の地方財政計画や景気動向を考慮した上で、産業の振興や住民福祉の向上、教育の振興を図るため、国県の補助事業を導入し、特定財源の確保に努めながら、各種施策を進めてまいりました。

歳出では、目的別に分類した主なものでは、構成比の大きい順では、歳出全体の19.7%を占める民生費が45億9,990万8,000円、次に土木費で16.9%で38億8,931万5,000円、教育費が16.8%で38億8,655万2,000円、公債費が16.1%で37億1,573万2,000円などとなっています。

地方財政を取り巻く環境は極めて厳しい状況にありますが、それぞれの施策の実施に当たりましては、効率的な事務事業の執行に取り組んでまいりました。今後も健全な財政運営に努めるとともに、緊急性、投資効果を踏まえた事業の選択を行い、より効率的な財政運営に努めてまいります。

次に、認定第2号は、平成17年度日置市国民健康保険特別会計決算認定についてであります。

歳入総額58億5,788万1,000円、歳出総額55億5,417万8,000円で、歳入歳出差し引きで3億370万3,000円となりました。

歳入の主なものは、国民健康保険税が13億9,581万7,000円、国庫支出金が21億4,965万9,000円、療養給付費交付金が10億622万円、繰入金が5億1,923万6,000円、諸収入が4億4,945万8,000円となっています。

歳出の主なものは、保険給付費で37億8,266万3,000円、老人保健拠出金が11億8,367万7,000円、介護納付金が2億5,868万7,000円となっていま

す。各種検診や健康教室の疾病予防とレセプト点検の実施など、適切な医療機関への受診に関する広報にも努めました。

次に、認定第3号は、平成17年度日置市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額87億3,804万5,000円、歳出総額87億3,804万5,000円で、歳入歳出は同額となりました。

歳入の主なものは、支払い基金交付金49億9,013万2,000円、国庫支出金25億5,538万円、県支出金6億5,075万7,000円、一般会計繰入金5億2,409万6,000円となっています。

歳出の主なものでは、医療諸費で86億6,405万9,000円、諸支出金で6,628万2,000円となっております。

次に、認定第4号は、平成17年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額3億3,776万2,000円、歳出総額2億9,369万4,000円で、歳入歳出差引額は4,406万8,000円となりました。

歳入の主なものは、施設介護サービス収入3億2,002万9,000円、短期入所生活サービス収入1,115万9,000円、歳計剰余金610万1,000円となっています。

歳出の主なものは、一般管理費2億2,041万9,000円、介護サービス事業費4,026万3,000円、公債費1,300万9,000円、旧町借入金返済金2,000万円となっております。

次に、認定第5号は、平成17年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額5億3,250万7,000円、歳出総額5億2,260万5,000円で、歳入歳出差し引き額は990万2,000円とな

りました。

歳入の主なものは、分担金及び負担金2,228万1,000円、下水道使用料1億5,334万8,000円、国庫補助金2,000万円、繰入金2億3,181万7,000円、事業債1億260万円となっています。

歳出の主なものは、総務費で1億5,194万1,000円、事業費で工事請負費など、9,225万5,000円、公債費で2億7,840万9,000円となっています。

次に、認定第6号は、平成17年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額は4,549万8,000円、歳出総額は4,157万円で、歳入歳出差し引き額は392万8,000円となりました。

歳入の主なものは、使用料1,190万6,000円、繰入金2,882万3,000円となっています。

歳出では、一般管理費で708万9,000円、公債費で3,448万1,000円となっています。

次に、認定第7号は、平成17年度日置市国民宿舎事業特別会計決算認定についてであります。

まず、平成17年度の利用状況は、宿泊人員1万5,124人、休憩人員4万724人の5万5,848人となり、前年に対し、宿泊243人増、休憩7,916人増の合計8,159人の利用増となっております。利用者増の要因といたしましては、4月からレストランにバイキングを取り入れたランチの販売によるものであります。

続きまして、収支状況についてご説明申し上げます。

決算額は、歳入で2億7,144万4,000円、歳出で2億5,139万8,000円になり、歳入歳出差し引き

2,004万6,000円が実質収支となりました。

歳入で主なものは、経営収入2億3,940万円で、収入全体の88.2%を占めております。

また歳出では、経営費として2億2,686万4,000円で、人件費、需用費、原材料費等であります。

公債費については2,453万4,000円で、国民宿舎建設分の償還金であり、平成17年度で償還完了となりました。

次に、認定第8号は、平成17年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

まず、平成17年度の利用状況は、宿泊人員5,767人、休憩人員8,918人、食堂利用者2万2,849人、入浴利用者1万6,693人で、延べ5万4,227人で、対前年比19.1%の減となりました。

続きまして、収支状況についてご説明申し上げます。

決算額は、歳入で事業収入1億2,035万5,000円、一般会計繰入金1,980万円、歳入総額1億4,015万5,000円となりました。

歳出では、事業運営費として人件費6,548万2,000円、原材料費で3,283万4,000円など、歳出総額1億3,029万4,000円で、歳入歳出差し引き986万1,000円となりました。

次に、認定第9号は、平成17年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額は565万3,000円、歳出総額は379万5,000円で、歳入歳出差し引き額は185万8,000円となりました。

歳入では、温泉使用料379万9,000円、基金利子2,000円、歳計剰余金185万2,000円となりました。

歳出では、温泉給湯事業費の379万5,000円となりました。

次に、認定第10号は、平成17年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額1,388万6,000円、歳出総額817万7,000円で、歳入歳出差し引き額は570万9,000円となりました。

歳入の主なものは、浴場使用料の入浴料1,119万円、基金利子2,000円、雑入の歳計剰余金等269万4,000円となりました。

歳出では、浴場管理費817万7,000円、基金積立金2,000円となりました。

次に、認定第11号は、平成17年度日置市飲料水供給施設特別会計決算認定についてであります。

歳入総額83万円、歳出総額63万8,000円で、歳入歳出差し引き額は19万2,000円となりました。

歳入の主なものは、使用料36万4,000円、一般会計繰入金25万8,000円となりました。

歳出の主なものは、飲料水供給施設管理費で需用費12万8,000円、役務費35万9,000円となりました。

次に、認定第12号は、平成17年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算認定についてであります。

歳入総額1,101万7,000円、歳出総額1,076万1,000円で、歳入歳出差し引き額は25万6,000円となりました。

歳入では、貸付元利収入782万4,000円、一般会計繰入金191万5,000円、歳計剰余金127万8,000円となっています。

歳出では、公債費1,076万2,000円となっています。

次に、認定第13号は、平成17年度日置市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定に

ついてであります。

歳入総額3億2,926万6,000円、歳出総額2億9,132万3,000円で、歳入歳出差し引き額は3,794万3,000円となりました。

歳入の主なものは、使用料及び手数料1億6,631万9,000円、繰入金1億795万3,000円、諸収入3,511万8,000円となっています。

歳出の主なものは、簡易水道事業費で1億4,817万9,000円、公債費1億4,314万4,000円となっています。

次に、認定第14号は、平成17年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額25億6,852万3,000円、歳出総額23億8,360万8,000円、歳入歳出差し引き額は1億8,491万5,000円となりました。

歳入の主なものは、介護保険料で3億5,983万3,000円、国庫支出金で5億3,335万4,000円、支払い基金交付金で6億6,880万5,000円、県支出金で2億9,280万7,000円、繰入金で7億1,341万円となっています。

歳出の主なものは、保険給付費で21億6,741万4,000円、基金積立金で1億1,185万8,000円、諸支出金で6,176万8,000円となっています。

次に、認定第15号、認定第16号は、平成17年度日置市立国民健康保険病院事業会計、水道事業会計の決算認定であります。

地方公営企業法第30条第2項に規定する監査委員の審査を完了したので、同条第4項及び第6項の規定により監査委員の審査意見書並びに当該年度の事業報告書及び地方公営企業法施行令第23条に規定する書類を添えて、議会の認定に付するものであります。

認定第15号は、平成17年度日置市立国

民健康保険病院事業会計決算認定についてであります。

収益的収入及び支出につきましては、収入総額 3 億 3,400 万円、支出総額 3 億 3,676 万 4,000 円で、収入支出差し引き 276 万 4,000 円の経常損失となりました。

収入は、入院・外来収益を主とした医業収益 3 億 1,447 万 9,000 円と他会計補助金などの医業外収益 1,952 万 1,000 円となっています。

支出は、職員給与費、材料費、経費、減価償却費など、医業費用が 3 億 3,542 万 8,000 円と企業債支払い利息などの医業外費用 133 万 6,000 円であります。

資本的収入及び支出につきましては、収入総額が 679 万 7,000 円で、負担金や繰入金であります。

支出総額は 757 万 3,000 円で、有形固定資産購入費や企業債償還金であります。資本的収入が資本的支出に対して不足する額 77 万 6,000 円は、過年度損益勘定留保資金で補てんしました。

次に、認定第 16 号は、平成 17 年度日置市水道事業会計決算認定についてであります。

収益的収入及び支出につきましては、収入総額 4 億 6,536 万 2,000 円、支出総額 4 億 4,056 万円で、収入支出差し引き 2,480 万 2,000 円となりました。

収入は、水道料金を主とした営業収益 4 億 3,771 万 2,000 円と、他会計補助金などの営業外収益 2,765 万円となりました。

支出は、職員給与費や動力費、減価償却費などの営業費用 3 億 9,375 万 5,000 円と、企業債支払い利息などの営業外費用 4,684 万 5,000 円となりました。

資本的収入及び支出につきましては、収入総額は 6,397 万 7,000 円で、企業債や出資金、工事負担金が主であります。

支出総額は 1 億 9,290 万 6,000 円で、送配水設備の建設改良費と企業債償還金であります。

資本的収入及び支出では、収入が不足する額 1 億 2,892 万 9,000 円は、損益勘定留保資金で補てんしました。

なお、当年度の純利益は 1,827 万円となりました。

以上、ご審議をよろしくお願い申し上げます。

---

△日程第 44 陳情第 3 号常設消防の人員確保の要望に係る陳情書

○議長（宇田 栄君）

日程第 44、陳情第 3 号常設消防の人員確保の要望に係る陳情書を議題とします。

陳情第 3 号は、総務企画常任委員会に付託します。

---

△散 会

○議長（宇田 栄君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。9 月 20 日は午前 10 時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

○事務局長（中村 治君）

全員ご起立願います。一同、礼。

午後 2 時 00 分散会



第 2 号 ( 9 月 2 0 日 )



議事日程（第2号）

| 日 程 | 事 件 名 |
|-----|-------|
|-----|-------|

|       |                                  |
|-------|----------------------------------|
| 日程第 1 | 一般質問（28番、16番、14番、5番、18番、13番、22番） |
|-------|----------------------------------|

本会議（9月20日）（水曜）

出席議員 30名

|     |        |     |         |
|-----|--------|-----|---------|
| 1番  | 出水賢太郎君 | 2番  | 上園哲生君   |
| 3番  | 下御領昭博君 | 4番  | 門松慶一君   |
| 5番  | 坂口洋之君  | 6番  | 花木千鶴さん  |
| 7番  | 並松安文君  | 8番  | 田代吉勝君   |
| 9番  | 靄園秋男君  | 10番 | 大園貴文君   |
| 11番 | 漆島政人君  | 12番 | 中島昭君    |
| 13番 | 田畑純二君  | 14番 | 西蘭典子さん  |
| 15番 | 田丸武人君  | 16番 | 池満渉君    |
| 17番 | 梶康博君   | 18番 | 坂口ルリ子さん |
| 19番 | 東孝志君   | 20番 | 長野瑳や子さん |
| 21番 | 松尾公裕君  | 22番 | 重水富夫君   |
| 23番 | 畠中實弘君  | 24番 | 地頭所貞視君  |
| 25番 | 谷口正行君  | 26番 | 西峯尚平君   |
| 27番 | 佐藤彰矩君  | 28番 | 成田浩君    |
| 29番 | 鳩野哲盛君  | 30番 | 宇田栄君    |

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

|           |        |       |      |
|-----------|--------|-------|------|
| 事務局長      | 中村治君   | 議事調査係 | 家村毅君 |
| 次長兼議事調査係長 | 川崎美智也君 |       |      |

---

地方自治法第121条による出席者

|         |        |        |        |
|---------|--------|--------|--------|
| 市長      | 宮路高光君  | 助役     | 湯田平浩美君 |
| 助役      | 横山宏志君  | 教育長    | 田代宗夫君  |
| 総務企画部長  | 益満昭人君  | 市民福祉部長 | 樋渡健郎君  |
| 産業建設部長  | 外園昭実君  | 教育次長   | 満尾利親君  |
| 消防本部消防長 | 田上規夫君  | 東市来支所長 | 住吉伸一君  |
| 日吉支所長   | 下田平輝己君 | 吹上支所長  | 坂口文男君  |
| 総務課長    | 池上吉治君  | 財政管財課長 | 福田秀一君  |

|          |           |            |           |
|----------|-----------|------------|-----------|
| 企 画 課 長  | 富 迫 克 彦 君 | 合併プロジェクト室長 | 有 村 芳 文 君 |
| 税 務 課 長  | 瀬 川 利 英 君 | 商工観光課長     | 吉 丸 三 郎 君 |
| 市民生活課長   | 桜 井 健 一 君 | 福 祉 課 長    | 豊 辻 重 弘 君 |
| 健康保険課長   | 脇 忠 男 君   | 介護保険課長     | 久富木 盈 君   |
| 農林水産課長   | 熊 野 一 秋 君 | 土木建設課長     | 樹 治 美 君   |
| 都市計画課長   | 外 園 信 夫 君 | 下水道課長      | 宮 園 光 次 君 |
| 水道課長     | 岡 元 義 実 君 | 教育総務課長     | 山之内 修 君   |
| 学校教育課長   | 町 岡 光 弘 君 | 社会教育課長     | 神之門 透 君   |
| 市民スポーツ課長 | 妙 見 義 弘 君 | 出 納 室 長    | 奥 蘭 正 名 君 |
| 監査委員事務局長 | 芝 原 八 郎 君 | 農業委員会事務局長  | 大 北 節 雄 君 |

午前10時00分開議

△開 議

○議長（宇田 栄君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（宇田 栄君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、28番、成田浩君の質問を許可します。

〔28番成田 浩君登壇〕

○28番（成田 浩君）

おはようございます。さきに通告してありました質問事項に沿って、市長に対してお尋ねいたします。

暗いニュースの多い中で明るい話題が近ごろありました。その1つは、皇室に悠仁親王がお生まれになったこと、もう一つは、本市からも4名の選手が参加した甲子園、私も最初の試合にはアルプス席で声を張り上げてきました。それは地元の子供たちへの応援と、鹿児島工業のOBとしてでした。逆に、頑張ろうという力をもらってきた次第であります。

また、きょう9月20日は日吉地区防災の日でありまして、これは平成5年、今から13年前になりますが、毘沙門災害が発生した日であります。それから、ずっとこの日の防災の日と決め、行政、消防署、消防団、地区民一緒になって、二度とないよう起こらないよう願いながら、防災と避難の訓練を行ってきました。

けさ6時のサイレンを合図に、団員の迅速な行動、その後の小隊訓練等を、住民を守ってくれる組織の動きを、頼もしく感じてきた次第であります。市長を初め、関係のこの市の課長も参列をされましたので、それは十分おわかりだと思っております。横道にちょっとそれましたが、本筋、きょうの最初の一般

質問の題に入りたいと思います。

火災報知器、警報器ともいいますが、設置と普及の徹底についてであります。ことしの6月から消防法改正により、火災報知器の設置が義務化されました。新築の住宅については、必ずつけないといけない。既存の住宅にも2011年、平成23年の5月の31日までには、取りつけなければならないということでもあります。

これは、火災による逃げおくれを防ぐと同時に、できるだけ早目に火事を察知できるように、するものであります。高齢者や目、耳の不自由な方などへは、音や音声あるいは光で知らせるなど、多様な器具もあると聞いております。

アメリカでは、普及率が9割を超え、住宅火災の死者が半減したとあります。昨年度の全国の住宅火災による死者は1,223人、そのうち65歳以上、つまり高齢者が6割弱を占め、逃げおくれによる死者は約770人だったということでもあります。県内では、火災によって死亡した人は38人、そのうちの65歳以上の高齢者は25人で、6割以上を占めております。

ちなみに、本市はどうであったかということ、焼死者の発生した火災はこの10年間で10件、65歳以上の犠牲者は5名となっております。全国レベル、県レベルでいいますと、非常に少ない数字でありまして、いいことではないでしょうか。平成17年に1名、平成14年に2名となっております。

そこで、8項目について質問いたします。

1、住民への普及の啓発はどのように行うのか。安心、安全なまちづくりを訴えているわけでありまして、その中でどのような対策がとれるのかということでもあります。

2つ目、設置に対して、市の対応はどのようなことができるのか。

3、特に、高齢者の住宅に対しては、優遇

措置などができないものなのか。国保世帯やら、いろいろその生活の状況に応じて、対策がとれていたら、いいのじゃないのかなということでございます。

4番、取りつけない住宅への対策はどうなるのか。一応これは義務でありまして、罰則がありません。ですから、そういう家庭への対策はどうするのかということでございます。

5、公共施設への設置はどうなるのか。町営、今では市営ですが、市営住宅、公共、公営住宅、県営住宅などの、市の中にある施設へはどうするのかということでございます。

6、消防署の対応はどうなるのか。また、体制はとれているのか。

7番目といたしまして、火災予防、災害予防ともに、人名にかかわる大事なことであるが、消防署員、消防団員の資質向上や定員に問題を抱えております。陳情書にも出ています。そのための今後の対策はどうとれるのか。また、それぞれの地域にある、消火栓の設置箇所及び点検等はできているのか。

8番目、火災発生時に速やかな初期消火を行えるように、各家庭に消火器や初期消火マニュアル等の配付は考えていないのか。

以上、団塊の世代の1人として、将来の日置市を憂える者の1人として、市長に誠意ある答弁をお願いして、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

火災消火器の設置と普及の点についてというご質問でございます。

住民への普及啓発につきましては、各種広報媒体等を活用し、啓発活動を展開しているところでございます。具体的には、市の広報誌、自治会長会等での説明会、日置市内の介護事業者の研修会、日置地区の建築士会の研修会で説明し、日常の業務の中では、地域ま

たは集落単位の防火訓練等で説明を行っており、今後も継続していきたくと考えております。

2番目につきましてでございますけど、火災予防期間中の広報活動等で、設置促進の広報を実施するとともに、地域防災訓練や各自治会等の集会等において、設置状況を把握し、促進を行っていきたくと考えております。

3番目の高齢者に対することでございますけど、高齢者の住宅に対する優遇措置についてでございますけど、国や県の福祉事業としての補助対象に該当しないか、調査いたしました。補助対象に該当しないということでございます。

近隣の市町村におきましても、それぞれ高齢者に対します設置等を検討している市町村もあるようでございますので、特に日置市といたしましても、ひとり暮らしの高齢者を対象にした補助事業として検討を、今後、してまいりたいというふうに考えております。

4番目のことでございますけど、取りつけない家庭の対策についてでございますけど、今、議員もご指摘がございましたとおり、法的には罰則はありませんので、最終的には自己責任ということになります。しかし、悪質訪問販売の標的にもなりやすいので、必要性をPRし、設置をお願いしていきたくと考えております。

5番目の公共施設への設置でございますけど、近年、住宅火災による死者の急増を踏まえ、平成16年の消防改正法により、新築住宅は平成18年6月1日から、既存住宅は市町村の条例で定める住宅用火災警報器等の設置及び維持が、義務づけられることになりました。

本市においても、日置市火災予防条例を平成18年6月1日に施行し、既存住宅については、平成23年5月31日まで設置することにしております。

日置市の現在の公共の住宅でございますけど、公営住宅が967戸、一般住宅50戸、教職員の住宅63戸、計1,080戸がございます。現在、建てかえを進めている団地を除いて、住宅用火災警報器の設置を平成19年度から22年度の4年間に、計画的に進めてまいりたいと思っております。

6番目の消防署の対応と体制についてであります。新築住宅の場合は平成18年6月1日から、既存住宅の場合では平成23年5月30日までの設置となっており、新築の場合は、建築確認申請時に指導してまいりたいと思っております。既存住宅への設置につきましては、通常業務の中で設置の啓発に努めてまいりたいと考えております。

体制につきましては、住民からの設置に関する問い合わせや相談に対応するためのマニュアルを作成し、全職員が対応できる体制をとっております。

7番目の質問の中で、消防職員、消防団員の資質の向上及び定員についてでございますが、教育機関として県消防学校や消防大学校がありますが、消防団員につきましては、消防署において新入団員や幹部研修を行い、さらに消防学校で研修を受け、資質の向上に努めております。なお、19年2月には全日本消防協会の行なう幹部候補中央特別研修に、1名を受講させることになっております。

また、消防職員につきましては、年間教育計画に基づき、県消防学校、救急救命士研修所、救急病院等で専門的な教育を受講し、資質向上に努めております。消防団員の定員につきましては、各分団により確保に努め、また消防職員につきましても、毎年、採用試験を実施いたしまして、定数につきましては、四、五年の中で定数ができるよう、充足してまいりたいというふうに考えております。

消火栓の点検等につきましては、各地域を12区分して、通常業務の中で、年2回の点

検を行なっている状況でございます。

8番目のことでございますけど、消火器及び初期消火のマニュアル等の配付についてであります。昭和57年消防組合が発足して、24年が経過しております。当初から、年2回発行する広報紙で火災予防広報をしてまいりましたが、単独消防になりましてから、市の広報紙の2ページを「消防の広場」として活用しております。今後も消火器の使用方法や初期消火等の火災予防について、「消防の広場」を活用して広報していきたいと考えております。

以上で終わります。

#### ○28番（成田 浩君）

ただいま市長の方から、8項目についてすべて答弁をいただきましたが、まだほかに聞きたいことがありますので、二、三、質問をしたいと思っております。順はもうほかの課題でありますので、後先になるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

住民への普及の啓発はどのように行うかというところでありまして、この仕事は大事なことであります。今、広報誌などでやるということでありましたが、この仕事は執行部の方の仕事になるのか、あるいは消防署本体の仕事になるのか、どちらを考慮しておられますか。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的には行政の中でいたしますので、消防署も、1つの市役所の中の単独の消防でございますので、統一的にこのことは、消防署がするとか行政がするとかということじゃなくて、一体的にこのことについては、住民の方に普及啓発ということはやっていきたいというふうに考えております。

#### ○28番（成田 浩君）

一体的な普及の方法、啓発の方法の方が、一番いいんじゃないかなと思っておりますので、それはそのようにしていただきたいと思

っております。こういう啓発の仕方を順次や  
っていかないといけないわけですが、重点的  
に、いつごろからこういうことをしていかな  
いといけないのか。というのは、先ほども私  
の質問にもあり、市長の答弁にもありました  
けど、期日が限られている、切られているも  
のでありますから、早くやっつけていかないと  
いけないというのがあります。

市長が、先ほど平成19年ごろから、建物  
にはやっつけてこうということでしたが、啓発  
は、いつごろからどういう形でやっつけてい  
かれるおつもりでありますでしょうか。

それと、重点的にどういうところから、集  
会等でやるかもしれませんけど、どういう形  
でやっつけていくのか、もう一回質問をいたし  
ます。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的には6月1日からということござ  
いますので、もう条例でも設置しております。  
いろんな機会をとらえて、自治会長さんの会  
等を含めた、また各種団体の会におきまして  
もこの消火器の設置につきましては、説明も  
していきたいというふうに考えております。

具体的に取り組みといたしましては、先ほ  
ども申し上げましたけど、特に公営住宅を含  
め、特にひとり暮らしのお年寄り、さきもご  
指摘がございましたとおり、死亡率の大半が  
ひとり暮らしのお年寄りが多いということ  
でございますので、この点につきまして重点的  
に、このひとり暮らしの方から重点的に設置  
をできるよう、努めてまいりたいというふう  
に考えております。

#### ○28番（成田 浩君）

ひとり暮らしのところから先にするという  
ことで、これには市長の答弁の中には、補助  
ができるんじゃないかなということでしたが、  
ぜひ全額とはいかなくても、ある程度の補助  
はお願いしたい。それに加えて、高齢者の世  
帯にもどうかならないかなと思っていると

ころで、これはまた後で質問をいたしますけ  
ど。

高齢者は、なかなかこの大事さ、消防の避  
難、それと予防の大事さがわからないわけ  
です。啓発の仕方にも広報誌などでは納得が  
いかない、わからない点があると思いますが、  
こういう方々をいかにして納得できるかと、  
わからしていくのはどうしたらいいのかとい  
うところが大事になると思いますが、そこは  
どう考えられますか。

#### ○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、それぞれの災いというの  
が、自分のところに来なければ、実感として  
わからないというのが事実でございます。特に、  
今、例を挙げますと、こういう災害等の配付  
を含めまして、避難勧告いろいろいたします  
けど、我がところは大丈夫やらせんどかいと  
いうのが、みんな大方で、自分のところから  
家を出ていくというのが、大変難しいよう  
でございます。

また、火災につきまして、我がところから  
起こるといってはあり得ないという、そう  
いう先入観的なものを持っているのも事実  
でございます。そういうことを含めまして、特  
に消防団員の方も定期的に、ひとり暮らし、  
また高齢者のところをそれぞれの分団で回  
っておりますので、さきも申し上げました  
とおり、ひとり暮らし、高齢者の世帯の  
ところにつきましては、もう面談といいた  
すか、広報誌、媒体、これは見ない方も  
大半だということも、私どもも認識は  
しておりますので、特に人廻作戦とい  
いますか、人を使いまして、それぞ  
れの人廻作戦で対面しながら、ご説  
明を申し上げていって普及していき  
たいと、さように考えております。

#### ○28番（成田 浩君）

手間がかかるかもしれませんが、そう  
いう形で人廻作戦と言われた、そう  
いう形でやはり住民を守るために働  
いていかないとはいけ

ない、手厚くしていかないといけないということであろうと思います。

この警報器、報知器をつける位置も、一応定められているわけです。どこがつけたいのか、年寄りが、一番就寝した時期が逃げおくれになるわけですが、そういう設置する場所もある程度どういうか、わかっていないといけないと思いますが、試しに、市長は、どこに建物のどこにつけていいのか、わかっておられますか。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的には、特にこの火災警報器をつける目的というのが、夜といいますか、寝たとき、寝室、これが一番、私、今回のこういう焼死体を含めた中で、夜中といいますか、夜の方が多いというふうに考えております。それぞれ義務的にはそれぞれ、今、住宅の間取りといたしましては、各部屋は仕切ってございませうけど、やはり寝室は中心的なところに、設置をしていくべきなことじゃないかなというふうに考えております。

#### ○28番（成田 浩君）

そういうことなんです。まず、寝室が一番とっさの場合に逃げられない。それと、その時間帯が多いということです。それと、建物が2階建て、3階建てになった場合は階段の昇ったところ、踊り場に必ずつけなさいという形にもなっております。それと台所です。やはりそういうのを熟知していかないと、ただの啓発だけでは無理になるのではないかなと思っております。そういうことも、みんながわかっていかないといけないと思います。

今度はそういう報知器、警報器の種類ですが、1,000戸からのある建物に対して、市長は、どのようなタイプの警報器、報知器を考えられておりますか。いろんなタイプがあるんですけど、どういう形を考えられておられますか。

#### ○市長（宮路高光君）

今、おっしゃいましたとおり、それぞれのタイプといいますか、金額的にもそれぞれあるというふうに聞いております。5万円程度からいろいろあるということでございますので、基本的にはこの音の出る形でどういう鳴りをするのか、やはりそういうものを基本的な考え方の中で選別といいますか、警報器の選択というのをしていくべきなことじゃないかなというふうに考えております。

#### ○28番（成田 浩君）

そうですね。いろんなこう種類と価格があるわけでありまして、例えば壁かけ、天井取りつけ、それと電気式、電池式、いろいろあります。こういうことで値段が大分変わってきます。安いのは約5,000円から、高いものになったら何万円というようなものもありますが、その性能などをやはりその建物に応じて家族構成に応じて、やっていかないといけないんじゃないかなと、こう思っております。1桁違うんじゃないかなと思いましたが、そういうことであります。

こういう品物を、今度、やはり設置にする場合、それぞれの家庭に相当、悪徳業者が出てくるんじゃないかなと思います。消防署もそういうことを気にしておりましたが、そういうのの防止策、対応策はどのようなふうに、市長は考えておられますか。

#### ○市長（宮路高光君）

さっきも答弁いたしましたとおり、こういう訪問販売の悪質業者の対策というのが、一番大きな課題になるということに思っております。特に、この悪質訪問におきましては、さっきも申し上げました高齢者の皆様方、ひとり暮らし、こういうところに訪問して、実例が多くなるというふうに考えておりますので、そういうことにつきましては、すぐ各支所を含め、また自治会長、いろいろと連絡態勢ですか、そういうことも住民の皆様方に、PRもしていかなきゃならないというふうに

思っております。

○28番（成田 浩君）

これは消防署あるいは行政もですが、警察とも連携をとって、泣き寝入りをしないような形でうまく取りつけていてもらいたいと、こう思っておりますので、その辺は重々執行部サイド、市長サイドも考えていてもらいたい、こう思っております。

そういう義務化された中で、東京都は、平成16年10月1日からもう条例化しているわけです。建物に必ずつけなさいと。うちは今年度、条例を火災予防条例などというような形で、つくられていくんじゃないかなと思いますが、本市はもうつくられているわけではないですよ。その辺はどう考えておられますか。

○市長（宮路高光君）

この条例につきましては、もう議会の方で可決をしておりますので、さっきも申し上げましたように、火災予防条例の中で設置をするようにしておりますので、それで運用していきたいというふうに思っております。

○28番（成田 浩君）

火災予防条例ですが、そういう題目で可決をされておりましたか。確かめてみてください。

○消防本部消防長（田上規夫君）

今のご質問に対してですが、平成17年の消防組合が単独市になったのは、平成17年の10月10日で単独になっています。その11月に臨時議会を開催いたしまして、専決処分として、皆さん方の承認をいただいているという状況でございます。

○28番（成田 浩君）

わかりました。私の勉強不足の点もありまして、専決処分条例化されたということでありまして、これはもう少しでも早い状態で、条例が制定されたとはいいいんじゃないかなと、こう思っております。

先ほどの中にもありましたが、5年以内に

取りつけないといけないという義務化はされておりますが、罰則規定がないということで、市長は、平成19年から22年まで計画的に発注していくということでありましたが、この1,000戸数に対して、発注の仕方もまた問題があると思いますが、どういう発注の仕方を検討をされておられますか。

○市長（宮路高光君）

公営住宅の中におきましても、特には、今後、今、住宅マスタープランといいますか、公営住宅の建てかえ等いろいろとございますので、そういう計画にのらないとことからやらなきゃならないというふうに考えておまして、今後、具体的には、今後、設置箇所を含めた中で決めていきたいというふうに思っております。

○28番（成田 浩君）

マスタープランの中でやっていくという話でありましたが、1,000戸数を5年で割っても、5年ではいけないわけです。4年で割っても相当数になりますが、これを早目にやっていかないと、なかなか間に合わないんじゃないかなと思っております。すべてのこういう公共施設に設置するわけですが、総額はどれぐらいになるのか、試算はされていないわけですか。

○消防本部消防長（田上規夫君）

公共施設におきましては1,080戸ということですので、それに5,000円を掛けた場合の計算ということを伺っております。なお、ひとり暮らしの老人につきましては、今現在、日置市に4,219名の方がいらっしゃいますので、それについては上限を定めて、金額は定めるということ伺っております。

○28番（成田 浩君）

5,000円というのは、私が先ほど言いました、私が調べた中では、一番こう低い価格の値段なんです。それで、いいのか悪いのか

かはちょっとここで、私も言えないわけですが、その概算、そうした場合、またそれじゃ足らんかったというような話にもなるかもしれませんし、先ほど言った中で、2階建てなどが1個では足りないわけです。そういうのも含めた中の計算をしたら、相当な金額に上っていくんじゃないかなと思っているわけですが、もう一回お伺いいたします。総額で幾らぐらいになるのか。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的には、この総額はまた出さしていただきますけど、基本的にはそれぞれ各戸1個というのを基本にさしていただきたい。今、おっしゃいますとおおり、もう限らないそれぞれの部屋がある中にするには、大変大きな財政的な負担もかかりますので、基本的には各戸1個ということの基本にして、それぞれの年次の予算の中でやっていきたいというふうに考えております。

#### ○28番（成田 浩君）

1個でも1つの生命を保つことができれば、それにこしたことはないと思いますが、もう少し詳しく調べて対応をしてもらいたいと、こう思っているところです。

続きまして、消防署やら消防団員のことについてお伺いをしますが、消防団、消防署の職員の年代別構成がどうなっているのか。というのは、やはり私も含めて、団塊の世代が終わっていく中で、あとの組織がちゃんと保っていられているような形で構成をされているのかどうかを伺って、心配しているところでございますから、年代別がどうなっているのか、お伺いいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

日置旧消防組合でございますけど、これは昭和57年に設立しておりますして、今、24年程度たっておるということでございまして、この設立当時にそれぞれの年代といたしますか、入っている層というのがやはり35、

40、45、そういう部分が大変多く一時的に入っております。

今、話のとおり、通常だったら団塊の世代が多いわけでございますけど、日置消防につきましては、設立がそのような状況でございます関係の中におきまして、もう団塊の世代というのはわずかしかないと。来年の3月に2人が退職する。初めて退職者が出てくるということの状況でございます。

#### ○28番（成田 浩君）

40代が多いということは、非常にこういう採用の仕方をしてあるんじゃないかと思えます。ただ、若い人が少ないということでありまして、20代未満が1名しかいないということになっているようでございます。67名の職員の中でいいますと20代が15名、30代が17名、40代が23名、50代が11名となっておりますして、20代未満が1名となって、67人になります。

これは陳情にも出ておりますけど、67という数字は、市の条例定数では75名となっているわけですが、そこら辺をどう考えておられるのか。ちなみに、国の標準基準定数というのがありまして、それを日置市に当てはめると、112名という形になります。この定数にまだ達していないことについて、市長はどう考えておられますか。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的に、今回の合併に基づきまして、通常7町でしてございました定数も、当初は69から始まりまして、それから年次的に75、80ちょっとという形になったと思っております。そのような状況の中におきまして、3つの町がほかのところに行きまして、4つの町の構成ということでございまして、それからしますと、今の消防職員の数というのは、大変周りからしますと、大きなものであるというふうに認識をしておりますし、今、75の定数を策定しましたのは、やはり車両

の台数によって決めてございます。

基本的に面積とか人口というものもありますけど、日置市におきます定数の決め方は、車両におきまして定数を決めておりますので、さっきも申し上げましたとおり、今後の採用につきましては、年次的にやっていきたいと。

議員もご指摘のとおり、やはり若い世代をそれぞれの年次的にしていかなければ、一度に採用したときには大変なことになるので、その補充につきましては、来年の3月におきましていろんな工夫をしながら、この体制を考えていきたいというふうに考えております。

#### ○28番（成田 浩君）

車両によって、人員の振り分けをされているということではありますが、非常に交代要員が少なく、無理をしている分遣所もあります。早急にこの問題を解決していかないと、住民の安全を守る上では、難儀をしているんじゃないかなと思っております。

それで、本市の署の対応対策がなかなか難しくなっているわけですが、消防庁は、組織の見直しを来年度から行うようにしております。我々市の整備に対しても、むだな投資になるところもあるんじゃないかな、見直しによる、むだな投資になるところもあるんじゃないかなと思っておりますが、近い将来の消防庁の見直しによる組織の再編については、どう考えておられますか。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的に、今、消防庁の方で、人口30万人におきます消防本部の体制ということで、5年間の中ですと。鹿児島県におきましても19年度に、それぞれの区域の設定というのが出てくるというふうに考えております。

私どもこの消防につきましても、県の設定がどこにどうなってくるのか。ここあたりも十分配慮をしながら、今、ご指摘がございましたように、過大投資にならない中におきま

して、その広域化の部分がどうなってくるのか。ここあたりも十分、今後の見通しを含めた中で、今後、整備をやっていきたいと、さように考えております。

#### ○28番（成田 浩君）

今後の整備に関してはそういうことで、県、国の方針がどうなるか、地域分けはどうなるか、広域はどうなるかということで、対応していってもらいたいと、こう思っております。

その消防庁では、全国の団員数は1990年に100万人を割り込み、去年は約91万人までに減少したと。一方、団員に占める会社員の割合は、1965年の27.5%から、去年は69.8%に会社員の数が増加したとあります。会社の勤務中に災害出動や訓練に参加した場合、ボランティア休暇扱いとするなど、社員の消防団活動に理解を示す会社を、消防団協力事業所として認定する制度の導入を決めましたが、約7割を占める会社員が、活動しやすい環境づくりが進み、団員増加につながることを期待できるが、市長は、このような制度をどう思われますか。

#### ○市長（宮路高光君）

それぞれ社会貢献という立場で、企業の皆様方がご理解をいただき、消防団員がそれぞれ出動、出勤しやすい体制をしていただくという、やはり企業に、私ども行政としても、お願いをしていかなければならないというふうに考えております。

#### ○28番（成田 浩君）

お願いをするということの返事でしたが、それぞれの事業所にこちらからしっかりと、こういうことなんですけどというようなことで、話をしにいかないといけないと思っております。この制度が各地域の社会を守る、また団員数を増やすうえでも、非常にこう有効な形になると思っておりますが、事業所との話し合いなどは、直接的な話し合いなどは、考えておられませんか。

**○市長（宮路高光君）**

特に、今、公共土木の建設業界の中におきましても、それぞれ消防団員が何名おったら、それを一つの評価としてほしい、そういうものも言われておりますし、今、話のとおり、私どもの中で、企業の皆様方にもそれぞれ所属する会社がございますので、そこあたりを、これは消防団員の方とお話をしていきたいと。いろいろとあられるということ、まず団員の理解といいますか、団員がやはりそこを承知した形でなければ、やはり企業の方にもお願いできないし、やはり消防団員と、個々に面接をしながら、それぞれの企業の中でお願いをしていきたいと、さように考えております。

**○28番（成田 浩君）**

その消防団員ですが、現在、日置市の消防団員は555名、定数が613名ということになっておりまして、大分欠員が出ております。こういう欠員を補充する上でも、先ほど私が言いましたように、会社、事業所等、消防団協力事業所というような形の認定制度をとっていけば、ああ、こういうことで地元貢献できるんだという、会社のPRにもなると思いますが、この団員の定数割れについて、市長はどう考えておられますか。

**○市長（宮路高光君）**

613の定数というのが、それぞれ合併をいたしまして、旧町のそれぞれの定数を持ってきただけのこととございまして、このことに対しまして、日置市として本当にどの定数がいいのか、ここあたりも、今後、総括的に、この団員の定数のあり方というのも検討をしなければならないと。

今、おっしゃいますとおり、約60名程度の欠員があるというのが事実とございまして、それぞれの団の中におきましても、地域的に欠しているところ、その地域性というものもあるようでございます。今後、このことにつき

ましては、消防団幹部の皆様方とも十分お話をしながら、この方策というのを考えていきたいというふうに考えております。

**○28番（成田 浩君）**

それぞれの地域の消防団の見直しが必要になるわけでありまして、最終的には市長判断になると思いますが、この定数問題、よく考えていってもらいたい、こう思っております。

そういう消防団が少ない中で、今までもより重要な役割をしてきたのが、市の職員であると思います。町の職員です、昔は。その中の職員の中の消防団員としての位置づけと、参加に対しての市長の考え方を聞きたいと思っております。というのは、忙しくて、消防団活動に参加したくないという職員もおるし、また勤務体系が昼間だけでない職員もいる。そういう点では、非常にこう職員を当てにしている団がたくさんあるわけですが、その辺の考え方について、市長の考えを伺います。

**○市長（宮路高光君）**

基本的には、それぞれの消防団の方から、市の職員の要請というのが来ておりますので。私は、このことには何も拒む気もございませんし、また職員としても、それぞれの地域に貢献するには、自ら好んでそのような活動をしてほしいということを思っております。今後、職員におきます消防団の中の定足の補充ということもございませうけど、やはりみずから職員が、そのような活動に目覚めてほしいというふうに考えております。

**○28番（成田 浩君）**

私もそう思っているんですが、実際は、なかなかそこを割り切っていくことができない。職が大事で、生命、財産を守る仕事、二の次になるような話を聞いておりますので、ぜひ職員にはこういうのには、今、市長が言われましたように、自ら進んで参加できるような形をとっていってもらいたいと思っております。それは仕事大事やからね、と、

どっちが大事よちゆうようなことは、上司から声が出ないような形にとっていきたいと思  
います。

それと、それぞれの日置市にも企業があり  
ますが、自治会もですが、自主防災組織づく  
りにはどのような形で、市は加入されていく  
というか、仲介していつてくださるわけです  
か。

#### ○市長（宮路高光君）

特に、先般も、市の総合防災訓練を江口の  
海岸でやりましたけど、特に神之川のそれぞ  
れの自主防災組織の皆様方も、積極的に参加  
していただきました。このようなことを含め  
ながら、やはり自治会長さんを中心に、自主  
防災活動というのをお願いし、また自分たち  
のところは自分たちで守るんだという、それ  
ぞれの意識づけを、今後ともお願いしたい  
というふうに考えております。

#### ○28番（成田 浩君）

自分たちで守っていかないといけないのは、  
もう当然ですので、そのようにこう啓発をし  
ていつてもらいたいと思っております。この  
ように安心、安全なまちづくりにはいろんな  
考え方があり、いろんな制度があります。市  
長を初め、執行部、それに私たち議会人もで  
すが、みんなも住民のために、どんな方法が  
最もよいのか、知恵を出し、議論をして、少  
しでも前に進んでいきたいものであると思  
います。

よい暮らしを守るためには、出費もいたし  
方ないときもあります。先ほどの答弁の中  
にもありましたように、ひとり暮らし、独居老  
人には幾らかの補助を出していこうというこ  
とでしたが、義務化された警報器、補助の出  
し方で、設置がいい方向で進んでいき、住民  
の生命が守られていくことを切にお願いした  
いと、こう思っておりますので、市長のいい  
返事を聞いて、私の質問を終わりにしたい  
と思っております。

#### ○市長（宮路高光君）

さっきも答弁いたしましたとおり、この警  
報器につきましては義務化もなされてお  
りますので、財政の許す範囲の中で、特にひとり  
暮らし、高齢者の皆様方に、早く設置が  
できる要綱をつくって、進めてまいりたい  
というふうに考えております。

#### ○議長（宇田 栄君）

次に、16番、池満渉君の質問を許可し  
ます。

〔16番池満 渉君登壇〕

#### ○16番（池満 渉君）

まず、先ほどもありましたけれども、今  
月の6日の日に、秋篠宮悠仁殿下がお誕生に  
なりました。まことに喜ばしいことござ  
います。

さて、通告に従い、2つの事項について  
市長に質問をいたします。

まず、市役所の業務時間についてであり  
ます。厳しい市民の生活、特に子育て世代は  
一時の時間も惜しみながら、毎日働いてお  
ります。最大のサービス産業である市役所  
は、市民の役に立つところであり、必ずし  
も現在の朝8時30分から午後5時15分、  
それまでを開業の時間としなければならない  
ということはありません。市民の利便性  
向上のためには、せめて窓口の業務時間  
を、午後7時ぐらまで延長できないもの  
か、お尋ねをいたします。

また、すべての市民が土日、休日とは  
限りません。土曜日の午前中など、窓口  
を開けることはできないのでしょうか。

次に、昨年5月に発生した贈収賄事件、  
談合事件の教訓がどう生かされているか、  
議会の特別委員会が提言、報告した事  
項の幾つかについて、お尋ねをいたしま  
す。

まず、市役所内部の体制や職員の意  
識がどう改善されたかであります。公  
共工事に係る市民などからの意見、  
提言を受け付ける窓口

の設置は検討をされましたか。また、寄せられた意見や提言があるとすれば、その内容はどうのようなものだったのでしょうか。

公僕としての職員の倫理観保持のための啓発活動は、どのような形で図られておりますか。あわせて、職員の能力開発及び技能、技術の練磨のための専門研修は、実施されておりますか。今後の予定などはどうでしょうか。

次に、入札制度のあり方についてですが、適正な指名業者の選定ができていますか。そのことはどうでしょうか。本市では予定価格の事前公表を実施しておりますが、予定価格そのものが適正なのか、それについての研究はどの程度進んでいるのでしょうか。

7月17日の南日本新聞に、希望型入札を試行するという記事が出ておりました。この制度の実施内容についてお示し下さい。

公共施設は市民共有の財産であり、過当競争の末の粗悪工事は市の損失につながりますが、さっきの報告書でも、最低制限価格の設定を提言をしております。今後の方針はいかがでしょうか。

最後に、検査と監査体制のあり方についてであります。土木建設課や農林水産課、場合によってはすべてが対象になるかもしれませんが、いわゆる業務担当課と検査の担当課の職務の分担は、しっかりとなされているのでしょうか。そして、検査の結果である工事成績の判断とその結果の公表は、どのような形でなされておりますか。万が一、結果が不良の場合のペナルティーは、どのような形で反映されるのでしょうか。

投資的経費、非常に財政も厳しい中で、工事量の減少、落札価格の低下、単価引き下げなどの影響から競争激化になり、工事未完了などの弊害が予想されます。それらを解消するための工事保証制度の確立が急務と思われませんが、いかがですか。

以上の2項目について、市長の誠意ある答

弁を期待をいたします。

○議長（宇田 栄君）

ここで、しばらく休憩いたします。次の開議を11時5分といたします。

午前10時55分休憩

---

午前11時05分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

市役所の業務時間についてというご質問の中で、現在、住民票の写し及び印鑑登録証明書の交付につきましては、執務時間内に交付申請、または受領できない市民の利便を図るために、電話予約及び執務時間外交付サービスを行っております。予約は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時までに、交付を希望する本庁または各支所の市民係に電話で行い、土曜日、日曜日及び祝日の午前8時30分から午後5時までに受け取ることができます。

この制度は、旧伊集院町と旧吹上町で実施されており、年間においてそれぞれ8件の利用がありました。合併後は、現在までに12件の利用があります。

また、平成19年4月からは住民票の写しと戸籍附票の写しが、電子申請システムにより交付が可能になります。電子申請システムとは、市役所の窓口で行っていた申請手続が、自宅などのパソコンを利用して、24時間いつでも申請できるシステムでございます。今後は、電話予約サービス制度とあわせて、お知らせ版等を通じて市民の皆様方に周知を図り、住民サービスの向上に努めていきたいと思っております。

平日の時間延長の業務につきましては、条例等の変更や職員組合との業務時間変更等の協議が必要になってまいります。それを踏ま

えまして、本庁及び各支所において週1回、住民票の写し、印鑑登録証明書及び税証明の発行の業務を、午後7時まで時間延長の試行を検討していきたいと思っております。土曜日の午前中の業務につきましては、この試行等を踏まえて、今後、検討をしてみたいというふうに考えております。

2番目の、公共工事不正再発防止調査特別委員会報告のその後の対応についてのご質問でございます。

1番目の中におきまして、公共工事に係る市民からの意見、提言を受け付ける窓口につきましては、公共工事専用の窓口は設置しておりませんが、本庁、支所庁舎や各公共施設の12カ所に提言箱を設置してあります。この提言箱は、市民の皆様から、市政全般にわたるご意見やご提言を、幅広く寄せていただくものでありますが、これまでに寄せられたご意見、ご提言の中には、公共工事に係るものはございませんでした。

しかしながら、公共工事に係る意見を賜う機会といたしまして、入札等監視委員会におきまして、委員の皆様から入札、契約制度全般につきまして、さまざまな意見、ご提言をいただいておりますので、これらを十分に尊重してまいりたいと存じます。

2番目でございますけど、本市につきまして、不祥事により失った市民の信頼を取り戻すため、公務員としての行動基準となる職員倫理規程をつくり、全職員で真剣に信頼回復に取り組んできたところでございます。

啓発活動といたしましては、管理職員への汚職防止パンフレットの配付、業者向けに職員の禁止事項を知らせるチラシの掲示、公務員倫理をテーマとしての研修会の開催、汚職防止ビデオを用いたビデオ研修の実施、職場の良好なコミュニケーションの醸成を図るための所属長と職員の面接など、公務員倫理の徹底に努めております。また、9月1日に開

きました定例の部課長会議におきまして、改めて職員の公務保持を文書で通知した次第でございます。

今後におきましても、常に緊張感、使命感を持つよう職員の意識改革を図り、不祥事を根絶し、日置市職員一丸となって、市民の信頼回復に全力を挙げて取り組んでまいります。

3番目でございますけど、職員の専門研修についてでございますが、地方分権の進展に伴い、これまで以上に地方自治体の職員の資質が問われ、社会の変革に的確に対応していくことができる能力が求められています。

特に、専門的知識や技術を有する技術系の職員につきましては、急速な技術革新に伴い、ややもすると新しい技術の習得が図れないばかりか、現在の水準を維持することすら、容易でない状況になることも懸念されるところでございます。

一方、市民は、常に高い水準の対応を期待するわけございまして、技術系の職員が、高い意欲を持って、自らその技術の研さんに努めることはもちろんのこと、市としてもその育成について、責任を果たしていかなければならないものと認識しております。

現在、派遣しております専門研修につきましては、日常業務を遂行する上で必要な専門知識を習得するための土木技術設計、積算技術講習会、舗装施工管理技術講習会、水道水質等技術研修会及び下水道積算要領研修などの土木技術者研修のほか、生活保護担当職員研修、税務滞納処理研修及び社会教育主事研修等、多くの専門研修に派遣しております。

このように、技術系職員等が、その専門的な能力を高めることは、今後、一層重要視されることと考えておりますので、今後におきましても、県の研修センターと協力し、専門職員の一層の資質向上に努めてまいりたいと思っております。

4番目でございます。指名業者の選定につ

きましては、市の建設工事入札参加資格審査要綱の規定に基づき、建設業法に定める28の許可業種について、土木一式工事、建築一式工事、舗装工事の3業種は格付業種として、そのほかの業種につきましては登録業種として、入札参加資格を認めた中から、指名基準等に関する要綱に基づき、指名推薦委員会の推薦結果を受けまして、適正に指名業者を選定しております。

5番目でございます。予定価格につきましては、市場における取引価格をもとに決定されました資材単価や労務単価などを、歩掛といわれる標準的な積算基準を用いて算出した設計額を踏まえまして、適正に決定しております。

6番目でございます。受注希望型の競争入札につきましては、工事の発注に際し、一定の資格要件を設定し、事前に入札参加希望者を募った上で、入札を執行する制度であります。具体的には、本年度に市の建設工事で格付登録を行った業者に限定した上で、格付ランクの指定や手持ち工事量の制限などの資格要件を設定し、これらを市のホームページ等で公告して受注希望を募ることとしており、現在、実施要綱等の整備を進めているところであります。

今後、発注予定の工事案件の中から幾つか抽出して、できるだけ早い時期に実施したいと考えております。

7番目でございます。最低制限価格の設定につきましては、前回の本会議におきまして答弁いたしましたとおり、先般、開催しました入札等監視委員会におきまして、妥当の意見をいただきましたから、おおむね予定価格が300万円以上で、構造物の形成を伴う工事を対象に、10月1日以降の入札から運用を開始したいと考えております。

8番目でございます。工事の検査につきましては、すべての工事におきまして、業務担

当以外の職員による検査を実施しているところであります。

また、今後は、一定金額以上の工事につきましては、検査グループを立ち上げまして、チェック体制をさらに充実させてまいりたいと考えております。

9番目でございます。工事成績の判定につきましては、本年4月に制定した要領における工事成績評定表を用いまして、監督職員は施工体制や施工状況、検査員は品質やできばえについて評定を行い、点数により工事の良否を判断することとしており、10月から工事成績評定の運用を開始する予定であります。

また、その結果につきまして、受注者へ書面により通知することとしておりますが、工事成績の公表につきましては、現段階では考えておりません。

また、成績不良のペナルティーにつきましては、必要に応じて工事の手直し要求や、以降の指名回避等の措置を行うことなどを考えております。

10番目でございます。工事未了完了等への対応につきましては、契約時には契約保証金を納付させますとともに、受注者からの前払金や部分払いの請求には確実に対応するなど、工事の履行確保に努めているところであります。

工事保証のあり方につきましては、今後、国等の動向を見きわめながら検討してまいりたいと考えております。

以上で終わります。

#### ○16番（池満 渉君）

まず、業務時間の延長ということではありません。週1回、とりあえず窓口を午後7時まで、試行的にやってみたいということでありました。現在は電話予約を受付、それに対応していると。それからまた、19年度からは電子申請ということもありましたけれども、週1回でも試行をしようということで、前進だ

ろうと思います。

市民の要望にこたえるために、その様子を伺うということで、先ほど答弁の中でも、条例の変更あるいは職員組合との協議も必要だというふうに、市長は答弁をされましたけれども、これらも含めて最も、週1回をもっとふやすとか何とかといったときに、一番ネックとなるのはどのようなことでしょうか。今、幾つか言われましたけれども、最もネックとなるのはどういったことでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

これはやはり職員体制だと思っております。それぞれの、今、課の方に配置しておりますけど、それぞれの時間帯を含めまして、職員体制の充実を図っていけば、それぞれサービスができるというふうに思っておりますけど、基本的にこの職員数の定数の削減というのを、基本的にやっておりますので、この削減に伴いまして、どれだけの対応が、今後、できていくのか。そこあたりも、今後、十分検討をしてみなければならないというふうに思っております。

#### ○16番（池満 渉君）

職員の削減やら、こう相反する施策をやっていかなければならないということはよくわかります。しかしながら、市民の意向というのは、何とかやっぱり金をかけてやってほしいということより、今、できることを、何とかやってくれないかということがありますので、ぜひ少ない中でも、職員のフレックスタイムということをやりながらでも、時間外手当がふえないように、例えば7時まで勤務する人は、10時の出勤をしてもらおうとか、そういったことでの研究をぜひやっていただきたいというふうに思います。

先ほど、19年からは電子申請もということがありましたけれども、市民の中でパソコンを所持している率というのは、どれぐらいのものなんでしょうか。このことはやっぱり、

その後、地域イントラネットが整備されて、市内の公共施設の中でも、いろいろそういったものはとれるようになりますけれども、やっぱり市役所に職員がいて、温かい対応ができるのと、機械的にそういった仕事ができるのとすると、随分と市民の頼りがい、市役所というのは、やっぱり頼りがいがあると、温かみがあるという意味では、違うような気がいたしますが。

やっぱり電子申請も含めて、この人間的な対応というの、あわせてやっていただきたいと思いますが、イントラネットが仮に整備されたら、そういうことはやめるといったようなことじゃなくて、続けて、あわせてやるといったようなことでは、市長はどうお考えですか。

#### ○市長（宮路高光君）

この電子申請のシステムを含めまして、それぞれ家庭にどれぐらいのパソコンが入っているのか、ちょっと私どもも、実態はつかんではないわけですが、基本的にそれぞれ多様化している中でございますので、そういうものを使う方もいらっしゃる。選択肢を残していかなきゃならない。

基本的に、今、おっしゃいましたとおり、私ども市役所というのは、やはり心のぬくもりのある役所でなければならない。顔と顔を会話し、話をして、それぞれの相手の顔がわかって、それぞれ対応をしていただく。

もう一ついえば、ありがとうございましたと、一言、言ってもいただける、そういうことが、私は、基本であるというふうに思っておりますので、さっきも申し上げましたとおり、この人員削減を含めて、今後の対応の中で1週間に1回程度して、どれだけの市民の皆様方の利用回数があるのかと。

また、そのことにつきまして、いろいろと市民の皆様方から幅広い意見をいただき、今の現状の中で、さっきも申し上げましたけど、

電話予約等を行ってみましたけど、まだ1年半の中で12件と、月に1回ぐらいもないという状況でもございますので、今後、1週間に1回程度やってみて、また、今後の市民の皆様方の意見をお聞きして、それぞれのことにつきましては、実施していかねばならないというふうに考えております。

#### ○16番（池満 渉君）

この電話予約の件でありますけれども、12件ぐらい、非常にこう利用が少ないということでありましたが、果たして、市民の中で電話予約をして、例えば休日にそれが取れるとか何とかというサービスを、どれぐらいの人が知っているだろうかという気がいたします。もう少し、市役所は、このような対応をしておりますと、いつでも言ってくださいということを、広報をしていかなければならないと思っております。

自治体が、いろんな意味で競争をしておりますので、日置市もぜひ先駆的に、どんどん取り組んでいくんだという姿勢を見させていただきたいと。

東京都の中野区、足立区あるいは横浜といったところは、土曜日、日曜日の開業もやっておりますし、毎週でなくても月に2回とか1回とか、そういうのをやっております。人口が少ないから、利用はないだろうということとは別に、やっぱり常に、サービスを向上するための探求をしていただきたいと、これは強く要望しておきます。

さて、公共工事の不正防止の件でございますが、今、改めてお尋ねをいたします。

市長に贈収賄事件が起きた背景の輪というか、起きた原因はどこにあったか。そして、だれが悪かったのか。それから、談合事件、これは、いわゆるだれが悪かったのか、どこに責任があるかということ、改めて、簡潔で結構でございますので、お伺いをしたいと思います。この2つについて。

#### ○市長（宮路高光君）

この汚職事件等におきましては、それぞれ一番本人のそれぞれの公務員としての自覚が足りなかった。それにつきまして、それぞれの上司におきます監督不行き届き、こういうものがあつたというのは思っております。

また、談合事件につきましても、それぞれの業界におきますモラルを含めまして、そういう部分を、また私ども行政におきましても、そういうチェックができなかった。そういう部分を反省をしているところでございます。

#### ○16番（池満 渉君）

今、改めて、市長にお伺いをしたのは、昨年とやっぱり同じような答弁でございますけれども、特別委員会の中で、アンケートを88社の方々に取りました。そのアンケートの中で、業者の方から、2つの事件とも業者だけが悪いように言われている、役所側がどうも避けているように思える、というふうな意見もございます。

もちろん業者、行政が余りにも親しくすると、どうというような感じはしますけれども、やっぱりあわせて一緒になって、そのことを災い転じて福となすというか、協力していきましようというような、もちろん倫理観を持ちながらですが、そのような体制が必要だろうというふうに思います。

そこで、先ほど市長が、内部体制の件で、職員の倫理観保持のための研修やらいっぱい言われました。その職員の倫理観というのは、市長が感じられる中で見ておられる中で、この1年間ぐらい、事件後に研修などを行ってどう変わりましたか、どのようにお感じになりますか、おっしゃってください。

#### ○市長（宮路高光君）

それぞれの研修をしてマニュアルをつくり、今、おっしゃいましたとおり、仕事上、私的なこと、やはりこの区別はきちっと、私は、ついてきたのかというふうに思っております。

今までもそのような形はなかったというふうには思っておりますけど、業者の方からいきますと、市役所には近ごろ行っても話もしてくれないとか、いろんな苦情はたくさんいただいておりますけど、その仕事上を含めた中は、私は、きちっとすべきだというふうに思っておりますけど、やはりこの事件があった中において、またそれぞれがやはり、職員も自覚をそれぞれしているというふうに思っております。

#### ○16番（池満 渉君）

仕事とプライベートをしっかりと分けて、ということは当然であります。しかしながら、業者の方も市民でありますので、倫理観を持ちながらも節度は持ちながらも、通常のやっぱり対応というのは、どうも避けているように見えてならない、というふうに感じられることがないように、やっていただきたいと思っております。

さっきも言いましたけれども、アンケートの中にも、役場職員も公僕としての自覚を忘れないでほしい。それから、現場での打ち合わせで、お茶の提供まで遠慮するのはどうかと。もっと信頼関係を築いて、毅然とした態度でお茶ぐらいもらっても、しかしながら、これをもらったからどうこうということじゃなくて、そういう関係ができないかというふうに、アンケートでも出ておりますので、しっかりやっていただきたい。

いろんな話が公共工事に限って、市民からの思いを受け付ける窓口は、特に設置していないということでありました。提言箱があるということでありましたけれども、やっぱり市民からの窓口を、提言箱についても同じでありますけど、もっと先ほどと同じように広報をして、いろんな思いを聞かしてくださいと。そして、皆さんの監視のもとに、この行政の仕事を緊張感を持ってやっていきますと、みんなで力を合わせてやっていきたいと思います。

うふうに、気持ちが大変だと思いますので、ぜひこの提言箱も含めて、もう一回市の皆さんに市民の皆さんに、いろんなことについてご意見をお寄せいただきたいというふうに、広報をされたらどうですか。改めて、もう一回いかがですか。

#### ○市長（宮路高光君）

市民の皆様方から、やはり常に幅広い意見をいただく、そういう機会を含めて広げなければならぬ。今、お話のとおり、私どもは広報誌等において、お願いするわけですが、絶えずいろんな研修会等がございます。自治会長さんの研修会とか、いろんな団体のそれぞれの会もございまして、私どもはやはりそういうあらゆる場面を通じて、この談合、防止だけでなく、それを含めて、全般的にいつも絶えず、そういう意見をいただく。そういう姿勢は、今後とも続けていきたいというふうに考えております。

#### ○16番（池満 渉君）

さて、次に、入札制度のあり方についてであります。談合を防止するという手を打っていくと、非常に逆行するというんでしょうか、何か非常にこう厳しい感じがいたします。地元業者をまあ育成しなければならないと思いつつも、じゃ談合を防止するために、少しくなれ合いというものをやめてもらうような施策をとれば、相反する動きになってくるという気がいたしますが。

一番の問題は、やっぱり地元の方々に仕事をいていただいて、この少ない厳しい財政の中で、少ない仕事をなるべく地元の方にさせていただいて、地域の経済を少しでもこう上げていくと。地域の金が地域外に落ちると、それだけ雇用、いろんなことで、日置市の財政は厳しく台所はなるわけですので、そういうことをどうしていくかということが大事だろうと思います。

私にも別に妙案はありません。なかなかわ

からないことではありますが、幾つかの例を挙げて、今、談合防止について動いていることと、地域の経済を活性化させるというこの両面、何かこう逆行しているような、今の動きについてお尋ねをしたいと思います。

平成18年、そして19年の入札参加資格における格付けが決まりました。業者の方々にも送稿してあります。土木、建築、舗装、市長がおっしゃったように、この3つについては、格付業種としてA、B、C、Dというランクがついております。その格付は、総合点数をもとにしてされていますし、その格付によって区分ごと、いわゆるランクごとに工事金額が決められていると。

そのいろんな要素をもとに、指名をしていくわけではありますが、今回の日置市の18年度、19年度のいわゆる入札参加資格における格付、これらの基準となる、もともになるといいますか、参考にしたのは、どこの格付を参考にされましたか。どこかを参考にされて、日置市の今回の格付をされたのでしょうか。どこをされたのでしょうか。

#### ○財政管財課長（福田秀一君）

鹿児島県の格付基準にならって、格付をいたしております。

#### ○16番（池満 渉君）

県の格付にならって、もちろん日置市の独自のものを加味してということもあるだろうと思いますが、入札ということには発注者、いわゆる行政側、官の関与することが、素地があります。入札前に発注者である官が、あらかじめ10社、15社程度の業者を指名して、その中で価格競争をさせる、今のこの指名入札制度であります。これをこれまでずっと、自治体がとってきたわけではありますが、その指名業者に入るために、企業が猛烈な営業活動をしてきたわけであります。

こういったような動きの中で、これまで全国で幾らか不透明な動きがあったのも事実で

あります。いわゆる官、行政側が、指名に関する権利を一切持っているということにもなります。そこで問題になるのが、適正な指名業者の選定ができているのかということでもあります。

それらを明確にするために、市長がさっきおっしゃった、日置市の指名基準等に関する要綱があります。その要綱の第3条の2項と3項について、実際の工事箇所の指名例について基づいて質問をいたします。

まず、第2項の工事金額の区分に応じ、それぞれの格付区分に属するものであることというふうにA、B、C、D、それぞれの大体仕事ができる金額の目安を示しておりますが、そのことであります。

7月7日に、東市来総合運動公園弓道場の建築工事が、入札がありました。予定価格が7,988万4,000円でありました。同じ月に28日、中園団地2号棟建築工事の2工区の入札がありました。これも予定価格8,587万9,000円です。この入札に、県のランクのCランク、そして◎のランクの業者が指名をされております。

管財課長から話がありましたように、本市の格付基準、これを参考を、県を参考にしていくということになれば、金額区分もCは3,000万円まで、◎は4,500万円未満となるはずであります。指名自体が、Cと◎を指名すること自体が、どうもおかしいような気がいたしますが、いかがでしょうか。

同時に指名されたAあるいはBの業者の方々から、なぜだと、なぜなんだという声が上がっておりますし、また日置市、県のランクがBの業者で、地元の業者であります。指名をされていないというところもありました。本来ならば、Cを入れずに◎を入れずに、Bがあるならば、Bが指名に入るのが当然ではないかという気がしますが、これらの指名について、その経緯をご説明いただきたいと

思います。

**○財政管財課長（福田秀一君）**

確かに、先ほど県の格付基準をならっての格付をいたしたということを申し上げましたけれども、数社、その格付が上下した企業がございます。この理由といたしましては、経営事項審査というのを受けるわけですけれども、鹿児島県が、この経営事項審査の期間を平成16年度ということに限って、受付をいたしております。

本市の場合は16年の8月31日から17年の9月31日まで、この期間のいわゆる経営機構、これはいろいろ資本力とか技術者の数とか工事实績とか、そういったのを審査を受けるわけですけれども、これを受けた期間によって、その工事の完成高、こういったのが県に提出した書類と違っておると、こういったことで点数が若干こう違いまして、格付が上下した会社がございます。

**○16番（池満 渉君）**

鹿児島県の基礎になるのは平成16年度、そして市は、16年から17年の9月30日までを入れたということであります。17年度の経営審査事項の県のを大体見てみます。もちろん上がっているところもあります。

おっしゃれば、なるほど点数が上がるかもしれないという気もいたしますが、過去に鹿児島県及び日置市の、日置市合併前でもいいでしょうけれども、それぞれの町の建築工事などの工事实績というものが無い場合に指名をされる、そういうことがありますか。指名された業者が公共工事です、県の工事か市の工事を町の工事をこれまでにやったことが、工事金額の実績としてほとんどない場合にも、指名をされることがあるんでしょうか、いかがですか。

**○財政管財課長（福田秀一君）**

この経営事項審査に基づいてされる格付基準の中には、先ほども申し上げましたように、

その実績、いわゆる工事实績が加味されておりますので、そういった工事の実績があると。格付をされている業者につきましては、そういう実績があるということで、指名をいたしておるわけでございます。

**○16番（池満 渉君）**

指名をした業者に、実績があるということでもありますね。実績があると。わかりました。本市の入札参加資格の格付の中で、主観的事項、客観的事項というのがありますが、主観的事項の中で、過去に、市が発注した建設工事の完成工事高及び工事成績の平均値を加味するというふうになっておりますが、管財課長の話では、実績があるということで、指名をしたということになっております。私の調査不足かもしれませんので、この実績があったかなかったかは、今後、調査をしてみたいと思います。

次に、談合防止の観点などから指名の経緯や基準、こういったものを明確にできないのかということでもあります。いわゆる、なぜこういった業者の方々が、今回の工事に指名されましたというのを、もちろん談合防止だから、事前に業者を公表しないという、今、制度をとっておりますので、すぐにはできないかもしれませんが、何らかの形で、同じ業者間で、あ、なるほど、あそこの業者が、今回の指名に入るのは当然だなと、市がおっしゃるのは当然だよなというふうに、納得いくような指名の仕方ができないと、何か指名作業の中で、何か働いたんじゃないかというような、圧力が働いたんじゃないかというような疑念を、業者の方々に抱かせる結果になりはしないかという気がいたします。

ですから、今年度の19年度までの市の格付を、業者の方々にそれぞれに送られた中でも、こういったようなことで、基準としてはこうなりますということ、しっかり説明をしていただきたいというふうに思います。

次に、先ほど言いました第2項は尋ねましたけど、第3項です。いわゆる指名基準の第3項の中に、建設工事場所の地域性についてというのがあります。工事を発注するときに、どこどこ工事については、その工事場所の地域性を考慮しましょうということがありますが、運用基準の1に、市内に建設業法第3条1項に規定する営業所を有する建設業者として、つまり特免許であれば、国、2つの県にまたがる、そして知事免許であれば、その県内のというような、建設業を営むということが条件。

それから、もう一つは、本当に日置市内にその工事に対して、適切な業者がない場合には、そのほかにも指名するというようなことがあります。8月の18日に入札がありました東市来の遠見番山公園線道路改良工事の指名業者について、お尋ねをいたします。

鹿児島市に本社があり、吹上町に日置営業所がある業者が、指名をされて、落札をしております。落札自体、もちろんおかしいとは言いませんが、この指名の仕方にどうなんだろうかと。建設工事場所の地域性についてということなどを勘案すると、鹿児島市に本社がある業者が、指名されるというのは、どうも矛盾があるような気がいたしますが、いかがでしょうか。

#### ○助役（湯田平浩美君）

合併した後におきまして、この工事の指名業者のあり方につきまして検討をした中で、新市の一体性というようなことも含めまして、この7月から新たな入札の制度をスタートさせたということでございます。そういった中におきまして、今、ご指摘の地域性につきましては、考慮しないで、とにかく新市の一体性ということで、ランダムに指名をしようというようなことで、指名をしまりました。

そしてまた、いろいろ意見も聞く中で、今に至りましては、それぞれ地域の業者も含め

ながら、旧4町のバランスのとれた指名をいたしているところでございます。その中で、特に旧町におきまして、業者のランクごとの業者も相当数が違っておりますし、なかなかこの指名というのが、思うようにできない部分もありますけれども、できるだけバランスのとれた指名ということに、今、心がけているところでございます。

以上でございます。

#### ○16番（池満 渉君）

指名の仕方の地域性ということはそうあります。新しい市になったから幾らかこう、旧4町をランクに、それぞれ入れてということはあるでしょうけれども、私が申し上げましたのは、遠見番山公園線の中にこの道路改良工事の中に、鹿児島市に本社があり、吹上町に日置営業所を構える業者が、指名に入っております。もちろんこの業者が落札をしております。

落札をしたこと、その自体には、私は、何ら文句は言いませんけれども、地域の業者が、何とかやっぱり仕事をして、日置市内の経済の活性化のために、市民の雇用のためにも、なるだけ地域の方にやっていただきたいという気がありますので、鹿児島市に本社があつて日置市に営業所がある、そういった業者が、指名に入ることがどうなのかということをお伺いをしているわけですが。

#### ○助役（湯田平浩美君）

ただいまのその件につきましては、指名の基準といたしましては、日置市内に本社あるいは営業所があり、そしてまた営業所の場合、法人税等を納付している企業ということで、この日置市内の指名業者の1つに加えております。

以上でございます。

#### ○16番（池満 渉君）

私は、この日置営業所、この会社の所在地を確認に行きました。吹上町になっておりま

した。吹上支所の土木建設課の職員に確認をいたしましたけれども、その社名について、ちょっとよく知らないのと、余り聞かない名前ですね、というような返事でありました。

それで、登録番地を聞きまして訪ねてまいりましたが、その番地については、全く個人の住宅であります。個人の住宅。そして、その住宅の前に、例えば何々建設日置営業所という看板もありませんし、事務所もありません。まして、その近くに資機材を格納する倉庫とか何とか、全くありませんが、こういったようなところが、指名をされていていいんだろうかという気がいたします。

隣の方が出てきて、おまんさあはだれなど、こうこうですが、と言って、こういうことで来ましたが、と言いましたら、従業員さんの家でごあんど、ということの話でございました。

日置市の公共工事の指名をするのに、日置営業所という番地が、そういうところがあって出されても、そのことを実態を確認せずに、指名にお入れになるんですか、いかがですか。

#### ○助役（湯田平浩美君）

先ほど申し上げましたように、看板を掲げていないとか、従業員のところがその営業所になっているとか、そのようなことでございましたけれども、私どもといたしましては、法人税等を納付しているということを調査の上、この同じ市内の業者としての取り扱いということにいたしております。そこあたり、改めてまた必要があれば、状況を調査して確認して、今後、指名の中に生かしていきたいというようには考えております。

以上です。

#### ○16番（池満 渉君）

会社の法人登記をして、仮に日置市にやると、法人税がかかります。最低が5万円ですか。そういったようなものがかかりまして、会社としての実態が云々ということであれば、

まさにペーパーカンパニーに等しいことになり得るかもしれません。この厳しい中ではしっかり、助役からありましたように、ここは実態も把握をしながら、指名の作業をしていただきたいと要望いたしております。

さて、予定価格についてですが、予定価格の事前公表を、今、しておりますが、この事前公表については正解だったのか、今後、どうなのかということについて、市長はどうお考えですか。

#### ○市長（宮路高光君）

予定価格を公表いたしましたして、1年ぐらいになるわけでございますけど、それぞれの予定価格につきまして、それぞれ官と業界とのそういういろんな問題をなくそうという基本的な中から、このことを予定価格の事前公表をしてまいりました。結果として、その落札率を含めまして、それぞれ高どまりとか、いろいろと言われる部分もございまして、今後の課題といたしまして、このことにつきまして、また経過を十分見た中で、今後、予定価格におきます事前公表につきましても、十分検討をさしてもらいたいというふうに思っております。

#### ○16番（池満 渉君）

予定価格を事前に知ろうと、そういったようなことから、業者と職員の癒着がやっぱり生まれてきたというのが、昨年のものでありますけれども、現在、鹿児島県内の17の市のうち、11の市が事前公表をしております。5つの市が事後公表であります。1つが未公表ということになっております。

お隣のいちき串木野市であります。今、事後公表だということでありましたが、事前公表に切りかえようということで準備を進めていたようではありますが、国から県を通して通達が来たはずであります。ことしの5月23日に閣議決定があって、通達が来ているはずであります。

予定価格については、入札の前に公表すると、予定価格が目安となって、競争が制限され、落札価格が高どまりになること、建設業者の見積もり努力を損なわせること、そして談合が一層容易に行われる可能性があることなどにかんがみ、国においては、入札の前には公表しないこととしているという、こういった内容が来ているはずです。

なお、地方公共団体においては、法令上の制約はないことから、事前公表を行うこともできるが、事前公表をする場合には、今、言ったような弊害があることを十分踏まえてほしいという通達が来て、このことで、串木野市は、今、事前公表にしようかどうかということで、少しまた悩んでいるという話を聞きました。

私は、事前公表は職員の身を守ると意味ではよかったのかもしれませんが、どうもやっぱり業界の質を高めるという意味では、マイナスではなかったかという気がいたします。この事前公表については、またしっかり研究をしていただきたいと思えます。

さて、予定価格が適正なのかということについて、ひとつ伺いをいたします。

私たちはこれまで、その工事場所の予定価格に対して、落札率が高いとか低いとかということで、談合があったんじゃないか、どうだろうかということをご予想をしてみました。

しかしながら、官が示す予定価格というのが、本当に正しいのかということをご、余り検証をしてこなかったような気がするのであります。甘い設計をしたり、あるいは過剰な設計や積算のミス、使用する製品や、そういったことは違いはないのかといったようなことで、検証をしてこなかったような気がいたしますが、どうでしょうか。

6月16日に入札が行われました中園住宅の解体工事1工区、予定価格は543万円でありました。しかし、落札した金額は

315万円であります。落札率57%、第2工区は予定価格1,037万円に対して、落札価格が504万円、実に48%であります。

5月19日の街区公園樹木移植工事は予定価格1,069万円に対して、落札率56%の603万円。この前、伊集院ドームがオープンになりましたけれども、あの運動場の走路整備工事に至っては、予定価格が1億2,980万円、1億3,000万円ぐらいの工事ですよということの予定ですよということに入札をしましたら、落札率が41%で、5,439万円です工事ができませんということになっているわけです。

幾らかの事情は説明がありました。地元でどうか、無理をして取りましたとか、採算を度外視して伊集院のために、今回は頑張ろうと思ってやりましたとか、説明はありましたけれども、どうも余りにも予定価格と、実際の落札価格が違い過ぎる場合があるんじゃないか。そのときに、業者が頑張ったからということとあわせて、予定価格の見積もり自体が正しかったのかということも、もう一回検証をしないとならないというふうに思いますが、どうでしょうか。

談合によって、もちろん高どまりをして、税金が失われることは大変遺憾なことでありますが、もしかしたら発注者側が高いところに値段を設定して、実際に業者側が安く落札をすればいいですけども、もしかして高どまりで落札をした場合には、この差が大きな税金のむだ遣いになるという気がしますが、この官側が示す予定価格、本当に正しいのかということについての検証、市長、どうでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

設計をするにつきましては、通常、標準的な積算基準というのが、それぞれ物価単価に載っております。基本的に年度版がございま

すけど、やはり設計するのは、一つの国の認めたこの単価版によって単価表を入れるわけでございますので、私どもはやはりそういうものを目安にしていかなければ、さっきおっしゃいました、何が標準なのかどれをしたのか、そういうことじゃ、それぞれの設計というのいろいろと疑われる部分がございますので、今の工事関係につきましては、それぞれの標準的な国が決めました単価表でやっております。

申し上げまして、その中におきまして、今、落札率、それぞれいろんな場面で違っております。特に、解体工事を含めた中におきましては、構造物等を解体する、さっきも言いましたように、最低制限額を設ける中におきましても、構造物をつくっていくものにはしよう、そういうものを壊していくとかそういうものには、その最低制限価格は設けないというふうになっておるとおり、いろいろとそういう企業におきましても、いろんなモチベーションがございます。

解体業者につきましても、それぞれ自分のそれぞれの処理施設を持っている業者だったり、持っていない業者だったり、いろいろございますので、このことにつきましては、私どもは、標準的な単価表の設定しかできないということでございます。今後、やはりこの単価表を十分参考にしながら、この積算というのをし、またそれぞれがチェックをしていかなければならないというふうに思っております。

#### ○16番（池満 渉君）

しっかりやっぱり検証をして、あわせてしていただきたいと、本当に正しいのかということを検証していただきたいと思っております。

さて、これから試行をしようと言われる受注希望型の入札制度であります、ご承知のように、先進地である長野県が平成13年、そして15年というふうに参加型、希望型と

して取り組んでおります。長野県の導入前が、落札率が97.4%だったと。それが、導入後の平成16年には65.5%まで下がりましたという、まさに競争をさせる素地ができたわけであります。

もちろんそれで十分であれば、私も何も文句は言いませんし、安いにこしたことはないわけでありますが、35%というものが、何らかの形で削除されているというのは、どうも問題のような気がいたします。

もしかしたら、仕事がない中で、業者が大幅な赤字を覚悟で入札をしたか、あるいは人件費や材料費を削ったのかもしれない。そういったことで、この35%も下がってきたということを、長野県は非常に重大な問題だということで、事前公表だったのを、予定価格を事後公表に切りかえたというような取り組みをしております。

この希望型入札にも、やっぱり非常にこういろんな心配があると思っておりますので、市長が、試行するんだということでありましたけれども、十分最低制限価格の設定はしながらも、余りにも低い場合には、逆にどうなのかということ、注視をしていただきたいと思っております。

さて、談合防止の施策に取り組んでいくと、先ほども申し上げましたが、さまざまな弊害が予測をされます。私は、特別委員会の委員をさしていただいて、どのようなことがいいのかということ、議論をしてみたいと思っておりますし、100%の答えも出てまいりませんでした、いろんな業者の方々の本音もありました。いわゆる言えないこともアンケートにもございました。

そのアンケートの中で、技術的にすぐれた業者が活躍できる仕組みが必要で、品質の向上や適正価格の安定化に取り組んでほしいというのもありました。つまり工事をしっかりやれる、どんぶり勘定じゃなくて、やっぱり

ちゃんと見積もりができる、そういったような業者を育ててほしいというような願望がありました。

検査の公表であります。先ほど市長は、それぞれのところで検査をしながら、その結果を総合点数などに反映させていくということでありましたが、この検査について、全国の自治体の中で幾つか、工事があった場所が、工事が済んだときにその場所に看板を立てて、この工事については何々建設が施工しました。この工事の成績は100点中、何点でしたということを公表している自治体があります。

市民の皆さんから、あ、これはまあ何とかできたんだな、というような評価を、みんなですていただけるようにという制度をとっているところがありますが、市長はいかがでしょうか。

つまり請け負った業者の成績、できればというものを広く市民の方々にも、可能な限り公表をして、一緒に監視をしていただくということで、検査の一助にならないかと思うんですが、いかがですか。

#### ○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、それぞれ情報というのは、市民と共有していかなきゃならないというふうに考えております。私どものこの体制の中で、この検査体制、やはりこの体制をきちっと確立していかなければならないのかなど。そういうことを踏まえまして、今、この検査のグループを含めた中で、今、やっておるところでございますので、今、おっしゃいましたこの公表のあり方というのも含めながら、今後、それぞれの自治体を含めたことの研修もさしていただきながら、十分な今後におきますその制度上といいますか、それをつくっていきたいというふうに思っております。

#### ○16番（池満 渉君）

もう時間もなくなりました。指名あるいは

落札者の決定、いろんな経緯について、定期的にその意見を伺うという監視委員会ができております。これらの意見についても、今後、どのような意見があったのかということもお伺いをしたいと思います。

さて、最後ですが、8.6災害が、先ほど成田議員の話にもありました。8.6災害がありました。その8.6災害のときに、この市内の業者の方々も、特に日吉町で毘沙門、先ほどありました、がけ崩れがありましたが、あのときにも日吉町内の業者の方々もおよそ3カ月、ほとんどボランティアで工事をされたというふうに聞いております。

その後、何らかの見返りがあったかということでは全くなかったということで、地域にやっぱり密着している地元の業者を育成するということと、談合の防止策というのは、実は別なんじゃないかという気がいたします。よく新聞紙上などで、談合情報が寄せられたときに、行政の方から、参加した指名した業者の方々に、談合の事実を確認しましたが、ありませんでしたという話がありますが、談合をしましたという業者はほとんどいないです。

ですから、もっと違った方法で談合の防止策というのを検討をしていかないと、息の長い話になるかもしれませんが、しかもこれは業界と一緒にあって、決して距離を置くということじゃなくて、取り組んでいただきたいというふうに思います。

さて、市長、最後にまとめとしての部分であります。地域経済も非常に厳しいです。そして、行政の財政も厳しい中で、投資的経費はもっともっと減っていくでしょう。今の半分ぐらいに、将来的にはという話もありますけれども、この厳しい中で市内の業者、それに勤める市民の雇用の問題、いろんなこと、当初の本会議で税務課長にお尋ねをしました、日置市が課せる課税調書、いわゆる日置市の

市民が稼ぐ金の量というのが、やっぱり減ってきているという実態もございますので、この談合防止策を含めたいろんな施策と、それから地域経済を活性化させるという命題と、どうマッチングをさせて、今後、取り組んでいかれるのか。

そのことを市長の基本的な、今後の思いをお伺いをして、質問を終わりたいと思います。

**○市長（宮路高光君）**

基本的には、この地元の企業の育成、これが一番、私は、最優先していかなければならないという、基本的な考え方がございます。その中におきまして、この談合の問題を含めまして、やはり私どもは、いろんな制度をする中につきましては、それぞれの制度に合う業者、合わない業者、それぞれ出てくると思っております。

そういう中におきまして、やはり今後、新しい取り組みもしながら、試行錯誤をしながら、またそれぞれの結果について検証をしていく。その繰り返しをいろんな部門の中でやっていくことにおいて、力強い地元の育成の業者ができるのかなと考えておりますので、今後におきましても、継続していろんな取り組みをしながら、やっていきたいというふうに思っております。

**○議長（宇田 栄君）**

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を13時といたします。

午後0時08分休憩

---

午後1時00分開議

**○議長（宇田 栄君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番、西蘭典子さんの質問を許可します。

〔14番西蘭典子さん登壇〕

**○14番（西蘭典子さん）**

皆さん、こんにちは。気合を入れて頑張り

ますのでよろしくお願いいたします。

先ほどから皆様が、秋篠宮のお祝いを申し上げていらっしゃると思いますので、私も負けずに、私は紀子様の男女を問わず、お元気なお子様の誕生をお祝いいたしまして、これを機会に、より一層の子育て支援が充実することを祈って、一般質問を始めたいと思います。よろしくお願いいたします。

皆田小学校の統廃合についてお尋ねをいたします。

今回の議会に、議案第123号日置市立学校設置条例の一部改正が上がっております。昨年秋、住民説明会で保護者の方々から、湯田小学校と統合したいとの支援の要望という形で出されて、市長は、地域とも十分よく話し合っ、とお答えになったのを覚えております。その後、地域と保護者が一体となって、統合に向けて動いてきたと聞いております。

皆田小学校区は、湯之元駅から約2キロ山手に入った緑豊かな山々、美しい棚田や大里川が流れる田園風景、ミカンやブドウなどの観光農園、総合病院や工業団地、子授け岩や安産神社などの珍しい岩や、また池などのある美しい人里であります。また、こんもりと茂る杉林に囲まれた大庭神社には島津義久公などに仕えた田尻荒べえ、その息子、荒二郎、荒五郎、また霧島、大波の池の竜神伝説で有名な娘のお浪が祭られております。

世帯数250数戸、約650人、大平、丸牧、皆田東、西の4集落があって、伝統行事や催し物にも集落を挙げて参加するなど、よくまとまっている地域であります。そうした中にはぐくまれて120数年、多くの子供たちを育て上げ、地域の中核として学校は、大切な役割を果たしてきました。児童数は、多いときは200人を超えたときもあったのですが、現在、23人、16戸数と、過疎と少子化の時代の流れに翻弄されてきた学校の1つです。

住民の皆さんは、なれ親しんだ学校がなくなつてよいのか、子供たちの教育がどうあればよいのかなど、さまざまな苦悩の末、統廃合という、みずからの判断をされたと察します。

統合しようという湯田小学校は、2キロ弱という近い距離にあって、皆田との間はほとんど人家がつながっており、その境も今は不十分となって、生活圈も多くが一緒という状態であり、学校だけが分断されているというように、不自然ささえ感じさせられておりました。親にしてみれば、湯田小学校に子供を通わせたい思いで、皆田には定住しないという皮肉な現象さえありました。

学校は、小規模校のよさを十分発揮して、学力を初め、指導が行き届いていてすばらしい教育がなされております。しかし、現在、1年生3人、2年生がゼロという現状で、教育の大切な目的である社会性を培い、切磋琢磨するたくましさを養うという点などに、特に心配があったと思われま

す。統合に関して、まだこのままでもやっていけるのではないかと、20数名で合併するのが早いのかよいのかといういろいろな考えの中で、ある程度児童数があるうちに合併した方が、子供たちのためにも負担が少ないのではないかと判断し、今がよい時期という結論が出されたように思います。

しかし、住民の方々にとっては、経験したことのない学校統廃合にぶつかって、今までいつもそこにあった学校がなくなる寂しさと、今後、地域が寂れるのではないかと懸念、子供たちが、小さな学校から大きな学校に統合される不安や心配など、複雑で不安定な思いがあると聞きます。

そうした住民の皆さんや保護者、職員など、不安な思いの方々に対して、もっと当局の配慮が必要ではないかと思うときも多々ありま

す。また、新しい門出とともに、地域住民が、皆田を、今後、どうするのか。そのために学校をどうするのか。閉校に向けての諸準備をどのように進めていったらよいか。学校の跡を地区公民館として使う予定ならば、住民はどんな使い方を望んでいるのか。どのような形にした方が、より効果的で教育的か。どんなものを残して、どんなものを加え、どんなものが必要で、どんなものが不必要となるか、改造が必要であるかなど、住民は何をして、行政は何をなすべきか、さまざまな課題があるようです。

また、迎える湯田小学校にしても、一挙に多くの子供たちを受け入れるわけですので、十分な態勢で迎え入れて、校区が広い子供たちの放課後、休日を含めた安全管理への配慮など、今までとは随分違う配慮が必要かと思えます。また、皆田小学校統合の問題は、今後の日置市教育行政をどのように進めていくかということを考えるきっかけでもあります。

単に、1つの学校が統合を求めてきたから、それに対処するという問題ではなくて、これを機会に、公教育とはどうあるべきなのか、学校とは何なのか、地域はどうあるべきか、行政はそれに対してどう対処すべきかなど、考えさせられる機会でもあります。そのような視点でお尋ねをしたいと思います。

1番、スムーズな移行ができるように、統合する学校と事前交流がどのくらい計画されており、それで十分であるかどうか、お尋ねします。

2番、移行に伴って、制服あるいは標準服とも呼びますが、学用品などが変わるわけですが、その負担軽減についてどのようにお考えでしょうか。

3、双方の学校職員への配慮についてであります。配慮が必要でなかったかどうか、またなされたのかどうかをお尋ねいたします。

4番、統合後の通学を含めた安全性や、子

供たちの心身の負担についての配慮をお尋ねいたします。

5番、学校跡地を地区公民館として利用の予定と聞きますが、具体的活用はどのような状態になるのでしょうか。また、より一層の活性化策の検討は。

6番、今後、日置市内小中高、特に小中学校に関して、それぞれの特色を生かしたあり方、学校教育行政という立場で、市内全域を考えて、どう考えていこうとしておいでかをお尋ねしたいと思います。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

皆田小学校の統廃合についてご質問でございます。

4番目の、通学への安全性や子供たちの心身の負担に配慮ということでございますけど、特に通学の安全対策でございますけど、今回、皆田小学校の方が、湯田小学校の方に統合していくわけでございますので、まずそれぞれの今までの各地区におきます統廃合の経過を含めまして、今後、やはり皆田小学校の子供たちにおきましては、このスクールバス、スクールタクシー、そういうものを、現在、考えておりますので、また運用につきましては、今後、十分地元と話をしながら進めさせていただきたいというふうに思っております。

5番目の学校跡地につきましては、それぞれの跡地につきましても、地域の皆様方と十分話をしていかなきゃならないことでございますけど、やはりこの地区公民館としてこの皆田校区が、今後、それぞれの学習の場を含め、また地域の活動ができる、そういう場として提供できるよう、工夫していきたいというふうに思っています。

今後の日置市の学校の特色でございますけど、市内に、現在、27の小中学校があるわけでございますけど、それぞれの学校におきまして、特に地域行事への参加を含め、また

子供たちが、特に郷土芸能の伝承活動、また学校農園を通じた食育の教育とか、こういう特色あるものをそれぞれの学校が、今も現在、しておりますので、こういうものを今後とも拡充、また拡充していきたいと、さように考えております。

以上で終わります。

ほかの部分につきましては、教育長の方に答弁をさせます。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

#### ○教育長（田代宗夫君）

皆田小学校の統廃合問題の一番スムーズな移行ができるように、統合する学校と事前交流などの計画はどうなっているかというご質問でございますけれども、両学校長とも当然、交流を進める計画を持っております。現在の話し合いの中では、3学期に3回ほど予定をしているようでございます。

2番目に、制服につきましては、小学校では標準服となっておりますが、中学校の服装は、これは制服となっております。したがって、中学校の場合はその服装を着なきゃいけませんけれども、小学校の方は標準の服装ということでございますので、そういう取り扱いを標準服という取り扱いをしておりますので、現在、使っております標準服を使用されても何ら支障もございません。

なお、学用品は、基本的には新学期でそろえることとなりますので、特別な学用品の購入予定はないものと思われまます。もし、必要などときには個別に検討していきたいと思います。

学校職員の配慮でありますけれども、人事面につきましては県教育委員会の権限でもありますので、私の立場からは確約はできませんけれども、これまで統合したところの状況を見てみますと、それなりの配慮がなされておりますので、皆田小学校についても配慮がなされるよう、お願いをしているところでご

ざいます。

4番の安全対策については、市長の方が答弁をされましたので、割愛をさせていただきます。

5番目の跡地の利用についてですが、学校跡地の利用については、先ほど市長の方からも答弁がありましたとおり、地区公民館として活用することにしております。ご承知のとおり、現在、市内には伊集院に5館、吹上に9館、東市来に2館、計16の地区公民館がありますが、17番目の条例地区公民館としての位置づけをしていきたいと考えております。

学校跡地を地区公民館として活用しているのは、吹上地域で5つの小学校が統廃合された跡地に、昭和60年以降、計画的に地区公民館を整備した例がございます。

今後、皆田地区公民館には、社会教育指導員を配置するなどして、公民館講座や各種学級、教室等を開設して、身近な場所で多くの人が生涯学習に親しむことができるようにしてまいりたいと考えております。そのほか、地区活性化の拠点としての役割を担う取り組みにつきましても、今後、地区の方々と協議をしてまいりたいと。

最後の6番目の特色ある学校についても、市長の方から答弁がありましたので、割愛させていただきます。

#### ○14番（西園典子さん）

ただいま、市長、教育長、このことにつきましてお答えがありましたので、順を追って進めていきたいと思いますが、その前に全体的なこととして、非常に基本的なことをちょっとお尋ねしてから進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

このような日置市立の学校の統廃合ということに関して、最終的な最高責任者というものは、だれであるというふうにお考えでしょうか。市長にお答えいただきたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

最終的には、この市をつかさどる最高責任者である市長だというふうに思っております。

#### ○14番（西園典子さん）

2つ目をお尋ねしたいと思います。私はこのことをいろいろと調べるときに、いろんな思いをいたしました。学校というのは、だれのためにあるのだろうかということにぶち当たったのです。教育長は、そのことに関しましては、どのようにお考えでしょうか。お答えをいただきたいと思います。

#### ○教育長（田代宗夫君）

学校というのは、当然子供たちの義務教育を行うところであります。ただ、学校というのはやはり地域の中にありますので、やはり地域の方々から親しまれる、そういう活性化の拠点にもなり得るものでもあると思います。

#### ○14番（西園典子さん）

それでは、今のことに関しましては、子供を育てるところでもあるが、地域とともにというふうへの解釈でもよろしいのでしょうか。

#### ○教育長（田代宗夫君）

本来の目的は、やはり義務教育を行うところですので、そのほかにそういうものも当然考えてはいきますけれども、目的そのものは、私は、義務教育を行うところであると思っております。

#### ○14番（西園典子さん）

わかりました。それでは、もう一つ、これまでですが、今回、この皆田小学校の統廃合に関して、住民の方々と十分な話し合いや、それから確認を今までとってこられたのかどうか、今までそこに関してどちらでもよろしいですが、お答えいただきたいと思っております。

#### ○教育長（田代宗夫君）

まず、その前例といたしまして、皆田小学校が統合したいと表明されましたのが、まず2月末ごろでございますので、それから地域の方の十分こう意見をいただいたりして、

6月の時点で正式な形になったわけです。本来ならば、本来の統合の形からいきますと、何年前前から準備が進んでいって、統合という形に進むんですけれども、大変急な統合の話からの経過でございますので、まだ、現在の段階でも、皆田小が統合しましたとは言えない。議会が終わらない限りはです。条例が。なかなかそういう面では、外に対してお話を申し上げたりする上では、厳しい面もあるかとは思いますが。

しかしながら、これまで学校もそのような短い期間の中で、この統合という話が進んでまいりました経緯があるために、十分な話し合いがなされているとは言いがたいと思います。ただし、私も両校長とも話をしてみましたけれども、まずは、もうそれまでに、当然校長同士でどういう交流をしようかというのは、十分これまでも話をしてきたつもりであります。

学校としては、今後、運動会が終わった時点で、保護者の方にアンケートを配付したりしながら、そのアンケートをもとに、また十分な学校と保護者との話し合いもしていきたいという話をしておりましたので、そういう大変短い期間の中で進んでいきましたので、そういうような事情が生じているかとは思いますが。

#### ○14番（西園典子さん）

私もそうではなかろうかというふうに、同じ思いであります。本来ならば、やはりもっと十分な期間を持ちながら、いろんなことを進めていけたら、もっとお互いが住民の方々もスムーズにいろんなことが不安もなく、進められたのではなかろうかなというような、思ったりもするところでもあります。でも、今からまだ、十分に話し合いなどをきちっとしていただきたいと思っております。

それでは、1番の方から進めていきたいと思っております。まず、スムーズな交流ができるよ

うにというようなことで、3学期に3回ほどなさるといような予定で、今、お話がありました。これは、私を感じますところによりますと、やはり当局側はこれでよかろうという思いと、実際の当事者の保護者の方々、子供の皆さんは、やっぱり不安があると。そういうの意識の感覚の違いではなかろうかなという思いがあります。

そこには、今、教育長がおっしゃったように、十分な期間がなくて、話し合いがなされにくかったというのもあるかもしれません。そこで、やはりそうであればあるだけ、それを取り除く努力というのが、本当はもっと必要であるのではないかというのを思うわけです。それは保護者の方々の中から声が、多分に私の方にも届いております。

各学校全体ですということでもなくても、総合学習とか個別でもいいのではないかと。また、不安に思うのは子供以前に、親の方々が、したり不安に思ったりいたしますので、家庭教育学級とか、それから保護者同士のそういうのもしていったら、またいいのではなかろうかという、私は、そういう方々にも話もしたりいたしました。

そこ辺を、また学校とも連携をとってもっと、3学期になってから3回と言わず、もうこれは走り出しているというのは、住民の皆様の方々は、もう思っていられちゃいますので、もう2学期の今から十分に進めていかれても遅くはないと思っておりますので、ぜひそこは進めていただきたいと思っておりますが、いかがですか。

#### ○教育長（田代宗夫君）

今、お話がありましてとおりに、先ほど3回ほど計画をしていると申し上げましたけれども、これは平常日の授業を通しての交流、例えば2時間ほど交流会をする日とか、あるいは1日中、お互い、湯田小学校の教室に入って、1日一緒に授業をすること。あるいは、

お別れ遠足を同一の場所ですべて、交流をしていくとか、このようなことが3日に入っておりますが、まだもちろんそのほかに入る可能性もございます。

そのほか、親との交流ですけれども、運動会が、湯田小学校が9月24日、皆田小が10月、違っておりますので、この運動会にお互いに見合いに、お互いの運動会を見にきたりとか、あるいは11月に入りますと、地域が育む教育県民週間というのもございますので、こういうあたりでお互いに、お互いにというのか、皆田小学校のご父兄の方も子供たちも、大いに湯田小学校に行っていただいて、大人同士の触れ合いとか、そんなものもぜひしていただきたらなど。

まだ、これは一つのものでありますので、まだまだ今から、先ほど申し上げましたように、運動会が終わったら、もっともっと細かな点を打ち合わせしたいというような意向もございますので、またいろいろ出てくるのではないかなと思います。

以上です。

#### ○14番（西園典子さん）

今から皆田小学校に関しましては、閉校とかいろんな問題もあるわけですが、そういうような統合の話ができてから、今後、進めていくような、そういう交流も含めてマニュアルというか、今後、やはりこういうような統廃合が、日置市内においてもあるかもしれないわけですが、そういう、こういうときにはこういうふうな進め方をしていくというような、マニュアルというようなものはないのでしょうか。

#### ○教育長（田代宗夫君）

マニュアルというのはつくってはおりませんけれども、幸い東市来では、高山小学校が上市来小学校へ統合した経緯もございますので、そのあたりの状況等は十分踏まえながら、今回の統合についても話し合いを進めてきた

つもりでおります。

#### ○14番（西園典子さん）

過去の事例などを参考にしながらということで、またその反省点はまた生かすと。そういうふうなふうで、また今度の皆田のところで、また反省するべき点が出てきたら、またそれはぜひきちっとしていただきたいと思います。よいところは、また伸ばすと。

2番に行きたいと思います。先ほど制服ではなくて、標準服であるということで、もうそれはそんなにこだわる必要はないというようなお答えであったかと思いますが、親の方々は、制服だ制服だというふうに思っているんじゃないです。標準服ですよと言っても、制服だと。

ですので、やはりこうして、それを着ないといけないんだという思いでいらっしゃるようでございます。ですので、短期間であれば、もうそのものでいいのではなかろうかというような考えも、前の皆田の服でもいいのではなかろうかという考えもあったり、またPTAの会員の方々同士でもらったりとか、お下がりをもらったりとか、そういうことをなさる方もいらっしゃるようです。

しかし、それにそういうのに入れられない方で、友達同士でやり取りができない方、それから、また1年生などは3人おりますが、まだ買ったばかりでございます。皆田小の制服をです。また、今、すぐまた買い直さないといけない、ちゃんと同じものを着ようとすればです。1年生は、今から5年間使うわけですから、やはり同じものがないと考えるのが普通だと思います。

ブレザーとかいろいろ調べてみましたら、140のサイズでしたら、男の子が1万7,908円、洋服と体操服まで入れてです。そして、女の子が1万9,478円というような金額です。かなりの金額です。それが高いか低いかというふうなものもありますが、

子供たちは1枚では足りないというふうで、ほとんどが2枚ぐらい、お下がりが1枚欲しい。でも、1枚は新しいものが欲しいとしている子供、親の方々が多ようですが、そこを考えていただけないかなという要望もたくさん出てきております。そこに関してはいかがでしょうか。

#### ○教育長（田代宗夫君）

標準服についてですけれども、両学校の校長にも、この前呼んで、いろんな話をしたところでしたけれども、制服が少々違うからといって、そんなことでいじめに遭うようなことはない。これは言い切れないことですが、一般的なことで、そんなことはないんですけどね、という話でした。

実際、今、制服、色はほとんど紺色なんですけれども、皆田小は少し薄い紺であります。皆田小、それと湯田小のが襟がついているようです。あとマークは余り入っていませんが、どちらの方に湯田小に、このマークが入っているだけの違いであるようです。

したがって、個人でこう身につけるものですので、できたら、今、あるものを使っただいて、そして古くなったときに、湯田小の新しい標準服を買っていただくと。その方がいいのではないかなと、私どもはそんなふうに考えております。

#### ○14番（西園典子さん）

そのお気持ちもよくわかります。半額というふうに考えましても、1人1万円ぐらいと、もし半額補助だったりしたらです。対象になる方といっても、今度の1年生まで含めての10数名でございます。6年生は卒業していきますから、23人のうちに5人は卒業していく。そして、1年生が4人入る予定ですか。そうしたら、20人分、20人いるかないかという金額、人数になるみたいです。そこも検討は、検討課題としていただきたいなというふうに、希望をいたしたいと思っております。

今、ここで結論はということですが、1つだけちょっとお聞きしたいと思っておりますが、湯田小学校が、今、増改築をしております。これは、国庫補助率は何%ということで、建築工事はなっておりますでしょうか。

#### ○教育次長（満尾利親君）

湯田小学校の教室の増築でございますけども、これは3分の1の補助で行われております。

#### ○14番（西園典子さん）

私が調べたところによりますと、学校統合による増改築は、国庫補助が2分の1になるという規定があるのではなからうかと思っておりますが、その辺はいかがですか。

#### ○教育次長（満尾利親君）

この湯田小学校の教室の増築につきましては、実はこの現在の児童数が、この1年生と2年生が、伊藤知事が就任をいたしましてから、1年生と2年生に「すくすくプラン」というのが導入をされまして、ちょうど湯田小学校の1年生と2年生がその対象になりましたので、教室が不足するということになりましたので、今回、湯田小学校の教室を増築ということにいたしました。

その時点では、この統合ということについては、まだ決定をいたしておりませんでしたので、私どもは、その教室数が不足するというので、増築に工事を進めたということでございます。

#### ○14番（西園典子さん）

その時点ではということですが、結果的には重複してしまったということであれば、使えなかったのが残念だなと、もうちょっと補助がおりた、多い方が使えたらよかったのかなという思いが、私の素人考えかもしれませんが、そういう思いがあります。そういうようなものがあれば、またそういうふうに使えなかったのかどうなのかというようなのでお尋ねをしたところでございます。ま

た、（発言する者あり）わかりますか、それ  
わかったら教えてください。

○教育次長（満尾利親君）

先ほど、補助金の率が3分の1と申し上げ  
ましたけども、これは2分の1でございました  
ので、訂正をさせていただきます。

○14番（西園典子さん）

だと思いました。ちょっと心配いたしまし  
た。よかったと思います。それでは、何らか  
の形で、本当は3分の1のところを2分の  
1に、補助金がふえた。よかったなという  
ことであれば、そこを少し伸ばしていただい  
てもいいんじゃないかなという発想も、私は  
するのでございますが、またその辺はよろし  
くご検討をいただけたらと思います。前向き  
をお願いをいたしたいと思います。

では、3番に行きたいと思います。双方の  
学校に、これは来年度の配置に関して、1人  
ぐらいはどうにかしたいという気持ちがある  
けれども、お答えでは、県の教育委員会の方  
であるという、お答えではなかったかと思  
いますが、お尋ねいたしますが、今年の春  
の皆田小の異動の先生方は何人いらっしゃ  
たでしょうか。

○学校教育課長（町岡光弘君）

今、済みません、数字はあれですけども、  
教頭先生と含めて、3名の異動だったとい  
うふうに記憶しております。

○14番（西園典子さん）

教頭先生と事務職の方と、それから養護の  
方ですね。3人の方が異動なさいました。知  
っていたんですが、済みません。改めてお聞  
きしてみたかったところでした。7人いら  
っしゃいます。7人の中にいて、3人の異動  
があった。もう、でもその事務職の方は、期  
限つきの方でいらっしゃって、あとの方は県  
からのちゃんとした赴任を、県費の方でいら  
っしゃるといってございますが、こうい  
う、実際先生方が、その3人の方がいらっし

やいまして、来てみたら、ああ、もうこれ  
ここは、もう今年で済みだっただという、  
落胆をなさった思いがあるのではなかろ  
うかなという思いがいたします。

というのは、やはりこういうのを進めてい  
くのは学校の先生方と、やはり地域の皆さん、  
PTAの皆様方を通して、一緒に力を合わせ  
ていい方向性に持っていかなければ、なか  
なか難しい面もあるようでございます。もう  
そこで、あ、来てみて頑張ろうと思って来  
てみけれども、自分はもうこれで、ここは  
済みだっただというお気持ち、先生方に  
働いたりしたら、それが、よかったのかど  
うなのかというような思いがありまして。

そういう2月に、先ほど2月に陳情が上  
ってきて、決定事項ではなくても、そうい  
うような動きがあるというような県教育委員  
会との連携というものは、しなくてもよ  
かったのかどうなのかということ、私は  
ちょっと疑問に感じるわけですが、いかが  
ですか。

○教育長（田代宗夫君）

おっしゃるとおりでございまして、前も  
ってそれがわかっていたら、正式な教員は  
多分入ってこなかったらと思います。2月  
の末に一応の話があったところで、具体的  
になったのはそれを過ぎてからですので、  
日程的にはどうしても、当然11月の時  
点で、今後はこういうことが起こるかも  
しれないということは、私どもも県の方  
にも伝えておきました。

まさか、こんなふうに早い時期に、地  
元の方がどうしてもして欲しいと、何と  
かこの19年の4月からして欲しいとい  
う要望、陳情であったために、そうい  
う人事の場に、間に合わなかったとい  
うことでございますので、もし仮に早  
く、それがもっと早い段階で1カ  
月ぐらいははっきりとこうしておれば、  
こういことはなかったと思います。

○14番（西園典子さん）

一応そういう動きがあるということは、県の方には伝えた。けど、こういう結果になった。そこは残念であったというようなあれですが、そこはそういうような先生方に対して、やはり教育長として、もう仕方がないということであっても、またご配慮をいただけたらなど。どうこうというのではなくて、お気持ちとしてです。していただけたらなどという思いがあります。

では、次にまいりたいと思います。統合後の通学のことをございます。通学などのことです。これはスクールバスなどを使うということですが、スクールバスを最初は、学校間をスクールバスを使うということも出ておりますし、スクールタクシーといったら何かどちらか、家の近くから配置するというようなことなんでしょうか。

#### ○教育総務課長（山之内修君）

お答えいたします。

今、考えております皆田小からのスクールタクシー、具体的にはジャンボタクシーです。これを使って基本的には、今のところは皆田小学校から湯田小間を運行しようという案を、今、内部では検討をしているところでございます。

以上です。

#### ○14番（西園典子さん）

皆田小と湯田小間、2キロ弱ということバスでということですが、もう湯田小、移動のことにしまして、湯田小の方からも父兄の方、親の方々から、もっと遠いところから通う子供たちもいると、そういうことに対していろんな声も聞かれます。

私、感じますところ、私、個人的にも、またいろいろとほかのところからも聞こえますが、学校間を結ぶというときに、学校に乗り入れる、車が乗り入れる、あるいは近くにもということに対して、徒歩で学校に通うというのが、小学校はどちらかといえば、基本

的な線じゃなかろうかと思っております。そこに2キロ弱のところからそういうので子供たちを送るということは、またいかがなものかなという思いがあります。

そこで、私は、あそこを今、路線バスが通っておりますが、いわさきの方です。それがちょっと難しい現状になっていくというか、11月ぐらいには、廃止の方になるんじゃないかなというのを見聞きしておりますが、そういうときに、今のくるくるバスというこけけバスです。こけけバスが、1日おきに2路線で、東市来の方は回っております。皆田、それから問題になっております湯田でも、遠いところの上野東西といいますが、そこ辺も通って来ております。そのバスを活用する手はないかというのを非常に思うわけです。

そうしたら、あそこの学校の子供たちだけじゃなくて、その近辺の時間帯がちょうど7時半、8時のころに、今、通っているのなどが、廃止になる可能性が高いと。たら、通勤、通学の方々にも便利ではなかろうかということですが。

これは、そしてまた、私もバスの営業所、東市来営業所を湯之元です、それから川内の方の営業所などにもお尋ねしましたが、このこけけバスは、非常に評判がよくて利用者も多いと。だから、利用者の中でも、2路線で1日おきでなくて、毎日、走らせてもらえないだろうかというような意見なども出たりしております。

これは教育長だけでなく、市長のご意見もいただかないといけないわけですが、早急に答えは出すことができないかもしれませんが、これは地域活性化、それから子供たちの差別、そういうようなこと、そして皆田小まで来るのに遠い子供たちが、実際、皆田の子供たちにしても、皆田小まで来るのに4キロ、5キロという子供たちが、皆田には何人もおりますので、そういう子供たちが、家の近く

からも乗れるというような利便性も含めて、検討の余地はあるのではなかろうかというふうに感じるところですが、検討を。お答えをいただかなくても、検討をしてみようという意思が、おありかどうかをお尋ねしたいと思います。市長、いかがですか。

#### ○市長（宮路高光君）

今回、皆田小学校の父兄の方から、このスクールバスを含めた中の要望書が上がってありました。今、ご指摘のとおり、距離的には2キロということでございまして、今回、これは基本的に、ほかの子供たちとはやはり若干違うんじゃないか。やはり統合という一つの中に起こった出来事の中で、地域のご父兄の方からのご要望であった。

私どもは、そのご要望をある程度十分配慮していきたい、そういう意味でございまして、やはりそこあたりは、ほかの人と差別化といいますか、その距離だけの問題ではないという理解をしてほしいというふうに思って、当分1年間でもこういう形を、やはりこれは学校間の問題でございまして、その区間の中をやらしていただきたい。

特に、今、コミュニティーバスの問題が出ましたけど、このことにつきましては、またあしたの全協でもいろいろと詳しくお話をするつもりでもございます。今、それぞれバス路線の問題につきまして、ある程度の最終的な廃止、また存続という一つの路線形態が出てきておるわけでございまして、基本的には、これに伴う財政的な負担というのが一番でございまして。

今、おっしゃいますとおり、このコミュニティーバスにつきましても、今、東市来におきましても、約800万円程度の中で週2回ということでございます。これを毎日した場合に、どれだけのまた予算的な措置をしいかなきゃならないのか。

今、言いましたように、この廃止バスにつ

きましてのまた補助金、こういう総括的ないろんな問題につきましては、今後、いろんな角度の中で、やっていかなきゃならないというふうに思っておりますけど、この今、ご質問でございましてスクールバスにつきましては、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

#### ○14番（西園典子さん）

1年間は様子を見て、というようなこともおっしゃったみたいですが、今後、また検討課題であるかと思っておりますので、どういうふうにしたらいいかということで、十分検討をしていただいて、財政的なものもありますが、地域浮揚、そしてそこが寂れないようにということも含めて、ぜひいろんなことをご検討をいただきたいと思っております。

それでは、次の方に、学校跡地のことについてであります。地区公民館についてということに利用なさるということでございまして、十分住民の皆様方と話し合いながら、地元の方々のご意見などを聞きながら、進めていきたいというようなお話、お答えだったように思います。

私もここでいつも思ったりするのは、やはり本当にこの問題は、地区の人たちがどういうふうに使いたいかということ、皆田をどうしたいかということ、きちっと考えて進めていかないと、やっぱり形だけのものになったり、それからこれが、充実していかないという形になってはいけないという思いがあります。

そこで、よく住民の方々と、ほかのところを合併、統廃合をするときには、そういう跡地利用検討委員会というものなどを立ち上げて、その中で住民の皆さん、それから行政の方、教育委員会、社会教育協議会の方々、一緒になっていろんなそういう協議会の中で、どうして進めていったらいいか、また皆田にしてみたら閉校式というようなことなんかも、

今後、近いうちに、もう半年ぐらいしたら、それを開かないといけないということもあるかと思いますが、そういうようなことのいろんなそういう準備会、準備委員会といますか、そういった検討委員会といますか、そういうのを立ち上げて、しているようございますが、その辺の準備とか、検討などはどうなさっていらっしゃるのでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

皆田校区につきましては、それぞれ連絡協議会がございます。今までもこの統合廃合につきましては、連絡協議会の中におきます意見というの、十分くみ入れておるといふうに理解しておりますので、今後、特にこの学校施設につきましては、施設の補助金適正化法の中の使用目的、いろんなある程度の制約も、まだ補助金適正化法が適用されますので、使用の目的も制約をされる部分もございますので、今後につきましてはその準備委員会ということではなく、この連絡協議会の中でいろいろとご説明を申し上げ、またご意見等がございましたら、いろいろと打ち合わせをしていきたいというふうに思っております。

#### ○14番（西園典子さん）

連絡協議会ときちんと話し合って進めていくということでございますね。そこで、先ほど第2層の部分です。第1、第2、第3の、その部分にこの皆田地区公民館を位置づけるということでございますが、東市来の場合は第2層の部分が、十分にまだ確立していないのではなかろうかというふうに、私は心配しているというか、また湯田地区というところには、地区公民館もないわけでございますが、またそこに大きな集落などがあるところに、またそういうものが、どんなふうにしていくかというようなささまざまな問題がありますが、今は皆田と湯田をひっくるめて、指導員の方々がお1人いらっしゃいます。

指導員がいらっしゃいますが、吹上は

館長さんと指導主事の方、伊集院はまた主事補ですか、指導員の補佐的な方と3人いらっしゃるみたいで。この辺がこの場合、どんなふうな形でなるのかなという、東市来にとっては、これが一つの最初の出発点だといふうに思っているわけです。

それをどういうふうに充実していったらいいのかなというようなの、一つの見本じゃなかろうかというふうに思っておりますが、その配置の仕方などに関しましてどういう、もうすぐのあと半年後ぐらい始まるわけです。そういうことをどういうご計画なのか、お知らせいただけたらと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

今回のこの地区館ということでございますけど、それぞれの旧地域におきましてのやり方は、手法がいろいろとさまざまであると。今回につきましては、私ども基本的には校区、小学校区のそれぞれにおきますこのコミュニティー活動を含めた中で、それぞれの拠点に人を配置していきたいと、それが基本的なものでございますので。

今、東市来、伊集院、日吉、日吉がないわけでございますけど、日吉地域を含め、この人の配置につきまして、今後、統一的な見解の中で進めていきたいと思っております。

その中におきましても、やはりその校区の中で、またいろんな施設を含めた中で、不十分なところもございますので、できることから、順次やっていきたいというふうに考えておりますので、特にこの東市来地域におきます皆田校区につきましては、モデルといいますか、それぞれの配置というのも十分配慮した中でやっていきたいというふうに思っております。

#### ○14番（西園典子さん）

大体わかりました。では、最後のところに入りたいと思います。日置市内のいろいろな学校のいろんなことをこうして、非常に活発

にそれぞれ頑張っ、大きいところ、小さいところありますが、頑張っているみたいで、非常にうれしく思っているところです。また、私もエールを送りたいという気持ちでございます。

そこで、もう子供の人数などの推移というものを、もう市長、教育長、やはり頭を悩ませていらっしゃるのではなかろうかと思えます。18年度と23年度とかというふうで予測が出たりしているのを、私もちょっと見たりしておりますが、なかなか皆田小が、今の23人が14人とか、美山小がふえて、47人のところが、23年度には56人とふえておりますが、軒並み、住吉小が37人が26人、日新小が50人が45人、扇尾小が16人が15人、花田小が33人が25人、和田小が30人が23人と、うんと減る現象にあります。そこはもうよくご存じだと思います。

そうして、今、完全複式が2学校あるのが、5学校に5つになるだろうと。そういう中で、この子供たちの減少に対して、どうしていったらいいかというのが、非常に課題になるのではなかろうかと思っているところです。

それと、もう一つ、校舎の問題などを調べてみたりしたわけですが、学校の校舎、そして体育館など、合併の資料などで、私も調べさしてもらいました。昭和56年の耐震の規定の始まり、それ以前に建てられた校舎というものなどが、学校が12校、私はちょっと1つ2つ間違いがあるかもしれません。校舎が12校、体育館が8校あります。

そして、協議会の調整内容の中に、今後の施設整備計画の策定という欄があります。東市来は鶴丸小学校の校舎大規模改造、伊集院が伊集院小校舎改築予定、伊集院北小が校舎改築予定、日吉が日置小、日新小、扇尾小の改築です。屋体屋根の改修、それから、これは校舎ですね。それから、日置小は、校舎が

ほとんど改修が必要だと、そして屋体が、小学校は全校舎、屋体の耐震診断が必要であると。そして、日吉中学校の校舎も耐震診断が必要だというように、日吉町は昭和の52年、53年、54年、そのころにほとんど同じ時期に、校舎と体育館が前後してつくられているみたいです。

ですから、そういうようなふうな校舎の耐久年数とか、いろいろなものを考えたときに、それがどういうふうに関係するのかというのが、心配をするわけですが、そこ辺にはどういう見解をお持ちでしょうか。

#### ○教育長（田代宗夫君）

学校の統合につきましては、前回も申し上げましたけれども、14番議員にも申し上げたとおり、義務教育を行うための学校ですけれども、やはり地域にとってはなくてはならないものであるということから、地域の方々が本当に、もうぜひ統合してほしいとか、そういう十分な意見が出された上でないと、なかなか進めることができないのじゃないかと思えます。

そういった意味から考えましたときに、校舎が、古いから新しいから統合するとかしないとか、ちょっと今の時点では、私、申し上げられないところでございます。

#### ○14番（西園典子さん）

今のお答えを聞いて安心いたしました。私も、いや、皆田小みたいに、こういうふうに希望が上がったところもありますが、それぞれ頑張っているところは、それなりに応援をしていきたい、と言っていたきたいというのが本音でございますが、現実はそのようなところをどう乗り越えていくかというのが、私、こちらの行政の立場でもなかろうかと思えますので、そこを十分にいろいろな工夫などして、十分にしていきたいと思えます。

そこで、今からの日置市の教育のところ、教育バウチャー制度というのを、今、議論さ

れているようでございます。ご存じかと思いますが、利用券制度という形で、保護者がどこに入りたいかと、どこの学校に入りたいかということ、利用券をたくさん出したところが、予算をたくさん配分されると。

そういうようなことが始まったりするようない時代になつたりすれば、またこういう学校制度も、非常にいろいろな影響を受けるのではなかろうかというような気がいたしますので、そこ辺も十分と、よくそれに負けないようにしていかなければいけないと思っております。

市長、このバウチャー制度、それに関してはどうのご見解をお持ちでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

今、総裁選の中で安倍さんの方が、そのようなことを言っておるといふふうに思っております。基本的にこの教育基本法の改正が国会の中で、またどういふ論議をしていくのか。私どもは、やはりそういうものもきちっと見守つた中で、この今の利用券の問題等を含めて、検討はしていかなければならないといふふうに思っております。

**○14番（西園典子さん）**

いろいろな目に見えるものでなくて、きちっとした本当に大切なものであるということ、を尊重していきたいといふふうに、教育長も市長も思っていらっしゃるといふことを確認できたことを、非常にうれしく存じ上げるところでございます。

最後に、やはりこういうような学校の削減といふか、こういう統廃合の問題が起きた理由といふのは、やはり何だといつたら少子化です。少子化、やはり私どもも、少子化対策が必要だといふふうにいつも思っている。それが産業関係、それから福祉関係、すべてに影響がありますが、こういうまともなちゃんとした教育をしようと、ある程度人数がほしいと、またちゃんとした切磋琢磨するような教育が実践していきたいと、そういうような

親の希望、また本当にいろいろなものを充実させるためには、最終的にはやはり、先ほど一番冒頭にごあいさつで申し上げましたように、子育て支援とかそこ辺が、一番大切なものではなかろうかなといふふうに思ったりいたします。

そこで、先ほど全国首長会議教育フォーラムを開かれました全国有数の首長のお1人として、市長、この今から教育をきちっとするためには、子育て支援もしっかりと取り組まないといけないといふものを自覚していただきたいと思っておりますが、その辺は一言、（発言する者あり）しますか、私は、私はさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願ひいたします。市長の。

**○市長（宮路高光君）**

今、おっしゃいましたとおり、この少子化の中におきまして、また過疎化を含めた中で、このそれぞれの学校におきます子供たちの減といふのは、起こつておるといふふうに思っております。今、特に少子高齢化といふことでございますけど、基本的にはこの少子化の問題をどうみんなで、今からいろいろな制度を構築していくのか。やはりこれが、今後の大きな課題であるといふふうに思っております。

**○議長（宇田 栄君）**

もう時間がないですかね。いいですかね。

**○14番（西園典子さん）**

これで終わります。

**○議長（宇田 栄君）**

いいですかね。

**○14番（西園典子さん）**

本当にこのことは、皆田小のことは日置市で最初の統廃合の問題です。このことを、今、いいふうに、子供たちが親の方々がよかつたと、そして将来的にです。そして、そのところが寂れなかつたといふふうになるようにといふような形に、ぜひなつていただきたいと思ひます。これが最初のモデル校のあり方で

はなかろうかと思いますので、行政の方々、教育委員会の方々もぜひよくして、検討を進めながら、よく住民の方々と手を取り合って、学校とも手を取り合って進めていただきたいと思います。お願いして、終わりにしたいと思います。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を14時10分といたします。

午後2時02分休憩

---

午後2時10分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、坂口洋之君の質問を許可します。

〔5番坂口洋之君登壇〕

○5番（坂口洋之君）

社民党の地方議員としまして、通告に従って一般質問をさせていただきます。

1点目でございます。障害者自立支援法について質問をいたします。

障害を持つ人も持たない人も、だれもが地域で安心して暮らしたい、そうだれもが思うことです。4月1日より、新しく障害者福祉サービスの制度が変わりました。これまでの障害者福祉制度では、サービスの利用は、障害者本人の収入に応じて決める応能負担が原則でありました。

ところが、障害者自立支援法では、収入に関係なく、サービスの提供を受けた場合、原則として1割を利用料として支払うことになりました。所得に応じて、また4段階にわたり、所得階層別の月額負担額こそ決まっているわけですが、障害者にとっては負担が重く、多くのサービスを日常的に利用されている方にとりまして、大幅に負担が増加したケースもございます。

これまでの受けた障害者福祉サービスの利用回数を減らしたり、1割負担の負担増で、

サービスを受けることができないケースがございます。そういう経過がある状況を含めて、障害者自立支援法が実施され半年、日置市の障害者の取り巻く状況が大変厳しい中、以下のとおり質問をいたします。

これまでも本市の障害者の人数に関して、再三、答弁があったわけですが、最新の身体障害者、精神障害者、知的障害者の総数の内訳をお答えください。

次に、日置市内には、身体、知的、心身障害者福祉施設が点在しております。本市以外からも、本市の福祉サービスを利用するケースや、またその逆のケースもあるようでございます。日置市の福祉利用サービスの状況をお尋ねいたします。

3つ目に、4月から障害者自立支援法が施行されたわけでございます。私の知人も3月までに比べて、4月から急激に食費の自己負担、経費の負担ということで、負担が急激に増したとのこと。利用者負担はどう変化したのか、お尋ねいたします。

2点目でございます。非核平和都市宣言について質問をいたします。

先週の月曜日9月11日は、アメリカの同時多発テロが発生から、早くも5年の年月が経過いたしました。その日の夜は、各テレビ、ラジオ放送局が特番を組み、新聞なども関連する記事が掲載されたようでございます。事件当時は、アメリカのブッシュ大統領から、テロに屈しない、という発言がございました。あれから5年、いまだに世界各国の治安は安定せず、世界各国で爆弾テロや民族紛争が、いまだに続いている状況です。

日本は、今のところそういう事件がないわけですが、いつ起こるかわからない不安もございます。私も社民党の地方議員として、争いごとのない社会を目指し、日常的に平和、反戦行動を実施しております。

さきの6月議会で、私は、紹介議員として、

日置市として非核平和都市宣言の請願を提出して、議員全員の賛成をいただきまして、非核平和都市宣言の仲間入りをしたわけであり、平和なくして福祉なし、平和なくして豊かな社会はありません。今、社会は、物騒な事件や事故が多発しています。残忍な事件、事故のない日はありません。人の命を大切に政治が、今、必要だと、私は感じているところです。

そういう考えをもとに、非核平和都市宣言日置市の非核平和宣言について、以下のように質問をいたします。

6月議会で、非核平和都市宣言が採択され、日置市も自治体宣言の仲間入りをしたわけですが、市長としての考え方、感想をお聞かせ願いたいと思います。

2点目に、日置市として、現在、どのような平和への取り組み事業があるのか。また、今年度予算はどの程度組まれているのか、お尋ねいたします。

3つ目に、今、自民党の総裁選挙の真っ最中でございます。恐らく、きょう意中の候補が、当選が予想されるわけであり、今、平和憲法9条を改正しようという動きがあります、平和憲法9条を変え、アメリカとの同盟をより強くしようという今の考えがありません。憲法9条を改正しようという、今の政府与党の考え方について、市長の見解をお尋ねいたします。

3点目でございます。全国学力テストについて質問をいたします。

2007年4月に全国一斉学力テストを、小学校6年生と中学校3年生を対象に実施することが文部科学省で決定し、日置市も実施することになりました。今、全国的な学力低下がマスコミ等で叫ばれている中、30数年ぶりの実施とのことであります。

当時の状況は、各都道府県ごとの学力競争や、学校間の競争で、不正があったり、極端

に学力が低い子供や、障害者の子どもを受験させないというような出来事が、全国であったように聞かれます。全国で1位になった香川県では、記念碑も建てられたようです。その学力試験のために、授業をさいて、試験科目を集中的に勉強させたという、そういった事例もあるわけです。

地方には地方の教育があり、学校には学校のさまざまな考えがございます。文部科学省は、今回の学力テストに対して、100億円近い予算を計上しています。子どもの学力低下が心配をされることもあり、保護者の方も実施して欲しいという声があったようです。

6月議会での18番議員の質問の中で、教育長の考え方が述べられたようですが、実施に当たっては十分な配慮が必要だと、私は考えるところでございます。そういう意味を含めて、3点質問いたします。

今回の全国一斉学力テスト、30数年ぶりに実施とのことであるが、まず、テスト実施に当たっての経緯と内容についてどう考えるのか、お尋ねいたします。

2つ目に、今、経済的格差が広がっております。一定の所得がある世帯は、子供を学習塾などに低学年から学ばせる環境がある反面、低所得者が増加したことにより、日々の生活も満足におくれない世帯が増加しております。満足に勉強を受けさせられない世帯が増加し、子どもたちにも学力の格差が広がっているように思われます。今の教育の学力格差についてどう考えるか、お尋ねいたします。

3つ目に、教育基本法を改正し、愛国心と国への協力を盛り込んだ教育基本法改正法案が、さきの通常国会で提出されました。政府案、民主党案ともにまとまらず、継続審議となったわけでございます。本日、自民党総裁が誕生した模様ですが、次の特別国会で、再度、審議されるようでございます。今の教育基本法を改正しようという流れについてどう

考えるか、教育長の考え方をお尋ねいたしまして、1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

### ○市長（宮路高光君）

1番目の障害者自立支援法について、ご質問の中におきまして、日置市内の身体、精神、知的障害者のその内訳はというご質問の中で、平成18年3月31日現在の手帳交付数からみますと、身体障害者が2,800名、精神障害者が138人、知的障害者が436人、合わせまして3,374名という状況でございます。

2番目の、各種福祉サービスの利用状況ということでございますけど、障害者自立支援法については、平成18年4月から利用者負担の改正が一部施行されている中、障害福祉サービスとして大きく居宅サービスと施設サービスに分かれております。

居宅サービスについては障害者種別によって異なりますが、ホームヘルプ、ショートステイ、デイサービス、グループホームと4つのサービスがあり、10月の本施行に向けて、障害者制度区分決定に必要とされます認定調査及び審査会等の作業を進めている状況にあります。

また、施設サービスについては5年間の経過措置が設けられておりますが、その間各施設が新体系に移行した際に新支給決定を行うこととしております。

障害者自立支援法への移行制度によります利用状況については、3月提供分と4月提供分を比較しますと、居宅サービス全体では113人から105人、8人の利用減となっており、また施設サービスにおいては、身体障害者が68人から64人で4人の減、知的障害者は140人で同数となっている状況であります。

これらの実績にはさまざまな要因が上げられますが、定率1割負担の改正による負担増

の影響も出ているのではないかとと思われます。

3番目のことでございますけど、4月からの障害者自立支援法による利用者負担はどう変化したかということでございますけど、利用者負担についてはこれまで所得のみに応じた負担から、利用するサービス量の量に応じた定率1割負担になっております。また、施設利用に伴う食事や光熱水費等の居住費については、在宅との均衡を図ることから別に実費負担としていただくことになっております。

ただし、費用の負担が重くなり過ぎないように月額負担上限決定のほか、1割の負担を減額したり入所施設の食事等の補足給付、同じ世帯での複数対象者や介護保険者対象がいる場合についての高額障害福祉サービス費による償還払い、社会福祉法人による負担減免など、低所得者への配慮としてさまざまな負担軽減措置が図られております。

なお、利用者負担においては、国は全国一律の制度であり、独自に軽減を実施することは望ましくないの方針を述べている中、全国の政令都市においては独自軽減策が見られますが、県内については児童デイサービス以外の軽減策を実施しようとする市町村については現在のところ把握しておりません。

本市についても今後国の方針に沿って進めてまいります。18歳未満の児童デイサービスについては、専門的な支援を含めた乳幼児期からの早期療育を行うことは成長過程の中で特に必要とされることから、10月より本市の独自施策として利用者負担の全額助成を実施していきたいと考えております。

2番目の非核平和都市宣言についてということでございます。6月議会において提出されました請願について、議員の皆様方のご理解を賜り、非核平和都市宣言の採択をいただきましたことについては、今後の取り組みを進める上でも大変意義深いものであったと思っております。

今後の予算的な措置でございますけど、今議会の中でそれぞれ委員会を含め論議をしているというふうにお聞きしております。議会の動向をきちっと見ながら、それに伴いまして、また予算の措置等も実施していきたいというふうを考えておきまして、特にこの非核平和都市宣言等におきまして、市内主要箇所に宣言都市の表示看板等の設置等は検討していきたいというふうに思っております。

3番目のことでございますけど、憲法9条については政府内外でもさまざまな角度で昔から論議され、戦争、国際紛争の解決手段、目的達成、戦力、交戦権などの定義や個の持つ意味が今もなお論議されております。

今後におきましても、さまざまな観点で議論され続けていくと思われませんが、政府の声によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、制定された日本憲法でありますので、そのことも踏まえ慎重に議論をし、国民が納得し、賛同得られる方向に向かうと信じて、今後の動向を見守りたいと思っております。

3番目につきましては、教育長の方に答弁させます。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

#### ○教育長（田代宗夫君）

全国学力テストと教育基本法の考え方について。まず、実施に当たっての経過と内容についてですが、全国的な学力調査は、児童生徒の学力水準の保証に対する社会的な関心や要請の高まりを受けて、国として果たすべき義務教育の機会均等や一定以上の教育水準が確保されているかを把握し、教育の成果と課題などの結果を検証するための具体的施策の一つとして、また、各教育委員会と各学校等が全国的な状況との関係において、みずからの教育の結果を把握し改善を図るために実施をされます。

学力調査の対象は、全国の小学生6年生及

び中学校3年生、合わせて約240万人の児童生徒に及びます。日置市内では1,124人が対象となります。

また、その内容及び方法については、国語・算数・数学の学力及び学習意欲・学習方法等について、調査問題・質問紙調査を用いて実施をいたします。実施期日は、平成19年度は4月24日に、平成20年度以降は、毎年4月の第4火曜日に予定をしております。

次に、今の教育の学力格差についてどう考えるかということですが、塾に通う子供の増加、格差社会等が議論になるにしたがいまして、それらによって子供の学力に格差があるのではないかという議論が行われております。ことし5月に読売新聞が行った世論調査では、75%の人が親の経済力の格差が子供の学力格差につながっていると答えております。

また、東京大学基礎学力研究開発センターが行った調査では、家庭での基本的なしつけの欠如など家庭の教育力の低下、保護者の利己的な欲求の深刻化によって学力格差は広がるという分析結果が出ています。

いずれにしましても、個々の家庭の事情に関係なく、すべての子供たちに均等の質の高い教育の機会が与えられ、学習指導要領の妥妥した学力を保障していくことが公教育の使命であり、学力格差が生じないように努力していかなければならないと考えております。

3番目の教育基本法についてですが、先般もお答えいたしましたけれども、現在の基本法は制定されてから60年になろうとしておりますが、その間に時代も大きく変わってきております。

例えば、最近の社会の実情や子供の実態、特に人の命を何とも思わない凶悪事件の増加、あいさつやありがとうを言えない大人や子供の増加、不登校やいじめの問題の増加など、家庭や地域の教育力にかかわることなど憂慮

すべき問題が山積をしているようです。

先般提案されました教育基本法案は、これまでの基本理念をきちんと引き継ぎ、尊重しながら、現在の社会の状況を踏まえて、これからの時代を見据えた新たな理念等がわかりやすく規定されておりますので、望ましいものになるのではないかと考えております。

#### ○5番（坂口洋之君）

障害者自立支援法から再度お伺いします。

私自身大学を卒業しまして、サラリーマンを少しだけしまして、山梨県の小規模の福祉作業所で、障害者の18歳から60歳までの障害者の方と一緒に仕事をしながら生活をしておりました。毎日夜遅くまで、豚を飼ったり鳥を飼ったり、部品の箱詰め作業をして、本当障害者の人たちも結構働ける力があるんですけども、なかなか社会に適応できなかったりして、実力を発揮することなく障害者施設で働きざるを得ないというそういった状況がございます。

ことし4月から障害者自立支援法、なかなかこの法律、私もここ最近勉強したんですけども、難しい点も非常にあるんですけども、簡単にちょっとポイントだけ述べさせてもらいたいと思います。

まず、障害者福祉サービスの一元化ということです。サービス提供主体を町村に一元化し、障害者の種類にかかわらず、障害者支援を目的とした共通の福祉サービスは共通の制度によって提供されるということです。

また、障害者がもっと働ける社会ということで、一般制度へ移行することを目的とした事業を創設するなど、働く意欲を障害者が企業などで働けるよう福祉側から支援するということです。

3つ目にですね。地域に限られた社会資源を利用できるよう規制緩和を進めるということです。

4つ目に、公平なサービスの利用のため手

続や基準の透明化、明確化が求められております。

そして、増大する福祉サービスの費用を皆で負担し支え合う仕組み、これは福祉サービスの応能負担と食費の実費負担。

6つ目に、国の財政責任の明確化ということが述べられております。

ことし4月から施行された障害者自立支援法、原則個人負担が1割、応能負担から応益負担、障害者施設にとり、これまでの事業者の人数や障害者の種類に応じて施設への補助金が決まっていたのが、利用者の利用に応じて補助金が変わっていくとのことでした。

私は福祉施設について、今の状況をどういった状況なのかということで伊集院の太陽の里に話を聞きに行きました。

市長もご存じのとおり、太陽の里は昭和47年に、まだ妙円寺が開発されない前に県の事業——開発されました。

かつて今の天皇陛下、皇后……皇太子——当時の皇太子も太陽の里に見学に行かれたようであります。

そして、この太陽の里の実態をちょっと聞いてまいりました。まず、太陽の里は授産施設ですので働きながら賃金を得るということで、よく町中で太陽の里のトラックがよく運転されておりますけども、太陽の里は老人施設や福祉施設、ホテルなどにシーツを回収して洗って、それを売っていく、そういった作業をする施設です。

そこでは当然授産施設ですので、働く意欲がある身体障害者の人が働いているんですけども、3月から4月にかけて利用者の実態はどうでしたかということでお尋ねしました。そうすると3月までは自己負担がなく若干の負担をする程度だったんですけども、4月から急に3万円——4月から負担が食事代と利用料が増えまして、仮にAさんとするんですけども、3月まで3万5,000円近く

払っていた方が4月から障害者自立支援法が施行されまして、食費と利用料の負担、食費が1日1,600円です。利用料が1日、ABCランクがあるんですけれども600円から400円ということで、3月までの3万5,000円の方が、ちなみにその方は7万円に負担が大幅に増したということです。

また、障害者の区分で利用料金変わるんですけれども、これまで生活保護を受けてた方が、今まで利用料が0円だったんですけれども、4月からの障害者自立支援法が始まった利用料が月に2万円ぐらい払うことになりました。当然、食費負担をするのは当然だというそういった考えもありますけれども、今の障害者の方の年金というのは1級で8万4,000円程度です。2級で6万円程度です。この施設の場合は働いているということで月に3万5,000円ぐらいの賃金がもらえたんですけれども、今までは3月の利用料の3万5,000円と働いた分の3万5,000円を相殺すると大体負担はなかったんですけれども、4月からの障害者自立支援法が始まったら、食費と利用料が負担に加算されまして、毎月働いて3万5,000円も逆に払わなければならないということで、働いても働いても結局負担をしなければならぬということ、働く障害者にとっては非常に負担が増したと同時に、働きがいなくなったというそういった声が聞かれました。

そういった状況を私はとなりの施設に行って聞いてまいりました。その話について市長の感想をお聞かせ願いたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

今ご指摘でございましたこの授産施設の中におきまして、この制度が変わる中におきましてこのような状況が発生することはお聞きしております。

今、この授産施設のそれぞれの全国の会議等におきましても、厚生省の方にこの問題に

つきまして提議をしているというふうにお聞きをしております。そのような中におきまして、幾分かのその軽減措置というのがされるのかなあということをお聞きしておりますけど、まだはっきりしたことはお聞きしておりませんが、やはり今ご指摘のとおり、この働く方々の意欲を阻害してしまったということがあったということは認識しております。

#### ○5番（坂口洋之君）

4月から始まったこの制度なんですけれども、私ですね鹿児島市の方に今ちょっと実態調査ということで話を聞く機会がありました。鹿児島市は4月から10月にかけて障害者の方、該当をされる方が大体4,500人いらっしゃるそうです。その方全員実態調査の調査票とアンケートを送付したそうです。結果については、まだはっきりわからないんですけれども、3,000人の方から回答があったようでございます。

日置市も、これまで障害者自立支援法が始まって5カ月が経過するんですけれども、その実態把握をどのような形でされているのか、その点についてお聞きします。

#### ○福祉課長（豊辻重弘君）

実態把握については、本市は現在のところは実施はしておりませんし、今のところは予定はございません。

#### ○5番（坂口洋之君）

鹿児島市も、障害者団体や福祉施設から早急に実態をやはり行政の方も知ってほしいということで、今回実態調査票とアンケートを送付されたようです。

日置市もぜひ、実態調査のアンケート等を早急にするべきではないかなと思いますから、その点についてお答え願いたいと思います。

#### ○福祉課長（豊辻重弘君）

ただいまご質問のように、本件では鹿児島市が実施したと。県単位ではお隣の熊本県、県が実態調査を本年たしか8月ごろだったと

思いますけれども、実施したというふうにお聞きしております。ということで本市におきましても、また機会、そういう実態調査をできる時点 came …… 来ると申しますか、やれるものならやりたいという考えは持っておりますけれども、何分現時点では10月1日の本施行に向けて過渡期であるということもありまして、現在のところは計画しておりませんということで、将来的にはそういうことも必要ではないかというふうには考えております。

**○5番（坂口洋之君）**

将来的ではなく、ぜひですね、予算の方もあるかもしれませんが、ぜひアンケート等をして、実際利用されている方が障害者の実態をぜひ行政としても把握していただきたいと思っております。

今の福祉サービスというのは憲法25条に基づいて提供されております。憲法25条は、生存権、国の社会保障義務、すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活面において、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければなりません。

この内容を見る限り、今回の障害者自立支援法とほど遠い内容になってると思っておりますが、どう考えておりますか市長にお尋ねいたします。

**○市長（宮路高光君）**

この法律の制度につきましても、今福祉部門全体につきましてそれぞれ過渡期の中の改革であると。今またこれ以上に今、障害者自立支援法とまた介護保険との合体、こういうものもいろいろと論議をされておるようでございますので、やはりいろいろと法的に不備な部分につきましてはまた是正をしていかなきゃあならないと、また私どももまた要望していかなきゃあならない。そのように考えております。

**○5番（坂口洋之君）**

この制度は昨年の通常国会で成立したんですけれども、郵政解散ですか、郵政解散で一度は廃案になりましたけれども、また再度提出したということです。

自民党と連立を組む公明党の中からも、やはり多くの障害者の方からの不満があったということで、公明党もやはり軽減措置をするべきではないかというそういった声があります。

今後とも、国にこの障害者自立支援法の問題などをぜひ伝えていただきたいと思っております。

9月15日の南日本新聞に「不安は募る、とまどう調査員」ということで、今先ほど答弁になったとおり、日置市も障害者自立支援法の6つの区分認定をされていると思っております。その日置市の区分の認定状況はどうなっているのかお尋ねいたします。

**○福祉課長（豊辻重弘君）**

本市も本施行に向けまして3合議体を設置しまして、これまで延べ6回審査会を開催しております。ちょうど先週が6回目の開催で、一応終わりました、延べ50人の方を審議会に諮られていただいております。

それで……、内訳まで必要ですか。内訳も必要でございますか。1からのこの振り分けも必要でございますか。

**○5番（坂口洋之君）**

いい。

**○福祉課長（豊辻重弘君）**

いいですか。はい。

**○5番（坂口洋之君）**

これは新聞の中にもやっぱり問題点が若干出てきていたようです。この障害者自立支援の認定区分は106項目の質問項目があるわけですが。そのうち79項目が介護保険の認定に使われているということで、障害者向けに関する、行動障害に関する質問は27項目と非常に少ないというそういった問題点がありました。

そこで、本市も、判定に関して介護保険判定員が調査されていると思いますけれども、その介護保険調査員の方々が障害者の方を調査されると思いますけれども、専門性や実態把握などをどのようにしているのか。また、介護保険判定員がするわけですから当然問題点が出てくると思いますけど、その問題点についてどういった調査をされているのかお尋ねいたします。

#### ○福祉課長（豊辻重弘君）

審議会につきましては医師が2名、医師の精神が1名、看護師が2名、看護師の精神が1名、社会福祉士が2名、介護福祉士が1名、精神保健福祉士が3名、理学療法士が2名、作業療法士1名の15人なんですね。これを3合議体に分けて5名ずつということで、この中で審議していただいたと。

そして、調査——その前段の実際の聞き取りのその106項目の調査につきましては、県の研修を受けた看護師等を5名要請しまして、それをもって実施調査を実施したということでございます。

そういうことで専門的な見地からやっていた中で、実際これ50人ほど審議会にかけた中で、2次——1次から2次に移行した中で、1次審査の結果ですね、サービスの度合いが変更になった方がいらっしゃいます。内訳でございますが、これにつきましては延べ……ごめんなさい。4人ほど1次から2次に諮ったときに区分が変更された方がいらっしゃいます。区分2から区分3に上がった人が1名、区分3から4に上がった人が2名、区分5から6に上がった人が1名と。そのような状況で専門的な審査で、もちろんこれにはドクターの診断書等も添えて2次会と諮られてるという状況での審査でございます。

#### ○5番（坂口洋之君）

市町村は区分認定を大まかに段階で置かれるということで、調査員の入力化に基づきコ

ンピューターで1次判定をして、その後市町村が設置した専門家による審査会で、特記事項や医師の意見書を参照して2次判定をするということでもあります。

審査する方も、また審査を受ける方もいろんな問題やトラブルが全国的にやっぱり起きているというそういった実態を聞いております。全国的にもそういった実態がありますので、やはり審査に当たっては十分な研修を積んで、相談する方も審査する方もお互い納得がいくような、そういった審査をぜひ実現していただきたいと思います。

今回6区分の認定ということであるわけでございます。自立と要支援と、支援1から4まであるわけなんですから、この前行った太陽の里でこういった話がありました。自立と要支援に指定されれば、今5年間猶予があるんですけども、将来的には施設のサービスが利用できなかつたり、また施設の入所ができなくなる、そういったケースが出てくる。そういったことを考えたらすごく心配だとそういった声がありました。

施設を利用されている方も、若い障害の方だったら家族がいて帰るところがあるのかもしれないけれども、親が亡くなって施設で兄弟が面倒見てあの施設で暮らしている方もいらっしゃいます。なかなか施設を出ろつち言われても帰るところがない。そういった心配の声があります。そういったことを含めて、今後は受け皿を行政としてもぜひつくる必要があるのじゃないかなと思いますけれども、その点についてお尋ねいたします。

#### ○福祉課長（豊辻重弘君）

ご質問のとおり、ここ5年間の暫定的な措置で入所が可能ですよと。その後、場合によっては施設からの退所という方があるんじゃないかということですが、今の時点ではそういうのは把握しておりませんが、そういうことも想定内ということと考えてお

ります。そういう方が実際あるとするならば、何らかの手当では必要じゃないかというふうには思っております。

以上でございます。

#### ○5番（坂口洋之君）

負担軽減の問題出るんですけども、先ほど市長は国が実施して、国が負担軽減についてはするべきではないというそういった回答があるかもしれません。

全国的には40の市町村が負担軽減をしているようです。一定の所得があるところは負担軽減する必要ありませんけれども、低所得者、特に低所得者層は本当に少ない年金の中から利用を払っています。一定の所得がある人の1割と違いまして、月に6万円、8万円という非常に低い生活費の中で負担をしているわけです。市としては今後検討する予定はないと言いますが、やはり国なり県に改善を申し入れて、この障害者自立支援法の問題点を早急に改善することを願ひまして、その障害者自立支援法の質問は終わります。

次、非核平和都市宣言のことについていたします。

私も毎年8月になりますと反核平和の火リレーということで日置市内をトーチを持って平和の訴えをする要請行動をしております。今年も市長が参加していただいて、あいさつと同時に平和のメッセージを伝えていただきました。

今、きょうにも総裁選挙が結果が出まして、安倍さんが新しい総裁っていう形になると思いますけれども、今、日本の外交というのは日米同盟的を非常に大事にして、アジア外交に関して非常に軽い、重視してないそういった傾向があります。今の日本の外交について市長の見解をお尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

大変大きな課題のご質問でございますけど、外交につきましては国の方できちっとやるべ

きなことであるというふうに思っております。それぞれのスタンスはそれぞれの国会の、皆様方を含めて考えているのかなあと思っておりますけど、やはりそれぞれの私どもはやはり世界平和と、それでどの国とも仲良くしてほしいと、そういうふうに願望をしております。

#### ○5番（坂口洋之君）

非核平和自治体宣言も、これまで旧4町で議会ないし市長の宣言で一応あったわけですがけれども、旧4町ほとんどの地域が、まあ平和に関して宣言はしてるんですけど、ほとんど事業として実施していなかった、そういったことがあります。

私は、先々週、鹿児島市の取り組みについてちょっと調べてまいりました。鹿児島市は、平成元年に議会として宣言されまして、平成2年だったと思います。日置市出身の赤崎義則市長が平和都市宣言ということで宣言をいたしました。鹿児島市は年間300万円から400万円程度予算を組みまして、ここにこういった作品集です。これは平成15年なんですけれども、平和都市宣言から15年ということで記念誌を出したわけですね。

あと、ちょっとポスターを持ってきてるんですけどポスターをつくったり、そういった平和への取り組みをします。また、学校に行っても作文を子供たちに書かせたり絵をかいたり、標語などをつくって、子供に対しての平和への啓発活動をしております。平和というどうしても戦争というイメージあるんですけども、やはり平和というのは人の命を大事にする。そういった精神を宿されると思います。

今、本当に物騒な事件があちこちで起きて命を大事にしない、そういった社会になっておりますので、平和を通して命の啓発活動にも十分になっております。

日置市は、先ほどの答弁によりますと市長

が非核平和都市宣言の碑をあちこちにつくるということなんですけれども、本市としてやはり平和への取り組み的な事業を予算化して、子供たちに平和への啓発活動をする予定はないのか、お尋ねいたします。

**○市長（宮路高光君）**

これは教育委員会サイドの考え方でもありますが、その予算化も必要でございますけど、やはり絶えず平和ということ、予算化しなくても絶えずそれぞれのいろんな集会を含め、また子供たちに対する教育の場の中でもこのことはきちっと教えられていけるものと、そのように考えております。

**○5番（坂口洋之君）**

私の通告文の中に、日置市としての平和への取り組み事業が現在あるのかという質問をしたと思いますけれども、その答えがなかったような気がいたしますけど、日置市として今どういった平和への取り組み事業がされているのかお尋ねをいたします。

**○市長（宮路高光君）**

私も申し上げました、基本的にはこの事業化という中におきますそういう平和事業という中では取り組みはしておりません。

**○5番（坂口洋之君）**

平和への取り組み事業について、後に18番議員が書かれておりますので、その点については再度お聞きしてお願いいたします。

憲法9条についてです。賛否両論さまざま意見があるわけです。ある国会の中で、議員の方が大臣に向かって、自衛隊が派遣されれば当然大臣の子供やお孫さんが率先して戦場に行くのですかという質問がありました。その答えは、みんなが行ってだれもいなくなったら私の子供や孫を行かせたいというそういった答弁でありました。

市長も子供さんが結婚されたようでございますけれども、子や孫がもし戦場に行くことができれば率先して行かせたいのか、その点

について市長の考え方をお尋ねします。

**○市長（宮路高光君）**

基本的にこの戦争という、これを基本的にすべきじゃあないというふうに私は思っております。そういうことでございますので、そういう仮定の構想の答えは差し控えたい、もらいたいと思っております。

**○5番（坂口洋之君）**

全国学力テストのことについてお尋ねいたします。

最近、私の知り合いの母親からこういった話を聞きました。市内のある中学校に通わせている方なんですけれども、最近この学校がすごく学力が落ちたということを言われました。理由を聞いてみても別に数字的に公表されたわけではなく、親のいろんな話の中からこの学校の学力テストが非常に下がっているということでありました。

今、全国学力テストを実施するんですけれども、先ほどの答弁の中では子供たちの学力を調査するということでしたんですけれども、やはり調査すれば正式な結果は出るかもしれませんが、ここはだめな学校、ここは優秀な学校という形で、そういった形で私は選別されるそういった心配があるかもしれないと思います。競争社会ですから全くそれは否定しないわけでありませんが、こういった試験をすることによって、地域の公立学校に必要な——地域の公立学校で学力の激化になるそういった心配はないのかお尋ねいたします。

**○教育長（田代宗夫君）**

全国学力テストを実施することでだめな学校、よい学校と子供が気にするんじゃないかと。だめな学校かどうかわかりませんが、先ほどのご質問の中でもありましたとおり、学力の格差が広がってきているというご質問がございましたけれども、その格差が本当にあるのかどうか、どんな形であるのか、

これ私まだわからないと思っております。このような全国的な調査をすることで、本当にそういう格差が本当に広がっているのかどうなのかっていうのははっきりするだろうと思います。

また、このような学力テストの実施についても、そのように無用な競争とか序列化を図ることはやはり好ましくないというようなことから、学力テストのその結果の公表につきましては、個々の学校名は明らかにしないなどの工夫を図るということになっておりますので、ただ、それぞれの学校においては、当然自分の学校はどれぐらいの力があるというのは当然出てまいりますので、それによって自分たちの学校はもっとこう学力をつけるべきなのかどうなのか、そういうことは自分の学校で十分実態がわかり、その対応が図られるとそのように考えております。

#### ○5番（坂口洋之君）

子供たちが友達同士お互いライバル意識を持って学力を向上することは必要かもしれませんが、やはり学校ごとの公表というのは、地域の序列化、学校の序列化につながるので今回教育長は公表しないということでありませぬ。

鹿児島市議会でも学力テストの公表について、私もこの前ちょっと傍聴に行って参りました。教育長の答弁は、序列化につながるので公表は差し控えたいということです。そして、学校には公表に関しては個人に対して公表するならいいことではありますが、学校ごとの公表は十分指導をすべき、そんな指導を鹿児島市は、鹿児島市の教育長は、学校に対しても公表に関しては十分指導をするということを言われております。教育長の考えをお尋ねいたします。

#### ○教育長（田代宗夫君）

日置市におきましても、先ほど申し上げましたように、余り序列化とか過度の競争をあ

おらないような配慮をするために、個別の学校名っていうのは明らかにしないような方向で考えていきたいと思っております。

#### ○5番（坂口洋之君）

来年4月24日に（「はっきり言って。聞き取りにくい」と呼ぶ者あり）来年4月24日に実施するということですのでけれども、それまで十分調査して、指定の内容に、また学力偏重にならないようなそういったことを含めて試験をするわけですから、十分注意して実施していただきたいと思っております。

先ほど教育長が教育基本法について、社会の情勢に合わせて変えてもいいんじゃないかというご意見でありました。教育長も教員の経験を40年近くされて、また日置市の行政のなかで活躍されているわけでありましたが、現行の教育基本法をどこが悪いのか、そこについて質問をいたします。

#### ○教育長（田代宗夫君）

具体的に私もどこが悪いというのはなかなか言えませんけれども、ただ先ほど60年前の社会の情勢——状況と、60年後の現在の状況とはかなりさま変わりしていると思っております。

したがって、そのために新しい今回提案されております教育基本法の教育の目標というところがたくさんこう内容が、先ほど命を大事にするということがありましたが、命を尊びとか尊びとか、人を大切にとか、こういうのがたくさんねらいのところに入ってきておりますし、またわかりやすいのでは、これから当時どこまで予想されたかわかりませんが、障害学習社会への理念とか、新しいものが入ってきておりますし、また先ほども言いました、特に家庭の教育とかそういうものが新設をされております。

それから、特に大事にされております幼児期の教育、これも新しく加えられております。

そのほか、今盛んに言われております学校

とか家庭とか地域社会との連携による教育です。こういうのも新しく取り入れられていますので、つまり60年昔の社会の情勢が変わった、新しいものが取り入れられてきているという点で私は評価をしたいと思います。

#### ○5番（坂口洋之君）

教育基本法も一つ一つ文を見るとなかなか非常に難しい文言があります。決定的な違いは愛国心を取り入れて、より国の意向が尊重される、そういった教育がされるのではないかという危惧を私はするわけであります。

現行の教育基本法を1947年3月に、かつての天皇主体の国家教育から平和教育、民主的な教育を進めてきていたものです。

私は、これからも教育基本法は変えるべきではないと思う一人でございます。

時間も迫ってきました。最後に質問いたします。

きょう自民党総裁選挙で安倍さんが誕生すると思いますけれども、教育基本法を変え、また学校選択制、学校教科制などをどんどん押し進める教育改革がどんどん進めようとしております。

先週の新聞記事だったと思いますけれども、学校長の中でも7割近い校長の方が、今の教育改革は早急過ぎるという意見がありました。学校現場、教員現場のそういった実態などよりも、やはり国家的な色彩が強い、そういった教育改革がどんどん進められるのではないかなと思っております。

また、学校評価制にしても、当然学校評価します。学力が上がった実績のある学校には子供たちがたくさん集まるかもしれません。東京などでは学校選択制が広がりまして、優秀な子、いろんな子が一つの学校に集中する傾向があります。地元の学校に行かずに遠い公立高校に行く、そういった生徒が出てきている。そういった実態があります。残った生徒だけが行くことによって、教室に入りきれ

ない学校が集まる中学校もあれば、総定員が1学年9人しか集まらない、そういった公立高校が——公立中学校が現にあるようです。教育の固定化、学力の固定化が非常に私は心配することです。これから進めようとしております教育改革について教育長の考え方をお聞きいたしまして私の質問を終わらせていただきたいと思います。

#### ○教育長（田代宗夫君）

先だつての安倍晋三、当時今官房長官でしたが、新聞に記事が載せられておったようですけれども、バウチャー制度等の競争原理を導入して、もっと公立教育のレベルの向上を図りたいというようなことも載せてあって、これは当然学校選択制に移るということになるだろうと思います。

学校選択制等についてはアメリカの一部とかあるいはイギリス、スウェーデン等が一部こう取り入れ、試行的に取り入れたということも書いてあるようですけれども、このようにして競争原理を導入して学校をもっと活気づけさせようという意図であるだろうと思います。

ただ、このバウチャー制度等については、これまで試行的には試みられていたわけですが、当然そうなりますと学校間の格差というのはどんどん拡大していくものと思われれます。

だから、拡大が広がるからこれはいけないとかいうものではなくして、私はやはりまあ問題点の一つとしてはその格差が広がると、拡大するという問題点の一つ抱えているようです。でも、私は全く競争原理がだめだというふうには思っておりません。学校にあってはやっぱりお互いが切磋琢磨して、自分たちの学校をよくしていこうと、教員が頑張っていかなければならないと思っております。

したがって、先ほども質問でありましたけれども、特色ある学校づくり、うちの学校は

学力向上だったらうちに来なさいよと、体力づくりだったらうちに来なさいよというような、もっともっとうち特色を出して、学校間でお互いに切磋琢磨して頑張っていくような学校づくりを進めたいなあと考えております。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を15時20分といたします。

午後3時11分休憩

---

午後3時20分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番、坂口ルリ子さんの質問を許可します。

〔18番坂口ルリ子さん登壇〕

○18番（坂口ルリ子さん）

私は、日本共産党の議員として、市民が主人公であるという原則を踏まえ、市民の要求に基づいて、次の5点について質問いたします。

まず、ホットなニュース。今お茶のみに行ったら、3時に安倍晋三首相が誕生しておりました。私は本当に怖い気がします。なぜかと言うと、なぜかと言うと憲法を変えたいのをマニフェストとして立候補している首相は今まで始めてでございます。外国の新聞でも、小泉より右よりだというような報道がなされておりますので、いざ日置市の議員も当局も、市民の命や暮らしを守るために国がどんなことを出そうとも、やはり守る立場で頑張っていかなければならないのじゃないかと思っております。

第1問へ移ります。災害時の備蓄の現状とハザードマップについて。

13号台風で驚いたわけですが、そのときの放送を聞きました。児童館に避難してください。避難場所と飲み物、食べ物は各自ご持参ください。どれぐらいの人が避難所に避難

したのか、後で答弁してください。そのときに私は寝具ですね、タオルケットとかそんなものも持っていくのかなとちょっと不安になったわけですが、私は市議になって初めての6月議会でもこの備蓄のことを質問いたしました。旧伊集院町ではブルーシートが10枚だけが備蓄で南日本新聞に報道されました。ほかの町も大なり小なり似たようなことだと思いますが、合併したらまたこの防災会議で備蓄のことを話し合うというようなことも聞いていますが、その後現状はどうなったのか。

それでは2番目、平和教育と平和予算を組むことについて。

5番議員と重なる面もありますが、私も現職時代、平和カリキュラムを組みなさいというようなことを言われて、各学年平和のカリキュラムを組んだことがございます。年間を通してやはり平和教育は大事だということですね。人間何かにこだわって生きていくわけですが、私は平和にこだわって生きてきました。平和なくしてスポーツができて絵がかけても勉強ができて、本当に平和がなければ命は守れないわけでございます。

市長も、よく平和は尊いものだというのを何回も聞いています。ですので、この平和カリキュラムは今、現場ではどんなふうになっているのか質問いたします。

次、7月21日、公民館講座で東郷茂徳の講座が開かれました。私はどうして今東郷茂徳、と不思議に思いながらこの講座を受けていますので、月に2回ほど「いすの木講座」というのが開かれているわけです。

東郷茂徳は、ご存じのように東市来美山の出身、太平洋戦争のときの外務大臣、開戦のときも終戦のときも外務大臣でA級戦犯を東京裁判で受けて、獄中で死んだ人です。そういう人たちをなぜ「いすの木講座」で取り上げなければならなかったのかというのを教育長はご存じだったか、これについてどう思わ

れるかということですね。

それから、このごろ今、鹿児島市の長島美術館で、長野県上田市にある戦没画学生の無言館から130点の絵が展示され、本当に見る人が多いです。これを見た人の感想が南日本新聞にも連日のように報道されています。私も9月10日見て深い感動を受けました。そして、二度と戦争をしてはならない。再び教え子を戦場に送ってはならないという元教師としての不戦の誓いを新たにしました。

また、今、視聴率を高めているNHKの朝ドラ「純情きらり」であります。山長の達彦が帰ってきました。そのときに戦友のお姉さんを訪ね、「一人のめのめ帰ってきました。お許してください。」と許しを請う場面がありました。そのとき戦友のお姉さんは何と言ったか、「いいえ、私は許しません。弟を奪った戦争というもの、この戦争を正義の戦争だと言って駆り立てた人たち、それを見過ごしてきた自分自身も許さない。」というお姉さんの言葉でした。見ている人はだれもが胸を熱くしたのではないのでしょうか。

東郷茂徳をテーマにした公民館講座について答えてもらいますが、歴史認識はいろいろあります。8年前に東市来町は町費を4億円使って建てて、その後小渕首相や韓国の政治要人たちがあそこに400年祭で来たとき、韓国人たちはその記念館を振り向きもしなかったということも聞いております。結局自分たちは太平洋戦争の被害者だからだったろうと思います。太平洋戦争で死んだ人も大分4町にいると思います。わかっていたらお知らせください。

そして、公民館講座を開くならば、あそこ  
の最高責任者教育長だと思いますので、来年からもどんな講座が開かれているか、この人は適当なんだろうかということも点検してほしいということを要望いたします。私は、4町合併して4町にそれぞれ偉い人がいっぱいお

ります。私は合併して永山在兼という人を知りました。鹿児島県でいったら平田靱負みたいな人ですね。こんな人をやはり語って、尊敬する人の中に入れてほしい。東郷茂徳は、私は尊敬する人の、東市来町の偉人とは思いません。教育長のそこ辺の考えを教えてください。

次、平和予算を組むことは今5番議員も言いました。市長は平和予算を組んで、市のあちらこちらになんか標識を、非核宣言都市ですね、建てるような方向を答弁しましたので私は一人で手を叩いておりました。ぜひ予算を、そんなにたくさんかからないわけですから、「あっ、日置市は非核宣言都市やったのか」と。

もと、鹿児島県は96市町村あるときは、鹿児島県がしないだけで市町村は全部していたんですね。けどいろいろなタイプがありまして表示するところ、宣言文を児童館などに飾るところいろいろありました。鹿児島市は、さきの議員が言ったようにたしか400万円ぐらいの予算を組んで、各公民館にこの額に入れて宣言文が飾ってあります。それから、前は花の種も配っておりました。そういうことで8月、平和宣言に向けて——来年度ですね。ぜひこんな宣言文を児童館ぐらいは飾ってほしい。そして、もとは8月15日に伊集院町は駅伝をやっていたんですが、私はこの暑いのに命にかかわるから、熱中症になるから駅伝はやめなさいやめなさいと言って、そのかわりにその金を平和の映画祭などに使ったらどうかということを書いてきましたが、その映画会など音楽会などする考えはないのか、答えていただきます。

次、3番目へ行きます。各校の洋式トイレの設置について。

私は議員になってから、バリアフリーに心がけ、あちこちの公の建物がバリアフリーになっているか洋式トイレがあるか点検してお

りましたが、学校27校のうちにやはり洋式がない学校があるようです。障害者がいるのに障害者トイレがない学校もあります。

今、小さい1年生を担当しますと、子供たちは生まれてから自分の家のトイレが洋式だから、「先生怖いよう」と言うんですね。しゃがんでする和式のトイレが怖い。お年寄りには和式のトイレに座ったら今度は立ち上がれないというようなこともあるようです。ですので、ぜひ各学校に洋式トイレの実態を、ないところにはつけてほしい。

4番目、庶民大増税、不況をどうするか。

悪政からの防波堤になることが自治体の本来の役目であります。今まで非課税だった高齢者、すごく税がふえて6月の通知が行ったとき、税務課の電話は鳴りっぱなしだったとか聞きます。私のうちにも「合併したから高くなったんじゃないの」というようなことが質問がありましたので、違うよ。これは2004年、自民党と公明党が税制改悪して定率減税の半減、高齢者控除の廃止、公的年金控除の縮小、高齢者の非課税限度額の廃止、この4つの条例によって、こんなに、65歳以上の人は特に高くなったことを言うと、「あっ、そうだったんですか」、「だけどまだ減免の方法もあるかもしれませんね」と言って、7月13日に市長に5項目について要望書を出しました。その5項目を読み上げますので、これについてのその後の対応はどうだったかコメントをいただきたいと思います。

1番、国に対し今実施されている高齢者への大増税については直ちに中止し見直しを図ること。今後実施予定の増額については凍結することを市長より申し入れてほしい。

2番目、障害者・寡婦への非課税措置を市民にわかりやすく改めて周知し、これからでも修正申告によって軽減が図られるよう徹底すること。

3、介護を受けた人たちのうち、障害者控

除対象者認定書の対象者については個別に通知し——これは鹿児島市がやっておりましたね——対象者が今年度分から申請ができるように援助すること、またこれまでの申請者へは実態を把握し対応すること。

4番目、来年度分からは障害者手帳を申請者にも障害者控除対象者認定書で対応できるよう国に改善を求めること。

5番、住民税の窓口を設置し、市民への適切、正確な情報の提供や対応を図ること。これについてのコメントを求めます。

次、5番目。子育てに優しいまちづくり。前も1回質問したと思いますが、ジャーナル日置を見ますと、子供が生まれたところに同じ保護者から2人、あっ、ここは双生児、双子だなど思うのですが、本当に育てるのが大変だろうと思います。この子供たちに特別の補助をする考えはない。

鹿児島市は、ミルクやおむつやら一人の子の分の加配してるんですね。それで私の知ってる人は鹿児島市へ親子4人転居していきました。だから、今乳幼児医療などを南さつま市が6歳まで、枕崎市は3歳まで、日置市も本当にですね、日置市は新聞に載るときは余りいいことで載らないので、今度ぐらいはこんな目玉の、優しい子育てをしやすいことを実現して、人が移り住んでくるようにしてほしい。

私はパーマ屋さんで女性セブンという新聞——週刊誌を見ていました。「子供を産める村、奇跡、長野県下条村、出生率が2.12」というのを見出しを見まして切り抜いてもらってきました。今、出生率は1.25です。それが出生率が2.12。そして、もう一つ、義務教育中の医療を免除する。もう一つ、若者に格安の集合住宅で若者を移り住ましている、というようなことが載っています。少子化少子化、子を産め産めと口先で言たって産むはずがありません。私は申

しわけないけど。(笑声)

そして、伊集院町議会のときに岐阜県笠松町という町に勉強に行きましたが、この笠松町というところも中学3年生まで医療無料でした。だから、お金の使う方法を変えればこんなことができるんじゃないかと思います。子育てに優しいまちづくりをどう考えられるか、質問して第1問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の災害時の備蓄の現況とハザードマップについてというご質問でございます。

市では今現在、ブルーシートを105枚、土のう、土土のうです。土のう袋が1万1,000を現在保有しております。また、日赤の方におきましては毛布を72枚、タオルケットが44枚、ブルーシートが47枚というふうに備蓄されております。市としての備蓄食料はありませんが、大災害に備え備蓄食料の検討も今後進めていきたいというふうに思っております。

2番目のご質問の中で、月光曲や音楽会をすることがないかということでございますけど、今のところ改めてこのようなことは考えておりません。

ただ、市民の方々が世界恒久平和を願う取り組みをされる場合については、側面から協力は行ってまいりたいと考えております。

4番目の庶民大增税不況をどうするかということでございますけど、地方分権推進一括法が制定され、国と地方公共団体関係を対等と位置づけ、地方公共団体の自主性を高めるような努力がなされました。

住民生活に最も密着した基礎的自治体である日置市にとりましては、自己決定と自己責任による行財政運営を可能とするために、国の進める財政再建に向けた地方交付税の削減、国庫補助金の廃止、財源移譲をセットとする三位一体改革を理解し、少子高齢化社会の中

で、日置市の誕生をチャンスとしてとらえ、地域の責任ある経営主体として、日置市が目指す「地理的特性や歴史や自然との調和を生かしたふれあいあふれる健やかな都市づくり」実現のために、各種事業を展開する必要があります。

ところが今日の社会は、人口減少化や長寿社会というこれまでに経験したことない状況下に置かれております。

少子高齢化社会の中で、日置市の自治体としての役割については、補完性の原理という考えによるべきと考えており、この補完性の原理とは、政策決定はその影響を与える者に一番近いところで行われるべきであると考えております。

この原理から言えば、基礎的自治体こそが自主財源を保持すべきであり、それこそ自主的な政策決定ができ、それに自己決定と自己責任が存在することになるものであります。

今回の税源移譲に伴い、住民税の65歳以上の高齢者非課税措置の廃止、高齢者控除の廃止、公的年金控除額の引き下げ等により、高齢者に対する課税が強まったところですが、平成19年度以降は、住民税の税率が10%大幅に引き上げられます。同時に、国税である所得税は最低税率10%が5%に引き下げとなります。市民の皆様方には住民税の負担が増えることを、広報手段を通じてお知らせしながら納税にご理解をいただきたいと考えているところでございます。

今回の税源移譲が、基礎的自治体である日置市の自己決定と自己責任による財政運営を可能とする税源移譲となるよう、議員皆様方のご理解を得られるよう努力していきたいと考えております。

2番目のことでございますけど、17年度まで非課税であり、18年度から課税された65歳以上の高齢者は約700人となっております。これらの人には段階的な課税がなされ

ており、18年度市民税の均等割は3,000円を1,000円に、所得割額も3分の2を控除しており、税額で約150万円の増加になりました。

3番目の5項目のこのコメントでございます。1項目の高齢者の増税の中止及び今後の実施予定の増税凍結については、地方自治体の財政基盤の充実と健全なる財政運営に必要なことと考えておりますので、国への申し入れは控えたいと考えております。

2項目の障害者・寡婦への非課税措置の周知につきましては、このような方々の肉体的ないし社会的にも一般の人に比較して不利な立場にあることを理解した上で、非課税措置がとられていますので、今後におきましても非課税措置は継続されるものと考えております。

3番目でございます。介護を受けた人のうち、障害者控除対象者認定申請書の対象者への個別通知につきましては、新たな課税対象となった高齢者のうち、介護認定の情報のある人に対しては、障害者控除対象者認定申請書についての個別通知を、個別に通知することを検討していきたいと考えております。

4項目でございますけど、障害者手帳申請者及び障害者控除対象者認定者につきましては、現行の制度の中で運用されておりますので、特に国への申し入れは必要とないと考えております。

5項目でございますけど、住民税の窓口設置及び市民への情報提供や対応につきましては、現行の本庁及び各支所に住民税係が配置されておりますので、これからも住民税について市民の理解が深まるよう、税制の説明に努めていきたいと考えております。

5番目の子育てに優しいまちづくりの中で、特に双児への補助は考えてないかということでございますけど、日置市に16年度生まれの双生児は1組でございます。17年生まれ

の双生児は6組となっております。赤ちゃんが心身ともに健やかに成長するためには、赤ちゃんにとって一番の栄養であるのは母乳育児を推進しております。双生児であっても母乳育児で頑張っている方もおり、ミルク支給については慎重に考えたいと思っております。このようなことを含めながら、今後双生児を持っている母親の声を十分お聞きして、今後どのような対策をしていくのか検討をしてみたいというふうに思っております。

3歳までの医療の無料化ということでございますけど、本市におきましては平成18年の4月から自己負担を3,000円から2,000円に引き下げたわけでございます。そのような状況を踏まえまして今後の推移を見ていきたいというふうに考えておきまして、3歳までの無料化というのはすぐには難しいというふうに考えております。

以上で終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

#### ○教育長（田代宗夫君）

各学校の平和カリキュラムはどうなっているかということですが、市内すべての小中学校で平和に関する内容の教育を推進してきております。内容としましては、国語科、社会科の戦争に関する物語文や歴史の学習並びに道徳の時間にそれぞれの内容にあわせて平和に関する学習をしております。

また、夏季休業中の出校日には全校朝会のときに校長が講話したり、学級ごとに担任による戦争の悲惨さや平和の大切さなどの学習をしたりしている学校もございます。

歴史的な認識が高まる小学校高学年や中学校におきましては、総合的な学習の時間に平和について考える時間を設定してるところや、年間を通して平和に関する学習を組んでいる学校もあります。

また、遠足や修学旅行で知覧町特攻平和祈

念館や長崎原爆資料館、沖縄のひめゆりの塔、平和祈念公演の平和の碑を見学している学校もあります。そして、学んだことは文化祭で発表したり作品展示をしたりして、さらに深め発展させているようであります。

このように各学校の教育課程によって平和教育の内容にかける時間の多少はありますが、全学校で確実に実施をされてきております。

次に、公民館講座「東郷茂徳」のことをどう思うかということですが、いすの木学級は伊集院中央公民館の成人学級の一つで、年間10回のコースで受講生が55名の学級であります。学級の内容はすべてが一般教養に属するもので、今年は郷土史に関するものが5回、健康づくりに関するものが2回、年金問題や身近な法律問題2回、人生哲学的なもの1回の計10回を計画いたしております。

ご指摘の内容は、郷土史に関するもので、「元外相東郷茂徳の生涯」のタイトルで、初代記念館の館長であった方が担当をされたものであります。

この講義内容についてどう思うかというご質問であります。郷土史の学習の一環として郷土が生んだ歴史上の人物の生涯を資料に基づいて解説されたもので、一般教養の範囲に入るものと理解をいたしております。

次に、各学校の洋式トイレの設置状況の実態はどうなっているかということですが、市内の各小学校における洋式トイレの設置状況であります。小学校、中学校とも設置数に差はありますものの、27校中25校については設置をされております。小学校2校には設置されておられません。

障害者トイレの設置状況ですが、小学校で3校、中学校で2校設置されております。

最後に、戦争で亡くなった方の人数はどうかということですが、ございましたけれども、1941年から亡くなられた方が3,530名と調べた結果わかっております。

#### ○市長（宮路高光君）

済みません。答弁漏れがございますのでさせていただきます。

まずはハザードマップの作成についてということで、抜けましたので失礼いたします。答弁させていただきます。

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域に指定された区域が含まれる自治会につきましては、土砂災害危険箇所マップを自治会ごとに作成し、危険箇所を認識していくために、本年の3月及び4月に67自治会の全世帯に配布いたしました。今後、新たに土砂災害警戒区域の指定がなされた区域の土砂災害危険箇所マップを作成し、全世帯の方に、作成できた分から配布していきたいというふうに思っております。

#### ○18番（坂口ルリ子さん）

避難の、住民の避難の数は。

#### ○市長（宮路高光君）

済みません。はい。避難——今回の13号におきます避難者の数は193人でございました。

#### ○18番（坂口ルリ子さん）

町村別はわからない。

#### ○市長（宮路高光君）

町村別につきましては、旧東市来が56名、旧伊集院町が14名、旧日吉町が32名、旧吹上町が91名というふうになっております。

#### ○議長（宇田 栄君）

坂口さん。ちょっとさっきの最初の冒頭で安倍首相の誕生と言われましたけれども、まだ総裁、自民党総裁の誕生ですので、訂正されますか。

#### ○18番（坂口ルリ子さん）

間違っただん。

#### ○議長（宇田 栄君）

訂正されますか。

#### ○18番（坂口ルリ子さん）

はい。

○議長（宇田 栄君）

訂正されますか。

○18番（坂口ルリ子さん）

いいです。

○議長（宇田 栄君）

なら、はい。なら起立して言ってください。ちゃんと。（発言する者あり）まだ首相は決まっておりますので。（「立って」と呼ぶ者あり）

○18番（坂口ルリ子さん）

今議長より注意がありましたが、まだ、ホットニュースで言ったつもりがちょっとエラーをやったようですので、訂正してください。

続いて、いいですか。（発言する者あり）

○議長（宇田 栄君）

いや、首相誕生と言われましたけど、まだ……総裁だった。自民党総裁の誕生。

○18番（坂口ルリ子さん）

ああ、自民党総裁に訂正ですね。はい。

○議長（宇田 栄君）

はい。質問続けてください。

○18番（坂口ルリ子さん）

いいですか。

○議長（宇田 栄君）

はい。

○18番（坂口ルリ子さん）

一問一答へ移ります。

まず、備蓄のことですが、昔から地震・雷・火事・おやじと言いますが地震が一番怖いわけです。夏場は台風やら水害で、避難した場合の寝具の問題なんかそうなりませんけど、やはり自治体の備蓄が土のうとかビニールシートだけではだめだと思うんですよ。やはりここに防災会議っていうのが今年開かれたのかどうかわかりませんが、今年の防災会議の内容と地域防災計画というのができているのか、そこを質問するわけですが、被災者に三日分の食料を供給するというのが一応の

目安だと。自治体の備蓄によっては差が大きいけれども、今市長が言った中に日赤を頼りにしたり——どこの町も日赤日赤ちゅうて、日置市だけ日赤がというわけじゃあない。日置市の日赤が備蓄してるのかどうかわかりませんが、前の答弁でもいざちゅうたときは食べ物飲食店に、布団などは寝具店にと言いますけども、地震になったらそれができませんのでね、最低水と長持ちのする、カップラーメンかなんかわかりませんが、いろんなのを——こんなを見られたと思いますけれどもね、自分の家庭でもするけれどもやはり自治体として備蓄をするのは義務じゃないかと私は思っておりますが、そこを質問いたします。

○総務課長（池上吉治君）

今年の防災会議の開催内容でございますが、本年度は6月15日に開催をいたしました。内容につきましては、まず17年度中におきます災害対策の内容等の前年度の防災訓練の内容、あるいは前年度の台風に伴う災害対策に関する報告、それから先ほどありました土砂災害危険箇所マップを作成し、それぞれお配りした内容の報告、それと日置市地域防災計画の作成内容等を説明し、審議をしていただいたところでございます。

○18番（坂口ルリ子さん）

防災計画っていうのがあるんですか。

防災会議の6月15日のは聞きましたが、市としての地域防災計画というようなものができてるんでしょうか。

○総務課長（池上吉治君）

現在は、まだ暫定の旧4町のものを使いまして暫定マニュアルで進めておりますが、現在日置市としての防災計画を策定中でございます。その策定中のいわゆる経過内容等を報告をしたところでございます。現在作成中でございまして、その内容等について県と協議中で、その県の了解が得られれば日置市

の防災計画としてもう一回防災会議等で審議をしていただく予定でございます。

○18番（坂口ルリ子さん）

その防災計画ですね、三日分ぐらいの食べ物を備蓄するのが自治体の大体の目安というようにも聞きますと、今ビニールシートと土のうやらそんな物だけでは私はいけないんじゃないかと。要望ですが。最低の命を守る水とそれから簡単な食べ物、それからタオルケットとかね、そんなのは各児童館ぐらいは備蓄しておく必要があるように思いますので要望をしておきます。

それから、ハザードマップのことは重水議員がまた後で質問するようですので、そこで深めてもらいたいと思いますが、市長はほとんど配ったようなことをおっしゃいますけれども地域によって配ったり配らなかったり、朝日ヶ丘はあるのに私のあそこはないんですよ。だから今からできるのかなと思っておりますので、早目につくってほしいと要望しますが、合併したらすぐ県土木と相談しながらつくるちゅうて、差がですね、地域によって余り差があるように思いますが、あそこはどうされますか。

○市長（宮路高光君）

県の土木事務所におきます危険箇所におきます作成に基づきまして、私どもはハザードマップを作成するというので、今お話のとおり67の自治会しか今配布しておりません。210ありますので。このことにつきましては、県のおきますそれぞれの調査が終わった段階によってつくっていくということでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

○18番（坂口ルリ子さん）

もうあとは重水議員に譲ります。

平和教育について、やはりいろんな教科の中で平和教育はやってると。発達段階に応じるだろうと思いますが、1年生だったら「か

わいそうな象」とか、4年生ごろですか「ちいちゃんのかげおくり」とか、「火垂るの墓」とかいろんな反戦童話ですか、あんなのがありますよね。そして、もとは出校日を8月6日にしよう、9日にしよう、そして戦争、広島・長崎を語ろうという方向もありましたけれども、大体1日が出校日ですので、そこで私は校長に申し入れました。「先生何か語って、平和のことを語って」って言うたらね、まあ印象深い話を聞いた話があるんですよ。「お前たちは墓に行ったことはあるか。墓にね20歳前後の人がたくさん死んだ墓石があるやろ。何で二十一、二歳で死んでいるのか。あれは戦争で死んだんだよ」ってね、そんな話を校長がしてくれて私はじんときましたよ。

だから、やはり過去に戦争があつてこんなに死んだ人がいるということは、各学校、もう今は若い先生が多いですから、「8月6日ってどんな日」って言ったなら、「お兄ちゃんの誕生日」というような、そんな子供が育っているわけですから、ぜひ大事な節々には平和教育、平和カリキュラムで子供たちに教えていかないと、平和を教え、真実を教えていかないと大変な時代になります。

平和カリキュラムのことは今後もぜひ、戦争を知らない世代ですので、先生方がですね。もうここで戦争を体験したのもそちら側にはいないわけです。こちら側にちょっと10人ぐらいいるぐらいですからね。戦争を知らない子供たちちゅう歌がありましたが、今戦争を知らない大人たちなんですよ。だからぜひ教育の場でこんなことを教えていきたいってほしいと。

特に「はだしのゲン」という漫画なんかもね、漫画が好きな子が多いので読ませていくような学校の雰囲気をつくってほしいと思います。

公民館、講座のことは郷土の偉人とおっし

やいますけれども、東郷茂徳は偉人に入るのか何に入るのかわかりませんが、私は黒だと思っておりますので、黒を白と言うような方向でするんじゃないなくて、今からあの記念館を変えていく方法もあるわけですよ。知覧の平和特攻記念会館のようにね、もっと来る人が、あそこは年間61万の人が来ています。その茂徳館は1年間に1,600人でしたっけですよ。1,600と61万ですよ。だから中身をもっと人が来るような魅力ある——東郷茂徳館も変えてもいいですよ。なんか変えて、4億円もかけてつくった東郷茂徳記念館ですので、それをみんなで知恵を出し合ってもっとあの記念館を生かして、みんなが来て平和の方向へ、再び戦争してはならないということをやはり教えていかないと、本当に今歴史の曲がり角だと思うんですよ、私も30うん年教え子を戦場に送らないで頑張ってきて、そしてもう教え子がイラクに行った子がおります。

私は甌島の長浜というところにおりました。あそこは自衛隊の基地があります。航空がね。年賀状が来るんですよ。イラクに行くなよ行くなよって、まあ帰ってきたいらしいですが、本当に教え子を戦場に送らないちゃけど行ったのか、というようなこと。そして、この平和教育にかかわって5番議員が質問した中で、教育基本法ですね。教育基本法をなぜ変えるかっていうたら古くなったから。全然古くなってないんですよ。結局愛国心を入れて——これは大江健三郎が言ったんですが、命を投げ出す、国のために命を投げ出すような子供を育て、そういう子供を教師は育ててほしいという方向になっていくのが教育基本法を変えようという考えの底にあるんです。これは財界やアメリカの要求で動いているんです。

そして、学力問題も出ましたが、今世界的に学力の高いのはフィンランドなんですね。フィンランドの教育という私はパンフレット

を持っております。それを見ますと、フィンランドもいつかはだめだったけれども、今日本の教育基本法をもとにして教育をやっててあんなになったんだというんですね。教育長、写真見せて上げます、そのパンフレットをですね。

本当に勉強しないと、教育基本法は法律ですから変えようと思っただけです。今度も安倍さんが当選したらしいからすぐ変えようと。26日から国会が始まりますね、すぐ変えられようと。

その次に来るのが憲法を変えようとしてる。憲法はそんなに一気に変えられませんか。国民投票等ですね、それを通してから3分の2を超え、国会の3分の2を超えたら憲法が変えられる。憲法を変えよう目的は憲法9条を変えたいわけですから本当に大変なことです。

私は憲法99条を見れば、公務員というのは憲法を守れっていう条文があるんですよ。だから、今の憲法を守るのが議員やら当局公務員の役目だと思うんですよ。それを忘れて憲法を変えて、9条を変えて、どういう孫子の代に世の中を残すのか。

その次来るのは、ちょっとうがってるかもしれない。徴兵制ですよ。気をつけなければ。だから……（発言する者あり）はい。

（「質問の要旨に従って質問してくださいよ」と呼ぶ者あり）何ですか。（「質問の要旨に従って……」と呼ぶ者あり）いや、平和教育のことですがね。（発言する者あり）まだ時間がありますから、平和教育にかかわって言っているんです。さっき5番議員が教育基本法のことを言ったわけですから関係があるからです。

私は自分の平和に、平和を貫いて平和にこだわって生きてきたんで、平和が崩されるからこんなこと言ってるんです。戦争体験者でございましてね、小学校4年生のときに終

戦になったんです。本当に私は教育勅語を、「朕惟ふに我が皇祖皇宗」を習った時代。これが暗記できないと修身にAをもらい——5をもらえなかった時代ですからね、こういうことに再びならないように、教育長の答弁には私が6月したあれと全然変わらない、60年たったからなんやかんやと言います。今のようなおかしいことが世の中ニュースにあるのは教育基本法に基づいて教育がなされてなくて、右寄り右寄りになっていくからこんなことになっているんだと思います。

次は、トイレのことですよね。トイレは2校だけがないということでしたが、本当は各階にあった方がいいんですけども、学校に1個だったら使われているか使われていないかわかりませんが、戸のところにはここは洋式と書いてあるところもあるし、書いてないところもあります。ぜひ洋式トイレをつけてあるところは扉のところは洋式と書いて、そして障害者や、祖父母参観っていうのがありますが、そんなとき行ったときにおじいちゃんおばあちゃんたちが使えるようなふうですね、数が600人いる学校、40人いる学校、いろいろ学校規模も違いますので、規模の大きいところには1階にも2階にも3階にも洋式トイレがあるような方法で増やしてほしいと思います。

それから、庶民大増税……。

○議長（宇田 栄君）

坂口さん。ちょっと、質問なら質問らしく質問していただきますか。どういう点に質問したいということで、質問で終わっていただきたいと思いますが。

○18番（坂口ルリ子さん）

はい。はい。障害者トイレが2校あるということでしたが、どことどこの学校でしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

障害者トイレは小学校で3校、伊集院小に

2基、妙円寺小2基、永吉小が1基、中学校で2校、東市来中が3基、上市来中が3基であります。

○18番（坂口ルリ子さん）

はい。わかりました。それに関連して、27校の中に障害を持った子供、車いす、そんな子供——児童・生徒が何人ぐらいいるものでしょうか。和式が使えなくて洋式でないとう困るような子が。後でもいいです。

庶民大増税へ移ります。

○議長（宇田 栄君）

ちょ、ちょっと待って。

○18番（坂口ルリ子さん）

そこわかりますか。

○議長（宇田 栄君）

聞いてわからないとき。わからないときは次行ってくださいね。

○18番（坂口ルリ子さん）

はい。後でいいです。

○議長（宇田 栄君）

わかりました。——ちょっともうちょっと待って。

○教育長（田代宗夫君）

ちょっと実数を現在把握しておりません。後ほど、じゃあ。

○18番（坂口ルリ子さん）

大増税で市長に出した5つの要望で、1番は国へは申し入れはできないと。控えるでしたね。控えるとおっしゃいました。国がおかしなことをしたら国の言うとおりののではやっぱり、一人じゃあできませんからね。市長会とかなんかこげなのが出たが、これは共産党のいる議会ではみんな要望書を出しておりますので、あちこちからこんな要望書を出そうやっていうのが来たら、僕はよかって言わないでそのときは同調してね、一緒に国へ上げるような方向にしてほしい。

2番……3番は連絡すると鹿児島市並みの回答をもらいました。対象者にですね。これ

は私は満足して評価します。

それから、4番のことは必要なしと言われました。残念です。

5番の住民税の窓口は各支所にもあるから、これで対応せよということでした。もういたし方がありませんが、税で苦しむような相談に来たら優しく対応してほしいと思います。

まだ国へ要望するような考えはありませんか。

○市長（宮路高光君）

今さっき答弁したとおりでございます。

（笑声）

○18番（坂口ルリ子さん）

昔から町長は、国が言ってますので、県が言ってますのでっていうようなタイプでしたので、想像はできますが、勇気を持って、自分の町の市民は僕が守るんだというような原点を忘れないでほしいと思うわけです。

ちょっとここで変な質問しますがね、愛するとは、愛とはちゅうたらどんな答弁をされます。教育長ちょっと聞きたい。

○議長（宇田 栄君）

それ関連がありますか。

○18番（坂口ルリ子さん）

難しいですかね。ほんなら私はこう答えます。命を脅かすもろもろの悪と戦う。それが私の愛のあれです。命を脅かすもろもろの悪と戦うべきだっていうのが愛だということを私は聞いてきました。だから、戦争だって何だって、命を脅かすようなものがあつたらそれと戦うのが愛である。だから日置市民を守るためには市長もちょっと一肌脱いでほしいと思うんですが、もう一度言えばもう変えられないということで残念です。

税のことで、今度も税が1億円近くふえたのは高齢者の負担かなあと思ったりしておりますが、市長はどう思われますか。

○市長（宮路高光君）

先ほども答弁いたしましたとおり、高齢者

のこのような措置の中におきまして、150万円程度がふえただけでございます、この1億円というのは税額にいたしましてそんなに多くはふえておりません。

○18番（坂口ルリ子さん）

今度の補正9,000幾らふえてましたよね。それは何ですかっちゃ65歳以上の負担がふえた収入だということを聞いておりますが、そこ辺は。

○税務課長（瀬川利英君）

今回の補正にいたしました分につきましては、今ちょっと市長が言ったのは、150万円って言ったのは従来非課税であって、今回課税になった方々の増額分が150万円というふうな……。

○18番（坂口ルリ子さん）

それが150万円。

○税務課長（瀬川利英君）

はい。で、それ以外に約今回9,800万円程度増額しておりますけれども、これにつきましては税制改正の分に伴う分、老年者控除の廃止、それから年金控除額の引き下げによるもの等であります。もちろん定率減税が半分になったというのも原因の一つとなっているようです。

○18番（坂口ルリ子さん）

残りの時間がなくなりましたが、子育てに優しいまちづくりは全然前進がないので、日置市は本当に冷たい。子供にとって冷たい。

それから、風格ある教育の町と言いながら児童生徒に冷たい。これは扇風機をうらんでいるんです。扇風機がつかなくなったりいろいろなことがあります、本当にもう少し子供を大事にし、子育てのお母さん、お父さんを援助するような方向でいかないと、金の使い道の方向を変えればできている町がたくさんあるわけですから、枕崎市にしても公用車をやめ市長の給料は20%カットし、そんなふうにして3歳までの乳幼児医療、南さつま市は

6歳までですよ。で隣の町のいちき串木野市は扇風機がついた。本当に私はこんなことを聞いて悲しいんですが、市長はどう思われますか。やっぱり日置市は住みやすい町だというのをね、ほかにアピールするためには金の使い道を変えてこんなことをしないと、人口はふえていますか。減っていくんじゃないですか。

○市長（宮路高光君）

このことだけじゃあなく全体的にいろいろと精査をしていかなければならない。さっきも話の中で、やはりそのお金の使い道というのは、やはり幅広い考えの中で私は使っていくべきであるといふうに思っております。

○18番（坂口ルリ子さん）

そんなおざなりな答弁では満足しませんが、もう少し風格ある教育の町というんだったら、教育やらそんなのに金をかけて、子供たちが本当に日置市に住んでよかったと、お年寄りはお年寄り住んでよかったというまちづくりをしたいとよく市長は言いますよね。言うこととすることが違っているんじゃないかと思えます。

それでもう一つ、最後に教育長に質問をいたします。教育長はやっぱり今でも教育基本法は変わった方がいいと思われるか。さっき教育長が東京大学のなんか実態調査の結果を言われましたよね。あれはなんかちょっと忘れましたが。

○議長（宇田 栄君）

坂口さん。通告に基本教育——改革のことは書いてありませんので、計画のことは。質問はできません。

○18番（坂口ルリ子さん）

いや、さっき5番議員も言いましたよ。

○議長（宇田 栄君）

いや、5番議員はちゃんと通告してありますので。

○18番（坂口ルリ子さん）

関係ありますよ。

○議長（宇田 栄君）

いや、関係はあっても個人——自分でちゃんと通告しておかないとだめですよ。

○18番（坂口ルリ子さん）

最後に教育長に言って終わります、言おうと思ってるのにさ。

○議長（宇田 栄君）

いや、それはもうだめです。いや、だめです。

○18番（坂口ルリ子さん）

言えないじゃないですか。

○議長（宇田 栄君）

はい。だめです。

○18番（坂口ルリ子さん）

だめですか。

○議長（宇田 栄君）

ちゃんと通告しておいて質問するんであればいい。

○18番（坂口ルリ子さん）

教育基本法も変える考えはもう全然ないですね。もう教育基本法のことは私には言うなっちゅうけど、平和教育と関係があるから言うんですよ。そういうことです。教育長。先生、教えてください。（発言する者あり）

7割の校長が反対してるんです。

○教育長（田代宗夫君）

2点ですが、1点は、先ほど東京大学の基礎学力研究開発センターというのは、これは学力格差の問題でここが調査した結果ということで申し上げました。

教育基本法については私がつくるわけじゃあないと思っております。これは、上の方で決められるわけですけども、先ほど申し上げましたように、内容的に見たときに、今のこの私としてはそれは問題があるとは思っておりません。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議

を16時30分といたします。

午後4時18分休憩

---

午後4時30分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○学校教育課長（町岡光弘君）

済みません。先ほど問い合わせのありました車いすを使用している児童の数ですが、小学生だけですが2名在籍しております。

○議長（宇田 栄君）

次に、13番、田畑純二君の質問を許可します。

〔13番田畑純二君登壇〕

○13番（田畑純二君）

私は、さきに通告しました通告書に従いまして、3項目一般質問いたします。

日置市政の最高レベルの方針を引き出す質問としまして、第1の問題、第1次日置市総合計画の実施計画についてであります。

①、4町合併前の日置中央合併協議会の新市町づくり計画の中で次のように述べられております。すなわち、新市建設計画は、合併市の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならない。

ここで改めて申し上げるまでもなく、本市の行政は、この建設計画である第1次日置市総合計画に基づいて行われているわけであり

ます。昨年5月1日合併以来、既に1年4カ月が経過しましたが、市長は新市日置市の一体化、融和をどうとらえ、今後さらなる一体化、融和をどう推進していくつもりか、まず市長のお考えをお示しくください。

2番目、第1次日置市総合計画は、日置市として初めて策定する総合計画で、地方自治

法の本旨に基づき、地域の総合的かつ計画的な行政運営を展開するための指針として作成したものであります。

ここで定める基本構想は、旧4町の歴史や文化とこれまでの発展の成果を継承しながら、新しい日置市の都市像、おおむね平成27年度末における目指すべき日置市の姿を明らかにし、市政を進めていく上で最も重要な計画と位置づけ、それを実現するために市民と行政が協働して取り組むまちづくりの基本的な方針を示すものであります。

計画の策定に当たっては、変革の時代の社会情勢や市民ニーズを的確に把握しながら将来を展望し、21世紀初頭のまちづくりの指針としてふさわしい計画を策定することが重要になります。

このことに留意しながら、より豊かな市民生活を実現し、次の世代に誇れる新市都市づくりを目指して、その基本方針となる総合計画を作成したものであります。

日置市政の体質を変えるのに貢献するのは、総合計画のあり方を根底から変えることが考えられます。総合計画無用論さえ出されている今日、今こそ総合計画による行政のコントロールが必要だとも考えられます。これからの総合計画は、あくまで実施可能な計画とすること、市民・職員・議員の参加でつくっていき、市役所の計画ではなく、市の計画として市民と共有できるものとし、評価についても市民参加の懇談会に諮ることをルール化することを目指すべきであります。

総合計画と財政をリンクさせ、総合計画経費をきちんと予算化し、進行管理についても、実行計画シートという管理シートを活用した取り組みも考えられます。この実行計画シートは、1事業1シートで構成され、ホームページにすべて公表するのです。実行計画は毎年6月、各課に対する計画・企画・財政・人事等の担当者による政策形成ヒアリン

グ、夏に全課長に対して行う市長ヒアリングを経て決定することも考えられます。

今後、総合計画見直しに当たっては、財政指針を導入することも考えられます。今、財政縮小の中での計画づくりが求められる時代になり、計画中に財政推計を盛り込めば、実施計画に掲げた事業の中にも廃止する、縮減するなど、事業の実施について見直しが求められてきます。見直し対象の中には行政が行うことが当たらないと思われた事業も含まれてきます。事務事業全体を管理し、行政をコントロールするものとして総合計画を活用することになり、総合計画案、行財政改革計画の意味を持ってきます。こういう時代こそ総合計画による計画的な市政運営、政策選択が求められることになり、財政が厳しくなるほど全庁的な議論を経て政策、施策を決定するためにも総合計画の役割は一層重要となってきます。

第1次日置市総合計画の実施計画は、基本計画に掲げる基本的な施策を具体的に実施するために、年度別、体系別に定めることになっています。実施計画に掲げる事業は、社会経済情勢や行財政制度の変化に対応した十分な見直しを行い、策定し、毎年作成する予算編成の根拠となる計画であります。

また、実現性を確保しなければならないものであることから、計画期間は3年間とし、これを毎年度見直すローリング方式となっております。

そこで市長にお伺いいたします。この3年間の実施計画は、当然策定中と思いますが、その作成状況はどうなっているかお答えください。

③第1次日置市総合計画の平成18年度実施計画は既に策定済みで、先ほどの3月定例市議会で、議案第11号第1次日置市総合計画基本構想についての中で可決済みであります。この策定済みの平成18年度実施計画と

②で述べました3年間の実施計画との絡み、関連はどうなるのですか教えてください。

また、この18年度実施計画の現在までの進捗状況はどう見えていますか。分野別、小分類にできるだけ詳しく説明してください。

④この総合計画の中の日置市創世プロジェクト第4節に「いきいきすこやか拠点整備プロジェクト」があり、次のように述べられております。

すなわち、市民の保健・医療・福祉の総合拠点として、いきいきすこやかセンターを整備することにより、市民病院の機能強化に努めるとともに、各地域保健センターとのネットワークの形成を図ります。

さらに、1、いきいきすこやかセンターの整備。健康づくりや介護予防、リハビリテーションの拠点機能を整備し、市民の保健・医療・福祉の総合拠点づくりを進めます。また、各地域保健センター、温泉施設等との連携を図りながら、現在の市民病院の機能を強化するなど、市民がさまざまな目的で利用できる環境づくりを進めます。

そして、地域医療機能として、現在の市民病院については整形外科等の診療科目を拡充するとともに、在宅医療を強化するなどして地域医療の拠点としての整備を進めます。

介護予防保健機能として、地域リハビリテーション機能を持ち、各関係機関等との連携をとりながら介護予防の拠点づくりを進めます。

以上のように述べられております。

一方、市民病院のあり方検討委員会は、さる8月8日、第3回目の委員会を開催し、経営形態の見直しを行いました。その中で公設民営（民間委託）民間移譲及び地方公営企業の一部適用、全部適用についてのメリット、デメリットを慎重に検討し、委員会としては地方公営企業法の全部適用で提言することにしております。

すなわち、市立病院の今後の経営形態としては、新たな経営形態を選択することとして、①公営企業として環境変化への迅速な対応や効率的かつ効果的な経営を確保するため、市立病院事業を市長部局より切り離して独立性を高め、経営権限を持った事業管理者を配置して、経営上の強化を図ることが可能な方式である地方公営企業法の全部適用を導入し、病院事業に取り組むことが適当としています。

②新たに配置される事業管理者は、任期4年で、市長が持つ人事権や予算の原案編成権などのほとんどの権限を引き継ぎ、迅速で機動的な対応が可能となることから、医療面、経営面の改革を期待できるとしています。

そして、このあり方検討委員会は、第4回目の会合を10月27日に予定して、その委員会で、現在のままの病床でいくのか一般病床だけに限るのか、有床クリニックにするのかなどのシミュレーションをして委員会としての提言をまとめることにしております。そしてその後の委員会を経て、最終的には来年の3月末までに提言をまとめる予定にしてあるのが現状であります。

一方、また介護予防につきましては、ことしの4月1日施行で介護保険料が一部改正され、創設が義務づけられた地域包括支援センターが来年の4月1日より介護支援事業を統括し、介護事業については日置市内に5カ所ある現在の在宅支援センターが管理することになっております。

これに伴い本市でも、ことし4月1日付で介護保険課に介護支援係が創設され、4人の職員が包括支援センターの来年4月1日のオープンを目指してもろもろ準備中でありませう。

以上を踏まえて、市長に下記お尋ねいたします。

上述の総合計画の中の日置市創生プロジェクト4番目の、いきいきすこやか拠点整備プ

ロジェクトに対する本市の現在の取り組み状況はどうなっているか率直に教えてください。

さらに、上述しました市民病院のあり方検討委員会の進展ぐあい、介護保険法の改正に伴う包括支援センターの開設と、それに伴う介護事業の取り組み変化及び今後急速に進展する少子高齢化、人口減少社会の到来への対応など、時代の潮流を横断的、鳥瞰図的に大きな視点でとらえ、これに積極的かつ的確に対応していくために、私は次の点を提案するものであります。

日置市民の保健・医療・福祉の総合拠点として、また日置市民の若い人からお年寄りまでの心のよりどころとして、いきいきすこやかセンターを一日も早く建設するため、今までの市民病院のあり方検討委員会や介護支援係の枠を超えて、それらも包括するもっと大きな視点からの日置市保健・医療・福祉あり方検討委員会みたいな委員会、あるいはそれらの対策専門会議（助役を会長として民間のメンバーを募る）みたいな会議、または研究会あるいは市長の諮問会議などを早急に立ち上げたらどうでありませうか。

あるいは、もっと的を絞って具体的、現実的にいきいきすこやかセンター設置対策委員会か準備プロジェクトチームを、来年4月からの日置市行政組織再編成にあわせて設置することを提案いたします。

市長はこれに対してどんな考えを持っておられるか、市長の率直な見解と方針をお知らせください。

第2点、6月議会でも一般質問しました、地域包括支援センターについて再度お伺いいたします。

ことしの4月1日施行で介護保険法が一部改正されましたが、その改正の概要は1・2・3・4・5、5点あります。大きな中で、その中で3番目、新たなサービス体系の確立、その中で、1、地域密着型サービスの創設、

2、地域包括支援センターの創設、3、居住系サービスの充実、などがあります。

この中で、地域における総合的なマネジメントを担う中核機関として、地域包括支援センターを創設することが義務づけられました。

①これに伴い、私は6月議会で、4月1日に介護保険課に創設された介護支援係の包括支援センター開設に向けての準備活動状況を一般質問いたしました。そのときの答弁は、本市においては来年4月1日を目指して包括支援センターを設置する予定で、この間、特定高齢者等の把握等を行いながら今後に向けた事業計画を進め、今後保健師、社会福祉士、市民ケアの専門家など、人材等の確保等を行っていかねばならないと思っておることでした。

介護支援係のその後の準備活動状況はどうか。6月議会の答弁後の予定どおり、思ったとおり進んでいますか。答えてください。

②介護支援事業を統括する包括支援センターは、どこにどんな内容で設置するのですか。その後の計画、見通しはどうか再度お答え願います。

6月議会での答弁は、来年4月1日において、特にこの包括支援センターにおいては、社会福祉士、ケアマネジャーと専門職を設置する義務づけがあるので、今内部的にどこにどういう人員配置するのか検討しているところである。とのことでした。その後のこの検討はどう進んでいるか。具体化した面を含め、その進展状況をできるだけ詳しくお知らせください。

③私は、6月議会の一般質問で第3点、3番目に次のように質問いたしました。日吉在宅介護支援センターの職員は、包括支援センターへ人事異動方向とも聞いております。現在は日置市内にある5カ所の在宅介護支援センターのうち、日吉在宅介護支援センター

のみが公立の直営で、ほか4カ所は民間の施設に委託しております。日吉地域の場合、日吉で管理する利用者の件数は4割程度残りますが、民間へ振り分けした場合、日吉の利用者が他の施設へ移される懸念もあります。既存の日吉在宅介護支援センターほか4カ所の在宅介護支援センターはどうなりそうですか。また、利用者への影響はどうなりそうですか教えてください。

4として、日吉地域の場合、介護事業を管理する現在の在宅介護支援センターは、社会福祉協議会等への委託等も考えられますが、その場合市としてどう支援していくつもりかお答えください。

これに対する答弁、在介はご指摘のとおり市内に5カ所ありまして、この在宅介護支援センターが今してる仕事、また来年に向けた仕事の仕分けをやらなければならないと考えております。特に今までも在介におきます相談業務、医療福祉事務等を掘り起こし事業をいろいろと今までも在介におきます仕事の中で、大変福祉に貢献しておりますので、このあり方を十分検討し、利用者に影響のないようやっていきたいと思っております。

また、社協に変わらずこのそれぞれの事業者等におきます委託の内容がどのような内容でやっていくのか、このことを十分検討させていただきたいと思っております。とのことでした。

その後8月23日に、日吉支所の保健福祉課長と日吉在介の責任者より以下のことを聞きました。8月10日の市長と担当課長及び担当者を交えた話し合いで、日吉在宅介護支援センターについては、歳出の人件費と歳入の差額、年間1,000万円から1,300万円の赤字に投資しても市として効果があるのか。疑問として、一部の介護保険相談業務、ケアマネジャー1人を除いて90人の利用者が包括支援センターに移行し、残りの利用者

60人は日置市内に12ある民間の居宅介護支援センター、事業者のいずれかに委託することになったと聞きました。そして、担当課長はこれら12業者に折衝を始めたと聞きました。時期は一応来年の10月1日よりとして、整理が早くつけば来年の4月1日からでも移行させたいとのことでした。

しかしながら、私は市長のこのやり方、方法は拙速過ぎておかしいと思い反対いたします。

現在の150人の利用者のうち90人は4月1日よりの包括支援センターに移すのもやむなしとしても、残り60人利用者は、日吉在宅介護支援センターに残す方向でまだまだ検討して行って、今後丁寧に議論していくべきであります。その理由を9点申し上げます。

1、日吉在宅介護支援センターは、平成11年4月にオープン以来足かけ8年間、日吉地域住民、特に特定高齢者に愛され利用され、地域に密着して、なくてはならない福祉施設になっております。

2、民間委託の決定は利用者の声も聞かずに、また関係職員の意見、要望も十分聞かずに、ましてや住民アンケート等一切とらずに、当局者の全くの独断と偏見で一方向的に決められたとしか私には思えません。

③ほかの民間に委託するにしても、6月議会の答弁のごとく委託の内容が十分検討されたとも思えず、それが極めてあいまいと思われれます。

4番目、1,000万円から1,300万円の赤字は、民間に委託しても委託料を支払えば大した補てんにならないことも考えられれます。

また、ほかの日置市内の公共福祉施設でも、これ以上の赤字補てんを一般会計から繰り出している例も多くあり、なぜこのみ市として効果が出ないとするのか理解できません。

弱い者いじめと受け取られても仕方のない面もあるのではないかとも思われます。

5、日吉在介の新しい建物の有効活用が考えにくく、せっかくの新しい設備が全くむだになる可能性もあります。逆に考えれば、来年4月1日からの地域包括支援センターをここに移しても決しておかしくないぐらいの日置市の中心地に位置しており、機能を充実、拡大していくのも十分検討の余地もあるのではないかとも思われ、また1番目に述べましたいきいきすこやかセンター整備の候補地の可能性も決めております。

6、保健・医療・福祉事業には、金にかえられない収益の面からは十分切り離すべき無形の価値が十分あることを十分認識すべきであります。

7、4月1日からの包括支援センターの実際の事業内容、活動状況と利用者に与える影響等を実際に十分把握してから、民間委託を検討した方が包括支援センターと在介の役割分担が明確され、双方によい結果をもたらすことも十分考えられます。

8、60人が日吉地域側に分散すれば、現在社協の行っているデイサービス事業の利用者が減少することも十分考えられ、今でさえ苦しい日吉社協の経営を圧迫することが懸念されます。

9、ケアマネジャーの需要が多くなります希少価値になっていく中で、日吉在宅介護支援センターにいる5人のケアマネジャーの有効活用の面からも、60人の利用者の件も考慮すべきであります。

以上の理由により、日吉在宅介護支援センターにつきまして、介護支援センター——残る60人利用者は来年の4月1日以降も残す方向でまだまだ検討して、今後丁寧に議論していくべきであると思いますが、市長はどう考えておられるかお伺いするものであります。

○議長（宇田 栄君）

ここで、議事進行上、本日の会議を19時まで延期をいたします。

### ○13番（田畑純二君）

まずは利用者等への影響はどう考えておられるかもあわせて答弁してください。

④市内で唯一市立で足かけ8年間のすばらしい実績もある日吉在宅介護支援センターに対しては、今後とも市としては最大限支援していくべきであると私は考えますが、市長は市として今後ともどう支援していくつもりかお答えください。

第3点、最後です。本市の地域農林業の構造改革を進めるための手だてについて質問します。

①国内農業の足腰を強くし、国際競争力を高めるための国の農政に対する改革の第1歩が来年度から始まります。米・麦・大豆・てん菜・でん粉原料用バレイショなどの主要5品目で、全農家に国が補助金を出して価格保障をする仕組みを改め、一定規模以上の農家を対象を絞ります。一律ばらまきをやめる点で戦後農政の一大改革と政府与党は位置づけ、来年度に4,000億円強の関連予算計上で合意しております。補助金は原則農家は4ヘクタール以上、日置市は2.6ヘクタール以上の大きな大規模農家が複数農家で20ヘクタール以上、日置地区で10ヘクタール以上を一体経営する集落営農にしか出せません。従来のばらまき農政から脱却し、中核的な担い手の育成を通じて生産性を高めるねらいがあります。

この制度が開始される2007年度まで残された時間は多くありません。各自治体や農協は地域の農家の理解を得て、農地を集約し、生産性向上に全力を尽くすべきであると思います。このような状況下で市長は日置市内の農地をどうしていくつもりであるか見解を示してください。

②、1で述べたことを踏まえ、本市でのプ

ロジェクトチームを結成したり、担い手農家推進マネジャーを指名したりして、品目横断的経営安定対策を初め、集落営農、残留農家のポジティブリスト制度についての地域説明会をこのほど4町地域で開催しました。

9月1日からの申請受け付けが開始されました、農水省の品目横断的経営安定対策をどうとらえ、市としてどう対処していくつもりか、具体的にわかりやすく説明願います。

3、本市の今後の林業振興策をどのように考えているか市長の答弁を求めます。

以上申し上げ、具体的で明確、内容のある、誠意あふれる答弁を期待いたしまして、私の第1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

### ○市長（宮路高光君）

1番目の第1次日置市総合計画の実施計画についてのご質問でございます。

市の一体化や融和ということにつきましては、合併当初いろいろなごたごたした部分もあったと思います。昨年からは各種団体の統合も始まり、それぞれの組織が機能し始めていくふうに認識しております。

中でも先日、伊作の太鼓踊りが本庁の前で踊りを披露されたことや、各種イベントにも各地域の伝統芸能が参加するなど、それぞれ交流が進んでおりますので、今後もこのような交流が進みやすいように取り組んでまいります。

2番目でございます。3年間の実施計画の策定状況については、現在来年度から平成21年までの3カ年計画のとりまとめ作業を進めておりますが、今後内容を精査し、財政計画との整合性を図りながら集約を行い、11月ごろに予定しております各地域審議会や総合計画審議会にお示しをしていきたいと考えております。

3番目でございますけど、本年度の実施計画の関連につきましては、現在事業に取り組

んでおりますものの中には単年度で事業が終わるもの、またそうでないものそれぞれ分かりますから、数年度をかけて整備を進める事業については、来年度以降も引き続き実施計画に計上して整備を進めることとなります。

本年度の実施計画に盛り込んだ事業の進捗につきましては、まず社会基盤の分野で地域コミュニティーバスの運航がありましたが、8月から伊集院地域の運航を始めましたので4地域で運航をされております。

それと、地域イントラネットの関係については、6月に国庫補助の内示を受け実施計画を進めてまいりましたが、総延長130キロのネットワークの設計が終わり2月末の完成を目指して取り組んでおります。

それから、道路の新設改良については、町づくり交付金事業や過疎対策事業、辺地対策事業、道路整備臨時交付金事業などを活用して、それぞれの路線が計画どおりに進められていると考えております。

生活環境や産業経済、保健医療福祉の分野では、公営住宅の建てかえ事業や浄化槽の設置、それから中山間地域等直接支払い交付金事業や農業振興育成事業など、保健関係の各種の健診など、計画されている事業はそれぞれ予定どおり進められていると考えております。

教育文化の分野でも、伊集院ドームや小中学校の施設整備などを中心に計画どおり進められております。

また、行財政の分野では、行政改革アクションプランの作成による行政改革の推進や男女共同参画事業の懇話会設置などほぼ順調に進められていると考えております。

4番目でございます。日置市創生プロジェクト4番目のいきいきすこやか拠点プロジェクトの取り組みについては、現在市民病院におきましては、市民病院の経営改善に関する、果たすべき役割、今後のあり方に関する

などあり方検討委員会が進められ、来年3月までにその方向性が示される予定であります。

また、包括支援センターについては職員体制、新予防給付事業の取り組み、居宅介護支援事業とのネットワーク化についても既存の福祉事務所や健康保険課との連携がとりやすい場所などを現在検討中でございます。

市民病院と包括支援センターの方針を検討する中で、いきいきすこやか拠点整備プロジェクトの見直しも含め対策検討を進めてまいります。

包括支援センターについてのご質問でございます。包括支援センターの設置に向けた準備状況については、地域支援事業による特定高齢者施策の転倒予防教室等の開催をしながら、直営のセンター1カ所を平成19年4月設置に向け準備中でございます。包括支援センター設置後は新予防給付のケアプラン作成の業務もあることから、19年4月以降のプラン作成のための支援システムを本年度中に整備する必要があり、今回の補正予算に計上したところでもございます。

4月から実施してる地域支援事業については、特定高齢者に関する情報の収集に努めている状況でございます。

特定高齢者については6月から実施した基本健康診査におけるチェックリストによる把握、介護認定審査会における非該当者への訪問及び民生委員や在宅介護支援センターからの情報提供により把握に努めております。

特定高齢者の対象者については、当初国では3%程度見込んでいましたが、本市においては現在20名程度しか該当者がなく、国が示したものよりも見込みが少なかったため一般高齢者を含めた介護予防教室を開催しております。この介護予防教室は9月から4地域においてそれぞれ1カ所を設定し、10名から20名程度の高齢者対象に実施しています。

今後特定高齢者においては通所型事業を進めながら、さらに訪問型介護予防事業へ取り組みを実施していく予定でございます。

包括支援センターの体制としては地域支援事業に3名程度、新予防給付事業に12名及び介護報酬請求事務に係る事務職が2名程度と見込んでおります。

新予防給付事業については対象件数を約900件と見込んでおり、うち居宅支援事業所に委託する件数が180件程度のため、包括支援センターで作成するケアプランが720件程度となり、職員1人が月60件作成した場合で12名必要となります。

パソコンの整備につきましては包括支援センターが職員14台、国保連合接続用1台及び新予防給付のプラン作成委託先の居宅介護支援センター分として13台見込み、居宅介護支援センターと包括支援センター間をネットワークで接続するシステムを検討しております。

また、地域包括支援センターには保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員が必要となることから、3種類の種目の確保のため日置市社会福祉協議会、在介介護支援センターからの職員の出向等を含めて、職員の確保について検討しております。

なお、日置市社会福祉協議会の社会福祉士の出向については、18年度の地域支援事業の取り組みや、平成19年度に向けた準備のため10月から出向に向け検討をしているところでございます。

設置場所については介護保険課、福祉課及び健康保険課との連携が今後さらに必要となるから、3課の連携調整がされやすい場所を検討中でございます。

日置市内の在宅介護支援事業所は、東市来地域は秋光園、伊集院地域は寿福園とやはずの里、日吉地域では日吉在宅介護支援センター、吹上地域は喜楽奈村と合計5事業所が

あり、それぞれ介護に関する総合的な相談に応じて福祉の向上を図っております。

この中の日吉地域の在宅介護支援センターにつきましては、現在の利用月件数で申し上げますと147件となっております。このうち、来年4月から包括支援センターに伴い、新予防給付の対象となる経過的要介護及び介護1のうち60%の利用者数を計算いたしますと、大多数の96件が包括支援センターの方に移行し、残りが51件となります。

日吉地域については、民間の事業所が以前からなかったなどの特殊性から、市直営で在宅介護支援センターの運営をしてまいりましたが、今回法の改正で包括支援センターの設置が義務づけられ、介護に関するほとんどの業務がこの包括支援センターに一本化されたことで、日吉在宅介護支援センターの存続についても見直す必要が生じました。

それで、これまで日吉在宅介護支援センターで行っていましたが居宅サービスの業務を民間に移行し、事務の効率化と財政負担の軽減に努めようとするものであります。

そのほかの民間事業所も、現在抱えている利用者が包括支援センターの設立に伴い移行することにより、来年4月以降減少いたします。これを機に来年10月をめどにしながら、日吉在宅介護支援センターの利用者のうち、包括支援センターへ移行しました残り51件を民間居宅事業所へ移行させたいと考えております。

なお、ほかの地域でも民間で行っています相談業務等の支援業務の機能につきましては、今までどおり日吉地域にも残します。

また、民間事業所に移ることによる利用者の金銭的な負担は、介護保険法で定められていますので今までどおりと変わりません。しいて言えば、今まで使えました人間的な関係が薄くなるというのはありますけど、財政的な含めては介護支援法が決まった中において、

民間委託にせざるを得ないということでご理解いただきたいというふうに思っております。

在宅介護支援センターの業務といたしましては、主に福祉サイドから高齢者実態調査・総合相談研修等の在宅介護支援業務と介護予防及び生活支援ケアプラン作成の居宅サービス業務に分かれています。

このセンターの運営に係る経費は、ご承知のとおり介護相談件数とケアプラン件数に応じ介護保険からの財源で賄っています。

しかし、この事業を市単独で行った場合は、収入支出の差が大きくかなりの財源の継ぎ足しが必要となっています。これは介護保険からの収入に対し人件費の占める割合が大き過ぎるのが要因であります。

このことから、センターの運営につきましては再度見直しをしたところ、居宅ケアプラン作成業務につきましては、市内の地域で民間の居宅支援事業所に移行しても利用者に何ら支障ないことから、日吉在宅介護支援センターではこの業務を民間に移行することで検討しております。

地域農村業の構造改革を進めるための手だてについてということでございます。担い手農家の皆様のみならず、農家のすべての皆様が農地の集約を願っている状況にあります。農地の集約で農作業のための移動が少なく、効率的な作業での農作業の省力化や生産性の向上が図られ、農業経営が大きく左右する問題であります。

日置市内におきましても、集団転作の推進に伴う共同防除やたばこ栽培農家における水田地域の集団化も生産性向上の成果の一つですが、課題になりますのは、地域における耕作者、地権者の皆様方の理解をどのようにして得られるのか、耕作放棄地等の活用を含め、特に農地の利用集積につきましては農業委員会が窓口となりますので、農業委員の方々の情報提供をいただきながら調整して

進めてまいりたいと考えております。

品目横断的経営安定対策につきましては、対象品目が米・麦・大豆、ジャガイモ・カンショ等で、面積要件を現在耕作している一般の野菜等を含め2.6ヘクタール、対象者を認定農業者と集落営農に限定しているのが今回の経営安定の対策でございます。

現在この対策につきましては、19年度からの農業政策の転換期ととらえ、市内4支所単位に認定農家を初め自治会長、中山間地域等直接支払い対象者の代表者、議員、農業委員の皆様方を対象にして説明会を開催いたしました。出席率は各地域約50%で、品目横断、集落営農いずれも初めて耳にされる方がほとんどで、内容についても理解していただくにはかなり厳しい状況にありましたが、地域の課題を話し合っていた中で、5年後、10年後の地域農業をどのようにしていくかにつきましては活発な議論がなされ、校区ごとに再度の説明会を求めるところも多くみられました。

このため近く吹上地域では、集落営農とセットで地域レベルでの説明会を開催する計画であります。日吉、伊集院、東市来地域でも同様に説明会を開催する予定です。

市としましてはこれら国としての農業政策が変わる中で、地域高齢化、農地の荒廃化等課題解決策の一つとして、また集落営農等への新たな地域活性化を含めた推進策として、時間がかかるかもしれませんが今後どのような取り組みが地域でできるのか、地域の皆様方と一緒に考えて進めてまいりたいと思っております。

次に、農業、林業振興でございますけど、特に近年、森林及び林業を取り巻く環境は、木材価格の低迷による林業生産性の悪化、また、林業従事者の減少による林業生産活動の停滞や、森林所有者の高齢化、不在地主など、地域森林の維持管理に重要な現況把握、作業

道の整備等の活動が行われなくなっている状況でございます。

このような中、平成14年度から森林整備地域活動支援交付金事業を導入して、森林所有者による計画的かつ一体的な森林施業の実施に必要不可欠な、森林の現況調査及び地域活動に対しての支援を行い森林保全に努めてまいっております。

さらに、鹿児島森林組合や林業事業者と連携しながら、森林の適正な管理や林産物の運搬経路を確保するための林道や作業道の整備を計画的に行い、除間伐等の推進など林業の振興を図りたいと思っております。

以上で終わります。

### ○13番（田畑純二君）

ただいまそれぞれにお答えいただきましたですが、またそれぞれに重点項目に絞ってさらに質問していきます。

まず、新市の一体化、融和の現状。今後さらなる一体化、融和はどうして推進していくつもりかということでございますが、先ほど市長の方は文化的なことを言われましたが、今度はこの行政の面から、まず1番目に、4町ごとに設置されている地域審議会をこれに向けて十分活用すべきと思われまます。それで、先ほどちょっとあったんですけども、これらの地域審議会はいつどういう時期に開催され、その活動の現状はどうなっているのか。

それと、市長はこの審議会の有効活用をどう考えて、これからの日置市行政にどう生かしていくつもりなのか。まずそれを教えてください。

### ○市長（宮路高光君）

昨年総合計画をつくる中におきましても、地域審議会のご意見十分賜りながら策定したというふうに認識しております。特に、今後3カ年間の実施計画をつくるに当たりましても、地域審議会の活用というのを十分やって

いきたいし、またそれぞれ18年度の事業の結果等につきましてもご説明を申し上げ、今それぞれの部課長の中で取りまとめをしておりますので、11月ごろそれぞれの地域審議会が開けるんじゃないかなあというふうに考えております。

### ○13番（田畑純二君）

それと、この一体化に向けてなんですけども、ご承知のようにこの本市には自治会の連絡協議会とか婦人団体連絡協議会やほかの連絡協議会、それから高齢者クラブ連合会、商工会の合併協議会、農協、漁協と諸組織団体などもあります。だからなお一層これらの団体とも連携を密にして、これら諸団体と行政のイベント事業を共催の形で今以上に展開していく、日置新市のなお一層の一体化、融和が一日も早く図られるよう最大限努力していくべきじゃあないかというふうに思いますけども、市長はこれらの諸団体とのかかわり、連携の仕方は現状をどうとらえて、今後どのように協働、ともに働く、一緒になって汗を流していく、どういう考えを持っておるか、次に教えてください。

### ○市長（宮路高光君）

それぞれの各団体等におきまして、昨年からはそれぞれ4つにおきます統合を進めてまいっておりますのでございます。

また、大きなものとして今進めております商工会、観光協会、この部分が今来年の4月に向けて統合に準備をしているところでございます。基本的にはそれぞれの各関係の団体等が統合した中におきまして、また市の全体としてどうこの連絡調整をするのか、ここあたりも十分調整さしていただきたいと思っておりますが、私としてはそれぞれの当分ある、それぞれの各団体と十分な意見交換をやっていきたいというふうに考えております。

### ○13番（田畑純二君）

この一体化、それから融和に関連して言う

わけですけれども、9月16日の南日本新聞の記事に次のような記事がありました。平成の大合併で誕生した自治体が地域の魅力をアピールする「全国合併市町村夢フェスタ2006」が10月13日から15日の3日間、東京日比谷公園で開かれる。「新しいまちの新鮮力」をテーマに、合併した約110の自治体が出店、鹿児島県からは奄美、鹿児島、薩摩川内、鹿屋、いちき串木野5市が参加する。新たなまちづくりの取り組みや人気の特産品、観光地などを紹介し、郷土料理の試食や伝統工芸品の実演販売も予定している。入場は無料というもので、これは総務省と南日本新聞も加入してる全国地方新聞社連合会の主催で、当然本市にもこういう参加呼びかけがあったはずですけども、それができなかった理由、断った理由、わかりやすく説明してください。

私は、言うまでもなく今後ますます地域間競争が激しくなり、各地域とも生き残りをかけて知恵と汗を出して死に物狂いで努力していかなければならない現状で、本市を全国的にアピールする絶好の機会として、Uターン、Iターン人口の増加につなげられるよう、この種のイベントは本市として積極的に参加するよう努力、精進していくと。今後のことも含めてですね。

だから、市長はこれらの考えに対して、本市の日置市のアピールの仕方、全国向けの発信、本市の発信、こういうイベントについてどういう考え持っておるかお知らせください。返事願います。

#### ○市長（宮路高光君）

今回の新聞に載っているのはちょっと担当課長に説明申し上げますけど、今後やはりいろいろと全国的な発信におきますことには参加をしていきたいというふうに考えております。

特に、この4市におきます物産展を含めた

中におきましても、東京、またいろんなところでも開催されてるというふうに感じておりますし、またインターネットを含めた中におきます発信の方法、そういうもろもろもやっていきたいというふうに思っております。

#### ○合併プロジェクト室長（有村芳文君）

ただいまのお話の中に、全国夢何とかという、その文書は今日届いておりますので、ちょっとそれにつきましてまた再確認させていただきたいと思っております。

#### ○13番（田畑純二君）

これによりますと10月13日から15日の云々かけて3日間行う予定ということですから、ちょっと情報がちょっと来るのが遅かったんじゃないかと思うんですけど、まあそれはそれで、今度この種のイベントがあればせっかくの機会ですから本市としても積極的に参加できるようにしていったらいいんじゃないかというふうに思います。

それから、この3年間の計画策定の実施状況ですけれども、11月に策定して地域審議会にかけるちゅうことですけれども、もちろん具体的に今だれがどのように策定中である。そりゃあ課長とか課の全体であるとはわかりますけども。で市長は、この件に関してどのようにリーダーシップを発揮してどのような指示、方針を出してこれやらしているのか。そこら辺をちょっと答弁願います。

#### ○市長（宮路高光君）

来月の初めにそれぞれの課のヒアリングをするつもりでございます。その事業におきます精査をしながらヒアリングをして、それぞれ総括をしながら調整会議をして審議会の方に持っていきたいというふうに、今はそれぞれ担当の中におきましてその計画書を策定中であるというふうに思っております。

#### ○13番（田畑純二君）

それと、今平成18年度の実施計画、その進捗状況についてはちょっとさっき聞いたん

ですけれども、この中で今策定中のこの今後の今後3年間の実施計画とこの18年度の何らかの整合性を当然持たせるべきだと思うんですが、そこら辺の整合性についてはどうですか。

○市長（宮路高光君）

18年と19年の整合性でございますけど、基本的には継続の部分につきましては18年から19年度に移行するものもございますし、単年度で終わる事業もございます。そのような状況を踏まえながら策定をしていきたいというふうに思っております。

○13番（田畑純二君）

それで、先ほどの達成状況なんですけど、おおむね予定どおりということで18年度の場合聞いておるんですけども、最終的に今度はおおよそ、大体何%ぐらい達成するのが理想か。あるいはその大体の理由と、それから未達成の部分は今後どうして達成していくつもりか。そこら辺をもう一回答弁してください。

○市長（宮路高光君）

基本的には18年度につきましては当初の予算の執行の状況ということでございまして、基本的に19年、20年、21年の計画の中でそれぞれの比較検討ということをしていかなければならないのか。基本的に18年度はそれぞれ大まかに各旧町におきました継続事業を主に上げてあるというふうに思っております。

○13番（田畑純二君）

一般質問の通告にはちょっと詳しく書いてなかったんですが、先ほどの第1問の一般質問の中で改めて提言したわけですけども、このいきいきすこやか拠点整備プロジェクトについて、もうちょっと大きな目で見て、日置市全体の保健・医療・福祉・介護、それからそこら辺を含めた全部の社会保障に対し、社会保障等見直していくための総合的な検討委員会とか、あるいはあり方検討委員会とか専

門会議とか、市長の諮問の会議ですね、それ改めて考えていくようなもうちょっと大きな枠で、もうちょっと大きな視点でとらえて、本当に日置市としてそういう今後少子高齢化に向けて対策、本当に真剣に取り組んでいくために特別にそういうのをつくっていくべきじゃあないかと。先ほどの市長の答弁では、何となく今までにやってる中で考えていきたいというところで、改めてこう目標ぱつと掲げてですね、そこら辺の考えはありますか。

○市長（宮路高光君）

基本的に今、行政改革推進委員会の中におきまして、いろいろと市におきます大きなテーマとしてはここで掲げております。今具体的に今お話のとおり、病院のあり方につきましてもあり方検討委員会を設けて、それぞれの今までの経過を踏まえてその専門的な判断をした中において、今後横のそれぞれの部門の総括をしていくには行政、私は行政改革推進協議会の中でしていけばいいんじゃないかなというふうに思っております。

○13番（田畑純二君）

それから、先ほどいきいきすこやかセンターの設立に向けての準備チームとかプロジェクトチームを、来年の4月1日からの本市の行政組織の再編にあわせて立ち上げたとかそういう提言をしたんですけど、それについては具体的にどう思われますか。

○市長（宮路高光君）

さっきも答弁いたしましたけど、基本的に新しくいきいきすこやかセンターをつくるということはまだ私は今つくる時期でもないというふうに思っております。今まであるものをある程度精査した中においてこういうものは検討していかなければならないというふうに思っておりますので、4月1日でこういう準備室を今開設する考え方は持っております。

○13番（田畑純二君）

それから、介護支援係のその後の準備状況ですが、さっきの説明していただいたんですけど、特定高齢者等の把握等に努めながら事業計画を進めていくということだったんですけど、その特定高齢者の把握とかその事業計画っていうのは具体的にどこら辺までという形で進んでおりますか。

#### ○介護保険課長（久富木盈君）

お答えします。

特定高齢者の把握ですが、基本健診を実施しております、これの受診者が1,735人でした。この中からいろいろアンケートをとりまして、いろいろ特定高齢者に該当する、チェック項目に該当する人を拾い出したところが20人程度であったということで、特定高齢者とは介護支援に、介護を利用する一歩手前の人を特定高齢者として認定するわけですが、これらの人が現在非常に基本健診を受診した人の中では非常にこう元気な高齢者が多くて20人程度であったということで、先ほど市長も申しましたけれども、9月からこの健康教室を開催しまして、各地域1カ所、東市来、伊集院、日吉、吹上開催しまして、この特定高齢者を対象にする教室なんですけれども、非常に特定高齢者の数が少なかったということで、一般の高齢者にも呼びかけて各地域大体十五、六人、多いところで20名程度を教室を実施しております。

この教室の内容でございますけれども、運動機能の維持であるとか、あるいは専門的に理学療法士、あるいは運動療法士、そして歯科の専門の先生、あるいは栄養改善推進員、そして地域の保健推進員、これらの方々の協力をもらいながらいろいろ教室を進めているところでございます。

#### ○13番（田畑純二君）

9月補正予算でこの地域包括支援センターについて、ハードウェア、ソフトウェア合計で1,258万4,000円計上されておるわ

けですね。先ほどの市長の答弁もあったんですけど、これ包括支援センターがどこにどんな内容でちゅうこと今検討中だと思うんですけども、これはどこにどんなことで購入する予定か具体的にちょっと教えてください。

それと、ここの包括支援センターは設置場所、建物、業務内容と、最終的にはいつごろ決定してやるのか、その2点。

#### ○市長（宮路高光君）

予算の内容については課長から説明しますが、今先ほども申し上げましたとおり、この設置場所につきましては、やはり先ほども申し上げましたとおり介護保険課、福祉課、保健課、それぞれの連携ができる場所でなければ難しいのかなというふうに考えておまして、そこあたりの場所につきましては、12月いっぱいぐらいの中におきましては場所の決定もしていかなければならないというふうに思っております。

#### ○介護保険課長（久富木盈君）

包括支援センターの設置場所は、今市長が答弁したとおりまだ決定をしております。これは介護保険課だけでなく市全体で検討すべきであろうというふうに考えておまして、今市全体で、総務課を中心にして検討してもらっているところでございます。

それから、今回の補正お願いしたわけですが、電算の関係、先ほど申しましたけれどもパソコンを14台、それから国保連の接続用1台。ちょっと補正の数字を持ってきておりませんので数字はちょっと今ここで答弁できませんけれども、それから包括支援センターとそれから介護の支援センターを結ぶネットワークのシステム、これらを構築するための予算を今回お願いしていくところでございます。

#### ○13番（田畑純二君）

日吉在宅介護支援センターの今後についてですね、第1問の質問で私9点ほど上げまし

て、もうちょっとまだ丁寧に議論していくべきじゃあないかということを申しあげましたですけれども、市長はこの9点を聞かれて、一つずつ聞かれてどのように思われますか。なんか、いやそうじゃないよ、これじゃあ……、出していただければちょっと考え方をちょっとすり合わせたいと思いますんで、何か返事をお願いします。

#### ○市長（宮路高光君）

それぞれ、今議員の方からこの日吉におきます介護支援センターのことにつきましては項目ございました。それぞれ基本的には財政運営の中でも一番大きな大事なものであったというふうに思っております。特にこの旧町におきまして、それぞれ民間の方にも委託できておった部分もございました。そういうことを含め、特に今回の場合どうしてもそのような状況にしていかなければならなかったのは包括支援センターというひとつの国の義務化が来ておきまして、さっきも申しあげましたとおり147件のうちのもう大半が包括支援センターでしていかなければならない。残りがその在介の中でやるわけでございますけど、さっきも申しあげましたとおり今介護保険の報酬の単価もそれぞれ変わってまいりまして、今までもそれぞれしておったわけでございますけど、5人の職員の数と収入いたしますと大変な大きな開きもあったということございます。

特に相談業務ということにつきましては、やはりあそこに青松園ございますので、あの施設はうまく青松園とのリンクをして相談業務等ができるんじゃないかと。今、さっきも言いましたように、これはケアプランをつくるわけでございますので、相談業務はあの地域にそれぞれ来ていただければよろしゅうございますけど、このケアプランをつくるにつきましてはそれぞれ委託した先にいたしましたもその方がその家に出向といいますか、自

分に出向いていきますので、遠くであろうが近くであろうがそれは関係ないことじゃあないかなあ。地元の皆様方に負担は何もない。それぞれのところから訪問するという、約51件ぐらいの形でございますので、市民の皆様方にはそんなに大きな影響はないというふうに、一番大事な相談業務をあそこからとっていくことにおいては大変な大きな抵抗があるというふうに思っておりますので、それはあそこにきちっと、青松園ところございますので、それと一体化した中で残していくべき。そうすることにおいてほかの地域とやはり同じような形の経営運営が私はできるというふうに思っております。

#### ○13番（田畑純二君）

まあそれはそういう……、今度、前、在宅介護支援センターについての具体的な支援策なんですけども、この前もちょっと6月議会でも聞いたんですけども、具体的な明確な答弁がなかったようですからお伺いするんですけども、ほいで市で唯一ここしか市立の在介はないんですね。それで、まず市として最大限、有形・無形に支援していくべきじゃあないかと。例えば人事面とか財政面での支援、具体的にどう考えているか。今答弁があったんですけども、今度この在宅介護支援センターの今後のあり方について、市長どう考えているのか答弁ください。

#### ○市長（宮路高光君）

この在介と、今包括支援センター、在宅支援センター、居宅もございまして言葉が混同するかもしれませんが、基本的にこの在介のあり方というのは、やはりそれぞれ市民の皆様方の相談業務、また掘り起こしを、そうするのが在介の使命であったというふうに思っております。

そのようなことを含めまして、唯一市立のものであったということでございますけど、やはりこのことがそれぞれの機能といいます

か、機能が十分であったのかということをや  
はり考えなければならないというふうに思っ  
ておまして、やはり民間委託にいたしまし  
てもほかの地域を含めまして、私は何も市  
立で——公立であったから十分であったとか、  
私立で、民間に委託したから十分でないとか、  
そういう差異というのがないというふうに思  
っております。逆にいろいろと民間の委託に  
すれば24時間体制を含めましてですね、い  
ろいろと十分なまた民間としての活用という  
のが、私はこの介護保険については十分でき  
るんじゃないかなというそのような見解を持  
っております、やはり公立であるよりも民  
間の方に委託した方が今後やはり市民のため  
にはなるというふうに思っております。

### ○13番（田畑純二君）

次に、今度は地域の、3番目だったんです  
けども、地域農林業の構造改革を進めるため  
の手だてと。1番目と2番目につきましては  
先ほど答弁があったんですけども、品目横断  
的経営安定対策についてはよくわかったわけ  
ですが、本庁の農林政策を中心に3総合支所  
の農林水産課と今まで以上に協力しあって、  
よく連携をとりながらしっかりと答弁のとおり  
対応していただきたいと思えます。

それから、最後ですけども、本市の林業振  
興策についてちょっと突っ込んでお伺いしま  
すので、まず今までこの林業策については今  
まであまり一般質問で取り上げられたことも  
ないし、また市民の皆さんも余り深く関心が  
ないように思いますが、本市で森林は土地  
面積の約6割を占めていると。そして、も  
う少し突っ込んで質問します。

それで、第1次総合振興計画の中でも林業  
については次のように述べられています。林  
業については、森林組合を中心に森林の保全、  
育成に努めるとともに、林道作業道等の整備  
や高性能林業機械の導入による効率化を図り  
ますと。また、木材や竹を利用した加工製品

の商品化や葉物等の新たな特用林産物の導入  
を進め生産性の向上を図ります。というふう  
に述べられています。

そこで、質問しますので市長か課長、答弁  
してください。

まず、森林組合について。この組織、活動  
内容等を詳しく説明してください。この組合  
の問題点は何で、どのように対処しておるか。

それと2番目、先ほど答弁もあったような  
んですけども、本市の林道、作業道等の整備  
状況や高性能林業機械の導入状況はどうか。

それから、3番目、新たな特用林産物の導  
入の現状はどうか。

それから、4番目、本市林業の他市へ誇れ  
る特徴的なことは何か。また、本市林業の問  
題点は何で、そこらにそれどのように対応し  
ているのか。おのおのこの4点、答弁してく  
ださい。

### ○農林水産課長（熊野一秋君）

それでは回答をさせていただきますと思  
います。

まず、森林組合の関係ですけども、森林組  
合につきましては、今回7月の1日付で合併  
をいたしております。これにつきましては組  
織といたしまして鹿児島森林組合、それから  
指宿森林組合、そして南薩森林組合、日置森  
林組合、この4つが合併をいたしたところで  
あります。組合員数で3万4,310人という  
ことでありまして、これに数につきましては  
全国1位というようなことでございます。あ  
と面積につきましては6万4,133ヘク  
タールといった規模になっております。

次に、林道、作業道の整備状況ですけども、  
林道につきましては現在普通林道で13万  
7,822メートルということになっており  
ます。

それから、作業道につきましては——ちょ  
っと申しわけございません。作業道の路線に  
つきますは162路線となっております。

(発言する者あり)

次に、特用林産物ですけれども、今現在タケノコ、それから日吉地域の緑竹、そして竹炭の加工生産、そういったものを重点的に推進しているというような状況でございます。

今後の誇れる物ということですが、やはり日置市の森林、そういった関係については林野面積がやはり全体の58.6%を占めているというような状況でございます。そうした中ではやはりいかに森林を保全していくか、あるいは整備していくかという部分におきましては、やはり除間伐というものを推進しながら、そしてまた一方ではやはり所得の上がる特用林産物の掘り起こし、そして推進していくものを今後とも図っていききたいというふうに考えております。

○13番(田畑純二君)

日置市の土地利用区分では、森林法による森林地域は国有林が1,975ヘクタール、これは13%、それから民有林が1万2,855ヘクタール、約87%となっております。それで、この国有林が13%あるわけですが、この国有林の維持管理はどこがどのように行っているのか、また本市の国有林、民有林の保全、育成、維持管理の問題点は何で、市としてどのように対処しているのか教えてください。

○農林水産課長(熊野一秋君)

国有林の維持管理につきましては、鹿児島森林管理事務所の方で管理しているという状況でございます。

○議長(宇田 栄君)

いいですか。

○13番(田畑純二君)

はい。

○議長(宇田 栄君)

田畑さん、もう1分ないので、切っております。1分切っております。

○13番(田畑純二君)

はい。最後。——最後でございます。最後でございます。

これは当然、通告にはなかったんですけども、一般常識として、当然課長、それから市長、当局は当然考えておられるものと思って今まで、今この林業政策について質問します。最後です。

それで、林産物の販売実績は総合計画にありますと211個となっております。それで、どこの地域からどんな林産物をどこに販売して年間に売れる金額は幾らぐらいなのか。また、林家の経営状況はどうなのか。この種の林産物の販売状況等について聞きまして終わります。

○農林水産課長(熊野一秋君)

全体で本市の林産にかかわる総生産額につきましては、1億5,357万6,000円でございます。

その中で特にタケノコにつきましては、タケノコ、それからシイタケ、そして緑竹、木炭、竹炭といった物が主体をなしているというような状況でございます。

タケノコにつきましては鹿児島市場が青果としては鹿児島市場、そして加工品としては中園商店ですね、鹿児島市の。そちらの方に出荷しております。

あと、緑竹がこの中に900万円の生産額ということで上がっておりますけれども、緑竹につきましては関東、それから中京、そして鹿児島県内というところを主体に出荷しているような状況であります。

以上でございます。

○議長(宇田 栄君)

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を18時といたします。

午後5時48分休憩

午後6時00分開議

○議長(宇田 栄君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、22番、重水富夫君の質問を許可します。

〔22番重水富夫君登壇〕

## ○22番（重水富夫君）

一般質問の初日でありましたが、6名の議員が熱心に行いました。執行部も大変お疲れでしょうが、あしたにつながるように緊張の糸が切れないように頑張ってください。今しばらくのお使いをお願いいたします。

私は、今回市長に4問の通告をしていました。まず順を追って質問いたします。

1問目、洪水、土砂災害時のハザードマップ作成について市長に伺います。

7月22日から23日、えびの市より北薩、薩摩川内市で、川内川水域で大きな水害が発生いたしました。我々市民が経験した平成5年の8.6水害以上の災害となりました。国の方では激甚災害として予算がつけられ復旧工事が始まったようであります。被災した方々には本当に気の毒でありました。ぜひ一刻も早い機会に立ち直っていただきたいと思っております。

今になって8.6災害が思い出されますが、その水量は想像もつかないほどの量で、百年に一度の大水害であったと言われておりますが、この年は異常気象で真夏に三回も大雨が降り、大きな災害を起こし、多くの死者や重傷者を出し、各地で河川、堤防、道路の決壊、がけ崩れ、橋の流出、住宅の浸水・倒壊など、当時の東市来町で総額21億円の被害だったと思っております。

また、金峰町、日吉町では集落を飲み込んだ山津波なども多くの犠牲者を出しました。

先ほどの成田議員の質問のとき、本日が毘沙門災害の日だったそうです。わかりました。

ことしも7月5日、6日かけて、日吉、吹上地域を中心に多くの災害が発生いたしました。その復旧に現在、市長以下担当課で全力

を挙げて取り組んでもらっておりますが、多くの時間と予算が必要とされます。そういった災害は未然に防ぐことが一番大事ではないかと私は思います。市長はどのような考えか伺います。

国は、昨年改正の水防法や土砂災害防止法で洪水の危険性が高い、浸水想定区域などを抱える市町村に作成を義務づけました。本市は作成されているのか。作成されていないければいつごろに作成されるのか伺います。

これは、先ほどの坂口ルリ子議員への答弁で、210自治会の中で67の自治会が整備されて、あと143自治会がどうされるか市長の考えを伺うものであります。

市が——失礼しました。次に2問目、本市公共施設への物品納入について市長に伺います。

市が公共施設等への物品納入をされる際——購入をされる際、どのようにして物品の選択をし、納入業者はどのように選択をされ、またどのような方法——多分競争入札だと思いますが——されているのか伺います。

次に、3問目、道路網整備について、同じく市長に伺います。

この項目は、東市来地域のことでありますが、①市道長里皆田線の拡幅改良工事はいつになるのであります。私どもが地域経済の発展を目指し活動を行いながら、今日の車社会での文化的な生活を送るには、また災害時などの避難道などとして道路網の整備が急務であります。必ずやらなければなりません。確かこの路線は、町時代に総振で計画され、町長の予定説明では本年18年度には着工の予定だったと思っておりますが、合併によって遅れているみたいに思います。どうなっているかお答え願います。

次に、②東市来の中心部の幹線道路となる仮称長里横断線の市道新設計画の進捗状況を市長に伺います。

この道路は、名前が示すとおり長里地域を横断する画期的な、将来はかり知れない大きな効果が期待される道路となります。以前より東市来町で国道3号、JR陸橋の手前より野間口団地を通過し、現在は鶴丸台となっておりますが、先ほどの長里皆田線に通じる路線として見え隠れしていましたが、県消防学校より伊作田までの坂之上赤崎線がきれいに整備され、総合運動公園、国道270号線を回避して、江口浜海浜公園へのラインとして急に浮上してきた路線であります。

この路線は旧国道とJR上に橋が必要なため幾らかの予算を必要としますが、将来長い目で見たとき、県道養母長里線より、また現在県の方で整備が進められております山田湯之元停車場線よりの2つの県道より乗り入れができ、交通の流れがスムーズになり、大きな経済効果を期待されます。

市長、この道路は絶対必要と思いますが、市長の考えをお伺いします。

次は、③市長に伺います。旧町時代長年にわたり事業実施してきた産振事業、街路整備事業、これは町単独事業でありましたが、受益者負担か35%もありながら、各自治会年次計画を立て毎年度事業実施してきた経緯がございます。住民からの評判もよく今後も続けるべきだと思います。

そこで質問であります。合併により負担率が10%に軽減されたことによると思いますが、東市来では要望が多く今年度は事業実施できない自治会がたくさんあります。私は市長もよくご存じだと思いますが梅木自治会です。私の記憶では産振事業ができなかった年はなかったと思います。むしろ希望が少なく2路線もらったこともございます。今後も住民から続けていくよう、いくべきだということをよく聞きますが、足りないものは増やしてでもやっていただきたい。市長の考えを伺います。

最後に、4問目、各種団体等に対する市の助成、支援について市長に伺います。

市町村合併により外郭団体も合併を余儀なくされております。通告書では例えば交通安全協会、商工会などとしておりますが、ほかにもたくさんの団体がございます。主に市民のその多くが参加している団体のことであります。合併そのものに反対はいたしません。むしろ合併による人件費、また他の経費なども有効に活用でき、経費の削減にもなると思われれます。

ただ、合併初年度は合併するための諸経費が必要となります。蓄えのある団体はよろしいですが、ほとんどの団体はぎりぎりのところで運営を強いられております。そういった公共性の強い団体などへの支援を行うべきだと思いますが、市長のお考えを伺い、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目のハザードマップにつきましては、18番議員のところでも説明申し上げましたけど、今後の展開についてというご質問の中でございます。県が土砂災害警戒区域指定ということで、県がこの指定をしてるわけでございますけど、この状況につきましては平成17年3月29日から平成18年7月14日まで、県下で3,747カ所ございます。日置市につきましては、平成17年3月29日に480カ所を指定しております。県がこの指定に基づきましてそれぞれの区域におきまずその危険度を含めたことをコンサルに委託して調査をしておりますので、私どもは県の土木事務所のその調査に基づきましてこのハザードマップをつくる計画でございまして、県がこの480カ所を含めた中におきましてしたものが今67自治会の方に配付しております。

今後、19年、20年、21年、そこあた

りになるのかわかりませんが、県のそれぞれの進捗状況を見ながら随時このことについてはマップをつくり、自治会の方に配付していきたいというふうに思っております。

2番目の公共施設への物品納入についてのご質問でございます。物品納入における業者選定の経過、決定につきましては、本市では1件の予定価格が50万円を超える物品を購入する場合は、業者を適正に選定するために、市の物品調達等推薦委員会設置規定に基づきまして、入札参加者または見積書を徴収する業者を推薦するための指名推薦委員会を開催しておりまして、その推薦結果を踏まえて業者を選定して決定しておるところでございます。

2番目の町道整備網について。特にこの市道の長里皆田線につきましてはもう、それぞれ議員からもう何回もご質問が来ておりまして、特に旧東市来町におきましては重要な路線であるというふうにお聞きしております。特に、この路線につきましては、過疎債等でもやろうかという一つの計画があったということもお聞きしております。私といたしましても早くこの道路は必要であると思っております。特に約1,600メートルという大変長い路線でございまして、その中におきまして橋梁の新設などもございまして、概算の予算でいたしまして約7億5,000万円という一つの事業費でございます。そのような状況の中で考えたときに、どうしてもこれは最優先的な国庫補助を使っていかなければ難しいのかなというふうに考えております。今臨時交付金事業をやっておりますけど、これが18年、19年度で終わりますので、基本的には20年度のこの臨時特別交付金の事業に乗っかるようそれぞれの要望を今後やっていきたいというふうに考えております。

また、2番目のこの仮称長里横断道でございますけど、議員がおっしゃいますとおりそ

れぞれの横の線といいますか、大変鉄道、また国道を含めた中でちょうどそういうところを渡っていく、大変これは重要な道路ということは認識はしております。これも新設道路ということでおきまして、大変事業費的に、先ほど述べましたように大きな橋もかけていかなきゃあならないというのが実情でございます。特に今からの道路整備というのは、やはり基本的にやはりこの地域審議会等も含めまして、やはり私どもの計画を含め、やはりそれぞれの地域の方で最優先度っていいですか、優先順位というのも決定していただきと思っております。限られた予算でするわけでございますので、どれもこれもということじゃなく、やはり地域の皆様方がどれを本当に必要とするのか、私はその選択をも大事にしながら、今後事業決定もしていきたいと思っておりますので、特に計画の中でございましてとおり地域審議会も毎年1回もいたしますので、さっきも申し上げましたとおり19年からの事業計画もつくる予定でございますけど、その中におきましても地域審議会の中で特に今この道路網については優先順位を決めていかなければ、どれもこれも入るわけじゃあいかないということでございますので、今後地域のそれぞれの皆さん方の声も十分配慮した中で決定をさしていただきたいと思っております。

3番目の事業でございますけど、これのことにつきまして今議員の中で、特に農政関係の中におきます中で、特に今回の合併におきまして地域づくり整備事業として、特に生活環境の形成、生産基盤の整備を図るためにこの事業を整備したということで、特に補助率にいたしましてそれぞれ違いますけど、75から90%ということで、一つの事業が300万円を限度にしております。その中でございまして、その必要性というのは十分わかるわけでございますけど、各支所におきま

してそれぞれの事業配分というのをやっているというふうに思っております。そういうことを踏まえながら、執行的なものの負担があれば、またそれをやっていかなきゃあならないというふうに思っておりますので、ここにおきましてやはり地域のそれぞれの支所におきます対応というのを十分意見を聞きながら対処してまいりたいというふうに思っております。

各種団体に対する市の助成ということでございますけど、特に今回の町村合併におきまして、それに伴いまして各種団体、それぞれ——公共性のある団体といいますか、今お話ししましたように商工会、観光協会、社会福祉協議会、いろんな団体があるわけでございますけど、それぞれ今合併したところもございまして、まだ合併しないというところもあるようでございます。

基本的に、今私どもが今回の合併に伴いまして、助成をしておるのは商工会だけにひとつ助成を今やっているということでございまして、ほかの団体につきましては、今のところそのような特別な、合併するからということで助成をしてはないということでございます。

今後につきましても、やはり今後それぞれの団体におきます収支の状況を踏まえながら、経理等も精査しながら助成のあり方、19年度におきまして一般的なこの補助のあり方というのも精査していくわけでございますので、そこあたりの中で十分検討しながらその助成額というのも決定していかねばならないというふうに思っております。

以上で終わります。

## ○2番（重水富夫君）

ただいま答弁をいただきました。まず順を追って2回目の質問に入ります。

ハザードマップの作成であります。県が67自治会、480カ所を県が指定して市に

おりてきたというような答弁であったと思いますが、これについて今67自治会でありまして、本市の中で各地区で市で単独と申しますか、県を参考にしながらでもいいんですが、各地区にどのくらいのそういった危険箇所がある。予想でもいいんですが、そういった数字、それに何個ぐらいあるか。地域別にもしおわかりでしたらお示しをいただきたい。

それと、河川の方であります。本市には1級河川はございません。準用河川も含めて結構ですけれども、2級河川沿いに危険住宅などがたくさんあると思います。そういう箇所が同じく各地区何箇所ぐらい、何戸ぐらいあるのかわかっていたらお示しをいただきたいと思います。

## ○総務課長（池上吉治君）

まず、ハザードマップの作成手続について参考までにお知らせしたいと思います。この県が今進めております土砂災害の危険区域、これの指定につきましては県が県全域を今進めているところで、現在できておりますのが日置市で言いますと約3分の1程度の区域でございます。先ほど67自治会へお配りしたところでございます。現在できておりますのは警戒区域を設定をされております。これは土木サイドで進められておるわけですが、警戒区域が今その日置市でいえば3分の1程度の区域で設定をされた。その手続も一応県の方が案をつくりまして、それを各自治体で公告し、市民の縦覧に供した上でその意見を聞いて県が決定をしたものでございます。それを繰り返しそのほかの地域も今後そのような形で決定されていくと思っております。

さらに、今は警戒区域のみの決定でございますが、それが全域が終了した段階になろうかと思っておりますけれども、現在の警戒区域の中にさらに危険区域を設定をしていくという県の計画でございます。今後警戒区域がほかの

地域もできた段階、あるいはさらに危険区域が設定された段階で、本市は今つくっておりますハザードマップをさらに充実し、追加して配付をしていきたいという計画をしているところでございます。

今お尋ねのその地区別の箇所数でございますが、480カ所を今指定を受けておりますけれども、その中で東市来地域が159カ所、それから伊集院地域が97カ所、日吉地域が61カ所、吹上地域が163カ所の合計の480となっております。全体で幾らあるかっていうことでございますけれども、大体これが3分の1程度というふうに理解をいたしております。全域になれば今若干数字は変わるかもしれませんが、その3倍程度の箇所になるのではないかとというふうに考えております。

それから、河川沿いの水害危険地域でございますが、いわゆる豪雨等によります河川のはらん等によるいわば危険地域ということだろうと思っておりますけれども、それぞれ気象の状況によっても違いますけれども、日置市内のいわゆる豪雨によります常習的な浸水地域というのが、大体伊集院地域で25世帯程度、それから東市来の神之川地域で8世帯程度というふうに思っております。

ただ、そういった台風なりあるいは気象条件によりまして、そのほかでも、あるいは日吉、吹上でも、この前も二、三世帯ずつの浸水の家屋がございまして、その辺はその条件によっては増えてくるというふうに思っております。

#### ○22番（重水富夫君）

地域を示していただきましたので、大体3分の1ぐらいということですが、各地域を、4旧町ですね。大体の3分の1と理解していいんですか。（「そのとおりでございます」と呼ぶ者あり）はい。わかりました。

河川の方ですね、これ吹上の方にもこの前

なんか警戒で出たということもあったようですが、吹上の方にはないんですか。

#### ○総務課長（池上吉治君）

前回の豪雨等でそれぞれ日吉、吹上地域でも二、三世帯の浸水家屋がございました。それで、そこは常習地帯とはとらえてはおりませんが、やはり気象の状況等によってそういう箇所はほかにもあると考えております。

#### ○22番（重水富夫君）

はい。よくわかりました。

先ほど警戒区域が、今480カ所ということで県が示したということですが、この警戒区域を全部県が本市の中を全部ですね、終わるのは大体の予想わかるんですか。それがあつた後危険地域を指定するということが今答弁あつたんですが、その見通しがわかりますか。

#### ○総務課長（池上吉治君）

当初のこの計画のスタート時では、大体四、五年をめどにということで県はスタートしたと思っておりますが、現在の財政状況の中で若干変わるかもしれないと思います。

#### ○22番（重水富夫君）

県が警戒区域に指定した場所ですね。これを市が、市側ですね。側から考えて当然だと、あるいはここは必要ない、あるいはこっちもあるのに入っていないというようなことはないか、県のそういった調査に対して市に調査依頼ですね、そういったものがあるのかなのか。ただ、県は独自でやるのか。

#### ○総務課長（池上吉治君）

県はこの土砂災害防止法に基づいてこういった計画を進めておりまして、ここはどうかというような市への打診はございません。県独自で指定を、県が指定をするという作業でございます。

#### ○22番（重水富夫君）

わかりました。これは大変難しいと思います。災害は発生防止ということが一番いいん

ですが——時間がまだありますね。——昔とか以前とといいますか、我々の親たちが時代は、雨が降ったらくわをかついでいろいろな地域の道路、また水田、水路、そういったのを見回りして災害の防止、未然に防ぐことをよくやっておったのを見かけよったんですが、まあ時代が違いますのでこんなことをやれということではございませんけども、今市の市道なんぞの管理、これについて私はもうちょっとやらなきゃいけないというのがたくさんございます。

それはまず草払いですね。これがするのはいいんですが、伊集院はまあまあ私はやっていると、東市来はこれにおくれてると思います。日吉、吹上はちょっと私もわかりませんが、その払った草をそのままその横に置いていく。それがまた側溝に落ちて詰まって、流れて詰まっていく。こんなのがたくさんあるんです。

それと、側溝のない、特に広域農道あたりですね。市道でも大きな市道。ここに側溝がないから雨水がずっと路肩に流れてきます。ところどころで集水をして下の側溝、下水ですかね、別なのに落としたりする、たくさんあるんです。そういったところに草が詰まってですね、もう全然機能しないのがもうたくさんあります。これはだれがするのかと。私はいつも自分の近くは水田があって、関係するのはのかしているんですけども、1年のうちに10回ぐらいはありますね。そういったのを管理公社あるいはシルバーセンター、業者の委託、まあされていると思うんですけども、本当に自分のこととしてやってるのかとつくづく思います。

ついこの前側溝が詰まって、災害までは起きなかったけど相当な被害が出たのを復旧やっています。あれは何十万円かかったと思いますが、ただ引っかかったときに取ればすぐ何もないんですよ。そういうことを今やってる。

それと、先日、産業建設常任委員会で吹上、日吉の災害の発生現場、また手戻り工事の現場ひとついたしました。どこがどうとって責めるわけではありませんけども、日吉が61ミリ、吹上が70ミリの時間雨量。相当な雨です。これはもう大変な8.6のころと匹敵、あるいはそれ以上の時間雨量なんです。これが一つの現場で私はすぐ役場の担当に、「はんたちが管理が悪いから、これ。水がここせえ流れたでうっがれた。」と、当然そうなんです。左カーブで内カーブのところがですね、本当は反対に勾配が昔あったんだそうです。水が来なかった。盛り土ですからずっと道路が低くなって、そっちの方が低くなったんです。そこに雨水が流れたんですが、流れない措置をしたら、これ幾らだったんですかね相当な被害だったです。3,200万円です。これ要らないですね。責めるわけじゃあないんですけども、そういった管理を市は怠っていると私はこのように思うんです。住民も恐らくこうだあだ市にお願いを、町にあるいは市にされたと思いますが、これは一例です。こういうのをやるためにはやはり管理体制をしっかりやらなきゃいけない。これは集落に今職員も配置になりましたけれども、これは役所だけではありません。地域住民も一緒になって、自分たちのこととしてやらなきゃいけない。これを私は強く主張、やらなきゃいけない。ただだれがずっとよと、ではなくて自分たちがするんだということを地域に、あるいは職員に、市の財産ですから、そういうことを義務づけることは考えませんか。

#### ○市長（宮路高光君）

特に管理面につきましてはいつも気をつけてるわけでございます。おっしゃいますとおりそのようないろんな箇所がございます。私も市の中で本当に目の届かない部分につきましては、特に自治会長さん含め地域住民の

皆様方からいろいろとそういう情報もいただき、またそれぞれ協働でできるものも今後やはりそういう部分のことをきちっと話し合いをしていかなければならないというふうに思っております。

### ○22番（重水富夫君）

市長は前向きな答弁でしたが、ぜひ自治会長あたりにそういう会合あたりで話していただきたい。

それと、関連であります、市道の草払い、河川愛護ですね、そういったものに対しての補助、これが大変低いということでありますから、そこをまた考えていただきたい。これはもう答弁は要りません。

次に入ります。物品の購入の件ですがよくわかりました。業者の選択は指名推薦委員会ですということ、そういう形をとっておられます。この答弁のとおりであったらなんも問題はないんです。苦情などは寄せられないと。市の物品購入に関しましてはいろいろよろしくない話が聞いたりするわけですけども、単なるうわさだけであれば何も言うことはありませんけども、私は今回具体的な話を聞く機会がございまして、やはり我々も考えなきゃいけないなあということで今申し上げているわけですけども、これもはっきりしてですね、市の指定というものがはっきりしたものであればそういううわさも出ないわけですけども、やはり火の気のないところに煙は立たないといいますか、そういうのがあったのかどうかわかりませんが、今後我々も襟を正して、行政、議会ちゃんとしていかなきゃいけないと思うんです。

例で言いますと、最近オープンしたドームの一般備品の購入です。これ入札制をとられたのであるのか、ひとつですね。もう一つ、落札されたのは本市内の業者であったのか、市外の業者であったのか、また落札の金額、これを業者などに公表したのか、事後公表で

すね。そこをお尋ねします。

### ○財政管財課長（福田秀一君）

伊集院ドームの事務用ほか備品の購入の関係でございますが、これが事務用品、それと事務用の電気関係の備品、そしてドームの競技用の備品、こういった形で入札を執行いたしております。これは指名業者を指名委員会の方で推薦をいたしまして、市長決済を受けまして、その業者で競争入札をしたわけでございますが、伊集院ドームの事務用の備品の関係、これ片袖デスクとかそういった関係でございますが、これにつきましては市内の業者が落札をしております。

指名業者の内訳を申し上げますと、市内業者が6社、市外業者が7社、計13社で入札を執行いたしまして、鹿児島市の業者が落札ということでございます。

それから、電気関係の備品でございますが、こちらは市内の地元のみ業者でございます。9社で行いまして地元の業者が落札ということでございます。

それと、競技用の備品でございますが、こちらはスポーツ関係の備品でございまして、市内にはこれに対応できる業者がないということで、すべて市外の業者でございますけれども、鹿児島市、南さつま市、薩摩川内市、こういったところから6社を指名いたしまして、結果は鹿児島市の業者が落札をいたしております。結果の公表につきましては、備品関係につきましては公表の規定とか設けておりませんので、建設工事みたいな公表はいたしていないところでございます。

### ○22番（重水富夫君）

ただいま管財課長の方から詳しく説明があったわけですが、所定の手続をとられて私は本来はなかったと思っておりますけども、本市内の業者がとれなかった備品とかですね、これは市内の業者が手の届かないって言うんですか、規模が足りないちゅうんですか、そ

ういうものはいたし方ないと私は思ったりもしますが、これは業者間の問題でありますので市の責任はないと思うわけでありますが、何もこのことがそうであったなかつたと論議を尽くす気持ちはございません。

ただ、納入に際して、本市内に居住して本市内で事業展開して、市と取り引きができることは当然のことであると私は思っているわけです。市内の業者の育成っていう面から大いに進めるべきだと思っておるんですが、市長の考えを、答弁をお願いします。

#### ○助役（湯田平浩美君）

物品調達の指名のことで地元の育成、活用ということでございますが、先ほどの建設工事等と同じように地元優先ということを基本に考えまして、地元で調達できるものは地元でという考え方でこれまでも進めてきております。

そういった中で、特にこの見積もりの予定価格っていいですか、設計額等が高くなる部分とか、いろいろ能力の問題もございまして、そういったものを十分吟味しながら指名をしてるところでございます。

以上でございます。

#### ○22番（重水富夫君）

はい。よくわかりました。市が一括購入するということはスケールメリットがあるわけでありまして、これは何も悪いとは申し上げませんが、市の財政軽減にもつながっていくと。これはやるべきことだと思います。

しかし、業者も納入単価の高どまりではなく、企業努力でこれに応じる、あるいは同等ぐらいのことをしていくように、やはり市もそういうふうな指導と申しませうか助言と申しませうか、業者の育成ですね、やはりそれが大事じゃないかと私は思うんです。いろいろ他の市が、具体例もありますけども、今度は強くやったらよそからクレームがきます。

しかし、やはり日置市はしっかりしてつと。ほかの市内の、例えば鹿児島市の業者あたりが日置市に売りたいくても、やはり地元の業者を通じなければ難しいというような形ができていいんじゃないかと。それは決してさっきも申し上げました価格が上がるわけじゃあないんです。価格は一緒に地元の業者が入れるというのがやはりすばらしい形じゃないかと思うんですが、市長の考えを。

#### ○市長（宮路高光君）

指名委員会におきましては権限が一番のは助役でございますので、私がどうこうと言うわけではございませんけど、基本的には市長としては地元の育成と、これは基本に考えております。やはりそれぞれの物品がある中におきまして、やはり地元でできるものは総括じゃなく部分的でもそういうものもやはり配慮しながら、それぞれ組みかえをしながらやっていくことも大事でございますし、また総括いたしますと、やはりある程度の競争原理という、これも必要な部分でございます。ここあたりを十分配慮した中でこの物品等におきます組み合わせというのをやって、設計の段階、また備品購入の伺いの段階にすべきであるというふうに思っております。

#### ○22番（重水富夫君）

市長は考え、そのとおりだと思います。先ほどから繰り返しますようですが、本当にそうであれば何もない、なかつたわけです。

ただ、今回はあつちゅうことだけは事実なんです。私も商売をしておりますからそういうルールはちゃんと知っております。

例えば先ほど私が申しませうように、具体的に申しませうと、日置市は直接は難しいぞと言やあ、ある商店を使って入れることをします。ペーパーマージンを払います。単価は一緒です。でも地元の業者が入れるちゅうのが普通なんです。

これをやはりやらないと、ただスケールメ

リットだけで、こんだけ買うから幾らにするかって、入札だけやって、まあそれも決して安くはないんです。これは地の業者が入れても値段は一緒にするんです。卸屋、問屋、メーカーちゅうのは通じていけば特価というのができます。その分だけはこんだけしますよ、日置市の業者が鹿児島島の業者と一緒に入れる単価で入れられるんです。これが商売の常なんです。

今回は、ちょっと参考までにしますとそれができないような形をつくってきてる。これはメーカー同士の談合でしょうかね。そうかわかりませんが、そういうのがあったのは事実なんです。だから、そういうのがないように今後はやってもらいたい。ここを助役、ひとつ答えてください。

#### ○助役（湯田平浩美君）

物品調達におきましては地元の業者の保護育成ということもありますけれども、やはり市外との業者とのある程度の緊張感というのもまた必要になってくるのかなあと。やはり財源の有効活用といいますか、そういったことも含めまして、そういったバランスのとれたこの指名といいますか、入札等をしていかなければいけないのかなあとというふうには思っております。

ただ、品物によりまして、地元の業者が納品できるということもありますが、例えばあるメーカーを指定する場合もございます。そのメーカーしかないもんもございます。ですから、できるだけどの業者も算入できるように同等品以上とかそういった形で一応仕様書等も十分気をつけて、公平な入札の参加ができるような体制を心がけているところでございます。

#### ○22番（重水富夫君）

次に行きます。3番の市道長里皆田線ですが、市長もこれは重要であると、早くしなきゃいけないと、申し送りだというよ

うな答弁だったと受けたんですが、何しろ延長が1,600メートル長い、それと7億5,000万円ぐらいかかると言われましたが、ここを市長はご存じかなあ、今、養母長里線のバイパス改良です。ちょっと路線がもめててわからんのもあったりしますが、この橋をバイパスになれば、またそこに2億円ぐらい安くつくんじゃないかなあと思ったりもするんですが、県がこれは当然つくってくれますから、その見通しというのがまだわかりませんか。

#### ○市長（宮路高光君）

交流センターの横の道路だというふうに思っておりますけれども、私の聞いている範囲におきましては、そこにつきましては市の方で橋をかけてやるんだということをお聞きしております。これはここを県がしてくれるということはちょっと聞いてないんですけど、それも入れた中で、今回大体概略試算しますと7億5,000万円程度かかるということでございますので、大変な事業費になるということはお互いが認識しながら、さっきも言いましたように、ある程度こういう大きな道路につきましては、やはり地域審議会等におきまして、どちらの方を最優先し、またそれぞれ部分的な舗装とか、もう身近なところもいっぱいあると思うんですよ。そういうものも含めながら、やはり十分地域審議会等におきます意見等をした中で優先順位を決めていきたいというふうに思っております。

#### ○22番（重水富夫君）

この件はあしたまた松尾議員が出しているようでありますのでここに置いて。

次の長里横断線、ここで市長は必要であろうということでの答弁だったと思いますが、何しろ大きな橋をかけなければいけないということで高額になります。

それと、地域審議会を開催していただき、その結果、優先をどうつけるかということ

ありますが、地域審議会から強く要請が上がってくれば市長はやらないでもないという答弁だったと私は受けとめたんですけども、この年に1回地域審議会が行われるということがありましたが、今回はいつごろ開催されますか。

#### ○市長（宮路高光君）

さっき答弁の中でもしましたけども、ことは11月ごろそういうことを考えております。

今、地域の審議会の要望ということでございますけど、これは基本的には財源というのが伴ってくる、その裏づけがきちっとある中において優先順位を決めさせていただくというふうに思っております。基本的に私、なぜ地域審議会という形をとらせていただきますけど、一番最終的には用地買収なんです。幾ら私どもが決定する中におきまして、基本的には用地買収、また相続、そういうものがきちっとしていなければならない。お互いにそれぞれ私どもの中もございまして、用地買収を含めた中には地域の皆様方がひとつ入っていただき、ここはきちっと自分たちが用地買収するからという大変大きな一つの責任をお願いするわけでございますので、やはりそういうときにはやはり地域の皆様方のそういう、まあ建設委員会でもいいんですけど、基本的には地域審議会の中でし、地域審議会のメンバーも含めていろいろとそういう用地交渉に当たっていただきたいと、左様に考えております。

#### ○22番（重水富夫君）

市長は、事業実施するには地権者の了解が必要だということの答弁で、当然のことではありますが、私何度もただやみくもに話だけするわけじゃありません。具体的に言いますと、今のJRと国道から小学校寄りですね、あそこは人家がありますのでまだ話し合いしてありません。渡ってずうっと路線はほとん

どの地権者が、ああよかこっちゃつくれ、ということで了解を得ております。そこだけはまだ市長も頭に入れてってください。あとはこっちの家にかかるものですから、その方が余り早く言うとうとうとありますのでなっていますが、前向き考えていただきたいと思っております。

次に行きます。3番の産振事業、街路整備事業、ここにありますけど、私が一番考えるのは、昔は東市来の場合は産振事業——産業振興事業ですね、街路整備事業、これを二本立てでやっていたんですが、今は地域づくり整備事業という大きな枠にはまった関係で、いろいろと要求が、事業要求が多いんです。今までの産振以上にあるんですが、はっきり言いましてよそ様は言いませんけども、東市来は1,000万円組んであります。前は700万円から800万円とし産振だけで使ったんです。これを地域づくりまで含めたものですからパンクしたという状況なんですけど、地域で非常にこの温度差があります。この地域が多過ぎるから減額しろ、少ないから増額しろと端的に申してるわけではなく、必要があれば、要望がありゃあ増額してもらいたい。そういうことであります。

一応、もう一回ここ、基本的に市長、答弁願います。

#### ○市長（宮路高光君）

18年度の予算編成におきましては、それぞれ今まで市単独におきます農政関係の予算の中で、それぞれに準じた中で予算配分をしたと思っております。それぞれの旧町におきまして制度が違いますしいろんなものが違いましたので、18年度の予算編成の農政関係につきましては、旧町におきます前年度並みの中でそれぞれ予算を計上したということでございまして、今後につきましてはそれぞれの頻度を込めて、全市の中でございまして、地域性もございましてやはりその緊急

性、そういうものがどの部分が大事なのか。これは今まではそれぞれ地域ごとでその目線をしておりましたが、今後につきましてはやはり日置市としての目線の中で、それぞれの地域から上がってきたものにつきましてのひとつの査定もさしていただきたいというふうに思っております。

## ○22番（重水富夫君）

最後の4問目に行きます。各種団体等への助成金、補助金ということで、今市長は答えいただきましたのが、商工会だけ手当をしたということであります。ほかにも追っかけてきているいろいろな団体が合併をしますけれども、そういったのをちょっと私も調べるために、行財政改革調査特別委員会とで市の単独補助金一覧表というのをもらったんですね。これを見て、これならよか全部わかるとということで全部計算したんですけども、なかなかこれだけでわからないところがある。なぜかというんですね、補助金の一覧表ですから補助金しか載ってないんです。各地域によって交付金になったり負担金になったりして出してるんです。同じ団体へですね。あっちの団体は、東市来は補助金、伊集院は交付金。例えばですね。こういうのだって隠れて出てこないのがある。一つ一つ探してもちょっと間に合いませんでしたけども、非常に優遇と言ったら悪いんですけども、団体によっては優遇されてる団体もあるし、もうちっとこの団体にはやってもいいのになあという団体にほとんどないのがあったり、あるいは町で、例えば具体例を申し上げますと、吹上町は50万円、東市来は30万円補助を出したのに、伊集院は6万7,000円しかなかったというのもあったりですね、ものすごくこの温度差があります。同じそういう団体にですね。そこを合併して商工会には自信持って市長は言われましたが、皆さん各町そろえて金額をそろえました。であるから増額してどう

と言われたと思うんですけども、ここを僕は精査してもらいたい。

まだそのほかに、福祉に関する事、農政に関する事、もうたくさん団体たくさん補助金があります。ここをやはりふやすべきものはふやしていく、改めるべきものは改めていく、ここが一番大事だ。合併により急にはできなかったということもあるでしょう。年次的に足並みがそろっていくんじゃないかと思うんですが、その辺を市長はどのように考えておられますか。

## ○市長（宮路高光君）

18年度におきますそれぞれ運営補助金ですね、名目の中におきまして約5億3,000万円程度ございました。この中で今おっしゃいましたとおり今補助金でございましたので、旧町におきます補助金要綱の中で、それぞれの各種団体に出しておったというふうに思っております。これを統合する中におきまして、今後一本化する中におきまして、どれだけの金額を出してどれだけの運営をしていくのか、今後一本になればある程度の精査はできるというふうに思っておりますけど、やはり急いろいろなことを減らすわけもいけないし、そこあたりはやはり十分な配慮をした中で、基本的にふやすというのはもう難しいというふうに、現状維持から下の方に行くという覚悟、特別要因がなんなのか、そういうものがあれば考えなきゃなりませんけど、特別要因がない中で、ただ合併したからどうこうということじゃあ恐らく増額というのは難しい。基本的には4つのものが一つになればいろんな経費が一つになると。これは論理、4分の1で済むということなんですけど、そういうわけにはいかないというふうに思っておりますので、基本的には19年度の中におきまして、ある程度の合併したところも含めまして、見直しの補助金の額をさしていただきたいというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

ちょっと待って、時間一応せんと終わりますので。

○22番（重水富夫君）

いや、終わる終わる。

○議長（宇田 栄君）

終わりますか。

○22番（重水富夫君）

うん。

○議長（宇田 栄君）

6時までで終わります。いや7時までで。

○22番（重水富夫君）

終わります。

○議長（宇田 栄君）

はい。

○22番（重水富夫君）

もう一つ、市の単独補助金一覧表というのが先ほどもらいました。これ見て僕もびっくりしたんですけども、何でこれ国県の補助がほとんどなのに、何で市が単独でこだけ補助を出したのよということで、全部金額を積みよったらものすごい額になるんです。国県のがこれの中に相当入ってるんです。だからやはりこういうのを出されるときは、ちゃんと説明をして出すか、あるいは国、このうち国が県が幾ら含まれておりますよということをやってもらうのが親切じゃないでしょうかね。見てからびっくりして、あわてても間に合いませんでしたけども、そういうことあります、これは電算で出したから、補助金ちゅうたら補助金ずうっと出るということで、便利なようであってなかなかたまにはためならん場合が出てくると、そういうことを今後は気をつけてもらいたいんです。

これ財政さんにですか。

○財政管財課長（福田秀一君）

この補助金一覧表に294件掲載してあると思いますが、そのうちの39件が国県を含む分ということでございまして、この39件

分が5億7,000万円という大きな額になっておるわけですが、例えば浄化槽の設置補助金とかですね、こういったものも含まれております。

議員今おっしゃいましたように、これを集計するときには電算のシステム上こういった形で出てきたということでございますけれども、今後は十分気をつけて集計をしていきたいというふうに思っております。

○22番（重水富夫君）

いや、もういい。

○議長（宇田 栄君）

終わり。もういいですか。

本日の一般質問はこれで終わります。

---

△散 会

○議長（宇田 栄君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

あすは午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会をします。

午後6時56分散会



第 3 号 ( 9 月 2 1 日 )



議事日程（第3号）

| 日 程 | 事 件 名 |
|-----|-------|
|-----|-------|

|       |                            |
|-------|----------------------------|
| 日程第 1 | 一般質問（6番、1番、3番、12番、21番、23番） |
|-------|----------------------------|

本会議（9月21日）（木曜）

出席議員 30名

|     |        |     |         |
|-----|--------|-----|---------|
| 1番  | 出水賢太郎君 | 2番  | 上園哲生君   |
| 3番  | 下御領昭博君 | 4番  | 門松慶一君   |
| 5番  | 坂口洋之君  | 6番  | 花木千鶴さん  |
| 7番  | 並松安文君  | 8番  | 田代吉勝君   |
| 9番  | 靄園秋男君  | 10番 | 大園貴文君   |
| 11番 | 漆島政人君  | 12番 | 中島昭君    |
| 13番 | 田畑純二君  | 14番 | 西蘭典子さん  |
| 15番 | 田丸武人君  | 16番 | 池満渉君    |
| 17番 | 梶康博君   | 18番 | 坂口ルリ子さん |
| 19番 | 東孝志君   | 20番 | 長野瑳や子さん |
| 21番 | 松尾公裕君  | 22番 | 重水富夫君   |
| 23番 | 畠中實弘君  | 24番 | 地頭所貞視君  |
| 25番 | 谷口正行君  | 26番 | 西峯尚平君   |
| 27番 | 佐藤彰矩君  | 28番 | 成田浩君    |
| 29番 | 鳩野哲盛君  | 30番 | 宇田栄君    |

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

|           |        |       |      |
|-----------|--------|-------|------|
| 事務局長      | 中村治君   | 議事調査係 | 家村毅君 |
| 次長兼議事調査係長 | 川崎美智也君 |       |      |

---

地方自治法第121条による出席者

|         |        |        |        |
|---------|--------|--------|--------|
| 市長      | 宮路高光君  | 助役     | 湯田平浩美君 |
| 助役      | 横山宏志君  | 教育長    | 田代宗夫君  |
| 総務企画部長  | 益満昭人君  | 市民福祉部長 | 樋渡健郎君  |
| 産業建設部長  | 外園昭実君  | 教育次長   | 満尾利親君  |
| 消防本部消防長 | 田上規夫君  | 東市来支所長 | 住吉伸一君  |
| 日吉支所長   | 下田平輝己君 | 吹上支所長  | 坂口文男君  |
| 総務課長    | 池上吉治君  | 財政管財課長 | 福田秀一君  |

|          |       |            |       |
|----------|-------|------------|-------|
| 企画課長     | 富迫克彦君 | 合併プロジェクト室長 | 有村芳文君 |
| 税務課長     | 瀬川利英君 | 商工観光課長     | 吉丸三郎君 |
| 市民生活課長   | 桜井健一君 | 福祉課長       | 豊辻重弘君 |
| 健康保険課長   | 脇忠男君  | 介護保険課長     | 久富木盈君 |
| 農林水産課長   | 熊野一秋君 | 土木建設課長     | 樹治美君  |
| 都市計画課長   | 外園信夫君 | 下水道課長      | 宮園光次君 |
| 水道課長     | 岡元義実君 | 教育総務課長     | 山之内修君 |
| 学校教育課長   | 町岡光弘君 | 社会教育課長     | 神之門透君 |
| 市民スポーツ課長 | 妙見義弘君 | 出納室長       | 奥蘭正名君 |
| 監査委員事務局長 | 芝原八郎君 | 農業委員会事務局長  | 大北節雄君 |

午前10時00分開議

△開 議

○議長（宇田 栄君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（宇田 栄君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、6番、花木千鶴さんの質問を許可します。

〔6番花木千鶴さん登壇〕

○6番（花木千鶴さん）

私は、さきに通告してありました3点について質問いたします。

1点目は、消費生活相談員の配置について伺います。

ここ数年、我が国では「おれおれ詐欺」、  
「振り込め詐欺」、架空請求、悪徳商法などによるトラブルに巻き込まれる人が多く、大きな社会問題となっています。国民生活相談センターによると、平成16年度の相談件数は191万件で、全体の4.6%とのことですが、多重債務者だけでも実際220万人以上と言われておりますので、相談する人は余りにも少ないのが現状です。相談の累積が悪徳商法等の防止につながると言われています。消費者が消費者相談センターや消費生活相談員の役割を知り、気軽に相談できる仕組みをつくり、意識向上を図ることが求められています。行政の体制は、市町村相談窓口から県消費者相談センターへ、そして、国民生活相談センターと連携する仕組みになっています。本市は商工観光課を相談窓口にしているようですが、消費生活相談員がいません。設置の考えはないのかどうか、伺います。

2点目は、少子化問題です。

昨年度計画策定がなされ、本年度から施行するとなっている日置市子育て支援計画の実

現に向け、以下の4点について伺います。

現行の子育て支援事業における地域間格差をどうするのか。

子育て支援等について、市民への情報提供は十分か。

子育ての悩みや相談への対応は十分か。

子育て支援課（少子化対策課）でもいいでしょうが、主管課を設置する考えはないか。

3点目は、資源ごみ分別収集についてであります。

またごみ分別か、しつこいと言われるかもしれないませんが、一度決めたものを検討すると言って保留し続ければ、市民と行政の信頼関係が損なわれ、ほかのさまざまな課題にも波及しかねない問題となってまいります。

市長は検討すると言われた分別方法の検討状況を明らかにし、結論が出るまで情報公開と説明責任を果たすべきであります。私は議員の立場として、これからも最終的な結論に至るまで一貫して質問してまいりたいと思います。

私が伊集院地域の住民だから、伊集院コンテナ方式のこだわっているわけではありません。私は、合併前の一部事務組合であった平成14年12月からこれまでずっとこの問題に取り組んできました。合併後の日置市の環境政策を早期に確立してほしいと思って質問しているのです。

そこで、収集方法の全地域統一に向けた運搬コストや廃棄物コスト等の検討は十分なされているのか。分別収集について、住民の理解と周知徹底はどのように取り組まれているのか。そして、これまで何度も伺ってきたことですが、分別収集について本市の基本的な考え方について変わりはないのかどうか。

以上、1問目として答弁を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の消費生活相談員の設置についての

ご質問でございます。

日置市内の消費生活相談員についても、消費者が商品・サービスに関し事業者との間でトラブルに遭うケースは増加を続けており、特に高齢者をねらった詐欺まがいの相談が多く寄せられています。

平成17年度には訪問販売や架空請求、不当請求など、消費生活に関する相談が日置市全体で104件ございました。担当課といたしましては、相談内容によっては県消費生活センターと連携を図りながら対応しております。また、市民に対しまして日置市お知らせ版で6回掲載し、県生活文化課から発行する「マイライフかごしま」などで4回閲覧し、市民に対して注意を呼びかけております。

また、県が主催する研修会等に職員を参加させ、年々巧妙化する手口に対する対処法も学んでいるところであります。また、消費生活に関するトラブルは、都市部、郡部を問わず増加を続けており、内容についても複雑、多様化し、適切な事前の情報提供や助言が求められており、市民に最も身近な行政の果たす役割が重要になってきております。高齢者や市民が被害になるような事案を未然に防ぎ、市民が安心して生活できるよう努めていきたいと考えております。消費生活相談員の配置につきましましてはそれぞれ県内の状況等を把握いたしながら、来年度におきまして設置できるよう検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

2番目の少子化対策でございますけど、1番目の地域格差ということでございますけど、子育て計画では17年度見込みの各事業に対して21年度目標値を設定しておりますが、その中で子育て支援事業は2カ所が1カ所増の3カ所、延長保育事業は17カ所から19カ所、一時保育事業は8カ所から10カ所、休日保育事業においてはこれまで実施されていない中で、18年度からつつじが丘保育

園に設置され、21年度目標1カ所の達成を考えております。

保育料においても、第三子の無料化を全市内地域に広め、また、平成20年度から保育料の一本化をすることで調整をしておるところでございます。

また、吹上地域で実施されている子育てホームヘルパー派遣事業については、乳幼児健診の際にアンケート調査を実施して、今後の実施について検討しているところでもございます。

各事業の実施については、市内全域を対象とするもの、また、各地域を対象にするものがあり、必ずしも全事業が各地域になければならないというものではないと考えております。それぞれ地域のニーズに見合った事業について今後も取り組むことで、地域間格差は解消できるものではないかと思っております。

2番目のことでございますけど、平成18年3月に策定した日置市子育て支援計画については、ホームページ等にも掲載し、出産時に保護者に対して子育て支援ハンドブックや母子・父子手帳を配布することによって、子育て支援事業の内容や親としての心構え等について紹介したり、市の広報誌、お知らせ版を利用して、市民への情報提供を行っております。

3番目でございますけど、子育て家庭に対する育児不安等について相談指導、情報提供等育児支援を目的に旧伊集院町のあづま保育園、また、旧東市来の美山保育園に委託して、地域子育て支援センター事業を実施しておりますが、18年度から旧吹上町の厳浄寺保育園でも新たに実施することにより、悩みや相談体制の充実を図っております。また、各種健診時に保健師による相談活動、福祉課窓口における相談対応による子育てにおける親の孤立化を防止しております。

4番目でございますけど、関連する事業に

つきましては、これまで以上、関係各課と連携をとりながら、また、職員の研修等の積極的な参加を促進することにより、職員の資質向上を図り、現在の体制を維持することとし、現時点では子ども課等の設置等は考えておりません。

資源ごみの分別収集についてのご質問でございます。

収集方式の全統一に向けた取り組みにつきましては、ことし1月の全員協議会の席で、全市コンテナ収集の場合と全市袋収集の場合の収集運搬経費、リサイクルセンターにおける選別経費などをお示ししたところであり、袋収集に比べて、コンテナ収集の場合の総体の経費が高くなるという試算が出ております。

ただ、循環型社会構築のためには、現状の分別状況に問題があり、また、ごみの減量化、リサイクル推進などの見地からも、今後コスト面につきましても十分検討を行い、効率的な「ごみ処理行政」に努めてまいりたいと考えております。

住民の理解と周知徹底につきましては、先般各自治会長などにリサイクルセンターへ来ていただき、袋収集の現状を見ていただきましたが、特に「その他プラスチック」の分別状況が悪いことなどを認識していただいたところでございます。

これまで各町でも住民への周知を行ってきておるところでございますが、「その他プラスチック」に対する住民の理解度が低いと考えられるため、全市にわかりやすいパンフレットを作成、配布し、また、主に女性を対象にした説明会なども開催しながら、再度理解を深めていただくよう指導していきたいと思っております。

リサイクルセンターでの意見交換でもさまざまなご意見が出されております。再度地域ごとに話し合いを持っていただき、そこで話し合われた意見をもとに、日置市としての意

見を集約する「ごみ分別検討委員会」を設置し、今後の収集方式のあり方等を慎重に協議していきたいと考えております。

以上で終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

#### ○教育長（田代宗夫君）

少子化対策につきましても1番の地域間格差について、それから、3番の子育てについての悩みや相談への対応は十分か、この2つを一緒にお答え申し上げたいと思います。教育委員会関係についての答弁になります。

核家族化がますます進み、地域の教育力の低下も叫ばれている中に、子育てに悩む親はふえる傾向にあるととらえております。このような実態を踏まえまして、日置市では幼児から中学生までを対象に幾つかの取り組みを行っております。

まず、幼児を対象にした取り組みといたしまして、日置市幼児教育支援センター事業がございます。

この事業は、幼児教育支援のための調査研究を目的とした国の委嘱事業でありまして、17年度旧東市来町が受けて取り組んできたものでございます。4月17日の南日本新聞にもありましたように、昨年度の終わりごろから対象を日置市全体に広げて実施をしているところでございます。

幼児や保護者、保育士や教諭を対象にカウンセリングを行ったり、幼児教育や幼小連携についてのアドバイスをしたりするものでございます。

臨床心理士の資格を持つカウンセラーによるカウンセリングは、福祉課と連携をしながら、週に1回程度子供を観察したり、親の悩みの相談を受けたりして、4月から延べ30件を超える相談に乗っているところでございます。

また、幼小連携アドバイザーは、これまで年6回程度ありました幼児健診時を利用した

り、計画的に保育所や幼稚園・学校を訪問したりするなどして、出前「幼児教育講座」を4月から7月にかけて、幼児健診時に合わせて6回程度実施してきているところでございます。

さらに、福祉課とも連携をいたしまして、日置市内の公立幼稚園や東市来地域内の保育所や住民に呼びかけまして、年2回の「幼児教育講演会」を実施してきております。第1回目は、8月17日に終わったところでございます。第2回目は、11月に開催する予定です。このような会を通じまして、保護者はもとより、地域全体のよりよい子育て環境づくりにも努めてきております。

さらに、日置市すべての幼稚園、保育所等に呼びかけまして、昨年度保幼小連携研究会を開催し、「保幼小連携した教育活動」のあり方の研究もしてきているところでございます。今年度も公開を中心にして実施をしていく予定でございます。

このように東市来地域から始まりました研究開発の支援の取り組みを日置市全体に広げるために呼びかけているところでございますけれども、まだ十分とは言えません。今後他地域への広報をさらに積極的に行っていきたいと考えております。

なお、小・中学生に対しましては、市に2名の教育相談員を置いて、日置市全域を対象とした定期的に巡回訪問を行ったり、必要に応じて相談に応じたりしております。そのほか特に大きな学校へは個別に相談員を配置して、子供や保護者の相談に応じられる体制をつくっております。

以上です。

#### ○6番（花木千鶴さん）

それでは、順を追ってお尋ねしたいと思います。

ただいまの答弁の中で、消費生活相談員のことについては来年度設置の方向に向けて検

討したいという答弁でありました。ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思っております。せっかくの機会でありますので、多くの市民の皆さんにもご理解等知っていただきたいと、こういう状況ですね。こんな人がいるんだということを知っていただきたいと思っております。

県下の市の状況を市長は今後検討して、調べてみたいという答弁でありましたが、鹿児島県の市町村の中で、市として設置、相談員のいないのは私の調べたところでは4市だけになっているようであります。

先ほどから市長の答弁の中でも高齢者が特に今日社会問題となっているさまざまな悪徳商法によって被害が増大しているということもありましたが、本来消費相談員というのはこのようなことにだけ対応する立場ではありません。消費生活全般に、暮らしのすべてに対応できるとされています。例えば、子供の塾の問題でありますとか、銀行とのトラブルでありますとか、ペットの問題でありますとか、何とか教室に行った問題でありますとか、旅行の計画を立てたが、会社とトラブルが起きたとか、本当にささいな問題にも消費生活相談員、そして、県のセンターが対応することになっていて、県の方には弁護士が非常勤でいて、その弁護士が法的な手続、そして、業者とのトラブル解消ということをやっていることになっています。

ですから、今日警察の方なんかでも、防犯教室でよく高齢者を対象にしたものが言われていますが、その程度の状況で設置されるものではないことを市民の人たちにも周知して、広報でいろいろやっているということですが、もっと積極的に多くの方が悩んでいる現状を考えて、丁寧に取り組みを進めていただきたいとお願いしたいところであります。相談員の件につきましては、市長が前向きに検討していくということでございますので、

これ以上の質問は控えさせていただきたいと思ひます。

次に、少子化対策の問題について伺いたひと思ひますが、市長の答弁によりますと、1点だけ確認したいと思ひわけですが、つつじが丘保育園で新しく始まった事業といひますのは病後児保育だったでしょうか、休日保育だったでしょうか、確認をさせてください。

**○福祉課長（豊辻重弘君）**

休日保育でござひます。

**○6番（花木千鶴さん）**

以前もつつじが丘保育園の園長先生とお話をさせていだきましたときに、この話が出てたことを記憶しているように思ひます。新しく休日に冠婚葬祭でどうしても出かけなければならぬなという場合に預けられる先を確保したいという事業であります、そのことは大変全市にとって1カ所でありますので、たくさんの方が利用したいと思ひだろろうと思ひんですが、先ほど市長は地域の実情に應じて地域間格差はあるかもしれない。いろいろな事情が各地であるんだということでありました。

しかし、このような事業は、ほかの幾つかの事業もありますが、全市だれもが利用できなければ実施主体が市町村でありますので、ですから、地域の実情のものもあるでしょうけれども、利用したいと思ひ人はだれもが利用できる状況をつくらぬといけぬと思ひんすね。このことについて園とはどのような話になっているのか、そして、その周知の方法についてはどうなっているか、お答えください。

**○福祉課長（豊辻重弘君）**

休日保育につきましてはただいま申しましたように、市長からありましたように、本年4月1日からつつじが丘保育園の方で実施をしております。広報等につきましては各保育園を通じまして、と申しますのが、対象児童

でござひます。これにつきましては市内に住所を有している中で、かつ本市の保育の実施を受けている児童、かつ休日等に保育に欠ける者ということがござひまして、各保育園から親御さんに対しては広報を、お知らせをさせていだいてるという状況でござひます。

以上でござひます。

**○6番（花木千鶴さん）**

そのことについては今保育園から保護者に対してということでもありました。あとの質問の中にこのことについて少し出てまいりますので、別な質問をさせていただきますが、アンケート調査を実施しておりますよね、この計画をつくるときに、その中に行政への希望施策として、子連れで出かけやすく、楽しめる場をふやしてほしいというのが圧倒的に多かったようにも思われますが、現在、そのような施設を考えてみますと、各地域には大きな運動公園などもありまして、大変整備されている状況がありますが、このような要望がどうして出てくるのか、そして、この要望にどのようにこたえていこうと計画は策定されたのかを伺えぬでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

今アンケートの中に子供を連れて遊び場が欲しいと、これはいろいろな場面の中でもそのようなことをよく言われておるようでござひます。例えすれば、動物園が子供連れで行けるところが日置市内にあったらいいのかなと、そういうことも含めながら、また、子供の遊び場のジェットコースターを含めたそういう施設があったらいいのかなと、そういう願望もたくさんあったようでござひます。

市の中で運営するには大変難しい、また、それだけの仕様のなものもできない、さように考えておりまして、私どもは身近にそういう運動公園等遊具施設、それぞれのところには公園等の中で遊具施設も設置したりしておりますけど、市民からの要望というのはそう

いう大きなものであるのかなというふうに認識しております。

#### ○6番（花木千鶴さん）

アンケートの中に動物園や子供のジェットコースター、遊園地のようなもの、そういうのもあったかもしれません。

ただ、私がこれまでいろんな方に伺った中で、子育て世代に伺った中で、非常に気にかかることが1点あります。それは市長が地域の運動公園などに遊具が設置してあると言われましたが、今の子育て世代の声は、公園はとて怖くて親子で行けませんと言われます。母子では到底行くことはできません。そして、特に妙円寺の中央公園などは高いお金をかけて公園整備がなされました。

しかし、平日に親子で遊びに行くことはとてもできないと、お母さんたちがよく言われます。もう少し公園の安全というものについて気をかけていただきたいと思うんですけども、細かいどの辺がどうだというのはいっぱい聞かれます。そういうところをもう少し、せっかく設置された公園が利用できやすいような形に、なぜ怖いと言うのか、そういうところをもう一回検証していただけないでしょうか。私が聞いた中で、一番親子で行けないと言われる公園が妙円寺の中央公園でした。次に、城山公園でした。大変施設も整っておりますが、なぜそういう状況が起きるのか、私は一地域の公園を非難したいわけではありませんが、そういう配慮を今の時代しなければならなかったということをやっぱり行政当局としては設置主体でありますので、努力していただきたい。この声も聞いておいていただけないでしょうか。

それで、次のことですが、情報提供のところですが、市民への情報提供というのは大変注意しなければならない点があると思っています。特に保育園への委託事業では気を配らなければならない点があると思

っています。先ほど休日保育や、また、この中に病後児保育という特殊な保育事業があります。保育園を通して保護者に周知しているということでありましたけれども、これは決して保育園の悪口を私は言いたいわけではありませんが、うちではやっていないが、ほかの保育園でやっている、保育園が自分の保育園を利用している保護者に紹介しにくいという現状はあるのではないのでしょうか。それは保育園が決して悪いわけではありません。制度改革や少子化傾向によって、ここ近年競争原理がおのずと生じているのも現実であって、仕方のない面もあると思います。これまで私が子育て支援についてはいろいろ勉強もさせていただき、足も運ばせていただいた中でそう感じました。

これは民間への委託だから、行政はなかなか委託先に努力してもらうことしかなか言えないという行政の答弁をいただいたことでもあります。実施主体は市町村でありますので、やはりその辺の委託先の事情も考慮して、行政が責任を持って実施主体としての責任を果たす必要があるだろうと思うんですね。その辺市長はどのようにお考えですか。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的に行政のする仕事でございまして、幾ら民間に委託する中においてそれで話ができないということはないと思っております。基本的にはさっきも申し上げましたとおり、広報誌等でもやっておりますけど、福祉課全体でそれぞれの来られた方につきましても対応していきますし、また、今後とも委託しておる民間委託の中におきましても、やはり行政として管理運営の指導というのは必要でございまして、きちっと今後ともやっていくつもりでございまして。

#### ○6番（花木千鶴さん）

ぜひ実施主体としてやっていただきたい、地域間格差があっても、くどいようですが、

だれもが利用できる事業でなければならないはずなんです。市が委託しているわけですから、どこのだれもが利用しやすいように、伊集院の人が吹上でも、吹上の人が伊集院を利用するでも、だれもが利用できる状況をつくらなければいけない、その努力は行政にあると思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、悩みについての支援事業も幾つか答弁をいただいて、中にもいろいろ組み込まれている相談事業がありました。特に、ただいま教育委員会サイドでの取り組みについては、私もこの後少し申し上げたいと思っていたんですが、横断的に、そして、幼保小の連携とか、そんなものに支援センター、ここが大きな役割を果たしているということは心強いなと思うことでした。

これは市町村合併における子育て支援策の大変なメリットだったんじゃないかなと喜ばしく思うことですが、ただ、今お話を伺っていても、それだけでは底が浅いといいますか、コーディネーターの方が1人で頑張っておられて、いろんな人をつないでいこうという事業に終わっているように思うんですね。それは限られた、限界のある取り組みになるんじゃないかなと思いますので、もう少し踏み込んでやっていただきたいと思います。

今家庭の教育力、家庭の生活力が落ちていくんだと、ある専門家から言われました。それは確かにそうだと。親の悩みにこたえていこうとする事業は確かに大事だか、親が悩みや相談をしている間にも子供は育てなければならない。それをどうするかということが専門職には求められているんだという話がありました。

ですので、本当に悩みに応じている間の親が立ち直ったり、何とか家庭の生活力や教育力を高めていこうとする、その間の子育てをどう支援していくかというのが問われている

と思うんですが、その辺のところを教育長はどのようにお考えですか。

#### ○教育長（田代宗夫君）

確かに今先ほど東市来町で委託を受けた事業の中でも、カウンセラーの方が親の方が子育ての悩みやいろんな悩みで、なかなか子育てができないという方に対してカウンセリングを行ったその成果が出ておりますけれども、そのように1回ではないと思うんですが、三、四回カウンセリングを行って、親の方をカウンセリングをしながら、幼稚園児の養育についていろいろ指導したりしながら、最終的にはその子供が小学校へ入学して現在、登校できるようになっているというような実際の成果も出ております。

だから、どのようなことを今お答えしているのか、ちょっとわかりませんが、やはりそういうカウンセリングを通して、母親を通して子育てをしていってもらわなきゃなりませんので、母親教育即子育ての教育という、同時に一体とした取り組みをしていかなきゃならないのではないかと、そのためにはカウンセリングを行う人的なものというのを考えていかなきゃならないのではないかなと思っています。

#### ○6番（花木千鶴さん）

現在、市の保健師さんや保育士さんたちが中心になりまして、発達支援の学習会を講師を招いて自主的に開催していると聞いています。自主開催でありますので、会費が必要でありますし、お互いにいろんな人たちにも声かけしているようではありますが、限界もあるようです。親や先生方、保育士、保健師、関心のある人はだれでも参加できるような講座を開いたらどうかと思うんですが、その辺については市長はどのようにお考えですか。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的に、特に保健師の皆様方が頑張っていて、母子健診等におきましても、い

ろいろと対応をしているというふうに思っております。その限られた人員の中におきまして、それぞれ行政におきましても大きな限界があるというふうには認識しておりますし、また、それぞれの悩みを持っていらっしゃる方々がどういうものを望んでいるのか、それぞれ悩みの中にもいろいろと千差万別の中におきましてあるのかなというふうに思っております。そういう講座というお話が出てまいりましたけど、このことにつきましても、特に保健師の皆様方と相談しながら検討していかなきやならない課題であるというふうに思っております。

#### ○6番（花木千鶴さん）

ぜひ保健師さんたちがやっておられる研修のことを聞いてみてください。そして、参加したいという人はたくさんいらっしゃるんです。私はもったいないなと思ってるんです。1人の講師に謝礼を払っていますと、講師が連続講座をまた残ったお金でやりましょうと言ってくださってるんだということでしたが、やっぱり地域の子育て世代、悩んでいる人たちをみんなで助けるチームをつくるというのは、簡単に言葉では言っても、なかなかできるものではないんじゃないかと思うんです。そういった機会を通して環境づくりにはもっと、先ほど教育長の言われた支援センターの連携をしながらもっと厚い、そして、中身のある、幅の広い取り組みを進めていただきたいとお願ひしたいと思います。

この問題での最後に、所管課を置くという問題についてを1点だけ市長にお尋ねしたいと思います。それは少子高齢化と言われる中で、高齢者問題は包括支援センターが設置されることによって随分基盤ができてきたなどという感じはあるように思うんですよね。これまでの保健事業や介護事業とか、いろいろありました。

しかし、今回の包括支援センターの取り組

みは、高齢者問題の基盤を整えつつあるんじゃないかなというふうには私は感じるわけです。

しかし、少子化問題についてはこのような支えになる、土台になるようなものが国の支援の中でまだないと思うわけなんです。

だけれども、少子化問題は市の将来の非常に大きな課題でありますので、近々に設置する考えはないにしても、教育、福祉、保健が連携しなければならないことはわかり切っているわけですから、先進事例に学んでみよう、検討してみようというお考えがないか、伺います。

#### ○市長（宮路高光君）

お話はもっともわかります。特に少子化問題につきましては乳幼児からどこまでが子供と位置づけていいのか、義務教育ございまして、今の現時点におきましては、福祉課にいたしましても、教育委員会にいたしましても、それぞれの立場で一生懸命頑張っていたかなきやならない。特に国の施策の中で、今もそれぞれ教育改革の中で幼稚園、また、保育所、こういう一つの統一的なものが出てまいりますので、そこあたりの国の動向もきちっと見きわめて、また、それぞれの縦割り社会だけでなく、横の連携をいかにしていくのか、そういう大きな一つの今後波が来るというふうに思っておりますので、十分そこあたりを見きわめて、今後考えなきやならないというふうには認識をしております。

#### ○6番（花木千鶴さん）

わかりました。わかりましたが、波が来てというのではやっぱり遅いんじゃないかと。遅くはないのかもしれないけれども、先手を打って自分のまちをつくっていこう、将来を考えようというんだったら、一歩波が来る前にキャッチしてほしいなという思いをお伝えしておこうかなと思います。ぜひ頑張ってください。検討していただきたいと思います。

次のごみ分別についてを質問させていただきます。

きます。

私はこの間からいろんな自治体に政務調査に行きまして、いろんな資料を見ながら、本市の廃棄物会計に取り組んでみようと思いましたが、しかし、本市の場合、合併前の旧4町のそれぞれの事情を引き継いだままの契約方法、それから、委託先の存在がありまして、コスト軽減の余地は極めて少ない現状にあると残念ながら、私は個人的に結論づけました。

コスト、単価さえ出すことができませんでした。それは事情は市長よくご存じだと思います。可燃、不燃、資源がごみの契約になっているかと思えば、一地域では可燃そのものが3者と随契になっていたり、生ごみ、可燃が別々の契約になっていたり、入札で2年間で半額になるところが出てきたり、契約先が公社、組合、法による随契の業者、入札による業者、直営などさまざまな契約の形態でありました。収集コストをどう考えればよいのか、一体日置市のコストは高いのか安いのかさえ検討ができない状況であります。私の認識に問題があるのかどうか、そして、今後の改善の見通しがあるのかどうか、お尋ねします。

#### ○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございましたとおり、収集、運搬の中におきましては各地域それぞれ違う方法でやっております。今おっしゃいましたとおり契約している単価が安いのかどうか、特に今それぞれの周辺部の市、いろいろと比較をしている中におきましてはそれなりに私は日置市におきますそれぞれの部分の中で、単価的に高い形の中で推移をしているとは思いません。それぞれの契約の手法があって、今まで培ってきておることですので、ここあたりを全市的にどう統一していくのか、それぞれの部分の中で、ある程度コスト的にほかの市町村と比べて安い形だったら、それ

でもいいのかなどというふうには考えておりません。まだまだいろいろとこのことについては研究をしていかなければならないというふうには思っております。

#### ○6番（花木千鶴さん）

日置市は高くないかもしれないという、今市長の答弁でありました。それは市長がそう思ってるかもしれないけれども、この方法を統一するときにはコストのことも話をされてるわけです。

ですから、そう思うではなくて、それを説明できなければいけないんじゃないですか、それが私は行政の役割であろうと思います。私たち議会に対してもそのようにコストのことも含めて説明をされたわけだから、そう思うのではなくて、それをきちんと説明責任を果たすのが市長の仕事だと私は思うんですね。それが私の思うことの一点であります。

市民理解についてを伺いますが、容器包装リサイクル法は取り組めば取り組むほど自治体負担が多くなる、大変おかしな法律であります。しかし、法は法でありますので、どのまちでも大変苦勞しているわけです。

ところで、平成16年度合併前の4町分で割り出した資源化率がありますが、これは私個人の計算によって出されたものですが、5.8%でした。17年度出すことができなかった関係で、16年度で積算いたしました。これはセンターからいただいた資料ですので、間違いがない数字だと思います。5.8%でした。各地域収集方法は変わっていないので、現在もほとんど変わらないものと考えていますが、これが高いのか低いのか。東京都やその近辺の自治体で低いところが10.5%、平均は25%から26%、都会だから高いんじゃないかという人もあるかもしれません。私が以前政務調査で訪れたという随分山間部で過疎の町、上勝町は76%でありました。コストも下げることができず、収集方法の統

一もすることができず、資源化率も上げられない状況を市民はわかっているのでしょうか、そんな説明は市民には必要ないとお考えですか。

**○市長（宮路高光君）**

ごみの分別についてはそれぞれ市民の皆様方のご協力をいただかなければ減量化もできないというふうに思っております。その情報につきましては、絶えずいろんな形の中で情報はやっていきたいというふうに思っております。その中におきまして今4つにおきますそれぞれのごみを含めた中で、各自治会等におきまして現場の中で検討もされておりますし、また、さっきも申し上げましたとおり、この問題につきましては今後検討委員会をきちっと立ち上げて、それぞれの地域の事情も配慮した中で決めていきたいというふうに思っております。

**○6番（花木千鶴さん）**

その検討委員会が設置する前にさきの議会でも答弁されてるわけですが、自治会長さん方にセンターを見ていただくということがありました。ご意見をいただくということがありました。今回検討委員会を設置するということですが、その検討委員会はどんなメンバーで思っておられますか。

**○市長（宮路高光君）**

今自治会長の意見の中におきまして、それぞれ袋を見ていただきまして、それぞれの地域で分別されているところ、そのパーセンテージにどう思うのか、まだそこあたりの詳しいデータまではいただいておりませんが、今の方法でいいという方もいらっしゃるようでございますし、分別をしなきゃ、コンテナをしなきゃならない。その中でも千差万別で今あるというのが実情でございます。

今どういう方々を入れていくかということでございますけど、特にそれぞれの地域の代表者を含め、また、女性の代表者を含め、ま

た、今後この委員会におきます人選の選定については今後設定をしていきたいというふうに思っております。

**○6番（花木千鶴さん）**

今後考えてはいくんでしょうけれども、市長のこれまでの答弁からいきますと、私の印象ですけど、自治会長さん方が、市長が今後考えていくときの大変自治会長さん方の意見が参考になってると思うんですね、市長の答弁からいきますと。今も意見を聞くという中ではそのような状況ですね。自治会長さんでも市民でも女性の方を入れるというのもありましたが、容器包装リサイクル法を十分に理解している方々なんですか、そんな説明はちゃんとしているのでしょうか。有価物や逆有償のことなんかほとんど私が説明しないのご存じないですよ。市民に話し合いをすとか意見を聞くとかって言われるわけですが、根本的なところを知らなければならぬんじゃないでしょうか、そこが一番大事なんじゃないですか、その辺のところを市長はどのようにお考えでしょう。

**○市長（宮路高光君）**

その理解の中で今おっしゃいましたとおり、詳しい理解をされてない方もいらっしゃるかもしれません。基本的にはそれぞれボランティアを含めた中でやっていただいている方が、私は本当に自治会長さんも苦勞をされているというふうな十分認識をしております。そういうことを踏まえて、ただ自治会長さんだけの意見じゃなく、また、それぞれの有識者も入れて、そういうごみ検討委員会の中には入れていかなければならないというふうに思っております。

**○6番（花木千鶴さん）**

自治会長さんという方は一方では行政囑託員としても位置づけられているわけですよ。この問題で市民代表になり得るのかどうか、それは市民の代表という部分もありますので

そうなんでしょうけれども、そういう問題を、ごみ分別の問題を市民みんなが平等に考えなければならぬ問題を決められるのかどうか、こんなに複雑な仕組みを理解して協議ができるのかというのが非常に私は心配でなりません。

それから、市民の声を聞くと市長は簡単に言うわけですがけれども、中身とやり方というものがありますよね、市民の意見の聞き方というのは。そして、時間にも程度というものがあるんじゃないかと考えるんです。そういうことからいきますと、なかなか行政がやらなければならないことと、市民の雇用機構ということが少しずれてるような気がするんです。どこのまちを調査しても行政がきちんと政策を提言して、その方法で努力してもらおうということをやっているのが普通のところですよ。その辺市長どのお考えなんでしょう。

#### ○市長（宮路高光君）

4つの合併した中におきまして、特に私ども日置市の中におきましてはそれぞれごみの中に温度差があったということは否めないというふうに思っております。そういう中におきまして時間をかけて、このことにつきましては多方面から時間をいただいて、私が最終的には判断をしていかなきゃならないというふうに思っております。

#### ○6番（花木千鶴さん）

別のところでちょっと伺いたいと思うんですが、上勝町で聞いた話なんです。上勝ばかり出てきて申しわけないんですが、私が向こうを訪れたときに興味深い話があったのでご紹介したいと思います。

別々に視察に来たまちに上勝の職員の方が、自分たちの町は小さくて、お金もないですよ。みんなで努力をして無駄をなくして、そして、今日ここまで来ました。大きな都市は人口5,000人単位ぐらいでくくって考え

てみれば、私たち上勝よりも効率的にできる方法があるんじゃないか、うらやましいですよと言ったんだそうです。人口100万人ぐらいのA市は、大きな都市では無理なんですよ。小さな町だからできるんですよと言って帰ったそうです。また、別の日にやってきた人口260万人のB市が、いいことを聞きました。大きな都市ではそんな発想はできません。上勝さんには悪いんですが、ちょっとの努力でうちなんか1,000万円単位で節約することができますよと喜んで帰っていったそうです。

みんなで工夫して考える、いろんな難しい問題も自分たちのまちのこととして考える。だけれども、その考え方を新しい方向に持っていくためにはだれかの意見を聞いたり、いろんな考え方を取り入れながら発想の転換というのが生まれてくるんじゃないかと思うんですね。先ほどから言ったようにいろんな問題が膠着しています。一度担当の方でも視察に行かせてみてはどうでしょう、新しいアイデアでも持ち帰ってくれるかもしれませんが、いかがですか。

#### ○市長（宮路高光君）

担当の者もそれぞれ今までも研修も行ってというふうに思っておりますし、また、新たな新しい発想をしている地域がございましたら研修に行かせていきたいと思っております。

#### ○6番（花木千鶴さん）

先ほど来から市民に聞くという話もありました。そして、今研修にやっていく、いいところがあればやりたいということですので、いろんな方法で前向きに考えていただかなければなりません。旧伊集院町のときにコンテナ方式を始めるとき、旧町民の大半が反対をし、疑問を持ったと私は感じています。コンテナ方式に入るときに私も議員として議場で何度も町長に質問をいたしました。地域の

方々からも大変非難を受けました。議会はこんなことを採択するのか、こんなことは議会では決められないのか、いろんなことを言われました。

しかし、現在ではそのとき反対していた人たちの多くが一度は通るべき道だったと感じ、早くこのことから脱していく方法はないかと感じ始めています。私もコンテナを始めること大反対をいたしました。その一人であります。これは我が身に降りかかって嫌でもさまざまな矛盾と向き合わなければならなかったから気づかされたことだろうと今実感しています。

しかし、今同じ日置市なのに袋方式で100%の完全分別を目指そうとしている市民の方々がいることも事実なんです。その方々の努力や気持ちも痛いほど私たちはよくわかります。一度通った道だからわかるのです。多大に時間を与え、努力できるだけ努力をさせればさせるほど、どちらの人たちも自分たちの方法のメリットを確立しようとして一生懸命頑張るでしょう。そうすればするほど、もう一方の方法のデメリットが目について仕方ありません。こういうやりとりが会長さん方の間に発生するのではないのでしょうか。平行線は続いて溝が深まることを私は大変心配しています。ここでもし袋統一するとなると、二度と伊集院地域でコンテナ方式はできないのではないのでしょうか。こんな対立、こんな政策の逆行を市民にさせていいと市長はお考えですか。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的に統一をするということでしたけど、いろんな意見があったから今そういう慎重に協議をしている期間だというふうに思っております。今後におきましても、コンテナ方式、袋方式、今おっしゃいますとおり、いろいろとメリット、デメリット、それぞれあるというふうに認識はしております。そう

いう中におきまして、さっきも申し上げました4つの地域におきます収集運搬体制を含め、コスト的な面、また、今ございますリサイクルセンターへの機能、そういうものも総括していかなければならないというふうに思っております。

#### ○6番（花木千鶴さん）

そのいろんな方法を検討しなければならない、課題がたくさんあることはもうわかっているわけですよね、今までのやりとりの中で。私が申し上げたいのは、それを解決する時間の中に市民には両方の努力をさせ続けていいのかということなんです。行政が決定するのはいろんな専門的な勉強もして、どちらにするかを決定するのが行政の仕事であって、そして、そのデメリットを減らし、メリットを高めていく努力を市民とともにするのが行政の仕事じゃないかと私は申し上げたいわけです。にっちもさっちもいかないから市民に押しつけているだけじゃないか、押しつけでなければ何と云えばいいのか、どんな言葉を使っても、結局責任放棄だと言われても、市長仕方がないんじゃないのでしょうか。私はそんなことを市民から聞くわけですよ。市長も本当は旧伊集院町時代に組合を構成していて、たった1町の伊集院だけがコンテナに入る選択をした立場からして、コンテナの様子はよくご存じのはずだと思うんです。

ただ、私は調査をしていく間に、この仕事の難しさをたくさん見聞きさせていただきました。市長の苦勞もよくわかるように思います。

だけれども、もうここまで来れば、みんな市長の決断を待っているんじゃないでしょうかと思うんです。決定できるのは市長しかいないわけですよ。そして、伊集院のコンテナをしている人たちも自分たちで選んだ方法ではないんです。伊集院にも袋方式に戻してくれという声もあります。コンテナをやめたら

二度とコンテナはやらないという声もあります。

でも、それを決定したのは市長であります。行政の決定というのはそういうものであって、住民は、市民はその決定に従うしか道はありません。決定できるのは市長でしかありませんので、どうか市長、今決定をして、来年の4月に向けてどちらかの方法をやっていただけないか。私はこれから検討委員会を開く、意見を聞くというけど、そのこと自体が市民にとってよくないのではないかと心配するんです。いかがでしょうか、これを最後の質問にさせていただきます。

**○市長（宮路高光君）**

それぞれの意見の中におきまして大変ごみの積み渡しも苦悩しております。今それぞれのトップダウンの中で決められる、このことにつきましては今申し上げましたとおり、3町いろいろと仕方も違いましたので、私はもう少し時間をかけてやらなければならないというふうに思っております。来年4月というのは大変厳しい状況であると。

特に今おっしゃいましたとおり、伊集院地域の皆様方に先般これをどうするかということでお話をしたときに衛自連の会長さんを初め集まっていたら、今回は統一できないから、袋かコンテナかどうしましょうかということを含めて、そのときに大変伊集院の自治会長さんを初め衛自連の皆様方、苦勞をされておりました。そういうことを含めて、そのときにするという方向で決定された中において、それでは地域におきます指導員の手当を少しでも上げていきましよう。それで、その中でやってほしいと、そういう結論をさせていただいたところでございます。そういうことを含めながら、またこのことにつきましてはさっきも言いましたように、今自治会長さんを初めまたそれぞれの地域の婦人部の代表の皆様方が今吹上、東市来、日吉、また、

伊集院の地域の皆様方もリサイクルセンターに行ってもらいますけど、そういうご意見を集約した中において、さっきも言いました検討委員会の中で十分また論議をしていただく、その後でも私はいいのかなというふうに思っております。

**○議長（宇田 栄君）**

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を11時10分といたします。

午前11時02分休憩

---

午前11時10分開議

**○議長（宇田 栄君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、出水賢太郎君の質問を許可します。

〔1番出水賢太郎君登壇〕

**○1番（出水賢太郎君）**

皆さん、おはようございます。私はさきに通告をいたしておりました2点の事項につきまして質問をいたします。

まず1点目でございますが、交通政策についてでございます。

本年4月6日、林田バスと鹿児島交通バスを運営いたしますいわさきコーポレーションが県内の赤字バス路線を廃止する計画案を関係の市町村に説明をし、翌5月8日に国土交通省鹿児島運輸支局に正式な路線廃止を届け出ました。そして、11月ごろのバス路線廃止が予定をされております。この問題につきましては皆さんもよくご存じかと思いますが、この計画では我が日置市内の多くのバス路線も廃止・減便の対象となっております。

「いわさきグループ」が赤字バス路線の廃止を打ち出した背景には、地方の急激な過疎化、道路網の整備に伴うマイカー社会の進展など、バス利用者の急激な減少という深刻な問題がございます。また、平成14年2月の乗り合いバス需給調整規制廃止を盛り込んだ

改正道路運送法の施行、そして、地方バス生活路線維持対策のための国の補助制度の見直しにより、バス事業者の経営努力だけでは、地域住民の生活維持のための公共交通機関の維持は極めて困難な状況であると言わざるを得ません。「いわさきグループ」の苦しい台所事情も察することができ、これ以上過疎地域の不採算路線の維持はますます厳しくなるものと考えられます。

しかしながら、我が日置市のバス路線は通勤・通学、また、通院や買い物など、地域住民の日常生活にとって必要不可欠な公共交通機関であり、特にお年寄りや高校生などにはなくてはならない移動手段でございます。バス路線の維持は、行政が果たすべき重要な役割の一つと考えます。

そのような状況の中、伊集院地域では、かねてより要望がありましたコミュニティバスの運行を8月1日より開始しました。現在、従来の「ゆすいん号」をベースに運行しておりますが、もし「いわさきグループ」のバスが廃止・減便されれば、このコミュニティバスが代替の交通機関となり、今まで以上に利便性の向上が求められます。

しかしながら、伊集院市街地の運行は毎日5便なのに対し、伊集院北校区などの過疎地域、いわゆる周辺部は週1日2便の運行であり、地区住民の利便性に十分考慮しているものとは思えません。「いわさきグループ」のバス存続問題の成り行き次第では、東市来、日吉、吹上も含め、本市のコミュニティバスの運行のあり方を根本的に見直さなければならぬと考えます。

さて、我が日置市は県都鹿児島市に隣接する地理的特性を持ち、総合計画においても「地理的な優位性を最大限に生かしながら、産業の振興を図るとともに、より一層交流の輪を広げることで、定住人口の拡大を図る」とあります。しかし、その人口増加のために

は、県都鹿児島市との交通の連絡・接続が重要な問題になってまいります。そこで一番重要となるのが、東市来地域・伊集院地域と鹿児島市を結ぶ大動脈、JR鹿児島線との連絡・接続でございます。鹿児島市への通勤・通学の利便性を高めれば、既に飽和状態である鹿児島市の住宅地事情の受け皿として、日置市が名乗りを上げることができるものと考えます。

また、JR伊集院駅は鹿児島市への通勤・通学の玄関口でございますが、雨の日には、妙円寺団地などから通勤・通学の送迎のために多くの自家用車が集まり、駅前のバス停は自家用車とバスで非常に混雑をいたします。バスと自家用車が列車の時間に合わせ狭い場所に一気に集まるため、お互いに接触しそうになるなど、いつ事故が起きてもおかしくない状況にあります。このような状況を取り除くには、バスレーンと自家用車レーンを分離・確保することや、一時待機の駐車場の拡大、交差点の改良など早急に実施することが考えられます。

そこで、議論されるのが、伊集院駅北口の設置であります。この件は旧伊集院町時代から何度となく検討され、JRも、そして、市長も設置の考えはないことを表明されておりますが、しかし、伊集院駅の利便性、安全性を考えれば、北口の設置は時代の要請ではないでしょうか。この北口を設置することで、車と人の流れを分散化し、交通の安全性を確保するとともに、市役所・伊集院高校、また、郡・北校区方面への利便性も高まることでしょう。路線バスもJRも日置市の根幹をなす重要な公共交通機関でございます。公共交通のあり方が全県的に問われている今、日置市の公共交通はどうあるべきか、しっかりと決めていかなければならない大事な時期に来ていると思います。

そこで、市長に伺います。

①いわさきコーポレーションの路線バス廃止問題の経緯、また、本市の対応、今後の対策はどうか。

②コミュニティバスの基本的な考え方についてどう考えるか、各地域の運行状況、実績などはどうか、また、利便性向上のための見直しは検討しないのか。

③JR各駅との連絡・接続はどうか。

④伊集院駅の整備をどう考えるか。

以上、4点についてご答弁をお願いします。

2点目の質問にまいります。行財政問題についてでございます。

早いもので、合併後1年4カ月がたちました。本市でも行財政改革の流れは加速しており、3月に行政改革大綱、6月に行政改革行動計画（集中改革プラン）、いわゆるアクションプランが提示されました。私ども議会も行財政改革調査特別委員会を設置し、このアクションプランをもとに、本市の行財政改革を検証し、来年に最終報告をする予定でございます。私も委員の一人でございますが、今回はこれから本格化する行財政改革調査特別委員会の審議の前に、市当局の行財政改革に対する基本的な考え方を伺いたく質問する次第でございます。

さて、アクションプランでは、平成22年度までに総額およそ50億円の予算を削減することが目標とされております。主な内容は、①組織機構の改善、②補助金等事務事業の見直し、③定員管理及び給与の適正化、④経費の節減合理化など財政の健全化、⑤公共工事、公共施設、未利用土地のあり方、⑥行政の担う役割、⑦人材育成、⑧電子自治体の推進、⑨が議員定数の検証などとなっております。

しかし、このアクションプランを見ていると、今まで何の部分にどれだけコストがかかっているから、だから、どれだけ削減しますよとか、これだけ費用をかけても、これだけの効果しかないから削減しなきゃいけな

いとか、そういったコスト計算が出されておらず、理由や基本になるそういうデータ、数字がないためにこのプランは具体性に欠けているように思われます。どのようにしたら50億円もの大きな金額が削減できるのか、はっきりとわかりません。他県の自治体を見ておきますと、せいぜい10億円から20億円の削減が現実的となっているようでございます。

また、市税等公金徴収率の数値目標設定の項目では、目標を達成するための具体策が示されておらず、効果額だけが先走りしております。どうしたらどうなるというわかりやすさがなければ、私たち議会、そして、市民も理解できないのではないのでしょうか。

また、アクションプランと同時に、5年間ほどの中期財政計画が示されていないため、合併特例債の使い道、地方交付税の算定などが極めて不透明であります。地方債の償還、今後の借り入れ計画なども含め、歳入と歳出がどのように推移していくのかをしっかりと明らかにし、それから歳入に見合った経費、歳出の削減の仕方、それから、行財政改革の方法を考えるべきではないのでしょうか。

これからの自治体経営には費用対効果の観点が必要となります。この観点がなければ、行財政改革を断行する理由もわからず、削減目標額だけが先走りし、何が必要で、何が不要かという本質がわからず、ただやみくもに行財政改革を進めてしまう危険性がございます。

そこで、市長に伺います。

①費用対効果の観点から、行政コスト計算書の早期導入を考えないか。

②合併特例債の活用はどうするのか。

③市民参加型ミニ公募債の発行を検討すべきではないか。

④民間企業の社員持ち株制度のように、市職員の持ち債券制度を検討してはどうか。

⑤税の収納率向上を図る一環として、コンビニエンスストアでの納税を導入するべきではないか。

以上、5点についてご答弁を願います。

それでは、1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の交通政策について、路線バスの廃止については、公共交通機関としてのバス路線を維持してきた「いわさきグループ会社」から、一企業でこの路線バスを維持していくことに対して、社会的な責任の所在や経営的な面から、廃止したいという説明が、去る4月6日に関係市町村にありました。その後、5月8日に九州陸運局鹿児島支局に廃止の届けがされました。

このことを受け、市としましても、県を中心とする路線確保対策部会を立ち上げて、関係市町村との協議を進める一方で、市内215の自治会長さんへのアンケートや利用者の実態調査を行い、存続の必要性について検討をしてみました。

これまでの検討結果としては、朝夕の通勤・通学者が利用される時間帯の系統については、それなりに利用者もあることから、存続する必要があるという判断に基づいて、会社側に存続した場合、市が赤字額を補てんする方向で協議をしてみました。最終的に協議が調い、議会のご理解をいただいた上で、覚書を締結して、11月8日以降も運行を継続していきたいということで進めているところでございます。

コミュニティバスの基本的な考え方については、合併前の旧3町で地域の交通弱者対策として取り組まれており、伊集院地域だけ運行されていない状況でしたから、合併前の協議で伊集院地域のコミュニティバスを運行することになっておりました。

それぞれの地域の運行状況については、東

市来地域が4系統を月曜日を除いて2日に1回2系統ずつ運行し、平成17年度の利用者は1万4,592人でした。日吉地域は、4系統を日曜日を除いて毎日運行し、利用者が1万147人でした。吹上地域は、8系統を日曜、祭日を除いて4日に2系統ずつ運行しており、利用者は1万63人でした。

それから、ゆすいん号については、昨年1万5,497人の利用がありました。今回コミュニティバスとして、先月1カ月間で1,825人の利用者があり、昨年の8月と比較しますと200人余りふえているようでございます。

このようにそれぞれの地域で運行形態が異なりますので、市民が最も利用しやすい路線を市全体で検討していくことが必要であると考えておりますので、その路線について検討する組織を来年立ち上げて、より利便性が向上するよう検討を進めてまいりたいと考えております。

JR各駅との連絡接続については、東市来駅、湯之元駅、伊集院駅、それぞれバス停を設け運行しておりますが、コミュニティバスの場合、運行便数も少ないことから、必ずしもうまく連絡をとっていないと考えております。

伊集院駅の整備については、現在、朝夕の通勤時間帯を中心に駅前のロータリーが自家用車で混雑している状況であります。この混雑を解消するには、路線バスの公共交通機関を使って駅へアクセスしてもらうことがまず考えられます。それと、以前から懸案となっております駅裏からの乗り降りを可能にするハード的な部分の整備の両面が考えられ、このことについては、先般JR鹿児島支店に向き、線路を横断する橋をつくるのか、または橋上駅にするのかどうか、検討をお願いしているところでございますので、今後も引き続き要望をしてみましたと考えております。

2番目の行財政問題についてでございます。

行政コスト計算書は、人的サービスや給付サービスなど、資産形成につながらない当該年度の行政サービス提供のためにどのような活動を行ったかをコスト面から把握するものですが、自治体の資産や負債等の状況を明らかにするバランスシートとあわせての導入を考えています。導入予定時期につきましては、平成19年度の決算が平成20年度に確定する関係から、平成21年度の公表を考えております。

合併特例債については、平成18年度の当初申請において約6億円を県に申請していますが、内訳といたしまして、地域インフラ基盤施設整備事業、陸上競技場走路等整備事業、水槽つきポンプ車、物産館増築整備事業、道整備交付金、広域営農団地農道整備事業、地方特定道路整備事業でございます。平成19年度以降、年間の地方債の借入額を毎年30億円程度に抑制したいと考えておりますが、合併特例債については、事業の適債性を十分考慮しながら最大限の活用を図っていきたいと考えております。

市民参加型ミニ公募債は、市民の出資により公共事業の資金を調達する手段の一つであり、国の三位一体改革により国庫補助負担金や地方交付税が減額される中で、財源を確保するための有効な手段と考えますが、現在の市債残高の増額や過疎債、合併特例債等の交付税措置のあるほかの有利な市債の活用を考慮すれば、市民参加型ミニ公募債を活用することは今の現時点では考えておりません。

4番目の職員に持ち債券制度ということでございますけど、市債の活用を基本としておりますので、職員の持ち債券制度については今のところ考えておりません。

5番目のコンビニエンスストアでの納税をということでございます。

市税のコンビニエンスストアでの納入につ

いては、平成15年3月、地方自治法施行令の一部改正に伴いまして、これまで郵便局や金融機関等の窓口でしかできなかった市税等の納入が、コンビニエンスストア等の私人に委託することができるようになりました。

確かにコンビニ収納は、納税者の皆様方が24時間いつでも納入できるという機会があることとなりますので、利便性において市民サービスの拡大が図られることは認識しております。

一方、コンビニ納付の場合は取扱手数料が1件60円から100円程度となっており、銀行等の手数料より割高になると思われれます。また、コンビニ用のバーコード付きの専用納付書が必要となりますので、電算システムの改修も必要となります。

このほか、コンビニ納付の場合、バーコードにより金額や税目を読み取りますので、納期日を経過した納付書では収納できない問題点もありますが、納税者にとりましては、納付の機会がふえることで、市民サービスの向上が図れ、収納率の向上にもつながるのではないかと考えられますので、ほかの自治体の動向も見ながら調査研究をさせていただきたいと思っております。

以上で終わります。

#### ○1番（出水賢太郎君）

それでは、1番目から順を追って質問いたします。

9月の11日に川西薩地区のバス対策協議会がありました。私も県庁に行きまして、交通政策課の方でお話を伺ったんですが、日置市の場合はどうしてもいちき串木野市と鹿児島市のはざまに立ってしまって、苦しい立場だということで、市長も、それから、企画課の方も大変ご尽力をされて、大変だとは思いますが、県の方も各路線ごとにはわさきさんとも話をして、要望を直で出していきたいというふうなお話も伺いました。

今いわさきコーポレーション側も独自でまたダイヤを変えていくようなお話も伺っているんですが、そのようなお話について、いわさき側の動き、市長、それから、企画課の方はどのように把握をされているのか、ご答弁願います。

#### ○市長（宮路高光君）

今ご指摘のとおり、それぞれの部会もございましたけど、詳細につきます路線につきましては個々にいわさきの方と交渉する、そういう過程は残っております。基本的に一番課題になってきますのが、特に私ども日置市の地理的なことを考えたとき、特に林田バスを含めた中におきまして、今串木野から国道、麦生田通り、鹿児島市まで、これにはいちき串木野市、日置市、鹿児島市が該当するわけでございます。

そのような状況の中におきまして、特に鹿児島市のそれぞれの基本的な考え方がそれぞれ独自でやっていくか、いわさきコーポレーションにおきますことについては全面的廃止でいいという一つの基本的な考え方がございます。特に国道を走っている、通学に使っているバスについて、串木野発鹿児島ということとそれぞれ対応してもらっておりますけど、最悪な場合につきましては日置市独自で援助をせざるを得なくなる、そういうことも財政的な負担もある。

特に今串木野から入って出ているバスに基本的には湯之元から始発ができないのか、いちき串木野市の方においても、この路線は必要でないということを言われておりまして、独自でするわけでございますけど、湯之元から出発いたしましても、鹿児島市を通っていくわけでございますので、私は1年間でもそういう状況を踏まえて、また、鹿児島市とも交渉しなきゃなりませんけど、利用状況ということを含めて、そういう今個々のそういう話し合いも持たれておりますので、これは今

お話したとおり、いわさきコーポレーションと個々に話をしていく、また、負担も個々にやっていく、そういうことの協議の場というのは今ありますので、十分今後最終的に詰めをしていきたいというふうに思っております。

#### ○1番（出水賢太郎君）

今市長がおっしゃった国道3号線、北校区を通って鹿児島市に出る路線なんですけど、私の方も高校生の利用状況をちょっと調べてみたんですが、鹿児島女子高、それから、鹿児島工業、鹿児島西高校、この3校、それから、私立で言うと鹿児島高校、この辺の利用がやはり多いと。全体でトータルでいくと、3校合わせても15名ぐらいいるんじゃないかなと思います。特に女子高につきましては、伊集院北中と土橋中学校から行っている生徒が24名おりますので、そのうちのバス利用者というのはかなりいるんじゃないかなと思っております。この高校生の足、それから、通勤で使っている方も結構いらっしゃいます。

市の方でお調べになったバスの利用調査によりますと、廃止対象になっている路線で、3号線の便で一番通学、通勤に使われるつつじヶ丘を6時53分、それから、7時13分、7時44分、この3便につきましてはかなり高校生が乗っている。

ただ、利用状況を見ますと、1便当たり七、八人の利用と。いわさき側が言うには大体1便当たり12人ぐらいでないと採算に合わないというふうにおっしゃっております。

ただ、私、これ一つちょっとおかしいなと思うのが、小山田小学校から、鹿児島市の小山田地域からも五、六人乗るんですね。その前に小山田霊苑過ぎたところに神殿というバス停があるんですが、ここからも三、四人乗ります。トータルでいくと、大体12人に達するんじゃないかなと思うんですね。それでもやはり廃止を言ってきた。今これをまた調整し直すわけですが、その辺のところも全体

的な路線を見たときに今市長が言われたように湯之元からの路線変更というふうになってきたときに、どうしてもそういう人数が確保されていますよというアピール、PR、いわさき側にもしていく。

それから、この3便のうちでも全部残すことはできないかもしれませんので、例えば、1便目と2便目をくっつけて、両方で運行させるとか、そういう提案を市の方からも行うべきだと思うんですが、いかが思われますか。

#### ○市長（宮路高光君）

今議員がおっしゃるとおりでございます。その中におきまして私どもも特に朝夕の通学、通勤、このことにつきましては残していきなならないという認識をしております、便数が減る中においてもやはり確保をしていきたいというふうに思っております。特に赤字補てんというのが1年間した中において、その収支を含めた中でそれぞれ行政が補てんする。この中において県がそれぞれ町村をまたがった中においてするとき、県が補てんを2分の1見る部分もございますけど、県が見ない分については、赤字については各自治体が補てんをしなならないということでございますので、今後の1年間の利用状況を含めまして、どれだけのまた赤字補てんをしなならないのか。今ご指摘ございました特に国道沿いについては、鹿児島市の方からも乗る部分もございますので、それをひくくめて計算をしているのか、今後計算をする、赤字補てんをするときにはお互いに詳細に計算書も出していただかなならないというふうに思っておりますので、今ご指摘のとおり朝夕の便についてきちっと整理をして、11月8日以降もそれなりに継続運行ができるよう努力していきたいと思っております。

#### ○1番（出水賢太郎君）

次に、上神殿から北小を通過して伊集院の方面に出る路線、これは伊集院北小学校に上神

殿から通う子供たちの通学の足になっております。それから、飯牟礼から日吉を通過して、江口を通過して湯之元、串木野へ出る路線、これも南神之川地域から今度伊作田小に通う子供たちもおります。こういう小学生の足になっているような路線に関しましても廃止で言っているわけですが、スクールバスの補助の対象になるんじゃないかなと思うんです。県の場合は伊集院高校の伊作と伊集院高校の路線を補助ということで今入れているわけですけれども、県の方にその辺のところの要望を出していかないのか。

それから、もう一つは上神殿の路線については、例えば、妙円寺を抱き込めば、それなりの採算がとれるような路線になってくると。今の運行ダイヤではちょっと厳しいかもしれないけれども、朝と夕方1本ずつ残すと。そうすれば、コミュニティバスでの運行をしなくても、バス路線が確保されるというような利点もあると思うんですね。今上神殿はコミュニティバスは週に1回、土曜日ということですが、土曜日だと病院とかにも使えないということで、結構不満の声も出ておりますので、やはりこれは路線バスを維持することを最優先に考えるべきだと思うんですが、市長はいかがお考えになりますか。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的にはこの路線バスで確保するのが一番いいのかなとは思っておりますけど、さっきも申し上げましたとおり、赤字補てんがどれだけなっていくのか、このことが今のところは予測できない部分でございますので、コミュニティバスを運行の変更で、それで賄えられたら、それでいいのかなと思っております。基本的に今上神殿の方につきましても廃止の対象でございますし、先般鹿児島交通の方におきまして、特に伊集院高校の通学に対します便の中に6時50分ぐらいの便を、これも廃止対象になって、高校のPTAの方から陳

情書もいただきました。そういういろいろと路線ごとに考えればいろいろと問題はあるわけですが、最終的に私どもの方もある程度の中で廃止の方を認めていかなければならないというふうに思っております。そういう状況下を踏まえた中で、基本的には通学の朝夕の特に高校生を含めた中で確保していかなければならないのかなという、この基本線を置いた中でどうするのかということが一番基本になると思っておりますので、十分そこあたりの理解をしていただき、きょう恐らく全協の中で、また、皆様方にも、また、企画課長の方からちょっと詳しくこのことについては、きょうの全協でも説明をさせていただきたいというふうに思っております。

#### ○1番（出水賢太郎君）

全協の方でまた詳しく各路線の時間を見ながらお話をさせていただきたいと思うんですが、空港バス、これも県の補助が出るということで、路線が維持された、すばらしいことだと思っておるんですが、ただ、伊集院の方の空港バスが10回運行するのを5回に削減される。それから、伊作が12回運行が8回ということで削減されます。その前、まだ林田バスのころだったと思うんですが、串木野から伊集院を通過して空港に行くバスは1時間に1本あったわけですね。利便性がすごくよかった。

ところが、これが10回に削減されて、ひどいときには次の便まで行くのに1時間半とか2時間、時間があるわけです。その間に空港とかで時間をつぶしてもしょうがないから、リムジンバスで鹿児島までおりて、そこから帰ろうという人も結構あったわけですし、そういうのを含めて利用が減ってきた理由になっていると思うんですね。できればやはり現状を維持してほしいなど。聞いたところによれば、林田バスは空港バスを新車に入れかえたそうでございます。これはまだ空港バスに関して

は余力があるんじゃないかなと思うんですが、できれば5回を現状維持10回で、それから、8回を12回と現状維持で要望をする気はないのかどうか、伺います。

#### ○企画課長（富迫克彦君）

空港バスの関係でございます。特に林田に関してでございましたけれども、これまでいろいろ検討する中で、会社の方から提示された乗降客数というのが1便当たり平均6.24人ということで、想定欠損という形にはなっているんですが、2億1,500万円程度会社としては赤字を出しているというように示されております。

以上でございます。

#### ○1番（出水賢太郎君）

これからいわさきグループ側ともそういうお話を詰めていただきたいと思います。

さて次、コミュニティバスの件でございますけれども、ほかの地域、特に東市来も週に4回ですか、それから、日吉は月曜日から土曜日、毎日と、吹上も4日おきと、すごく便数の間隔が多うございます。それに対して伊集院はまだ始めたばかりですから、よきも悪きもどうこう言えないんですけれども、ただ、週に1回だけというのはほとんど利用価値がないわけでございますね。私が住んでおりますつつじヶ丘団地もせっかく団地の中にバスが入ってきたのに1週間に1回じゃちょっといけないよなという声が上がっております、ここをよくまた再考していただきたいなと思っておるわけですが、これでバスダイヤをまた見直すという先ほどお話がございましたが、来年度というお話ですが、大体見直しの時期はどういう形でスケジュールを組んで、いつぐらいに見直しをするのか、詳しくちょっと教えていただきたいんですが。

#### ○市長（宮路高光君）

今回の路線バスの廃止を含めて検討しなきゃならないというふうに思っております。そ

の後の利用状況を含めてですね。特に各地域でそれぞれ今まで差があった。この差があったのはいろいろと要因があると思っております。それぞれの今までのいわさきにいたしましても、林田にしても、バスの便が少なかったとか、特に伊集院地域につきましてはある程度の便数が多かったというもあります。

それで、このコミュニティバスを出すにしても、既存の路線と重複しない中でしなきゃならなかった大きな課題がございまして、これがそれぞれ緩和する中において近ごろ緩和されてきたというのが実情でございまして、そういうことも含めながら、今回特にコミュニティバスにおきます日置市の一つの循環的なものを路線でできないのか。今はそれぞれ旧地域で結束しておりますので、できたらそれぞれの利便を含めた中で、日置市全体の循環も何便かできないのか、そういうものも含めてやりますので、来年の4月というのは若干難しいのかなど。来年を含めた中で、この路線につきましても検討委員会を設けてやっていきたいというふうに思っております。

#### ○1番（出水賢太郎君）

特に伊集院地域のコミュニティバスについてはゆすいんが終着というか、起点になっておりますね。ゆすいんの開館時間に合わせて各地域からバスが来ると。

ただ、これでは通院とか、通学の足という形でのコミュニティバスにはならない。やはりゆすいんありきという考え方は、ちょっと私は考え直していただきたいと思うわけです。

そこで、1つお伺いします。

この1カ月間にゆすいんで乗降した乗降客数、これは幾らぐらいになっているのか、伺います。

#### ○企画課長（富迫克彦君）

8月のゆすいん利用者での合計は降りられた方が466人、乗られた方が523人という形になっております。

#### ○1番（出水賢太郎君）

何もゆすいんに走らせるなど言ってるわけじゃないですので、時間の組み方、10時着ですから、その前は9時35分とか、9時台に出発するわけですが、病院は9時から始まるわけですから、それに合わせた運行のあり方というのをもう一回考えていただきたいと、こういうふうに思っております。

次に、JRの問題でございまして、先ほど市長が言われたように今3駅ございまして、うまく接続されていない現状ですね。これも含めてコミュニティバスを活用して通学の利便性というのを向上していくべきではないかなど。伊集院駅の問題もバスの利用がされていないからこそ、こうやってレーンで車が、自家用車が増えて込んでしまうと。

ですから、バスの利用を促進するためにはバスの利便性を、接続をうまくしないといけないんですが、そこら辺コミュニティバスと既存のバス、路線バスもあります。妙円寺は5路線、5系統、林田の方の路線を継続したいということでお話伺ってますが、コミュニティバスとどう兼ね合いをさせて走らせるか、企画課長でもよろしいですが、今のところそういったお話、JR駅に接続する計画、連絡する計画というのは具体的にどうなっているのか、教えていただきたいです。

#### ○企画課長（富迫克彦君）

妙円寺団地の関係では、現在、5系統、33便、1日運行しております。今ご指摘ございましたように朝夕の時間帯については通勤通学の利用がございまして、1便当たり平均すると7名から8名、雨の日なんかはもっと多いというような状況でございまして。

そういったことを踏まえまして、今協議を進めておりますのはJRの時間帯に合わせた形で、朝夕5便、5周回というんですか、駅と妙円寺団地をつなぐという系統を運行した場合のことを想定して、今協議を進めてい

るところでございます。

○1番（出水賢太郎君）

あと伊集院駅の北口の件でございますが、先ほど検討しているということで、大体もし駅上、上の橋の駅にするのか、どうなるのかわかりませんが、事業費的に大体幾らぐらいを試算されているのか、それから、大体今から検討はしていますが、いつぐらいまでに結果を出したいのか、市長のお考えを伺います。

○市長（宮路高光君）

基本的にこのことについてはJRが主体的なものでございますので、幾ら私どものそういう計画を中で進められるものではございません。今JRとしてどう受け入れられるのか、まだJR内部の中でも検討しているということでございますので、私どももJRのそれぞれの考え方を聞いた中においてそれぞれ試算等しなきゃならないということで、今のところそういう試算も何もしていないというのが実情でございます。

○1番（出水賢太郎君）

JRとの協議で、もしそういった具体的な計画、試算が出た場合には、また我々にも、議会の方にもお示しいただきたいと思えます。

さて次に、2点目の行財政問題についての質問に移ります。

行政コスト計算書とバランスシートをあわせて21年度に公表するというお話をお話を伺っておりますが、もう合併して1年4カ月たちました。理由として旧町の決算と今の市の決算ではずれが生じていたりとかするから、そういうのもあって公表は21年度ということだと思っておりますけれども、ただ、まだまだ自治体の行政コスト計算書を見ますと、今旧町の決算でも単年度で行政コスト計算書だけをつくることはできるわけです。バランスシートはもちろん旧町の資産が絡んできますから、なかなかつくれる事情は察しますけれども、行政コスト計算書というのは人と

か、人的なコストですよ。今この市役所でどれだけの人的なコストとか、物的なコストがかかっているかというのを見ようというものですから、今の資料であつてもつくれるわけですよ、現段階で。

ここら辺の考え方の違いというのが今度特別委員会でも話になると思うんですが、特別委員会でもそういう数字を、データをしっかりと認識しなければならないというふうなお話になっております。やはりちょっと21年度じゃ遅過ぎると思うんですが、市長はいかがお考えになりますか。

○市長（宮路高光君）

基本的に総体の中でバランスシートを含めて21年度と言いましたけど、今言いましたように18年度の決算におきまして人件費率がどうなっているのか、こういう数字はいつでも出すことは私はできるというふうに思っておりますので、そういう提供がございましたら、部分的な人件費、物件費の決算、また、今後、来年度、それとの比較はできないかもしれませんが、これをどれぐらいの中で今後、削減しようという目安づくりには今後なっていくと思っておりますので、そういう18年度の決算が終わったら、皆様方にも部分的な資料は出せるというふうに思っております。

○1番（出水賢太郎君）

やはり行政コスト計算書があつて、それに基づいてアクションプランだと思っておりますね。我々に出された順番というのは逆でしたね。アクションプランが先で、行政コスト計算書、バランスシートは21年度、これではアクションプランの——先ども私は申し上げましたが、中身という問題になってくると思うんです。50億円削減ということですが、50億円削減するということは、それだけ今無駄なコストが50億円あるということだと思われても仕方がないわけですが、そこら辺がコスト計算書がないと私たちも理解しにく

いと。今言われたように数字は出しますということなんですが、今50億円削減するに至った、計画に至った根拠というものは一体どのようなものであったのか、大まかでよろしいですので、答弁願います。

**○市長（宮路高光君）**

基本的に通常、当初合併したときに当初予算が約270億円ということがございます。これを基本的に各市の5万、人口、面積を含めた標準的なその市のあるというのが約200億円程度だと思っております。これはただいままで合併しない中においた市町村の標準的なのが約200億円程度ということで、合併したいろんな要因があるということで、基本的に現時点の予算上の含みの中で約220億円を目標にそれぞれやっっていこうという一つの目安でございますので、おっしゃいましたとおり、それぞれ細かくしたデータの裏づけではございませんけど、そういう各今までの市団体におきます財政規模の中で約、最終的に220億円程度に今後持っていける運営をしていきたいという、そのようなことで50億円の減ということを出しているというふうにご理解していただきたいと思っております。

**○1番（出水賢太郎君）**

市長は大枠の予算の中からこндаけ目標にしないとイケないと、その考えもよくわかります。

ただ、現場の職員もですし、私たちもそうですけれども、具体的にじゃそれをどうしていくのかというのにはやはりデータがないと、裏づけがないと動けないと思うんですね。ですから、そこら辺のところをしっかりと出していくべきだと思います。市長はマニフェストで公認会計士による外部監査の導入を18年度にされる。これは公認会計士とかに頼めば、こういうコスト計算書というの簡単につくっていただけると思うんですが、そ

の辺はいかがお考えですか。

**○市長（宮路高光君）**

今後の問題としては、私のマニフェストの中でも公認会計士を入れた中でこういう、今言いましたように行政コスト計算書もつくったりと、そういう考え方の中でマニフェストに上げておりますので、今後この問題については十分検討をして取り組みをさせていただきたいというふうに思っております。

**○1番（出水賢太郎君）**

それは18年度にされる予定だったわけですが、19年度までにじゃしっかりと実行されるということでしょうか、約束していただけますでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

公認会計士の指導を受けてそれぞれ今からやっていきたいということで、計算書ができるかできないかというのは現実ではございませんけど、そういう公認会計士にこのことについてもご相談しながら、どういう方向を理論的にしていけばいいのか、相談をしていただくということをやっしていきたいと思っております。

**○1番（出水賢太郎君）**

次に、合併特例債に移りますが、19年度から借入総額を30億円以内ということで、いろんな課題というものが非常に山積しておりますので、大変かとは思いますが、これから考え方として70%は交付税で算定されるということですがけれども、借金だという認識というものを持っていたきたいなと思うんです。

一つ例を挙げますと、沖縄の方なんですけど、久米島町というところですね。ここも合併から3年目なんですけど、合併特例債を使っている事業をやったんですけども、4億6,000万円の財源不足が発生したと、ちょっと計画が甘かったというお話もあります。

それから、どうしても借金3割抱えなけれ

ばいけないというところがありますので、具体的なこれから19年度以降にどういった事業にどれだけ使って、どれだけ借金が残りますよ、特例債はどれだけ使って、その分のうちの交付税は幾らで、幾らが地方債として残りますよというふうな5カ年ぐらいの計画というものをしっかりと出していくべきだと思いますが、そうしないと、今まで合併する前は特例債がありますよと言ってあめをどんどん配ってきたわけですね。

特例債があるから何でもできるんだという思いが地域の住民にもあるわけですが、今なかなか小出し小出しにやってる状況ですから、財政が厳しい中でやってるわけですから、そこら辺の計画を財政が厳しい中でも一応これだけはやるけれども、ここまでしかできませんよ、これだけだから、データとしては3割、借金がどんどんふえていくようになるから、ここまでしか抑えることしかできませんというような説明義務というのが市長あると思うんですけども、そういう5年ぐらいの計画、どういうふうに示していくのか、そして、それをいつまでにどういうふうに示されるのか、どうお考えなのか、伺います。

#### ○市長（宮路高光君）

今3カ年の実施計画を基本的につくっておりますので、その中で財政的な裏づけをきちっとした中でお示しができるのかなというふうに思っております。基本的になぜ30億円程度という借り入れをしたというのは、今後19年、20年以降、起債返済というのが、起債返済いかに抑えた借り入れの中で運用をしていきたいというのが基本的な考え方でございますので、その中で今話のとおり、合併債もですけど、有利な起債の中でしかそれぞれのものには活用していけないと、こういうことを基本に考えておりますので、30億円程度というのは今後19年以降の起債償還を頭に入れた中で、外枠でこれだけの形をく

っていかなければ、いろいろと歳出だけが大きくなってしまおうという考え方でございます。

#### ○1番（出水賢太郎君）

30億円の内訳というんでしょうか、どういった事業にどういうふうになって使って、総額で30億円になりますよという計画ですね。3カ年であれば3カ年、具体的にどういった事業、例えば、イントラならイントラでこうですよとか、ある程度の目標というか、計画をぴしゃっと示さないと、地域の方々はみんな不安ですよ。本当に特例債を自分たちの地域にどれだけ使ってもらえるんだろうとか、どういった事業が来るんだろうとか、とんだ借金がふえるんだろうか、やはりこれがしっかりと示されないと、デマではないですけども、要らぬうわさも立つわけでございます。日置市はつぶれるんじゃないとか、泥船だとか、そういうことを言う人も出てくるわけです。やはりここはしっかりと説明責任を果たして、地域の方々に納得をしてもらった上で合併特例債を発行していくというのが、考え方が大事だと思うんですが、市長はいかがお考えになりますか。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的に今言いましたように、これ以上借財をふやさないというのが一番の基本でございますので、今言いましたように歳出の積み上げでやっていくんじゃなく、歳入をどうした確保をした中において今後財政運営をしていくのか、やはりこれが一番基本でございます。今言いましたように、ただそれぞれの事業等におきました中において2年、3年かかって、継続は長くなってしまふ部分もございまして、今後におきます3カ年計画の中におきましてそれぞれの事業におきます範囲におきましても、ある程度今後出てくるというふうに思っております。

#### ○1番（出水賢太郎君）

次に、ミニ公募債の方に移りますが、過疎

債とか、交付税措置がある有利な地方債の方を活用したいということで、お気持ちはよくわかります。

ただ、やはり国の方も大変厳しい財政状況という中で、引き受け手というか、資金の縮小が出てくれば、なかなか発行できなくなる、交付税の措置をされなくなる事情もこれから先出てくるかもしれないわけですよ。今はこれでいいんです。将来的にそうなったときにいろんなところからお金を集める必要性がある。そのための一手段としてのミニ公募債でございます。

私が考えるにミニ公募債のメリットというのは、日置市内の市民の方々に買ってもらうといったときに、例えば、一つ何か施設をつくるときに、その施設は自分たちのお金を借り入れてつくったんだよという愛着とか、それから、本当にこの施設が必要なのかどうなのかといった、そういう市民の厳しい目というのがやはり出てきます。

それと、もう一つは簡単に——簡単にという言い方は悪いですけども、市民と一緒に市をつくっていく、財政を立て直していくんだという気持ちを皆さんに広げることができる効果もあります。

鹿屋市では霧島ヶ丘公園の中にかのやバラ園をつくるということで、その拡充整備のために「プリンセスかのや債」という債券、これをおとしが1億7,500万円、去年、2005年度が。2006年度が5億円という発行を予定しているようでございます。

また、静岡県の今伊豆の国市というところになっているんですが、旧伊豆長岡町、そこが「魅力（ゆめ）！人づくり債」と言って、教育費に充てると、学校建設資金というような形だと思うんですが3億円、ミニ公募債を16年度に導入しております。

これから日置市もきのうも質問があったようですが、老朽化している学校も多々あるよ

うでございまして、その耐力度調査、そして、建設等改築、新築という形になってくると思うんですが、やはりそういうところで地域に密着した施設に関してはこういうミニ公募債を導入することも十分検討してはいいのではないかと考えるんですが、市長はどのようにその点はお考えになってますか。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的にミニ公募債を発行するにしても、恐らく銀行との利率の問題もあると思うんです。利率を市民にどう還元していくのか、それで市民の皆様方が参加するのか、無利子で全部いいとか、いろいろと手法はあると。基本的に今議員がおっしゃるように市民の皆様方がここについては自分が携わっているんだと、その気持ちが十分あらわれていく、だから、いい市民参加型、これはすばらしいことであるというふうに思っております。今話のとおり、基本的には私は今のところはそういう特例債があるものの起債を活用していき、それがいろいろと今後の問題でございますけど、そういうものが交付税、特例債に伴うものについては、利率の問題を含めて検討はしていかなければならない時期が来るときは検討していきたいというふうには思っております。

#### ○1番（出水賢太郎君）

今利率の問題なんですが、伊豆長岡町というところは旧伊集院町と一緒にぐらいの規模の町なんですが、利率が0.5から0.6%と。今のこの時期にいい利率ですので、市民の方も結構飛び込んでこられると思うんです。日置市だって5万3,000人の人口がありながら、お金持ってる人も結構いると思うんです。たんす預金してる方もいると思うんです。いろんな資金を活用して、何とか日置市を盛り上げていこうという気持ちになれば、絶対これは成功すると思うんです。10万円と100万円で1債券で、購入限度額が

300万円という伊豆長岡はやっておりまして、償還期限が5年というような形でやっておりますので、どうかこういうほかの市町村の例をしっかりと検討されて、できれば来年度に向けてしっかりと検討していただきたいというふうに考えます。

次に、持ち債券制度、私もこれは私の個人的な発想も含めてお話したんですが、なぜ私がこのような提案をしたかと申しますと、やはり今以上に市の職員が自分たちの市、市役所を支えていると。そして、自分たちのお金も投入して頑張っているんだよという一つのパフォーマンス。

もう一つは、これは現実的な問題ですが、職員の給与が削減されたりする可能性が、これからも出てくる可能性もある。そうなったときに給与を削減するぐらいだったら、しっかりと返ってくる債券を発行して、それを市の職員が持った方が、給与は返ってきませんが、債券は5年したら返ってくるわけですので、そういった形の方法がいいんじゃないかということで私は提案をさせていただいたんですが、市長はその点はどうぞお思いになりますか。

#### ○市長（宮路高光君）

それぞれ会社におきましては、それぞれ社員に債券を買わせ、株も買わせ、それぞれお互いに利益をしながら、それにまた還元をしていく、そういう部分をしているところもあるようでございます。基本的にそれぞれ職員におきます持ち株債を持つということは、考え方としては、その意識づけというのは十分効果があるというふうに思っておりますけど、今の現実的な中において、これがこの制度をすぐ活用して職員に市債を買っていただくというのは今のところはちょっと現実的に難しい状況であるというふうに思っております。

#### ○1番（出水賢太郎君）

今のところは私もそう思っております。現

実的には難しいだろう。

ただ、将来そういうときになったときに、ああこういう提案もあったなということで、頭の片隅に入れていただければと思います。

次に、コンビニエンスストアの納税の件でございますが、静岡県の伊豆市というところが集中改革プラン、こども今年の3月に出しているんですが、市税の安定確保ということで、物件の差し押さえと購買の実施を平成18年度に行う。それから、平成19年度にコンビニ納付を始めるということで、具体的に具体策を出していらっしゃいます。

日置市も特に若い世代、私もそうなんですが、毎日コンビニには行きます。電話料金とか、例えば、ちょっとしたチケットとか、そういうのも全部コンビニで支払いができますし、郵便局に行くよりもコンビニに行く方が多いというふうな感じですよ。皆さんもコンビニはしょっちゅう利用されてるでしょうからわかると思うんですが、いろんな支払いができます。若い世代は、例えば、市役所が開いている時間は仕事をしてますし、きのうも質問に出ましたけれども、土日開庁とか、開庁時間の延長とかも出ましたけれども、それだけでもなかなか対応できない市民の方もいらっしゃいます。少しでもサービス向上という点でやっていただきたいと思います。

こういう日置市のアクションプランの中には具体策的なところが載っていないんですけれども、できれば今から特別委員会でも審議になるとは思いますが、市税の安定確保のためのコンビニの納付ということをアクションプランに入れ込むことができないのかどうか、市長に伺います。

#### ○市長（宮路高光君）

コンビニの開設についてアクションプランで私は入れなくても、実施しようと思えばできると思っておりますし、さっきも申し上げましたとおり、コンビニにつきましてもいる

いる課題が今のところあると。今県の方におきましては県税の自動車の方、これをしておりますけど、基本的に私ども税の中におきまして固定資産、町民税、国保もなんです。それぞれ納期を分けてやっております。一番簡単に取り組んでいけるのは恐らく私は軽自動車、この場合は1回限りの中においてやっつけられるというふうには思っております。こういう取り組みやすいものからいろいろと研究をしてやっつけなければならぬのかなど。

ほかのものにつきましてはそれぞれ、さっきも言いましたようにいろいろと電算を含めていろんな問題が出てまいりますので、今後におきますコンビニエンスストアにおきまして、特にコンビニのちなみに日置市におきます件数でございますけど、今は12件ございます。特に伊集院が8件、東市来が2件、吹上が2件、日吉はゼロでございます。それがいいのか悪いのか、私もわかりませんが、そういうふうにして地域的にもそのような状況でございますので、そこあたりもご理解しながら、さっきも申し上げましたとおり、各自治体等もいろいろ調査させていただき、今後検討するというにさせていただきたいと思っております。

**○1番（出水賢太郎君）**

これで最後にしたいと思うんですが、税金だけじゃなくて、水道料、下水道料、この辺も視野に入ってくるかと思えます。滞納を少しでも抑えていくというのは必要だと思うんです。若い世代は少しでも便利な方がいい。こういう世の中ですから、時代をよく見ていただいて、早くそういう形で、形を持ってきていただきたい。そうすれば市長の株も上がると思うんです。そこら辺をうまく実現できるように、できれば具体的に何年度までにどうしたいのか、そこら辺まで伺いして、最後の質問いたします。

**○市長（宮路高光君）**

今のところ電算システムを含め、いろんな問題がどれをするのか、そういうもので、何年度からというのは今のところちょっと言明はできませんけど、また、いろいろ検討した中におきまして、また、議会の皆様方にもお知らせする時期が来るというふうに思っております。

**○議長（宇田 栄君）**

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を13時15分、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

13時15分といたします。

午後0時16分休憩

---

午後1時15分開議

**○議長（宇田 栄君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、下御領昭博君の質問を許可します。

〔3番下御領昭博君登壇〕

**○3番（下御領昭博君）**

皆さん、こんにちは。財政状況がだんだん厳しくなってくる一方で、市民の求める要求度は高くなる傾向にある。しかし、今後は限られた予算の中で、いかに市民の要求にこたえて、効率よく活性化していかなければならないと思います。そこで、先般通告していただいた2項目について質問します。

1番目に、要望書の対応・処理についてでございます。

各町時代は、要望書の取り扱いが千差万別であったかと思えます。合併して早いもので1年4カ月が過ぎました。範囲も広がった関係で、要望書の件数もかなり多いのではないのでしょうか。そこで、合併後17年度の11カ月間で、各自治会より要望書が市全体で何件ぐらい申請があったのか、また、各地域別ではどうだったのか、伺います。

②昨年の9月の一般質問で、道路の整備の件で優先順位はどのような方法で決定しているのかの質問に対し、市長の答弁で、基本的には総合計画の実施計画に整備路線を上げ、緊急性・安全性を考慮し、地域の協力体制が整った路線から整備を進めていくとの回答がありました。

今回の要望書については、農林水産課、土木課に関係するさまざまな要望書が申請されるわけです。国に関係するもの、県に関係するもの、また、市単独のものなど広範囲にわたっているのですが、どのような対応をなされているのか、要望書については緊急性を要するものもあると思うが、どのようにして優先順位を決定しているのか、伺います。

3番目に、どのような要望書が最も多いのか、そのうち実施できるのは何%ぐらいなのか、実施できないのはどのような対応をしているのか、伺います。

2番目に、東市来・伊集院区間のアクセス道路について伺います。

財政問題等道路を取り巻く厳しい状況のもとにおきましても、道路整備に対する根強い要望にこたえ、市民生活にとって最も基本的かつ重要な社会資本として着実かつ円滑に道路の整備を推進していかなければならないと思います。

そこで、現在、幹線道路は県道伊集院東市来線、県道仙名伊集院線、国道3号の道路が主で、市道については全くと言っていいほど整備がなされていないのが実情です。地域の活性化や発展または流通体制、利便性、災害時などの緊急性を考慮する場合に、道路の整備が一番必要であると思います。そこで、最小の経費で最大の効果の上がる整備を進めるために、以下に示す箇所について伺います。

①養母地区（広域農道）より、野田地区（国道3号）に結ぶ路線は、市道赤松ヶ迫線、市道下高野線、市道高野平線、市道上高野線

と4路線があり、4路線とも未改良で、幅員も狭い上にカーブも多く、大変危険な路線であります。しかし、この路線は道路を整備することにより、養母地区住民はもちろんのこと、生活道路として、また、流通体制としての利便性はよくなり、何といたっても経済効果があり、活性化するものと私は確信します。しかし、全路線整備することは財政状況の厳しい折、今から申す路線が経済性・利便性についても一番理想的であると考えます。

そこで、質問です。

養母地区（広域農道）より下高野線（野田地区）の一部を通り、国道3号（市道徳重野田線）の交差点に結ぶ路線計画の考えはないか、伺います。

②旧町時代から田代地区住民の強い要望でありましたこの区間は、伊集院地域の市街地に行くために最も利用が多く、最短コースでもあります。しかし、現状は道幅も狭い上、カーブが多く、離合するにも大変危険な路線であります。現在、田代地区住民は、大型車の走行も不可能なため、伊集院の市街地に行くために県道仙名伊集院線を経由して利用している状況であります。道路改良することにより、大型車の走行も可能となり、田代地区住民はもちろんのこと、生活道路としてや流通体制として利便性もよくなり、災害時などの迂回路として利用できる。また、火事や急病などの緊急時の際は、本庁（消防署）からの最短距離でもあり、経済効果があり、活性化するものと考えます。地区住民より、「いつになったら整備してくれるのだろうか。道路が整備されたら非常に便利になるのだけど」といった声をよく聞いたり、相談を受けたりします。

以上のようなことを踏まえてお尋ねします。

田代地区（Aコープ付近）より下神殿地区への道路整備計画の見通しはどうか、伺います。

これで1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

### ○市長（宮路高光君）

1番目の要望書の対応・処理についてというご質問でございます。

要望は、国・県補助事業を伴う規模の大きいものから、施設維持補修及び原材料支給など規模の小さいものまでさまざまな要望があります。合併後11カ月間における各自治体の要望件数は、市道・河川関係で128件、農道・集落道関係で152件あり、地域別の内訳は、伊集院地域が83件、東市来地域が72件、日吉地域が55件、吹上地域が70件となっております。

優先順位の決定につきましては、現地調査を行い、緊急性、事業の必要性等を考慮し、限られた予算の範囲について優先順位を決定しております。

要望の内容につきましては、市道関係では側溝整備、舗装補修、道路改良などが主な内容となっております。最も多いのが側溝整備です。そのうち実施できるのは約60%程度となっております。

また、農道関係では用排水路の整備、農道集落道の維持補修的な舗装などが主な内容となっております。最も多いのが用排水路の整備になっていきます。そのうち実施できるのが約87%程度であります。

側溝整備、舗装等の維持補修的なものは、予算との関連もあり、年次的に実施していきたいと考えております。また、市道農道等の新設改良につきましては、事業費が大きく、市単独では対応できないものがほとんどでございます。今後事業を導入できないか検討を行い、緊急性、事業の必要性に応じて実施していきたいと思っております。

東市来・伊集院地域間のアクセス道路についてということでございます。

養母地区より国道3号の交差点に結ぶ計画

でございますが、通称広域農道からのアクセスとして整備をしなければならない路線と考えております。地理的な条件で、徳重野田線にタッチできるかわかりませんが、市総合計画でも計画されている路線でございますので、特にさっきご指摘ございました国道への4路線があるというふうに認識しておりますけど、この4路線におきましてどの路線を最優先するのか、まだ設計もできてないわけでございますので、特にこの路線につきましても莫大な事業費というふうに考えております。特に基本的にはこの路線につきましても国の補助事業を対象とした中で進めていかなければ、大変着工というのが難しいというふうに考えておる路線でもございます。

また、田代地区より下神殿への路線でございますけど、同じくこの路線につきましても総合計画で計画されている路線でございます。前の路線と同じ国・県補助の導入を含めた中で路線を事業の着手といいますか、見通しというのを決定していきたいというふうに考えております。

今後におきましてもいつも申し上げておりますとおり、新設の道路については特に用地交渉というのが大きな課題でございますので、基本的には地元の皆様方と十分打ち合わせをし、ある程度の用地の確保の見通し、こういうもろもろも私ども道路をつくる上においては大きな優先順位に上げていきたいと思っておりますので、ぜひ地元との地権者の権利のこともそれぞれ自治会長さん含め、いろんな皆様方にもお願いするわけでございますけど、議員の皆様方にもその部分を一番考慮に入れて、それぞれ要望をしていただくようお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

### ○3番（下御領昭博君）

今市長から答弁いただいたんですが、最初から追って再度質問していきます。

要望書についてですが、年何回ぐらい審査しているのか、また、いつごろ締めて、いつごろ行っているのか、お尋ねします。

**○農林水産課長（熊野一秋君）**

この要望の関係についてですけども、まず、18年度実施分につきましては17年度に要望を受け付けるということになります。それから、検査の実施につきましては、一応本年度につきましてはそれぞれの支所でまた若干違いますけども、大体6月から7月にかけて現地調査を行っております。その段階で緊急性、それから、事業の必要性、そういったものを判断しながら優先順位というものをつけながら、そして、最終的には採択、あるいはまた不採択について要望地区の方に一応回答していると、そういった状況でございます。

**○土木建設課長（樹 治美君）**

ただいま農林水産課の方で回答がありましたが、大体考え方一緒でございます。

**○3番（下御領昭博君）**

今本庁と3支所あるわけですが、どのような取り扱いをしているのか、一括して要望書というのは本庁に小さい物件から大きいものまで上げて審査しているのか、その辺をお尋ねします。

**○農林水産課長（熊野一秋君）**

農林水産課に関しましては各支所ごとに要望書は上がってきております。ですから、現地調査も各4支所ごとにそれぞれ実施しているということでございます。

**○土木建設課長（樹 治美君）**

土木建設課につきましても4支所にそれぞれ上がっております。要望箇所等はかなり、先ほど市長の方が申しましたけれども、数が多いでございます。その中ですべてをやりきれないというわけじゃありませんので、予算の範囲内で、優先度の高い順に行っていると。

それから、緊急性を要するという部分があ

ございましたけれども、それはその都度自治会の方から上がってまいりますので、そのときはその予算の範囲の中の部分を、優先を繰り上げて実施しているという状況でございます。

**○3番（下御領昭博君）**

実施された分で、県でするもの、国でお願いするもの、いろいろあるわけですが、市単独事業では大体何件ぐらいで、予算にしてどのぐらいのものなのか、平成17年度の方でわかっているらっしゃったらお示してください。

**○農林水産課長（熊野一秋君）**

平成17年度の農林水産課関係ですけども、要望件数で152件となっております。申しわけございません。これは全体でしたですね。

**○議長（宇田 栄君）**

土木建設課、先に行きますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

**○土木建設課長（樹 治美君）**

それぞれの支所からの要望箇所、これにつきましては本庁の方で要望件数が17年度分です。45件ありまして、40件が確保された。それから、東市来の方では要望件数が28件で4件、それと、日吉で25件のうち13件、吹上で30件のうち19件と、大体59%が整備される、やっているということで、市長の方から答えがありました。今年度につきましては18年度の予算の枠ということもございまして、支所それぞれ要求が多いわけですけども、特に改良が大きいということでありましたが、改良の予算要求が上がりますと、1路線でかなりの額に上がるということでございます。そういうことで、今年度の工事請負費で一応考えている部分につきましては支所の方から上がってきた分を含めて3億8,000万円程度の単独の工事の要望が出ておりますが、枠としましては1億4,700万円ということで予算配分をいただいているということでございます。

それから、維持修繕での関係です。維持修

繕での関係につきましても2,700万円ほどの総体額で要望がありましたけれども、予算的には1,295万円という配分となっております。

終わります。

**○農林水産課長（熊野一秋君）**

農林水産課の関係につきましてもは要望件数が152件という状況の中で、実施件数が132件、87%の進捗となっております。それから、事業費につきましてもは要望額で7,500万円、うち実施額につきましてもは5,180万円ということで、執行率で69%といった状況でございます。

**○3番（下御領昭博君）**

はい、わかりました。実施されている分はいいんですが、先ほども実施されていない分は対応しているということでしたんですけど、ほんの一部かもしれませんが、私も市民の方から申請を大分前にお願ひしたのだけど、何のこともないと、一体どのようになっているのかという相談を受けたことがあります。やはりできないときの対応が一番大切ではないかと思うんですが、市民の皆様にはできない理由を説明して、理解してもらうことが必要であると思うんですが、今後どのような対応をなされていくお考えか、お尋ねします。

**○市長（宮路高光君）**

基本的には自治会長さんの申請で行われるわけでございますので、私どもはできない箇所につきましてもは、上がってきたのにつきましてもは単年度単年度の中におきましてもは自治会長さんにできなかつた理由と説明をきちっとさせていただき、自治会長さんの方が地域にしていく、これを毎年繰り返して今後ともしていきたいというふうに思っております。

**○3番（下御領昭博君）**

先ほどのお答えの中で、要望書について各支所もそれぞれ権限でされるということでしたが、支所についてはどの程度までの仕事の

物件の大きさ、それを支所単独で出しているのか、金額にしてどれぐらいの予算なのか、お尋ねします。

**○市長（宮路高光君）**

支所におきます支所長を含め300万円程度の金額の所要の中におきましてもは、それぞれ支所長を含めた支所の中で実施をしていくということでございます。今後におきましてもそれぞれいろんな変更があつたり、いろんな問題があつたり、大きな問題については本庁との協議をしていただきますけど、いつも指導しているのは支所で、言ってくれたのは、すぐそれぐらいの中においては支所の責任の中で対応できるよう、いろいろとそのような指導を今後ともしていきたいというふうに思っております。

**○3番（下御領昭博君）**

要望書の件についてももう一点だけお尋ねします。

要望書の件で、17年度に出してもらって、17年度に前になる前に検討するわけですが、今自治会の方から要望書を出してもらつたやつで検討をなさっていると思うんですが、私のこれは考えなんですけど、最近財政も厳しい中で、地域を活性化していくためにはやっぱり各校区単位で要望書を出してもらって、地域の住民と一緒に、そこの地域をどうして活性化していくかというような地域に密着した考え方のもとに計画性を立てて、できない物件はできないと、できる物件はできるとして、行政と地域の関係をスムーズにいくためにもそういった取り組みを今後したらどうかと考えるんですが、いかがなものでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

基本的には小学校区におきましてもはコミュニティのあり方を含めまして、今はそれぞれの自治会もございまして、それぞれの校区がどういう方向でいくのか、その自治会単位の中

で解決できない。特に自治会につきましても、道路にいたしましても、それぞれ自治会をまたがってしまう部分もあると思っております。そのような部分を含めまして、今後の日置市の活性化を含めた中におきましては基本的には自治会でございますけど、校区でどういう方向の中で、また、年次的にどういうものを整備してやっていくのか、今後におきましてはそういう校区計画といいますか、今私どもは総合計画をつくるわけでございますけど、その中で今地域、旧町ごとの地域審議会、また、それから次は校区ごとのそれぞれの考え、それから、末端の自治会、こういう縦の中でそれぞれの自治会でできるもの、校区でできるもの、地域でできるもの、そういう仕分けをしながら、今後そのような計画づくりもきちっとしていくことが行政と市民の皆様方が一体化できる形になるんじゃないかなというふうに考えております。

### ○3番（下御領昭博君）

はい、わかりました。

アクセスの道路について質問します。

昨年的一般質問で年間約何キロメートル整備するののかの問いに、市長の答弁で21路線で、総延長3.6キロメートルの改良計画しているとの回答でありました。年次的に道路整備を進められていく考えだと思います。最近市民の方から市街地と地方とは道路の格差が目に見えらるほどであると、そういった声をよく聞きます。市街地は車の交通量や人口も多いので当然だとは思いますが、地方についてもなぜ道路の改良が必要かと考えた場合に災害時などの迂回路として、また、過疎化に歯どめをかけ、活性化するためにも道路整備なくして地方の発展は考えられないと私は思います。

また、高齢化が進む中、運転技能が衰えることなど多方面から検討しても、地方にも道路整備が必要である。そこで、市全域の均衡

を保ちながら、せめて幹線道路については着実に計画していくべきだと思います。

しかし、財政状況が年々厳しくなっていく中で、今後どのような方向性、計画性をもって道路整備を進めていく考えなのか、市長の見解をお尋ねします。

### ○市長（宮路高光君）

特に今回合併したわけでございますので、一番課題として残っている問題が周辺部、特に旧町を結ぶ関係の道路整備というのが大変お困っている。旧町にいたしますと周辺部になって、それぞれの今までのまちづくりが今の支所を含めて交通体系をつくっておったような気がいたします。今後新しい日置市になった場合につきましては、特に中間部といえますか、周辺のその部分が整備がおくっておったという認識を持っております。今後年次的でございますけど、その部分に一番大きなウエートを持ちながら、今後整備をしていきたいというふうに思っておりますけど、さっきも申し上げましたとおり、財源的な裏づけということにおきまして国・県のそういう事業を最優先した中で、それに該当するものから先にやっていかなければならないと。そのほかに過疎債とか辺地債とか、そういう起債の中の対応というのもございますけど、国庫補助を優先した中で今後道路整備を年次的にやっていきたいというふうに考えております。

### ○3番（下御領昭博君）

はい、わかりました。養母の野田線の件についてお尋ねします。

市長もさっき答弁されたんですが、用地の問題とか、いろいろ財政の問題とか、いろいろあるわけですけど、路線ほどの路線をとっても、はっきり言えば軽自動車ぐらいしか通れない狭い道路でございます。もし県道仙名伊集院線に思わぬがけ崩れが、災害などが発生したときに、養母地区の住民というのか、

通れない場合に道路整備を少しでも早く進めるのが私はいんじゃないかなろうかと考えてるんですが、災害時なりの迂回路として、大体いつごろだったら整備をするお考えか、そこをもう一回お尋ねします。

○市長（宮路高光君）

基本的に今ご指摘の路線は急勾配といいますか、取りつけが大変難しい地域であるというふうに考えております。そういう中でございますので、今いつごろということは限定はできませんけど、さっきも申し上げましたとおり、この地域におきます事業費、大変大きな事業費である。

ただ、普通の拡張する形じゃなく、急勾配の中で、ひよっとしたら橋もかけなきゃならない部分も出てくるのかなと、その取りつけの勾配がきちっと上まで上がっていくのかどうか、そういうもろもろを調査していくにはもう少し時間をいただきながら、また、私どもの方もさっき申し上げました国・県の有利な事業を探りながらやっていきたい。今の現時点でいつということは言明できませんけど、そういうめどがつかましたらいち早く皆様方にもお知らせし、また、地域の協力体制というのもお願いしていかなければならないというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

終わり。

○3番（下御領昭博君）

はい、終わります。

○議長（宇田 栄君）

いいんですか。

○3番（下御領昭博君）

はい。

○議長（宇田 栄君）

次に、12番、中島昭君の質問を許可します。

〔12番中島 昭君登壇〕

○12番（中島 昭君）

皆さん、本当にお疲れさまでございます。お昼ご飯が終わりまして、大変元気の出る時間帯ですけれども、短い質問をしております。明快なご答弁をいただきましたら、明快に終わりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

通告してありました教育問題、教育委員会指導主事の配置について教育長に質問をいたします。それは最近心配していることがあるからです。5年半に及ぶ小泉政権が終わり、自民党総裁が決まりました。新しい日本の総理大臣が決まろうとしています。自民党総裁に立候補した3人も教育改革を最優先重要政策に掲げています。とりわけ昭和22年3月31日に制定された教育基本法の改正は、今後の日本を左右する重大な問題となっております。複雑多様化する現在、子供たちの世界を取り巻く環境も大きく変化してまいりました。特に過疎化が進む日置市各地域では少子高齢化が進み、学校教育環境や地域の教育力にも大きな問題を投げかけております。昨日同僚議員が質問しました学校の統廃合問題は小規模校を多く抱える我が日置市にとりましては大きく大切な問題であります。

そのような中、先日、2005年度に全国の公立小学校の児童が起こした校内暴力の件数は前年度より128件増の2,018件となり、3年連続で過去最多を記録したことが文部科学省の問題行動調査でわかりました。中でも教員への暴力行為は前年度比38%増加との新聞報道でありました。

私は以前主任児童委員を拝命し、その職を務めさせてもらいました。期間中に不登校問題など多くの出来事がありました。学校側と地域の民生委員、児童委員さん、また、主任児童委員さんの連携というのは大変重要なこととあります。学校、家庭、地域で問題行動がなければ一番よいのですが、学校現場では多くの問題を抱え、その対応に先生方は大変

なご苦勞があると思います。私の浅い経験からしますと、不登校問題などの事例が起きたとき、いつも指導主事の先生が間に入って、学校との意思の疎通、共通理解に努めてもらい、問題が改善し、大きな成果が出たように記憶しております。問題が生じたとき、保護者が相談できるのは学校の担任の先生や校長先生、教頭先生ですが、時と場合によっては民生児童委員であります。

そして、民生児童委員が頼りにしているのが教育委員会の指導主事です。教育基本法第6条「学校教育」、第2項「法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であって、自己の使命を自覚し、その職務の遂行に努めなければならない。このためには、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。」とあります。

さて、最近心配していることとは、市内の校長先生やPTA会長など地域の代表者が集まった青少年育成の会議で、生徒指導主任の先生方も出席する会議をPTA会員など参加しやすい午後7時からの開催を希望する提案がなされました。

ところが、勤務時間以外だからとの声が聞こえてきました。管理職の職員への配慮と理解もいたします。また、保護者が集まる研修会などの案内状をお届けしても、出席していただけませんし、欠席の連絡もありません。地域の声が学校へ伝わっているのか、心配なのです。

昨年5月、私たちの日置市は合併をいたしました。そして、行政組織機構も大きく変わりました。先ほど来出ております行財政改革は日置市の最重要課題です。行政、議会はもちろん、市民一体となり取り組んでいかなければなりません。

しかし、行政の機構改革、効率化だけを求めて、市民サービスが低下してはいけません。教育委員会も同じです。安全、安心のまちづ

くりの基本は住民サービスです。次代を支える日置市すべての青少年が夢と希望と誇りを持って健全に成長するために、学校、家庭、地域社会が一体になってはぐくみ、見守っていかねばなりません。そのために地域に密着した教育行政、地域の切実な声を聞く体制、地域に出かけ情報を積極的にキャッチする姿勢、地域で起こるかもしれない可能性を事前に想定する意識を持って行動してほしいものです。その潤滑油的役割と指導力を期待している教育委員会指導主事をもっと地域へ密着すべきと思いますが、教育長の見解を伺います。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

#### ○教育長（田代宗夫君）

指導主事をもっと地域に密着したものにしたいということですが、指導主事の配置につきましては、各地域ごとに、旧町ですけれども、現在、担当を決めております。そして、現在、各地域ごとに開催されます行事や事務指導時の訪問、地域ごとの教科部会等地域ごとの諸学校行事の実施につきましては、各地域担当の指導主事が出向くようにしております。

例えば、小学校の水泳記録会は地域ごとに行われますので、各地域の小学校と連携し、各支所の教委総務課と協力して実施しております。各地域の校長会・教頭会、植物採集会、名付け会、事務職員や養護教諭の部会、司書補等の部会などの研修所もありますので、地域に結構出向いているところでございます。

ただ、現在は定期的に支所において勤務するという形態はとっておりませんので、必要に応じて支所で仕事をすることはございます。今後も支所と連携して、仕事内容に応じた対応を考えた上で、より地域に密着した活動ができるように今後もしてまいりたいと思っております。

#### ○12番（中島 昭君）

地域に出向いて行っていると、今教育長のご答弁では学校教育の関係では地域に出向いていってるけれども、地域の行事というふうに今お話がありましたけれども、これは学校の行事ですか、それとも一般的な社会教育的な行事を含めての地域の行事か、その点をまずお尋ねいたします。

○教育長（田代宗夫君）

基本的には地域の行事等でございます。

○12番（中島 昭君）

この4月からこういう体制になっているわけですが、地域の行事といいますのは一般的に学校行事以外の地域の行事、例えば、どういうものか、ちょっとお示してください。

○教育長（田代宗夫君）

先ほども申し上げましたように地域の水泳記録会とか、そのような行事にはすべて担当指導主事が出向くことにいたしております。

○12番（中島 昭君）

水泳記録会、教育長、それは学校のあれじゃないんですか、一般社会教育とか、そういうものの行事ですから、私が申しているのは、例えば、PTAの会とか、子供会の会とか、婦人団体の会とか、そういうことを申し上げているのであって、ちょっと説明が悪かったから私から申しますと、ちょっと違う方向の答弁が返ってきたようで、私の質問が悪かったんだろうと思いますが、どうぞ。

○教育長（田代宗夫君）

大変失礼いたしました。指導主事の場合は基本的には学校の関係する行事の仕事を分担しておりますので、その行事に参加は現在のところはしているということでございます。

○12番（中島 昭君）

おっしゃるとおり、そのとおりだと思うんですが、私が質問をしているのはもっと地域にというのが、その辺の表現というのがちょっとぼけていたようで申しわけなく思いますけれども、担当の指導主事が決まっていらっ

しゃる、地域の人たちが果たしてそれを知ってるのかどうか。私は、さっき民生児童委員の例を出したのは一例としてそういうことを出したのであって、地域に密着していただく必要があるんです。地域からは大変大切な方なんです。教育長が地域にいらっしゃればいいけど、そういうことは当然あり得ないことですので、教育長の代理といえますか、そういう方のかわりに地域に私も毎日いてくださいとは申しません。もう少し密着していただきたい、そういうことの質問だったんですが、もう一遍お願いいたします。

○教育長（田代宗夫君）

先ほどお答えしましたけれども、大体指導主事の職務というのが学校関係の行事ということでしたので、これまではそのような形でしか出席はしていないだろうと思います。ご指摘のようにもう少し地域に密着した取り組みをしてほしいということですので、私どももできるだけそういうことは常々考えてはおりました。

ただ、今話が出ましたような地域により密着したといいますと、どちらかという社会教育関係の絡んだ仕事というのが大変大きいらしいと思っております。例えば、地域のPTA連絡協議会とか、あるいは校外生活指導の連絡協議会とか、あるいは地域の子供会とか、多分そういうことだろうと思います。今中島議員の方からももっと地域に密着した、顔の見える行政をしてほしいということがございましたので、今後は地域担当の指導主事は学校関係と申し上げましたけれども、おっしゃるとおり身近にこれから学校教育の相談を受けたりする意味では地域に知ってもらい必要もあると思います。そういう意味ではそのような直接は社会教育課的な関係の行事であるかもしれませんが、そういう行事にもできるだけこれからは参加させるようにしていきたいと考えております。

○ 1 2 番 (中島 昭君)

まだちょっと私の質問の意図が、私の説明が悪いからだと思うんですけども、もう少し具体的にお話せざるを得なくなってきましたので、例えば、学校に行けない子供がいた。そのときに先ほど例をこういう方々にお話したい、相談をしたいと。例えば、学校の先生の一言で子供が学校へ行けなくなった。そういうときにはどこに相談に行けばいいんでしょう。今までは旧町時代でしたら、その間に学校教育課の指導主事がいらっしやったんです。それを私どもが仕事だから、この本庁に来るのはやぶさかでないんですが、30分も40分かかかる市民にここまで出てきなさいと言われるんですかね。

○ 教育長 (田代宗夫君)

今指導主事を本庁の方に全部配置しておりますけれども、今申し入れのそういう問題とか、いろんな問題が多々あるだろうと思っておりますけれども、ぜひ電話一本かけてくだされば、どこへでも駆けて行って、専門のそれに対応できる指導主事なり、相談員なりをその時間に合わせて相談に応じられるようにしていく計画でありますし、これまでもそういう問題で地域に出かけたこともございます。そういう対応は十分これからもとっていきたいと考えております。

○ 1 2 番 (中島 昭君)

まさにそういう官僚答弁だろうと思うんですけども、教育長、例えば、全然知らない人がぱっと電話かけて、本当の気持ちを相談されますか。そこには民生委員さんが間に入ったり、主任児童委員さんが入ったり、かねて顔を知ってる人、そういう人が間に入るからこそ頼りになるんであって、電話で受け付けていますよ。先ほどの件もありましたけれども、それとはちょっと次元が違うと思うんです。私は指導主事の先生が忙しいのはだれよりもよく存じてるつもりです。毎晩11時、

12時まで、今まで吹上町時代も仕事をされてるのをよく見ました。

だから、煩雑だというのはよくわかるんですけども、せめて1週間に1回か2回、半日だけでも来てもらえば、そしたら地域とちょっと密接にできるんです。教育委員会の中でも、例えば、支所の方で教育委員会の職員がいらっしやいますけれども、その方々と指導主事となかなか接触というのはとれてないんじゃないかと思います。いかがでしょうか。

○ 教育長 (田代宗夫君)

とれていないのではないかと言われますと、具体的な事例が私わからないんですけども、毎月定期的には支所の総務課長、社会教育課長、一緒に集まりまして、それぞれの市の情報、本庁からお願いすべき内容、もろもろ問題点、課題等については定期的には大体月初めにきちっとした会合を持って、そういうことがないように努力はしているつもりであります。

○ 1 2 番 (中島 昭君)

課長以上ですよ。でも、下は知らない、知らなくてもいいんだと。私は教育長のやる気だと思うんですよ。例えば、例を申しませう。教育長は、市ですから、5万3,000人の。なかなかそこまで手が回らないと思っておりますけれども、以前10数年前ですけども、青少年育成のパトロールでPTA会長さんとか校長先生方とか、住民ばかりでパトロールしましょうと。毎月定期的にしてたんですけども、当時毎週暴走族が来るころでした。日曜日の明け方、土曜日の夜から、そして、旧伊作駅周辺に、いわゆるそのころ、今はなれてきましたけれども、いわゆる茶髪、金髪の男の子たちがバイクに乗って、そこに10人ぐらいつもたむろしている時代でしたけれども、そのパトロールのときに当時の教育長は、吹上のですけど、私も一緒に行くと。

そして、同行してくださいました。私は感動しました。そして、なおかつその教育長は、三、四人座ってるベンチの真ん中をあけてもらって、どっかと真ん中に座って、その茶髪の子たちに話しかけてるんです。君たち何か楽しいことがあるかつらいがあるかと、普通の状態で話しかけてるんです、平然と。こういうことをやっぱり教育長みずから、この同じことをしなさいということじゃないんですよ。やはりこういう態度、こういうものを市民が見たら感動して、よし、この人たちのために一生懸命やろうと。そのために教育長、先生がなかなか支所の方には当然お忙しいから行かれない。そのかわりと言ったら何ですけども、学校と地域と結ぶのは断ち切られてるんですよ、今。支所から見るとですね。

ですから、これは不定期でもいいですけども、指導主事をとにかく1週間に1回か2回か、座る席をつくっていただきたいと思います。

#### ○教育長（田代宗夫君）

本音を申し上げますと、私もそうできればいいなあという気持ちは当然持っております。私もこれまでの1学期の指導主事がどの程度外に出たかと、庁内にある会議は全部省きましたけれども、本庁から外に出かけました回数等を全部拾ってみましたが、概数しか申し上げられませんが、大体1学期、1日中指導主事会議の会に出たとか、そういう使えない日を除いた日数の約5割はどこかに出かけている。回数ですね。

ただし、この数は1日に2回出る場合もありますけれども、それでいきますと、大体76日ほどあるようですが、半数は大体どこかに出かけています。全体の3割は各地域に出かけております。あとの2割がほかの地域に専門的なことで吹上の担当指導主事が、例えば、東市来の方の指導に行っているという実態のようです。このような実態、動向を見

てみましたときに、定期的に常時そこに半日据えるというのがなかなか物理的に無理なようです。

ですから、そのようなご意見もあるのも重々承知しております。ですから、せめて出かけたときに、もし午前中に出かけたとするならば、午前中、早目に行って、半日いることは何とか努力すれば、これはできるのではないかなと思って、そのことは何とか頑張るように、今何とかできるんじゃないかと。先ほど言いましたように1学期を見ますと、大体3割ほど行っているようですから、その行った日に半日、あるいは午後に会議があるとするならば、昼から5時ごろまでいて、いろんな情報を得たり、必要なことをしたり、このようなことは物理的に何とかやれるんじゃないかなと思っております。せめてそういう努力をさせていただいて、当座いろんな地域の実情やら問題点やら把握させていただければありがたいなと思っております。

#### ○12番（中島 昭君）

私が期待していた答弁がやっと返ってきたので、そういうことなんです。各地域に担当の指導主事が行かれるんですよ。ですから、そのときにちょっと寄ってもらえばいいんです。その中で、通告書の中には教育総務課の中というふうな表現をしてありましたけれども、そこでなくてもいいんですけれども、極端な言い方をしますと、教育長室もあいてますので、教育長室も。教育長室にでんとということでもなくていいです。テーブル1つ置いてほしいんです。各地域に回ってこられたときに、そこの机を見てほしいんです。つまり、私が一番最初に質問いたしました中に、年間計画で決まっていること、あるいは案内状を差し出しても出席していただけない。欠席の連絡もないということは忘れてるか、忙しかったかということ。

ですから、こういうときも私どもの立場か

らすると、指導主事のテーブルの上に、今度  
いついつこういう会がありますから出席方よ  
ろしくお願ひしますと、そうしたことを置い  
とけば済むんです。そういう一回一回、本庁  
の方の教育委員会に連絡をとらなくても、事  
は済むわけなんですよね。ですから、当面は  
定期的に日にち、あるいは曜日を決めなくて  
いいですけれども、まず、机、連絡をする場  
所、そういうのを設けられないのかどうか、  
それが一つと。

今先ほど教育長は前向きなご答弁をしてく  
ださり、気持ちはあるんだと、やりたいんだ  
けど、今はこうだと。だけど、3割は各地に  
出向いているんだと。そういうときのちょこ  
っとその時間を割いて、その席に、ある  
いはそのところに行ける努力はしたいとい  
う思いがあるということでしたので、現実的  
に机をどこに置くか、それはちょっとわから  
ないですが、置いて、そういう形をとれるか  
どうか、ちょっともう一遍お願ひします。

○教育長（田代宗夫君）

場所的な問題はわかりませんが、ぜひ  
そうしたいと、そのことは思っております。  
先ほど会議のときには、できたら午前中だっ  
たら午前中いるようにという体制をとると申  
し上げましたが、そのとおりに努力をしたい  
と思ひます。

ただ、先ほど申し上げましたように午前、  
午後は次の会があったり、そういう研究とか、  
重ねて別な会がある場合とか、多々あるかも  
しれませんけれども、できるだけ会議のとき  
はそのようにするように指導してまいりたい  
と思ひしております。

○12番（中島 昭君）

せっかく明快なご答弁をいただきましたの  
で、私にとりましてはするということですので、  
いつからするかは、そこまでばんとお願  
ひいたします。（笑声）

○教育長（田代宗夫君）

明日からでもやりたいと思ひしております。

○12番（中島 昭君）

大変ありがたいご答弁をいただきましたと思  
ひます。これは私は学校と地域を結ぶかけ橋、  
これはこういう合併をした、大きくなった、  
そして、距離的に遠くなった。これはいたし  
方のないことなんですけれども、地域の人た  
ちの気持ちの問題、あるいは本当に私もそこ  
の中に入っているときに苦悩している本人や保  
護者を何回もお会いしました。何十回、何百  
回だったと思ひます。本当に苦勞されていま  
す。学校だけではなかなか問題解決ができな  
いんです。そのときにやっぱり民生委員さん  
とか、主任児童委員さんとか、そういう方々  
が間に入って、いろんなことでサポートして  
ください。こういうことがなければ一番い  
いんですけれども、ないとは言えないです。  
これは不登校だけじゃありませんので、です  
から、指導主事の先生、お忙しいのもよくわ  
かります。

しかし、地域住民としては非常に頼りにし  
ており、ですから、ご答弁いただきましたの  
で何ですけれども、ぜひ地域住民が期待して  
いるんだということを、あんたたちは忙しい  
かもしれないけど、地域住民のためにこたえ  
てくれと、指導主事にお伝えをいただきたい  
と思ひまして、終わります。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議  
を14時25分といたします。

午後2時14分休憩

---

午後2時25分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、21番、松尾公裕君の質問を許可し  
ます。

〔21番松尾公裕君登壇〕

○21番（松尾公裕君）

私は次の3問について質問をいたします。  
道路改良についてでございます。

合併をして均衡のとれた旧4町の発展をしていかなければならないと市長はたびたび言っておられます。また、どこに住んでいても不便を感じない地域づくりをしていかななくてはならないと言っております。

その均衡のとれた発展、不便を感じない地域社会を構築するには道路の整備、改良は地域振興にとっては不可欠なものであります。しかし、国の財政状況による地方への補助金や交付金の減額による県や市の財政は厳しい状況で、投資的な公共事業が厳しく抑制をされ、県道や市道の改良が思うように進んでいないのが現実であります。

さて、このような状況であります。私は、東市来の動脈である県道山田湯之元停車場線、養母長里線の改良が継続しておりますが、なかなか思うように前進をしておりません。

山田湯之元線の皆田校区の部分の水田部分は約1キロ近くありますが、車の離合の場合、必ず一方側の方が広いところに待たないと車の離合ができないという状況であり、このような県道はほかにはないのではないかと思います。湯之元と上市来を結ぶ重要な路線であり、この道路の改良によって、今後町と農村との交流が一段と進めば、経済的な発展につながると思います。

一方、養母長里線は、農村部の方は改良がほぼ済んでおりますが、肝心の長里のまちとの部分が改良されず、今国道側から進めておりますが、中学校入り口でとまっております。この2つの県道の現在の状況と今後の推進計画を伺います。

次に、市道皆田長里線は重水議員が昨日質問しましたが、重複する部分があるかと思っておりますが、私なりの質問をしたいと思っております。旧町時代は1級町道として改良の重点箇所となっておりましたが、他の2カ所の補助事業が

優先され、先送りにされて今日に至っております。旧町時代から長里市来線が終わり次第、地方道路整備事業で進めたいとのことでありましたが、私はせめて来年からは過疎債等を活用して、実施設計に入るべきだと思います。

合併前の旧町のときの質問では、18年度から着工できると答弁をいただいております。地元住民の方もそのように理解をしております。合併をしたために何年もおくれるようでは政治不信につながります。行政、住民が信頼関係を持って進めていかななくてはならないと思います。この皆田長里線に対する市長の考えと、せめて来年あたりは実施計画に入るべきだと思いますが、その計画を示していただきたいと思っております。

次に、養蚕試験場跡地についてであります。

さきの3月議会で谷口議員が質問をしておりますが、そのときの答弁で、県は17年度をもって養蚕試験場を廃止し、跡地については今後県とも協議していくとの答弁でありましたが、また湯田協議会でも、この跡地の活用についていろいろと議論をしているところであります。約4ヘクタールのうち宅地部分が約1.3ヘクタール、畑地の部分が2.7ヘクタールあります。現在県の所有地であります。残りの畑地部分の活用を県も市も、地域活性化のために考えてもらいたいのであります。この地は湯之元の中心地から四、五〇〇メートル離れた住宅地であり、高速道路の市来インターや買い物なども近く、県道、市道、国道3号線も近いことから、住宅地には最高の場所と思われれます。

東市来は県営住宅が非常に少なく、また市営住宅の待機者が多くおり、人口減少の歯止めや地域活性化のためにも、この場所は公営住宅が最適地と思っております。これからの東市来地域は高齢化が高くなり、人口も年々減少傾向になっていくと統計でも出ております。これからますます伊集院と串木野との谷間にな

っていき、人口や産業が衰退していくのではないかと考えられます。日置市内の均衡のある発展のために、このすばらしい適地を生かさないとはいえないと思います。市長の積極的な勇断ある答弁を求めるものであります。

次に、入札制度についてであります。昨日、池満議員より予定価格、希望型入札の質問がありましたが、これも重複の部分があるかと思いますが、私なりの質問をしたいと思いません。

昨年の贈収賄の事件や談合事件で、合併当初から本市の名誉は大きく失墜をしましたが、その後、いろいろの対応や職員倫理の向上により、日々、日置市の名誉も回復しつつある状況であります。

さて、本市も各種の事業がありますが、この投資的事業によって市の生活基盤づくりや教育・福祉の基盤づくりが行われております。この公共的事業は公正で厳格なものではなくてはなりません。そこで、入札制度がありますが、近年、県を初め予定価格を公表する入札制度が本市を初め他の11の市でも実施されておりますが、この改善策は談合や不正防止のために実施されるものであります。現在は以前とどのように変わったのか、現状の方法はどのように評価しているか伺います。

また、現在は指名競争入札であります。今回、希望型入札制度を年度内施行を決めていますが、この希望型を取り入れた場合のメリット部分を考えた上でのことと思っておりますが、事業によっては希望の多い事業、希望の少ない事業等が出てきて偏るのではないかと思います。また、これによって過剰な競争によって設計どおりの適正なものができるか、一方、希望の少ないものは競争入札が弱いのではと予測しますが、この希望型入札は業界に混乱を招くものではないか、また適正な入札方法であるのか伺います。

以上3問について誠意ある市長の答弁を求

めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の道路改良についてということでございます。その中の1番目では県道の関係のご質疑でございますけど、基本的には県道でございますので伊集院土木事務所の所長が答弁すれば一番明確にいくわけでございますけど、私なりの考え方の中で答弁をさせていただきたいというふうに思っております。

山田湯之元停車場線、養母長里線の東市来地域では、現在数カ所で県道の整備を進めていただいております。現在の整備状況は、山田湯之元停車場線が全体計画延長1,100メートルで平成15年度から事業に着手し、平成17年度に130メートル整備しております。本年度も260メートルの工事を行う予定であるようでございます。

養母長里線では、古市地区が全体計画延長1,200メートルで平成13年度から事業に着手しており、また鶴丸団地内の260メートル区間の整備を完了しており、本年度は小川橋のかけかえと国道3号線沿いの用地買収を行う計画であるようでございます。

また、梅木地区では全体計画延長600メートルで平成13年度に事業着手し、平成17年度末で340メートルの整備が完了し、残り260メートルを19年度までに完了させる予定であるようでございます。

進捗状況を見ますと整備が遅れている箇所もあるようございますけど、今後、市といたしましても事業費の確保による早期整備を県に要望するとともに、関係地権者の理解をいただき早期完成ができるよう、県と一体となって整備を促進していきたいと思っております。

また、市道長里皆田線の整備でございますけど、このことにつきましても本会議におきましても、また前の議会におきましても幾度

かご質問をいただいているものでございます。今、ご指摘ございまして、基本的に、合併したから遅れたというふうには理解しないでほしいと思っております。基本的にこの路線につきましても、旧町におきましても国庫補助金事業の整備をする後にするという方向性であったというふうにお聞きしてございまして、特に長里市来線、これが完了した後にここに着手するというふうにお聞きしてございまして、この長里市来線の方が若干用地買収等が難しく、事業が伸びたというふうにお聞きしてございまして、これが完了する中におきまして、前の地域整備事業におきまして、各旧町1つずつの整備箇所で行ったので、東市来におきましてもそのような状況の中で、次は皆田長里線に入るんだということを決定されておったというふうにお聞きしてございまして、

今、議員の方が過疎債でも早く着工してくれということをございまして、基本的にも先ほどお話のとおり、過疎債で着工した場合につきましても、それぞれ過疎債も予算枠というのが限定されますので、恐らく過疎債で入っていても着工は約、先ほど申し上げましたとおり約7億5,000万円程度かかりますので、これでいけば何年かかるかちょっと私の方も予測はできない。それよりもきちっとこの国県補助の中にのっとって55%補助をいただき、それに伴いまして過疎債また合併債等でも使っていけば、早い形の事業が完了するというふうにお聞きしてございまして、ここにつきましても、特にこの長里市来線の終了後の中で一番最初に入りたいというふうにお聞きしてございまして、ご理解をいただきたいと。住民から行政の不信感ということもここで言うてございまして、そういう事情もきちっと私どもも説明責任をしながら、議員の皆様方もどういう事情の中であったということの説明責任をして進めて地元の理解を得ていきたいというふうにお聞きしてございまして、

2番目の養蚕試験場の跡地につきまして、このことにつきましては先般の議会の中でも答弁したとおりでございます。基本的には今年の3月に廃止ということをございまして、4月から応用昆虫の研究部門を県農業開発センターの方に移転しておるとございまして、県につきましても試験場跡地については国からの試験委託がまだ今月いっぱいということになってございまして、今月いっぱい過ぎなければこの土地についてはいろいろと協議ができないという報告をいただいております。県といたしましても、この国の委託事業の9月末で終わった中において、10月から11月にかけて試験場内にあります桑を抜根するというふうにお聞きしてございまして、

それを受けまして、今私どもは今後県との交渉に入っていかなければならないというふうにお聞きしてございまして、今後、特に跡地利用につきましても地域の皆様方のご意見も十分賜りながら、また特に県との問題の中におきまして、これをどういう形の中で払い下げができるのか、基本的には私どもは無償で譲渡してほしいという要望は出すつもりでございますが、これはまだ最終的に県の考え方もございまして、そのことも踏まえながら、今後計画を立てていかなければならないというふうにお聞きしてございまして、

入札予定価格につきましては昨日の同僚議員の中でお答えしたとおりでございます。特に入札予定価格の公表につきましては、入札契約手続の透明性、競争性の確保や職員の不正行為の排除が図られることから、平成17年7月以降、事前公表をやっているわけでございます。そのような中におきまして、職員への不正行為等は見受けられないということでございます。まだ1年でございますので、特に落札率を含めましてそこあたりを検証していかなければならないというふうにお聞きしてございまして、

大方の県内におきます市また県も今は事前公表ということをしておりますので、当分の間この事前公表を実施していきたいというふうに考えております。

また、受注希望型の入札制度でございますけど、基本的になぜこれを今回取り入れていくかということでございますけど、やはり受注意欲のある建設業者を育てていきたいと、そのような考えの中で今回この受注希望型を取り入れていくということでございます。

基本的には指名競争入札とどう違うかということでございますけど、このことによってある人から、市外から来たらどうするのかとかいろんな形も言われております。基本的にはある程度の制約をした中におきまして受注希望型の確立を図っていきたくと。結果的にどうなるのかまだ試行してみなければわからない部分もございますので、さきも答弁申し上げましたとおり本年度中にそれぞれの格付がございまして、格付に即して、また地域別をして、そういうものも実施した後に本格的な取り組みをやりたいというふうに思っており、本年度中に試行をやるということで御理解をいただきたいというふうに思っております。

#### ○21番（松尾公裕君）

順を追ってまた2回目の質問をさせていただきたいと思っております。

この山田湯之元線、養母長里線でございますが、私の感想からしますと、山手側の方は整備がだんだん進んできているわけですが、町の方に向かっての整備がなかなか進んでいかないということで、去年から少しずつ始まっておりますが、先ほどの説明では13年から始まっておると、養母長里線はそういうことでございますけれども、なかなか動きが私たちが予想するのよりも大変遅れているのではないかなと思ったりするわけですが、私は、市長もこのことについては県の方に強

くお願いもしてもらっているだろうとは思いますが、やはり市の方から強くやっぱり県の方にも要望していただかないと、なかなかこの事業は進んでいかないのではないかなと思っておりますが、いわゆる東市来の全くの私はこの2つの道路は中心であり動脈であるのではないかなと、これがそれこそもう五、六年前に完成していたなら東市来の発展はもっともっと発展をしていたのではないかなと、そういうふうには思っているわけでありまして、農村と町をつなぐ道路として市長はどのような認識をこの道路について思っているのか伺っておきます。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的には県道の中におきまして県の予算の枠の中でするわけでございまして、特にこの近年、この東市来におきます県道に対します事業費はほかの地域よりも大変大きなウェートを占めておるということを最初にご説明申し上げさせていただきたいと思っております。今回におきましても約2億2,000万円程度の事業費の中で県道でやっておりますけど、何しろ5本やっておるということで一々路線につきましては大変目につきにくい、1路線に約5,000万円程度の事業費でございますので、今議員がおっしゃいましたとおり100メートルかそこあたりしか行かない部分もあって投資効果があらわれないと、これ分散しておる関係で。みんなその地域、この東市来地域を含めいろんなところもございまして、やはりたくさん路線がありますので、少しずつ自分のところをしてほしいというのが願望であるんじゃないかなと思っております。

この関係につきましても県の関係でございますけど、私ども市の負担というのも5%必要でございますので、そういうものも含めながら、今後やはり遅れている地域につきまして集中でいいのか、やはりある程度分散しなが

らほかの路線も並行して整備をしていくのか、今県におきましてもやはり優先順位といいますか、そういうものをつけてくれということも言われておりますので、十分今後この整備につきましては県と打ち合わせをしていかなきゃなりませんけど、県自体がこの道路整備におきます事業費の確保ということが一番大前提になるということでご理解をいただきたいと思っております。

#### ○21番（松尾公裕君）

私は、全体では2億2,000万円ということで、5本もあるから目につかないだろうということではありますが、そういうことになるのかなと思っておりますけれども、今回この計画をされた山田湯之元線、養母長里線のこれは一体全体いつごろ完成年度をある程度その年度はあるだろうと思います。市長が聞いている範囲内で大体完成年度というのはいつごろになるのか。そして毎年、毎年度大体似たような、今おっしゃったその金額が毎年度平均的に、非常に財政が非常に厳しいわけです。ずっと平均的にいくものかなという非常に先々が非常にこう心配をしているところがありますが、そこらについて市長のこの認識はどうでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

私も県の財政の実態というのがわからない部分がございますので、毎年これだけ来るのかちょっと不安であるというのも私自身自身も感じてはおりますけど、それぞれの要望をやっていくわけでございまして、何年度に完了するのか、ここも私どもの方もまだ伺っておりません。基本的には単年度単年度の事業費が割り当てられた中において配分をしていくということでございますので、私どもは毎年現年並みという中で事業費を確保してほしいということで今も県の方に要望しているところでございます。

#### ○21番（松尾公裕君）

それじゃ、現年並みということでひとつ努力をしていただきたいと思いますと思っております。

皆田長里線でございますが、長里市来線が終わり次第ということで納得をしてくれということでございます。私はこの問題については一つと旧町時代から一貫して質問しては着工ができるということに来ておったわけです。で、国庫の交付金事業がですね地方道路の交付金事業がどうだったのかわかりませんが、それがやはり市来線が遅れてしまって今日の状況になっているわけでありましてけれども、私は地方道路の整備交付金を次は当てはめると、次はそうするんだということをはっきり言ってくださいましたけれども、住民も、まあ19年度あたりからはせめて来年あたりからは実施設計が、買収も始まるのではないかなということ期待をずっとしておったわけです。ところが来年もまだちょっとできないというようなことになってしまうわけでありましてけれども、例えば今の地方道路の整備交付金、これは当然当てはめていきますが、その前の準備の段階である実施設計ですね、実施設計は別な資金あるいはそういう基金、いや基金じゃなくて過疎債あたりですね、そういうもので前もってそういうのはできないのか、それをしたあげくその次の20年度に地方道路に入ったらと思うんですが、そういうことはできないんですか。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的には単独で実施設計をしなければできないという理解していただきたいと思います。今私が申し上げておりますこの国庫補助金につきましては実施設計からきちっと、それ事業費の枠に入りますので、なるべく私どもは国庫補助金を採用した中においてやっていきたい。今おっしゃいましたとおり過疎債で入るにはまた過疎債でずっといかなければ、過疎計画の中で実施をしていく。

過疎債から急にぱっと、すぐ設計から乗りかえるというのは難しいというふうにご理解していただきたいというふうに思っております。

#### ○21番（松尾公裕君）

別々にするのはできないということですね。そうしますとやはり実施設計、いわゆる工事は1年またずれ込むわけでありましてけれども、交付金の問題、いわゆる地方道路の整備交付金についてはこの後、この2年後にはするということではありますが、これは必ずその交付金事業は次もちゃんとできるということは確証できますか。

#### ○市長（宮路高光君）

今の制度で確証というわけにはいきませんが、基本的にこの長里市来線が済む中におきましたらやっていく。もしこの交付金事業がなくてもさっきも申し上げましたとおりそのときは最終的には過疎債か合併債か使っていかざるを得ないのかなと。それだけこの路線につきましても今までの継続的な流れがございましたので、私の方もあらゆる策を講じてこの路線については整備をしていきたいというふうに思っております。

#### ○21番（松尾公裕君）

それじゃそのようにひとつよろしく、しっかりとお願いを申し上げたいと思います。

次に入ります。養蚕試験場の跡地であります。私はこれを公営住宅にお願いしたらということだと思っているわけでありましてけれども、10月から11月にならないと県との交渉はできないということがございますが、やはりこれから先の目標というものをやっぱり持たなければいけないかなと思っておるところであります。特に県営の住宅が東市来は大変少ないわけでありまして。読み上げてみますと市来町は96戸もあるわけです。串木野は217戸、東市来は32戸、伊集院は289戸、日吉町は26戸、吹上は30戸というようなことになっておりますが、隣のい

ちき串木野の市来が96戸もあるんです。うちの本市の伊集院町は289もあるわけでありまして、東市来の現在の状況は32戸なんです。非常に県営住宅としては少ないと。市営住宅はある程度あるかもわかりませんが。県営住宅をぜひこれは呼び込んでいただきたいと、県に対して。これ要望していただきたいと思っておりますが、この戸数が少ないと、県営の戸数が少ないということと、この県に対しての要求というのはどうでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

今の公営住宅の建設に含めまして、基本的に公営住宅につきましても今県としても、基本的な考え方で何ですけど、建てかえを主にやっているというのが実情であるというふうに思っております。新規で県営住宅をお願いする中におきましても、一つのアプローチをする大きな一つの何かをしなければ難しいのかなと。私もなぜ東市来地域が県営住宅が今まで少なかったかどうかというのは存じ上げておりませんが、ご指摘のとおり少ない状況であるのかなということはおわかりました。

今後、この跡地の中で公営住宅がいいのか、またどういう形の中でこれをしていけばいいのか、基本的に今約4ヘクタールぐらいあるわけがございますけど、ここに今家畜保健所が入っております。この中におきましてどれだけの面積がもし払い下げができるのか、まだそこあたりも確定もしない中がございますので、要するにある程度その土地の確定もした中において今後の跡地利用というのを検討していかなければならないのかなというふうに思っております。

#### ○21番（松尾公裕君）

土地が確定をまだしてないということでもありますので、まだその判断しかねるというようなことではございますが、もうしかし10月、11月には県との交渉ができるわけでありまして、そういった地域の要望と申しますか、

地域の方でもそういう声もあります。場合によっては人によっては企業の誘致をという話もありますが、私はやはりこの地域の活性化、それから人口減少に歯どめをかける一つのそういった手段としてこれはぜひ公営住宅を、県営は非常に厳しいようなことを先ほどおっしゃいましたけれども、県営が厳しいのなら市の方でこの払い下げをしてもらって、何とかそういった市営の形かあるいは今PFI方式があります。これを市長はもう以前から、こういう方法がありますといってもなかなか実行には移さないわけですね。ですからこういういい機会にそういったことも考えて、両面考えて私は進めてもらいたいと思いますが、どうですか。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的に先ほど申し上げましたとおり土地の確保をした中でそういういろいろと選択肢、おっしゃいましたとおりこの地域に公営住宅これも一つの選択だというのは私どもの方も考えておるわけでございますけど、今度はもし建てるにいたしましても財源的なものをどうするのか、今言ったように民間活用するのか、いろんな方面があるというふうに思っております。まずもってはやはり県とのこの交渉をした後においてまた皆様方にも協議し、いろいろと活用について論議をしていただきたいというふうに思っております。

#### ○21番（松尾公裕君）

それじゃまた地元の意見も聞いて、そしてまた、そういった公営住宅の方向で、もし県が県営住宅をつくってもいいよというようなことがあれば、これはもう進んで、そういったことも県の方にやっぱり要望もしないと、県はもうつくらない方向だよと最初からそういうふうに前提があるといけませんので、やっぱり市長が県営住宅をぜひつくってくれんかと、地域の人たちの希望もある、あの状況から見ればどうしてもやっぱりあそこは必要

なんだということをやっぱり強く訴えてもらわなければいけないと私は思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に入ります。入札制度についてであります。これは談合防止とかあるいは不正防止とかそれから落札の価格の適正化といったものをできるだけ公正にするために予定価格の公表というのはなっただろうと思いますが、まだ1年もたっていないということで、落札率についてはちょっとまだ判断はまだできないようなことを言っているらしいんですが、今回希望型のことも考えているということをお聞きするに、やはりそういった落札の部分が、落札率のことがやはり気になっているのではないかなと私は思っているところでありますが、それについて、落札率についてどう評価しているか。現在、この間の新聞にも出ておりましたが、5年度のがそれぞれ出ておりました。伊集院が平均が87%、一番高いところが日吉町で97%、こういうことで平均的には93ぐらいになるんですかね、なっておりますと思いますが、この落札率についてやっぱりこれではいけないと思っていられるのか、そこはどうでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

この落札率について事前公表したからそうなったのか、この落札率についてはいろんなまだ違う方面の要因もあるのかなというふうに思っておりますので、一概に事前公表したからそれぞれこの結果が出たのか、また地域別もそれぞれであるようでございます。まだ私どももやはりこのことについては十分まだ検証し検討すべきことじゃないかなというふうに思っております。

#### ○21番（松尾公裕君）

この予定価格のことですが、これを公表して今やっているわけですがけれども、もちろんこの設計価格というものをもとにして予定価格を市長が判断してされるわけですが、この

予定価格というのはいろいろ業者さんにも聞いてみますと、もうある程度一定しているのかなというふうなにも聞こえたりもしますが、めりはりが、この事業についてはこれぐらいは当然できるはずだ、この事業についてはこれはちょっとやっぱあんまりそんなにできないんだというようなそういう高低が、予定価格の高低をつけているのかどうか、それはどうですか。市長。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的に昨日も話ししたとおり積算の基礎の付加金がございます。その中に予定価格の設定におきましては構造物をつくる形の設計なのか、また物品等がたくさん入っている設計の内容なのか、またそれぞれ壊す部分の工事なのか、やはりそういういろんな種目によってある程度の予定価格の設定というのは変動していくというふうにご理解していただきたいと思っております。

#### ○21番（松尾公裕君）

変動するということでございますが、きのうも池満さんの方から話がありましたが、落札率は非常に低過ぎるのもあったりするわけです。当然、設計価格等があつてそして予定価格を市長がするわけでありましてけれども、きのうの話にもありましたが、陸上運動公園の競技場の42%ですね、それから極端に昨年9月に伊集院中学校の建てかえの基本設計ですか、これ960万円が105万円に落札してるんです。これは落札率11%なんです。これ非常にもう10分の1に近いというようなこういうことがあるわけです。これは市長は当然これはこれについての予定価格をばちゃんと出ささうと思つていますが、これはこういつたこういう差が物すごい非常に低過ぎるわけです。これは設計者にその後聞いたんでしょか、なんでこんなに違うのかと、落札がこんな入札価格が落ちるがということなどと、それから、いわゆる予定価格との差

が物すごく大きいわけですが、そこでやっぱ不思議に感じるのが当たり前だと思いますが、そういった点で市長はそういう一つの設計価格についての検証はどうだったんでしょか。

#### ○市長（宮路高光君）

その落札率の価格の中で仕事がどうか、基本的には私どもはこの価格でできるかできないか、一応その業者の方には話をし、できるということであれば、特に今一番問題はその後管理体制だというふうに思っております。特に低くなつた中で本当にそれなりの品物を入れているのか入れてないのか、どうなるのか、やはりいろいろと低い部分のところにつきましてはそこにおきます管理体制というのをきちつとやっつけていかなければならぬというふうに思つておきまして、特に低い分については県の技術センター、ここの方にも委託をしてそれぞれの監理設計がきちつとついているのか、そういうことにも注意をしながら、低いものにつきましては嚴重な目を光らせて完成をさせていくと、そういう方向で今実施をしております。

#### ○21番（松尾公裕君）

そういうことで、非常に設計価格というものがもつたになっているわけですが、落札と大きく低いものがあつたり、またほとんど余り予定価格に本当に近いのがあつたりいろいろありますが、この設計の価格ですね、設計の価格というのは公表はできないんですか。予定価格は当然設計価格をもつにして、もつにして市長がこれ判断するわけですが、設計価格というのはいちもうわかつてるわけですよ。これは公表はできないんですか。

#### ○財政管財課長（福田秀一君）

設計額の公表については好ましくないということで、設計額の公表はいたしておりません。

#### ○21番（松尾公裕君）

これはできないんですかね。以前は、予定

価格はなくて2年ぐらい前旧町では設計価格を事後公表したんです、事後公表したんです。事後公表はできるんじゃないでしょうか。これは何かそういう法律があるんですか。どうですか。

**○財政管財課長（福田秀一君）**

法律はないと思いますけれども、ただ、いわゆる予定価格といいますかそういったのが類推されるおそれがあるというようなことから、ただ、現在はもう公表しなくても業者さんがいろんなシステム、積算システムが非常にこう進んでおりまして、公表しなくても大体の設計額は計算できるというようなふうには聞いておりますけれども、公表自体はいたしていないところでございます。

**○21番（松尾公裕君）**

それじゃ、それはもう業者さんと全くほぼ一緒だということですので、公表はしなくてもいいのじゃないかというようなことでありますけれども。

次、希望型の入札のことでありますけれども、この希望型入札ちょうど今年の7月の17日でしたか新聞に発表されましたが、突然発表されまして私どもびっくりしておったわけでありましてけれども、これはやはり意欲のある業者の参加機会と、それから希望者を募り競争に反映するんだということなどが利点として挙げられているわけですが、これは本県ではどこかやっているとところがあるんですか。それと全国的にはどうなんですかね。伺います。

**○財政管財課長（福田秀一君）**

県内ではまだ私どもはちょっと承知していないんですけれども、全国的にはやっているところではございます。ただ、私どものこれは今受注希望型というふうに呼んでおりますけれども、この呼び方を変えて条件つき一般競争入札というような呼び方で同じような内容でやっているとところもございまして、同じよう

に受注希望型という呼び名でやっているとところも全国的にはございます。

**○21番（松尾公裕君）**

県内では初めてということではありますが、そんなに急いでやらなくてもいいのじゃないかなと私は思っているわけではありますが。これはただ希望型をとった場合、先ほどもちょっと言いましたけれども、希望の多い事業それから希望の少ない事業というのがやっぱり出てくるのではないかと、希望の多いのには今10社ぐらいで大体指名競争やっておりますけど、これ20社も幾らも一遍に来た場合、事業によって偏るんじゃないかと、多いのと少ないのとあるのではないかと思います、そこはどうですか。

**○市長（宮路高光君）**

そういうことを踏まえまして一応ことしに試行をすると、試行です。試行して本格的にするのはその先であるということではございまして、このことについてはきょうの全協の中でまた担当からいろいろと詳しい、――入札の委員会がございましたその報告を踏まえまして、きょう詳しくまた説明をみんなにさせていただきたいと思っております。

**○21番（松尾公裕君）**

きょう全協でまた話をするということではございますけれども、私はこれが本当に過剰な一つの競争になって、適正なものが本当にできるものかなと、物すごい落札率が下がったりして本当にいいものができるものかなということが1点と、それから、強いものが小さなものを食っていく、いわゆる弱肉強食が起きるのではないかと思います、そういった混乱というのは招かないものかなと思っております。

**○市長（宮路高光君）**

それぞれ、さっきも申し上げましたとおりが付の中のランクづけの同等のものだけの中でやりますし、まださっきも言いましたよう

に地域性も考えてやる、そういうさっき言いましたように受注型ということでございますけど、基本的にはある程度条件つきになります。今は競争指名でございますので、行政の権力でといいますか、これを大きなウエートの中であなたを指名するというところでございますので、それじゃなく、それぞれのランクの同じクラスの中でしたい方が来るということで、そういう弱肉とかそういうことも起こることはない。また今回は最低をつけていきますので、そういうものも今議員が心配しているおそれはこのことを、制度をやってみても私は起こり得らないというふうに考えております。

#### ○21番（松尾公裕君）

市長はそういう弱肉強食、適正なものがないというようなことは絶対ないというような答弁がありますが、私はやっぱり業者間に混乱を招くのではないかなと思ったりするわけですが、今回業者の方々が地域のボランティアですね、地域貢献と、台風がこの間来しましたね。そうするとその日の台風の次の日の明くる朝は、朝もう7時から2時間ぐらい業者の人たちが地域をちゃんと持ってそして見回って、自分たちでその地域はきれいにする、通行ができるようにするというそういった全く利益外のボランティアをやってくださっておるわけです。それで、やはり地域を、先ほどおっしゃった地域を考えたやり方をするということでもありますし、やはり私は今業者の方々のボランティア、貢献というものは非常に今大きいものがあると思っておりますが、そこらについては市長はどのようなふう感じていらっしゃるか伺います。

#### ○市長（宮路高光君）

建設業界の皆様、特に災害地等におきましては率先していろいろと後の維持管理等をさせていただいて大変私はありがたいと、助かっておるというふうに思っております。そのよ

うなことも含めながら、今言いましたように、やはりきちっとこういう制度を含めた中におきましてはやはり業者の皆様方のご意見というのも賜りながら、また学識的な経験を持っているそれぞれの方々の意見も賜りながらこの制度を確立していかなければならない。まだまだ私どもの方もまだ説明不足であると。今おっしゃいましたとおり何回となく説明していかなければ1回ではいろんな誤解を招いて、いろいろと風潮でいろんなことが広がっていく、そういうことを私どもの方も懸念しております。今後やはりきちっと説明責任を果たしていきたいというふうに思っております。

#### ○21番（松尾公裕君）

最後に、私は今回のこの希望型を突然出てきたわけではありますが、なかなかまだ理解のいってないところがあります。それで、やっぱりトップダウン方式ではなくて、いわゆる業者の方に押しつけ的なやり方でなくて、業者の育成のためにも業者側の意見をしっかりとやっぱり聞いていくべきであるのではないかなと。そして予定価格の公表、それから指名競争入札が私は現在ベターで一番いい方法ではないのかなと私は思っているところでもありますけれども、ほかの市の状況も見ながら、うちの方はそんなに急がなくても、ほかの市の状況を見ながら急ぐ必要はないのではないかなと私は思っておるところではありますが、最後に伺っておきたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

私どもの市にいたしましても昨年いろんな事件等も起こりました。これが何がどうなったのかいろんなことをお互いが反省をしていかなければ私はならないというふうに思っております。私ども行政また業者の皆様方、反省すべきはきちっと反省してまた新たなものをつくって構築していかなければならない。今議員はこれが一番ベターであるということ

でございますけど、それぞれ見方、角度が違う中において検討していくことが大事なことでございますので、やはり今ご指摘のとおりまた業者の皆様方の意見も私もそれなりに、今回これを導入する中においても、このことについてはやはり数社の業者の皆様方からのご意見をきちっと賜った中でこういう方法というのをお互いで編み出して、今からみんなが切磋琢磨していけるそういう制度に持っていきたいというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

次に、23番、畠中實弘君の質問を許可します。

〔23番畠中實弘君登壇〕

○23番（畠中實弘君）

お疲れさまです。本議会の一般質問者13人のアンカーを務めます。日本語で言えば大トリでございます。最後までよろしくお願いたします。

「改革なくして合併効果なし」を合言葉に、各自治体とも行政のスリム化を急いでいるわけですが、住民の間からは、性急すぎるとかサービス低下につながるといった不安や不満が出ております。その解消に努めなければなりません。地域やそれぞれの立場によって、合併していいことはなかったという批判の声も聞こえてくるわけですから、行政当局が行革を推進するに当たってはしっかりした説明が肝心です。痛みを伴う改革は住民理解が大前提という立場で行政に携わってもらいたいものです。市長初め市の職員の皆さんは政策形成能力、事務処理能力の向上、市民参加の市政をつくるための職員のあり方、説明責任を重んじ市民意識から乖離することなく、市民とともに歩む姿勢を崩さないでほしいといつも願っております。

合併そのものが究極の行財政改革とも言われておりまして、我が日置市も、合併は避けて通れないという旧4町が共通の認識のもと、

2年余りの真剣な協議の末、平成17年5月1日に合併しあれから1年5カ月経過しようとしています。合併後も本市を取り巻く環境は少子高齢化、情報化、国際化、価値観の多様化など急激な変化を続けており、市民ニーズはますます複雑化、高度化、多様化していることは日置市行革大綱の基本方針にもうたわれておるとおりでございます。

さて、合併によりすべての課題が解決するわけではなく、むしろ行政体の規模が大きくなったことで組織や人事、公共施設の重複など新たな行政課題に対応していかなければなりません。加えて、拡大された市域の中で市民ニーズに的確に対応できる質の高い行政サービスを提供していかなければならないのです。

一方、市の財政状況は市税を初め地方交付税の増収が見込めないことから、これまでのような行政システムでは近い将来非常に厳しい財政状況に陥ってしましましょう。さてどうするか。これから特に市議会の論議や意見を十分踏まえるとともに、その理解と協力を得ながら推進するのは当たり前のことですが、その前になすべきこと、それが本日私の質問事項1点目に掲げた行財政改革に当たって当局と市民の相互理解についてのことであります。そのことを市長は今どのように考えておられるのか、まずお聞きしたいと思います。

通告書に従って質問の要旨を申し上げます。

①です。直面している行財政改革を断行するには、住民総意のもとでそれぞれの立場で知恵を出し、理解し合って痛みをわかち合いながら進めないと、とても乗り切っていけない。市長としてこの際、住民に何を訴え何を求めていくか、基本的な考え方を示してほしいというのが質問の要旨であります。

次、質問事項の2問目は財政の健全度のチェックについてであります。

自治体が借金で首が回らなくなったときどうするか、そんな事態に備えた新しい法制度

をつくる動きが今始まっています。官から民という構造改革の流れに沿って、これからの自治体の資金繰りは大きく変わっていくはずで、税金や補助金など官の資金が主だったのが民、つまり銀行などからの融資にシフトしていきます。財政難にあえぐ政府に、もう従来のように自治体の面倒を見る余裕はほとんどないからであります。借金を裏書きする政府保証もなく、自治体はあくまで自己責任で借金し焦げつけば倒産する、そんな想定で万一の場合に備えなければなりません。

1990年代に金融機関が護送船団方式から自由化の海に出るときに似た状況にあるという見方もあります。その後、金融機関はもろに自由化の波にさらされ、閉鎖、統合、合併を繰り返し、大混乱に陥ってしまいました。最近ようやく鎮静化したようですが、その間、経営基盤の弱いところは淘汰され、市場から抹殺されていきました。これはまだ私たちの記憶に新しいところであります。自治体の場合、破綻したからといって日々の行政サービスをとめるわけにはいきません。会社更生法のような再生型の制度にするのが当たり前だと言われています。こうした制度の前提として自治体の財政状況をもっと透明化する必要があると思います。

ところが自治体の財布は公社や第三セクター、特別会計、企業会計などが入り組んでいて、実態が極めてわかりにくいのであります。赤字を抱えていてもそこで金が回っている限りはなかなか表面化しない。気がついたときには手遅れ状態だったという信じられないような事例が既に発生しております。決して他人事ではありません。

そこで、全体としての将来的な債務償還必要額も見えるという意味で、それらを連結して公開すべきであります。これができて初めて議会や住民が財政の健全度をチェックできるし、借金が返済不能になる前に手を打てる

わけでございます。そして全国共通の指標で自治体の財政力を比べられれば、自治体ごとの借金の返済力を示せるし、早期警告も可能になります。そのような仕組みの検討が国のレベルで今既に始まっているわけですが、日置市の場合はどうなっているのか、質問事項の2点目として市長の見解をただすものであります。

次は3点目の質問事項です。先ほどの1番議員の質問に対しては、この合併特例債のことでございますが、さきの答弁として最大限に活用していくつもりだという答弁だったようでございますが、ちょっと別な角度からの質問ということにさせていただきます。

合併時を振り返ってみますと、合併特例債は10年間です。合併しないでいくよりもずっと安定した財源ということで展望は開けたのですが、その先はというのが住民に対してははっきり説明できていないわけです。特例措置の有効期間中は確かにいいかもしれませんが、その後はどうなるのでしょうか。かつて、久留米大学でシミュレーションを試みたそうですが、その結果を見ると、特段よくなるどころか悪くなる可能性もあるとのことでした。一番危惧することは、合併特例措置がひとり歩きしてしまうことです。今の産業構造、経済構造からして、特例措置が終わればまたもとに戻り厳しくなるだろうと予測されているからであります。

ともあれ、合併時、特例債については議員の間にも異常に高い期待感がありました。合併直後の昨年です、6月議会の質問の中にも、特例債でどのような事業をやるのか、後年度事業費補正がされるか、実際交付税に組み込まれれば自由に使える交付金としてどのくらいあるのかの問いかけがありました。それに対しては特例債95%充当、70%交付税措置されるが国の財政次第であると、過疎債、辺地債など事業によって充当率が低くなって

いるものもある、特例債にしてもどのくらいの充当率になるか心配しているという当時の答弁を思い出しております。あれから既に1年以上経過しました。その間、合併特例債の内容そして当局の考え方にも変遷があったわけですが、現時点での状態はどのようになっているのか質問いたします。

まず①は、地域イントラネット整備事業など進行中の事業数とそれぞれの予算額、内容及び進捗状況を問うものであります。②は、今後の活用の展望と計画内容を問うものであります。次に③です。当初は、当初というか途中からですが、起債の上限額226億円の70%程度の見込みでありましたが、極端な財政難の折、特例債も借金は借金であります。貴重な持ち出し部分の費用対効果を精査しながら、目的を極力絞り込むよう私は望んでおるわけです。1番議員に対する最大有効活用したいという言葉と答弁とちょっと整合性が合わなくなっている感もしますので、その辺を注目しながら市長の答弁をお聞きしたいと思っております。

以上で私の1回目の質問を終わります。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を15時45分とします。

午後3時26分休憩

---

午後3時45分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の行財政改革に当たって当局と市民の相互理解についてというご質問でございます。

分権型社会システムの転換が求められる今日、地方公共団体においては、人口減少時代の到来、住民ニーズの高度化・多様化など、

社会経済情勢の変化に一層適切に対応することが求められております。4町が合併し、行政体としての規模も大きくなりましたが、組織や人事、公共施設の重複など新たな行政課題に加え、拡大された地域の中で市民ニーズに的確に対応できる高い行政サービスを提供していかなければなりません。

しかしながら、市の財政状況は、市税を初め地方交付税の増収が見込めないことから、これまでのような行政システムでは近い将来非常に厳しい財政状況に陥ることになります。このようなことから、今回5年後の削減目標を約50億円とする行財政改革行動計画を策定しておりまして、この行財政改革を進めるためには市民の皆様の若干の痛みも伴うかもしれませんが、官民一体となった取り組みをしていきたいと思っております。

4町が一緒になり、重複しているむだな部分は減らし、新しく必要な部分をつくっていく、そういった見直しが必要であります。新しい行政需要は出てくるが古いのは切れない、そうすると手広く効率が悪くなる。こうならないためにも、切るべきところは切らなければいけないと、そういう改革をしていきたいと思っております。またその際は住民に理由を示して多少我慢してもらい、行政需要が残っているところは経過的に何らかの手だてをする、こういった見直しも必要ではないかということでもあります。

もちろん、行財政改革を進めに当たっては、職員の意識改革はともより、市民の理解と協力が必要であります。市民と行政はお互いに依存し合う関係から脱却し、お互いに手を取り合い連携していくことが求められております。事業の計画段階から市民の意見を取り入れ、その評価段階においても行政みずからの判断ではなく、市民の意見が取り入れられ、次のステップに生かしていく市民参画のシステムづくりが必要であると考えております。

今後、市民と行政の「協働による行政経営」を進めていきたいと思っております。

市の財政状況を見ますと、早急な財政健全化に向けた取り組みが必要であります。平成19年度以降の予算編成は、歳入に見合った歳出構造への転換に向け、歳入の確保と歳出削減が最重要課題でございます。市民のニーズにこたえるべく効果的な施策を進める中で、市民と行政が担う領域を明確にし、市民の皆様が十分に説明した上での応分の負担をお願いすることは必要と考えております。

2番目の財政の健全度のチェックについて。

市の財政状況をわかりやすく公開することは重要なこととあります。今後、平成18年度と平成19年度の決算を比較したバランスシートを作成し、公表する予定ですが、市民にわかりやすい公表の方法を十分検討していきたいと考えております。

3番目の合併特例債の有効活用についてというご質問でございます。

平成18年度から地域イントラネット整備事業等で合併特例債を活用し事業を進めております。各事業の概要については、地域イントラネット基盤施設整備事業、事業費といたしまして5億7,648万円、水槽つき消防ポンプ自動車購入3,307万5,000円、物産館増築整備事業、本年度分につきは3,221万6,000円、伊集院陸上競技場の整備事業5,759万円、広域営農団地農道整備事業、今年の合併債予定額が6,270万円、地方特定道路整備事業、今回の合併債が1,390万円、道整備交付金事業、今年度が1億3,770万円、合併債につきましての事業については18年度につきましては以上でございます。

合併特例債は新市の一体感の醸成を目的とする事業に活用するもので、元利償還金の70%は普通交付税の基準財政需要額に算入される財政的に有利な起債と言えます。合併

特例債の今後の活用につきましては、今後の公債費の償還動向を踏まえながら、事業の費用対効果を十分検討し、道路整備交付金事業等の交通ネットワーク等を中心に、社会基盤の整備に活用していきたいと思っております。

今後、これまでの普通建設におけます公債費の償還が年々ふえる傾向にありますので、合併特例債の活用につきましても、費用対効果を十分精査した上での事業選択が必要であるというふうに思っております。

合併協議会の中におきまして、起債上限額の80%程度ということで考えておりましたけど、これを限度額の50%程度に抑えた場合につきましても単年度で約11億円程度、18年度におきましてはその約6億円ぐらいということでございますので、さきも1番議員に申し上げましたとおり、総体の今後の起債の枠というのは約30億円程度、そうすることをしていかなければ償還を含めた中で今までの借入金が減っていかないということでございますので、なるべく今後償還金を上回らない中においてこの起債の活用というのを考えていかなければならないというふうに思っております。

以上であります。

### ○23番（畠中實弘君）

後先になりますが3問目の特例債のこと、もう先ほどの1番議員のところでも詳しくおっしゃった大体同じこととありますが1点だけいただきましたのは、パーセンテージの提示がなかったということでございます。それで、今50%も視野に入れて検討してるというお答えですので、これで十分でございます。先に申し上げておきます。

それから、最初の1問目に入ります。再度の質問といたしますが、5年後、1年間の予算額、削減額が50億円とこれを目指すということでございます。これはほんとに達成できるのかどうか非常に重大な使命我々議員の

側も同じく背負っているわけでございます。  
ここでそれができるのかどうかとやゆみたいなことを言っておれる立場でもないし状態でもないというのは認識しておりますが、その前にさかのぼりまして、年間の予算規模を220億円ほどということを申されているわけですが、17年度が予算が251億円で、決算したのが230億円だったと記憶しております。これの立て方が20億円ぐらいの誤差が出たと、考えようによってはうれしい誤算であるわけですが、そんなにずさんな予算の立て方だったのかということも一面言えるわけです。これは委員会レベルでもんではいるわけです。それに対するお答えも出てきつつあるわけですが。

私もこういうことについての政務調査も今盛んに行っているわけです。それで、類似団体の熊本県の上天草というところに、4町が合併して新市になったところでございますが、そこでは、当初の予算の立て方が、うちの日置市の場合は220億円というのはこれ平成15年度の4町の合計の決算額なんです。だから、たまたまなのか、それに合わされているのかそれはわかりませんが、220億円は適正規模だと思うんです。で、その上天草で体験したのですが、最初から5%削っているわけです。これは所管事務調査に行った朝来市ちゅうところでも同じようなことをやっておりました。逆な、合併こそ最大の行革と言いながら水膨れさせた。もうこれも再三問われていますが、この場でちょっと市長その辺のいきさつを、なぜそうなったのか。先進地とかほかの主なところでは何%かカットしながら最初の予算を組んだというのが多いようでございますが、本市に限って水膨れしたというその事実、そのことについて今どのように考えていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

合併当時の17年度の予算編成、合併が5月1日であったという一つの理由の中におきまして、1カ月予算と11カ月予算とそのような状況になったというふうに思っております。基本的にこの合併するに当たりまして、17年度の予算編成に当たりましては、旧町におきます予算査定ですね、この部分が最優先してきたと。とりあえず、いつも言ってるように17年度予算につきましては持ち寄り予算をせざるを得なかった、こういう中間的な5月1日という合併でございましたので、きちっと歳入歳出を自分たちの地域で削減して持ってくる、これを17年度は主にそのような予算編成をして、基本的に11カ月の予算の中におきまして250億円程度、17年度全体とすれば約270億円程度の予算であったのかなというふうに思っております。それに基づきまして18年度の予算はみんなで立てたわけでございますけど、約240億円ちょっとということになります。その予算をやはり基本的には歳入をどういうふうにして見てくるのか、そういうことを含めた中で18年度の予算を立てたような次第でございます。

今後、19、20、21年3カ年計画を今からつくるわけでございますけど、220億円程度のところまで持ってこなければ、歳入の方がどうしても難しいのかなと。そうしなければ基本的に言ったように後は何ですかといえばこの起債でございます。起債の中において多くなるか少なくなるのか、やはりここで大きな一つの加減が出てくるのかなというふうに思っておりますので、その間はやはり義務的な経費等におきます削減というのをみんなで図っていく必要があるというふうに思っております。

○23番（畠中實弘君）

その水膨れ予算の理由はわかるわけですが、最初から取り組みが非常に甘いわけです。や

っぱりこの際、抑えて抑えてという当然そういう基本姿勢があつてしかるべきなのにあんまり、のほほんとしてたという現実は今数字が示しているわけでありませう。

上天草の話が出たついでに申し上げておきますが、上天草市の場合は今年度予算を各部門の事業費それから補助費、補助事業ですね、そういう予算をばっさり50%にしてるんです。削ってるんです。で、今うちが日置市がそれをやったらパニックが起きると思います。恐らくそういうことはできないと思うんですが、なぜできたかという市民との了解、住民とのですね、きょう私の質問の趣旨であります総意ですね、それがもう早くからできておつたと。本市の場合どうでしょうか。もう全然その辺徹底してないし、住民の多くの皆さんはわかってないわけです。だから恐らく予算を半額にしてしまったら大騒動が起きることは必至だと思うわけです。ほかの市で類似団体できちんとできていることができていないと。もう我々議員もそこまで考えつかなかったわけですが、一応研修に行つて初めて気がつくわけでございますけれども、今、この執行部席にきら星のごとく並んでいらっしゃる若い管理職の皆さん、非常にすぐれた資質を持って相当みんな優秀だろうと思います。その人たちの英知を吸い上げて市長が集約していけばいろんな知恵が、よそのまねをしなくても独自の方策、政策はできて当たり前だと思うんですが、その辺何か人材の活用という面で、組織のですかね、僕は欠陥があるんじゃないかろうかというのも危惧するわけです。その点について、人材活用が、機能マヒとまでいかないけれども宝の持ちぐされになっているんじゃないかと、非常に惜しいことだと思つてながめておりますが、市長、どうお答えになりますか、どうぞ。

#### ○市長（宮路高光君）

職員の人材の活用の方法ということでお話

されているのかなというふうに思つております。この予算編成をするにいたしましても、それぞれ職員が一番自覚をした中においてそれぞれの部門のところで精査をしていく、精査をするにはどうする。やはり一番問題はいろんなものをするにしても市民との納得のいく形の精査であるというふうに思つております。やはり今後、私どもがやはり一番今後行革をしていく中においてはさきも申しあげましたとおり市民との痛みを分けていかなければならない。やはりここでいろいろと市民からの怒りを持ってくるのは、やはり私どもが説明責任が不足している、やはりこのことが一番大きな原因であるというふうに思つておりますので、やはりこの人材活用する中とおっしゃる部分について、やはりそこあたりに重点的に力を入れながら、今後19年度またそれ以降におきます予算編成等に当たつた心構えにしていきたいというふうに思つております。

#### ○23番（畠中實弘君）

はい。今の答弁理解いたします。三たびその上天草のことを申し上げます。幹部職員の英知の結集でいろんな政策を行っているわけですが、とりわけ印象的だったのは、先ほど申しました5割カットのそれに対する反動が余りなかったというのは、全職員のやっぱり努力のおかげだろうと思うし、そのアイデアを出したのも職員の間からだというふうに聞いております。

それと、もう一つの政策的な非常にカルチャーショックというか印象深かったのは、5割のその政策を推進しながら町が余り混乱しない。そのしなかつた理由として市を13の地区に、昔の村です、13の村が合併を繰り返して一つの市になったということでございますが、その昔の村単位の13の地区に自由に使いなさいと、5割のその中からですよ、自由にこの金は使いなさいといつて合

計で650万円の予算を組んで上げてるんです。例えば伊集院で言えば郡が一つの単位だろうと思うんですが、3,000人規模の町ですから。そこに650万円からの自由に使いなさいと集落に予算を上げればそれは住民も、ほかのものは、市役所と市のサービスは非常に低下しているにもかかわらず、もうそのことで大ハッスルしていろんな知恵を絞ってまちづくり、まちづくりを始めると思うんです。で、その効果が歴然と出ているんです。

聞いてみると簡単なようなことですが、そこまで実施するにはこれはもういろんな奥深い勉強したんだろうなと思うんです。市長も一人じゃ当然そういう考えは浮かんでこないわけだから、やっぱりさっきおっしゃったように職員を全職員を手足のごとくして後は、それ集約すれば後はもう独断でいいわけですから、どんどん実行するだけです。私の立場から強くそれを求めておきたいと思いません。非常にあちこちで私はそういう話はするんですが、やはりそういう集落単位というのをそこを充実させると、一気にはいかないかもしれませんが、それも考えに入れながら政策を進めていただきたいと思うんです。それが痛みを分かち合うという本当の意味になると思うんです。

で、兵庫県の朝来市というところにも行ったと申しましたけども、そこではやはり4町合併してありましたけれども、総合支所に七、八〇〇万円の、金額ちょっと忘れちゃったけど、その程度のを支所長に自由に使いなさいと、本所じゃ拘束をしない、市長も拘束しないから自由に使いなさいというのを与えておるんです。そこがどれほどまちづくりに生かされているかと、物すごい効果だというふうには、これは所管事務調査で行った折に勉強してまいりました。だから、思い切った予算削減をして生かすところには生かすというふうな絞り方をしていけば、堂々と透明化した政

策運営、行政指針も描けると思うんです。何かこう隠し隠しやってるような感じを印象を常に受けるわけです。実際はそうじゃないんだろうけれども、そのような展開で見られますので、やっぱり市長の責任だと思いたいで強くお願いをしておきます。

質問答弁をしろという声が周囲からありますので。今のこと、さっきおっしゃったことでいいと思いたいますので、それはよろしいですよ。先ほどの市長の答弁の行財政改革の柱は人件費の削減がこれ一番ですが、そのほかにどういふのがありますかね。それをお答えください。

#### ○市長（宮路高光君）

人件費以外におきましては需要費、役務費、物品費、義務的な経費の削減というのもしちっとやっていかなければならない。特に普通建設費にかかわるものにつきましては、それぞれ必要最小限のものをやっていかななくてはなりませんけど、やはりこの義務的な経費というものをやはりいろんな人件費を含めてこの分を年々少なくすることを努力していきなさんだというふうには思っております。

#### ○23番（畠中實弘君）

基本的な考え方の中でも、議論をすれば限りなく問題点はあるわけですが、これは3つほどに、時間も余りございませんので絞って市長にお尋ねいたします。

合併に伴う痛みということで旧4町それぞれ地域間格差などの不平不満が吹き出しているわけです。先ほどからも一般質問の言葉の端々にもやっぱりそれはあらわれております。こんなはずではなかったという声も含め、個々に対して具体的に説明する必要もあるわけですがそれは後に回しまして、きょうは基本的という設問でありますので現に今出ている地域間格差などの不満について市長はどのように、この地域間格差の解消の施策というふうなものがおありだったらお答え願いた

いと思います。

**○市長（宮路高光君）**

特にこの地域の皆様方の不満というのはそれぞれの制度の中におきまして、旧町とそれぞれ比較をしております。一番私痛烈に今意見を言われているのが、地域も頑張るから特にこの道路作業におきますそれぞれの今までの委託料と大分違うと、自分たちも頑張るするんだからやはりこれはそれぞれの中でやはり前しておったところの水準にしてくれないとか、そういう現実的に自分たちも労力をするんだから、またそういうものを前に返してほしいとか、そういうものも私どもはやはり市内一円の中で平均化したわけでございますけど、やはりそういう部分がやはり現実的なものも私の耳にも入っておりますし、またそれぞれの地域からもそういうご要望が上がっております。

そういうことも踏まえながら、今後やはり一番大事なことは、財政的なことを安定的にしていかなければならないということでございますので、17年度の決算の中でもごらんとおり、ある程度の節約をした部分も含めて基金等に繰り入れる部分がございますし、なるべくそのようなものを財政的に余裕がある中につきまして今後その地域におきます、みんなが協力していただけるようなものに対しましてはやはり極力私は市としても対応していかなければならないのかなというふうに考えております。

**○23番（畠中實弘君）**

次に、職員定数の削減のことですが、いたずらに数を削るだけでは本当の改革につながらないわけです。要するに、改革によりその現場を切るだけでは市民にとっての行政改革すなわち行政サービスの内容につながるどころか逆行していくわけですね。サービスの低下を招きます。この現実を踏まえてお尋ねいたしますが、職員数の削減と行政サービス

低下の悪循環を市長は市民に対してどのように説明されますか。どのように納得してもらおうか、それにお答え願いたいと思います。

**○市長（宮路高光君）**

特に窓口業務といいますか、住民と直接的に当たる部署については急激な削減というのは大変難しいというふうに思っておりますけど、基本的に総務企画を含めた自分たちの内部にするものにつきましては、やはり削減等していかなければならない。基本的にそれぞれ一番、各合併した町村が一番悩ましているのがこの人件費を含めた人の削減であるというふうに思っております。それぞれの中におきまして私どもも先般指定管理者制度をしながら、またその部門におきますある程度人員が出てきたものにつきましては、特に現場的なところで大変多様化しているところについては充実していかなきゃならない。さっきも話のとおり特に今福祉、いろんな部門については新たに、削減を全体的にしていかなきゃなりませんけど、新たに住民のサービスとして必要としていくその部分もございまして、今後におきましては、やはりそれぞれの事務量といいますか、事務量というのを絶えずチェックしながら、それぞれの人員確保をそれぞれの部署に適正に配置をしていかなければならないというふうに思っております。

**○23番（畠中實弘君）**

先ほどの質問に重なるわけですが、行財政改革で避けて通れない大きな問題として我が町も各種団体に対する補助金、助成金のカットが出てまいります。いずれ大幅削減の検討も始まると思いますが、果たして市民の理解を得られるものであるかどうか。そのときになって、ないそでは振れないじゃ済まないものだと思います。そのことについて市長はどうお考えでしょうか。補助金等のカットと住民の理解についてですね、それをお答え願いたいと思います。

**○市長（宮路高光君）**

特に、それぞれの団体におきます運営補助、この運営補助の中におきますそれぞれの削減ということで、特にどういう中身を使っているのか。やはりその内容にも私は若干よるのかなというふうに思っております。それぞれ団体におきましても予算をし決算をしておりますので、どういう部分の中に団体の運営の中でされているのか十分今回カットするに当たりましてはその内容の精査をしながら、そういうことをした中において、またその団体との皆様方との話し合いをきちっとしていく必要があるというふうに思っております。

**○23番（畠中實弘君）**

質問事項の2番目に行きます。余り時間がないようでございますが。本市の一般会計決算額の230億円余りですが、これと特別会計及び企業会計などの決算総額は幾らになるのか。そしてその中で負債の総額ですね、借金の総額は幾らかお示し願いたいと思います。

**○市長（宮路高光君）**

一般会計、特別会計それぞれ今回の議会の方に決算の認定の中で今提案しているところでございます、17年度の決算額におきまして総額で歳出額の方でございますけど413億円程度が合わせた決算額であると。また、地方債におきますそれぞれの各関係の起債残高でございますけど、これも17年度末でございますけど415億円程度ということで、私ども総体的に一緒ぐらいというふうにご理解していただきたいと思っております。

**○23番（畠中實弘君）**

総額413億円、やっぱり天文学的な数字には違いございません。我々も資料はいただいているわけですが、それ全部足していけばそうなると思っておりますけれども、次に本市の一般会計から特別会計などへの繰り出し金の総額は幾らかとらえておられますでしょうか。

そしてまた、それが一般会計全体に占める割合ですね、出ておれば教えていただきたいと思っております。

**○市長（宮路高光君）**

この繰り出し金の状況でございますけれども、繰り出し金にも大変たくさんの項目があるようでございます。特別会計の方に出しておるようでございますけど、17年度の決算額の総額で約21億円程度繰り出しをしております。一般会計の比率にいたしまして9.3%程度というふうでございます。

**○23番（畠中實弘君）**

この繰り出し金についてちょっと気になることがあるわけですが、当然国保にも絡んできます。国保の医療費の伸び、これも一、二年前に質問した覚えがございますが、旧町で言えば県内では福山町が、今の霧島市に編入してありますが、断然トップの1人当たりの治療費、医療費ですね、福山市がトップで2番目が市来町だったと思っております。それで3番目が日吉町、4番目が伊集院町という順になっておりまして、県のレベルでですね。全国的にはもう鹿児島県がトップクラスなんです、そのトップクラスの鹿児島県の中で伊集院と日吉町がワースト5に入っていると、それで合わせれば市としては全国一になったんじゃないかという思いもしているわけです。これは市長もよく審議会などに出られるのでわかっておられますよね。これの地域差の指数があるはずですが、これをちょっと教えていただきたいと思うんですが、異常にこの日置市が医療費が高いわけです。これも市の独自の努力だけじゃどうしようもない問題でありますけれども、改善に向けての最大の努力はせんにゃいかんと思うんです。これについて市長は、わかりますかね。

**○市長（宮路高光君）**

数字的には担当の方に説明させますけど、基本的に今ご指摘のとおり、私ども日置市の

中におきます医療費の問題につきましては、1人当たりの額にいたしましても年の増額にいたしましても大変高いということで、もうこの四、五年前からこのことは言われておまして、それぞれの旧町におきましても改善策をしておったわけでございます。今後、やはり分析等もいろんな要因があるというふうに思っておりますけど、やはり特に今私保健師といろいろと話をすることにおきまして、やはり日常生活の本当に習慣病、こういうものも本当に基本的にみんなで、私も行政じゃなくやはり市民の皆様方の自覚をどういうふうにしてご理解していただくのか、やはりそこあたりのまた運動展開というのも今後やっていかなければならない。それぞれこの健康問題につきます諸課題については多方面にわたっておりますので、今後市民の皆様方と理解が得られるよう、またいろいろとご協力をいただきながら、この医療費削減の方の対策というのをやっていきたいというふうに思っております。

#### ○健康保険課長（脇 忠男君）

日置市は旧4町のうち3町が国指定を受けておまして、残り1つ県指定、日置市になりましても国指定を受けております。18年度の指定を受けておまして、県内では7市町国指定を受けております。指数からいきますとこれが1.25ということで、かなり非常に高いという状況でございます。あと、医療費分析等も今やっているとところなんですけれども、ほかの市町村に比べて非常に高いという状況でございます。健診とか人間ドックの補助、いろいろ早期発見・早期治療ということで進めております。それから健康づくりも今後日置市として進めていかなければならないと考えております。

#### ○23番（島中實弘君）

医療費が異常に高いというのは市長もよく認識しておられるわけですよ。今、担当課

長の方から説明がありましたように、実際にそして数字があらわれているんです。日本一悪い、条件として悪い地域だということになるわけですが、そのような現実も市民はほとんど知らないわけですよ。で、別にほじくるわけじゃなくて当たり前我々の仕事ですが、一つ一つ取り上げていけば大変なんです。日置市は、この医療費だけに限らず。その大変さ実態に比べれば、やはり私がいつも言うように、何かのほほんとしてるなという気は否めないわけです。だから、これは何が原因かと。非常に大事なことなんです。きょうの質問の趣旨、住民の総意とかそれから理解を求めるためにはやはり本当の姿、ありのままの姿を知ってもらう必要があるわけです。それを市長もよく繰り返す説明責任というわけです。そこが何か欠けてるんじゃないかと、もう非常に悩んでおります。我々議員の責任もあるんだろと思うんですが。どういことなんですかね。この医療費のことにかかわらず全国的に非常にレベル、いろんな条件が悪化してるわけですよ。それに比べれば市民も余り気がつかない。むしろ権利・主張だけ大いにおっしゃるというような風潮もあります。これはまた市の責任じゃなくてまた風土というものもあるのかもしれない。市になった機会にいろいろそういうことも分析する必要があると思うんです。

それと、先ほど課長が答弁されましたそれは何でそういうことになるのか、その原因究明はまだ分析されてないわけですよ。ただ診療が多重、はしごをすとか、それから精神病院があるとかいろいろなことが言われていますけども、その説明になる決め手がまだ見出されていないということもあります。お仕事としてその辺精査して、またはっきりやっぱり住民に示してもらった必要性があると思うんです。これ農業のことそれから商工のこと、すべてにおいてやっぱり説明責任がある

わけですから、本当に市は大変なんですよというのを認識してもらおうのがここに来て一番大事なことじゃないかと、そういう思いを抱きながら質問をしているわけでございます。きょうは基本的なことということで余り具体的な追及はしないつもりでございましたが、一、二大事なことに触れてみたわけでございます。

その説明責任ちゅうか情報伝達の仕方が何か機能が何か欠けていますね、市長。私もよくわからないからこれはぐちになってしまいますけれども、これ何なんだろうと思っていつも悩んでいるんですが。何度も言いますように、実態をはっきり皆さんに知らしめるということをいかに大事かちゅうことがみんな頭に余らないんじゃないかというふうに思うわけでございますが、今後正常など、全国のモデルになるような市にならなきゃいけないし、そういう張り合いで我々も頑張っているわけです。市民もそうだろうと思いますが。市の行政当局から住民に対して情報発信、正確な情報発信をするためにいかにあるべきであるかということの基本的な考えを市長に述べていただいて、きょうの私の質問の最後にしたいと思いますが、市長、簡単でなくて少し念を入れて答弁をしていただきたく思います。以上です。

**○市長（宮路高光君）**

今、議員の方からそれぞれ市民の皆様方に対する情報伝達ということで、私どもの方も広報誌を使ったりいろいろとしているわけでございますけど、やはり基本的にそのことが市民の皆様方に理解されたのか、広報誌はいろいろいつも出しているんですけど、その結果がどうであったのか、やはりそのいつも確認といいますかそういうものがやはり少し怠っている部分がたくさんあるのかなというふうには思っております。

今後、今お話しのとおり、私は情報公開やはりありのままといいますか、やはりもうそ

のことを皆様方にお互いが理解していかなければ今後の行政というのは大変難しいということをおっしゃるので、いろんな部署の中におきましても、どれだけのいろんな赤字であってもそういうものもきちっと皆様方にお示しをして、それでそれぞれのところをどうするのかやはりこういうふうにして、赤字だったりまたいろんな説明の中で皆様方にわかりやすく説明を今後ともしていきたいと、さように思っておりますし、まだ内部の体制の中につきましても今後、いろいろとそれぞれの命令系の中におきます伝達の方法というのを私どもなりにまた十分検討させていただきたいというふうに思っております。

**○議長（宇田 栄君）**

本日の一般質問はこれで終わります。

---

△散 会

**○議長（宇田 栄君）**

以上で本日の日程は全部終了しました。9月28日は午前10時から本会議を開きます。本日はこれで散会をいたします。

午後4時32分散会

第 4 号 ( 9 月 2 8 日 )



## 議事日程（第4号）

| 日 程     | 事 件 名   |
|---------|---|
| 日程第 1   | 議案第 1 1 8 号 日置市スポーツ振興審議会条例の制定について（教育文化常任委員長報告）                          |
| 日程第 2   | 議案第 1 2 3 号 日置市立学校設置条例の一部改正について（教育文化常任委員長報告）                            |
| 日程第 3   | 議案第 1 1 9 号 日置市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について（総務企画常任委員長報告）                    |
| 日程第 4   | 議案第 1 2 2 号 日置市監査委員条例の一部改正について（総務企画常任委員長報告）                             |
| 日程第 5   | 議案第 1 2 0 号 日置市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について（環境福祉常任委員長報告）                     |
| 日程第 6   | 議案第 1 2 1 号 日置市国民健康保険条例の一部改正について（環境福祉常任委員長報告）                           |
| 日程第 7   | 議案第 1 2 4 号 平成 1 8 年度日置市一般会計補正予算（第 4 号）（各常任委員長報告）                       |
| 日程第 8   | 議案第 1 2 5 号 平成 1 8 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）（環境福祉常任委員長報告）              |
| 日程第 9   | 議案第 1 2 6 号 平成 1 8 年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第 2 号）（環境福祉常任委員長報告）         |
| 日程第 1 0 | 議案第 1 3 1 号 平成 1 8 年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第 2 号）（環境福祉常任委員長報告）              |
| 日程第 1 1 | 議案第 1 3 2 号 平成 1 8 年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第 2 号）（環境福祉常任委員長報告）              |
| 日程第 1 2 | 議案第 1 3 4 号 平成 1 8 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）（環境福祉常任委員長報告）                |
| 日程第 1 3 | 議案第 1 2 7 号 平成 1 8 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）（産業建設常任委員長報告）             |
| 日程第 1 4 | 議案第 1 2 8 号 平成 1 8 年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）（産業建設常任委員長報告）            |
| 日程第 1 5 | 議案第 1 3 3 号 平成 1 8 年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）（産業建設常任委員長報告）         |
| 日程第 1 6 | 議案第 1 2 9 号 平成 1 8 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第 2 号）（総務企画常任委員長報告）              |
| 日程第 1 7 | 議案第 1 3 0 号 平成 1 8 年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第 2 号）（総務企画常任委員長報告） |
| 日程第 1 8 | 認定第 1 号 平成 1 7 年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について                                    |

- 日程第 1 9 認定第 2 号 平成 1 7 年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 0 認定第 3 号 平成 1 7 年度日置市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 1 認定第 4 号 平成 1 7 年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 2 認定第 5 号 平成 1 7 年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 3 認定第 6 号 平成 1 7 年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 4 認定第 7 号 平成 1 7 年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 5 認定第 8 号 平成 1 7 年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 6 認定第 9 号 平成 1 7 年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 7 認定第 1 0 号 平成 1 7 年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 8 認定第 1 1 号 平成 1 7 年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 9 認定第 1 2 号 平成 1 7 年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 0 認定第 1 3 号 平成 1 7 年度日置市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 1 認定第 1 4 号 平成 1 7 年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 2 認定第 1 5 号 平成 1 7 年度日置市立国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 日程第 3 3 認定第 1 6 号 平成 1 7 年度日置市水道事業会計決算認定について
- 日程第 3 4 発議第 2 号 専決処分事項の指定について
- 日程第 3 5 請願第 3 号 J R 九州に係る支援策の継続を求める請願書（総務企画常任委員長報告）
- 日程第 3 6 請願第 6 号 出資法および貸金業規制法の改正に関する請願書（総務企画常任委員長報告）
- 日程第 3 7 陳情第 3 号 常設消防の人員確保の要望に係る陳情書（総務企画常任委員長報告）
- 日程第 3 8 陳情第 2 号 「青少年健全育成基本法」の制定を求める意見書提出についての陳情書（教育文化常任委員長報告）
- 日程第 3 9 意見書案第 4 号 J R 九州に係る支援策等に関する意見書
- 日程第 4 0 意見書案第 5 号 出資法及び貸金業規制法の改正に関する意見書
- 日程第 4 1 意見書案第 6 号 「青少年健全育成基本法」の制定を求める意見書
- 日程第 4 2 決議第 1 号 非核平和都市宣言に関する決議（案）
- 日程第 4 3 閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第 4 4 閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第 4 5 議員派遣の件について

日程第 4 6 所管事務調査結果報告について

日程第 4 7 行政視察結果報告について

本会議（9月28日）（木曜）

出席議員 30名

|     |        |     |         |
|-----|--------|-----|---------|
| 1番  | 出水賢太郎君 | 2番  | 上園哲生君   |
| 3番  | 下御領昭博君 | 4番  | 門松慶一君   |
| 5番  | 坂口洋之君  | 6番  | 花木千鶴さん  |
| 7番  | 並松安文君  | 8番  | 田代吉勝君   |
| 9番  | 靄園秋男君  | 10番 | 大園貴文君   |
| 11番 | 漆島政人君  | 12番 | 中島昭君    |
| 13番 | 田畑純二君  | 14番 | 西蘭典子さん  |
| 15番 | 田丸武人君  | 16番 | 池満渉君    |
| 17番 | 梶康博君   | 18番 | 坂口ルリ子さん |
| 19番 | 東孝志君   | 20番 | 長野瑳や子さん |
| 21番 | 松尾公裕君  | 22番 | 重水富夫君   |
| 23番 | 畠中實弘君  | 24番 | 地頭所貞視君  |
| 25番 | 谷口正行君  | 26番 | 西峯尚平君   |
| 27番 | 佐藤彰矩君  | 28番 | 成田浩君    |
| 29番 | 鳩野哲盛君  | 30番 | 宇田栄君    |

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

|           |        |       |      |
|-----------|--------|-------|------|
| 事務局長      | 中村治君   | 議事調査係 | 家村毅君 |
| 次長兼議事調査係長 | 川崎美智也君 |       |      |

---

地方自治法第121条による出席者

|         |        |            |        |
|---------|--------|------------|--------|
| 市長      | 宮路高光君  | 助役         | 湯田平浩美君 |
| 助役      | 横山宏志君  | 教育長        | 田代宗夫君  |
| 総務企画部長  | 益満昭人君  | 市民福祉部長     | 樋渡健郎君  |
| 産業建設部長  | 外園昭実君  | 教育次長       | 満尾利親君  |
| 消防本部消防長 | 田上規夫君  | 東市来支所長     | 住吉伸一君  |
| 日吉支所長   | 下田平輝己君 | 吹上支所長      | 坂口文男君  |
| 総務課長    | 池上吉治君  | 財政管財課長     | 福田秀一君  |
| 企画課長    | 富迫克彦君  | 合併プロジェクト室長 | 有村芳文君  |

|          |       |           |        |
|----------|-------|-----------|--------|
| 税務課長     | 瀬川利英君 | 商工観光課長    | 吉丸三郎君  |
| 市民生活課長   | 桜井健一君 | 福祉課長      | 豊辻重弘君  |
| 健康保険課長   | 脇忠男君  | 介護保険課長    | 久富木 盈君 |
| 農林水産課長   | 熊野一秋君 | 土木建設課長    | 樹 治美君  |
| 都市計画課長   | 外園信夫君 | 下水道課長     | 宮園光次君  |
| 水道課長     | 岡元義実君 | 教育総務課長    | 山之内 修君 |
| 学校教育課長   | 町岡光弘君 | 社会教育課長    | 神之門 透君 |
| 市民スポーツ課長 | 妙見義弘君 | 出納室長      | 奥 菌正名君 |
| 監査委員事務局長 | 芝原八郎君 | 農業委員会事務局長 | 大北節雄君  |
| 代表監査委員   | 南 一秀君 |           |        |

午前10時00分開議

△開 議

○議長（宇田 栄君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第118号日置市スポーツ振興審議会条例の制定について

△日程第2 議案第123号日置市立学校設置条例の一部改正について

○議長（宇田 栄君）

日程第1、議案第118号日置市スポーツ振興審議会条例の制定について及び日程第2、議案第123号日置市立学校設置条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

2件について教育文化常任委員長の報告を求めます。田畑純二教育文化常任委員長。

〔教育文化常任委員長田畑純二君登壇〕

○教育文化常任委員長（田畑純二君）

ただいま議題となりました議案第118号は、去る9月8日の本会議において当常任委員会に付託されました。その審査を去る9月11日、10時より第3委員会室において委員全員出席のもと、執行当局の担当者に出席を求めて行いました。その審査の経過と結果の報告をいたします。

まず、議案第118号日置市スポーツ振興審議会条例の制定について、執行部の説明を求めました。

提案者の説明として提案理由は、スポーツ振興法第18条第2項の規定に基づき、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな生活の形成に寄与し、スポーツの振興に資するため審議会を設置したいというものです。

別紙をもとに担当者より説明を受けました。別紙第1条で設置、第2条で所管所掌事務、第3条で組織、第4条で任期、第5条で会長及び副会長、第6条で会議、第7条で報告、

第8条で庶務、第9条で委任、附則として施行日期日、1、この条例は公布の日から施行する。経過措置2、この条例の施行の日以後、初めて任命される審議会の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとするというものであります。

なお、この条例は鹿児島県では10の市が既に設置しているとの説明がありました。

以上で説明を終わり、質疑に入りました。

主な質疑と答弁だけ申し上げます。委員より、審議会は12人以内の委員で構成することになっているが、どのようなメンバーを予定しているのかとの質疑に対しまして、本市体育協会会長、3地域代表の地域体協長、体育指導員、体育指導委員連絡協議会会長、自治会連絡協議会会長、婦人団体連絡協議会会長、スポーツ少年団本部長、小学校体育連盟代表者、中学校体育連盟代表者、高等学校体育連盟代表者、行政から総務、助役の12人を予定しているとの答弁でした。

委員より、審議会の年間の予定回数と予算の内容はどうなっているのかとの質疑に対しまして、とりあえず今年は年2回予定しているが、予算については議案第119号日置市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に基づき、他の条例委員と同じように委員長1日4,900円、委員1日4,700円を予定しているとの答弁。

委員より、熱中症等のスポーツ事故について対応できるような、スポーツ衛生学やスポーツ心理学等の知識のある専門や、医者等もこの委員の中に入れるべきであると思うが、どうか。また、スポーツから事故が出ないようにすべきではないのかとの質疑に対しまして、事故防止に関しては対応できると思うとの答弁。

委員より、スポーツ振興審議会は、スポーツ振興法第18条第2項によれば、置くことができるという任意性のものだが、それをあ

えて設置する理由は何か。また、体育指導員の所掌事務の中身との区別はどうなっているのか。経費の問題も絡み、新たに開設するのはなぜなのかとの質疑に対しまして、4地域とも体育施設が完成して、おのおの取り組みを始めているが、委員の方々に審議をしていただく機会をつくって、4地域のスポーツ施設を十分生かし、4地域のスポーツ振興を図るための審議会である。体育指導員の役割と重なる部分もあるが、体育指導員はあくまで実践して指導するのが主であるが、審議会はスポーツ振興を審議して答申をいただくものであるとの答弁。

委員より、教文のメンバーが1人でも入るべきではないか。また、年齢も高くならぬよう配慮が必要ではないかとの質疑に対しまして、薩摩川内市は議員を入れていないが、さきに述べた12人はあくまで案であり、今後検討していきたいとの答弁。

委員より、鹿児島県では10の市が設置しているとのことだが、他市のこの審議会の活動状況はどうか。また、市民スポーツ課としてはどんなスポーツ団体を要請し、市としてどんなスポーツを振興したいと考えているのかとの質疑に対しまして、薩摩川内市、鹿児島市など他市とも内容はほぼ同一で、委員は10人から15人である。

市として特に力を入れていきたいスポーツは、伊集院地域は陸上中心、東市来地域はサッカー、ラグビー、テニス、吹上地域は合宿中心の野球、バドミントン、日吉地域は弓道等の活性化振興を図っていきたいとの答弁。

委員より、審議会委員の中に学校関係者も入っており、学校と社会体育との関連はいい方向になりそうだがどうかとの質疑に対しまして、学校施設の昼間の開放のメリットもあり、協議の場の小さな団体から総合型へ、いい方向へ変わっていくことが予想されるとの答弁。

委員より、スポーツ振興法第4条では、スポーツの振興の計画を定めるために、これを参考するとなっているが、計画はあるのかとの質疑に対しまして、特に長期の計画はつくっていないが、地域の年間行事についての意見を聞いて、地域の行事にあわせて行っていく、地域の行事を生かしていきたいとの答弁。

委員より、学校、地域を通じてスポーツの振興が広まるような計画をぜひ作成してほしいがとの質疑に対しまして、合併協議会での調整でも4地域の使用料の統一が目的であったので、平成20年の4月から新料金で統一できるよう審査していただく予定である。各施設が異なり、電気の使用料等今まで調整できなかったが、今後は幅広く意見を聞いて、公平なスポーツ振興、スポーツ行政ができるようにしたいとの答弁。

委員より、料金体系のみでなく、各施設とも内容を充実させて奥の深いものにし、利用しやすい身近に感じられる施設にしてほしいが、減免の対象はどうするのかとの質疑に対しまして、減免の対象を協議していきたいとの答弁。

委員より、各スポーツ施設にAED自動体外式除細動器の設置は考えていないか。伊集院総合運動公園には4基設置予定だが、他の施設にも配置状況を考えて、きちんと設置すべきではないかとの質疑に対しまして、今後検討していくが、19年度に設置の予定で、事務局も講習などを受けて準備中である。機器の管理も含め、設置箇所を十分検討するようあるが、管理人のいる管理棟に設置しなければならないと思うとの答弁。

以上で質疑を終わり、討論もなく採決の結果、議案第118号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これで教育文化常任委員会の審査の経過と結果の報告を終わります。

引き続きまして、議案第123号は去る

9月8日の本会議において、当常任委員会に付託されました。その審査を去る9月11日、午前中、第3委員会室において議案第118号に引き続き、委員全員出席のもと執行当局の担当者に出席を求めて行いました。その審査の経過と結果の報告をいたします。

まず、議案第123号日置市立学校設置条例の一部改正について、執行部の説明を求めました。

提案理由は、皆田小学校を廃止することに伴い、条例の一部を改正したいというものです。これは、7月の定例教育委員会でも、通学の規則を改定し、来年4月1日より皆田小学校の児童は湯田小学校に通学することを承認しており、当該条例の一部を改正して、別表中1、小学校の表から4番目の皆田小学校を削除するものであります。

以上で説明を終わり、質疑に入りましたが、主な質疑と答弁だけ申し上げます。

委員より、日置市内で皆田小学校以前に廃校になったのはどこか。また、通学手段の対策はどうかとの質疑に対しまして、平成3年に東市来の高山小がある。通学タクシーを考えており、朝は1便、帰りは低学年と高学年に分けて2便を予定しているとの答弁。

委員より、今回は保護者、PTAから廃校の依頼があったと聞くが、今後小さな小学校がなくなることを懸念する。市として廃統合に関する基本的な考えはどうかとの質疑に対しまして、市としては今のところ統廃合に対する具体的な計画はない。今後も児童数が減ってきて、保護者から話が出てくるかもしれないが、市として廃校を推進する考えはないとの答弁。

委員より、以前は当該地域より鶴丸小に通学する児童もいたが、全員湯田小に行くのか。また、タクシーに乗るのは全員かとの質疑に対しまして、23名全員が湯田小へ通学することになるが、スクールタクシーはジャンボ

タクシーを使う。遠いところで3キロメートルの通学距離の児童もいるが、希望をとって決めた。歩く児童もいるとの答弁。

委員より、皆田校区の人口は何人かとの質疑に対しまして、700人だが高齢者世帯が多く、過疎地になっているとの答弁。

委員より、校区民からの反対は出なかったのか。また、市内の小規模校の児童数はどうなっているかとの質疑に対しまして、全部が全部賛成ではなく、若干反対があった。扇尾小16名、花田小33名、和田小30名、住吉小37名、美山小47名、日新小50名、吉利小69名であるとの答弁。

委員より、土橋小、飯牟礼小みたいな認定校指定は幾らあるのか。また、里親制度はどうかとの質疑に対しまして、伊集院地域みたいな大規模の小学校があるところのみで、ほか地域にはない。また、学童クラブがあり、山村留学制度も日吉地域の日新小と扇尾小で取り組んでいるが、日新小で一昨年2人の実績があるのみで、現状として毎年はないとの答弁。

委員より通学タクシーの予算はどうなっているのか。また、ほかの小学校にも遠いところから通学している児童がおり、他の地域との整合性はどうかとの質疑に対しまして、1日片道1,000円、往復2,000円で年間80万円の予算である。ここの例より遠い地域もあるが、廃校という特殊な理由と学校があることを前提に家を建てた若い人を保障する意味と、将来の地域振興策の振興も十分考慮した上で、通学タクシーの運行することとした。入札で実施したいとの答弁。

委員より、市内では4キロメートル以上の児童数も多数いるが、ほかの地域からスクールタクシーの要請があればどうするのかとの質疑に対しまして、現在のところほかへは考えていない。小学校から4キロメートル以上の通学児童は、東市来で6名、伊集院で

19名、日吉で1名、吹上で19名いるが、吹上地域は現在スクールバスを運行しているとの答弁。

委員より、8日の本会議でも質疑があったが、皆田小の跡地の活用についてはどのように考えているかとの質疑に対しまして、地区公民館として活用を考えており、社会教育を充実させる。地域住民用として大いに利用していただき、地域の活性化に役立ててほしいとの答弁。

以上で質疑を終わり、討論もなく採決の結果、議案第123号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これで教育文化常任委員会の審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから議案第118号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第118号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第118号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第118号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第123号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第123号を採決します。本案は出席議員の3分の2以上の同意が必要である特別多数議決が適用されます。本日の出席議員は30人で、出席議員の3分の2以上は20人以上の同意が必要であります。

それでは採決します。この表決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第123号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（宇田 栄君）

起立者全員であります。したがって、議案第123号は委員長報告のとおり可決されました。

---

△日程第3 議案第119号日置市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

△日程第4 議案第122号日置市監査委員条例の一部改正について

○議長（宇田 栄君）

日程第3、議案第119号日置市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について及び日程第4、議案第122号日置市監査委員条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

2件について総務企画常任委員長の報告を求めます。田丸総務企画常任委員長。

〔総務企画常任委員長田丸武人君登壇〕

○総務企画常任委員長（田丸武人君）

ただいま議題になっております議案第119号日置市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、総務企画常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る9月8日、本会議におきまし

て本常任委員会に付託され、9月12日と13日、委員会を開催し、執行当局の説明を求め質疑・討論・採決を行いました。

本条例の一部改正については、日置市スポーツ振興審議会の設置に伴い、審議会委員長及び委員の日額報酬などを定め、あわせて条文の整理を図るため提案されたものです。

改正内容は、本条例中、別表中各委員等の報酬及び費用弁償の表に審議会委員長及び同委員を追加し、あわせて字句などの修正を行うものであります。

当局の説明の後、質疑に入りました。質疑を終了し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第119号日置市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、ご報告申し上げます。

次に、議案第122号日置市監査委員条例の一部改正について、総務企画常任委員会の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る9月8日の本会議におきまして本委員会に付託され、9月12日委員会を開催し、監査委員会事務局長の説明を求め、質疑・討論・採決を行いました。

本条例の一部改正については、地方自治法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため提案されたものです。

改正内容は、今回の自治法の一部改正により、都道府県及び政令で定める市以外の市町村は、監査委員の定数が2人と定められたため、条例で規定する必要がなくなり、定数2人の規定を条例から削り、あわせて字句などの修正を行うものであります。

当局の説明を終わり、質疑に入りましたが、委員から現在2名監査委員であるが、監査範

囲は全体の何%に当たるかの問いに、具体的に何%は調べていないが、17年度例月出納検査が毎月1回で10日、決算審査は約30日、定例監査が39日、補助団体の監査が約13日、合計で約92日ぐらいの監査を行っている」と答弁。

委員から、自治法改正2名ということだが、3名の必要はないかの問いに、5万人から10万人程度は、今までも2人でやる。どうか監査はできている」と答弁。

質疑を終了し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、議案第122号日置市監査委員条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから議案第119号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第119号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第119号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第119号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第122号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第122号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第122号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第122号は委員長報告のとおり可決されました。

---

△日程第5 議案第120号日置市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について

△日程第6 議案第121号日置市国民健康保険条例の一部改正について

**○議長（宇田 栄君）**

日程第5、議案第120号日置市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について及び日程第6、議案第121号日置市国民健康保険条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

2件について環境福祉常任委員長の報告を求めます。長野環境福祉常任委員長。

〔環境福祉常任委員長長野瑳や子さん登壇〕

**○環境福祉常任委員長（長野瑳や子さん）**

今期定例会において、環境福祉委員会に付託されました議案第120号及び議案第121号について、審査の経過と結果を報告いたします。

審査に当たっては、所管部長及び担当課長等の説明を求め審議いたしました。以下、主なものについて申し上げます。

まず、議案第120号日置市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について申し上げます。

今回の改正は、障害者自立支援法が施行されたことに伴い、サービスを一元化するため

の所要の改正と、条文の字句の訂正を図るものであります。

質疑においては、一委員より、支援法の施行により自己負担が高くなるようであるが、利用状況と市としての今後の対応はどの問いに、4月分の居宅サービスでは、身体、知的、児童、精神障害者を含め支給決定者150人、利用実人数105人、施設サービスでは身体、知的障害者を含め指定支給決定者207人、利用実人数206人であり、当初は少なくなった感じはあったが、現在はもとに戻った状況にある。また、利用者の負担の上限額は決められている。10月1日から児童デイサービス事業については、市の全額負担としての単独事業を検討中であるとの答弁。

一委員より、審査会の審査の状況はどの問いに、6月現在で在宅サービス利用者106人、施設サービス利用者207人の状況であり、審査はスムーズに行われているとの答弁でありました。

審議を終わり、討論はなく、採決の結果、全員一致、議案第120号は原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第121号日置市国民健康保険条例の一部改正について申し上げます。

今回の改正は、70歳以上で現役並みの所得者について、医療費の自己負担割合2割を3割に、出産育児一時金30万円を35万円に、高額療養費等の変更に伴う所要の改正と条文の字句の訂正を図るものであります。

質疑においては、一委員より、出産育児一時金の実績はどの問いに、15年度48人、16年度47人、17年度61人であるとの答弁。

一委員より、一部負担金3割の対象者はどの問いに、老人医療保健対象者9,127人のうち285人、国民健康保険対象者2,126人のうち63人、合計348人で、約3%である。負担限度額については、外来では4万

4,400円、入院で8万100円となる。なお、145万円以下の低所得者については1万2,000円と4万4,400円になる。非課税世帯については、8,000円と1万5,000円から2万4,600円になるとの答弁でありました。

審議を終わり、討論はなく、採決の結果、全員一致、議案第121号は原案可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから議案第120号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第120号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第120号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第120号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第121号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第121号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第121号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第121号は委員長報告のとおり可決されました。

---

△日程第7 議案第124号平成18年度日置市一般会計補正予算（第4号）

○議長（宇田 栄君）

日程第7、議案第124号平成18年度日置市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について総務企画常任委員長の報告を求めます。田丸総務企画常任委員長。

〔総務企画常任委員長田丸武人君登壇〕

○総務企画常任委員長（田丸武人君）

ただいま議題になっております議案第124号平成18年度日置市一般会計補正予算（第4号）について総務企画常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る9月8日の本会議におきまして、本常任委員会所管にかかわる予算を付託され、9月11日と9月12日委員会を開催し、当局の説明を求め質疑・討論・採決を行いました。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億3,419万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ248億7,622万円としようとして提案されたものであります。

継続費の補正は、土地評価時点修正業務と紙屋敷公営住宅の建設事業の2件の変更であります。

債務負担行為補正は、中山間地域等直接支払い推進事業システム貸借料の追加であります。

町債の補正は追加で、災害復旧事業、公共

施設1件であります。

変更は、街路整備事業外8事業債分となっております。

本委員会所管の歳入の主なものは、市税、市民税で9,385万2,000円となっております。

個人現年度課税分の増は、老年者控除がなくなったことと、公的年金控除の額が20万円下がったことであります。それと、滞納繰り越し分、法人税の滞納繰り越し分であります。

固定資産税の増は、滞納繰り越し分であります。地方特例交付金の3,221万8,000円の増、地方交付税9億2,459万1,000円の増は、合併による需要額がふえたことと、昨年度は新幹線の先行減税が特例交付金が収入額に見られていたことなどあります。

財政調整基金繰入金6億9,203万2,000円の減は、交付税が伸びたため基金に繰り戻すものです。

減債基金繰入金3億7,000万円の減、これも同じ全額繰り戻すものです。

繰越金は5億9,545万3,000円の増、前年度繰越金当初3億円、計9億9,545万3,000円となっております。

市債で土木債200万円増、災害復旧債1億410万円増、臨時財政対策債9,600万円増、地域再生事業債3億8,520万円全額減、減税補てん債650万円の減となっております。

歳出の主なものは、一般管理費の増は人事異動によるもので、財産管理費の増は本庁舎臨時的補修、雨漏り補修、日吉支所の電算室空調設備で、基金積立金などです。

企画費の減は人件費です。

情報管理費の増は、各システム法改正保守費、東市来図書館ネットワーク化などです。

税務総務費の増は、人事異動、固定資産調

査係4人分の増、地質管理システムコントロール導入などです。

賦課税徴収費の増は、土地評価時点修正委託料、償還金利子割引料等の増であります。

商工総務費の減は、人件費の減です。

商工業振興費の増は、日置市地区合併協議会への補助増で計上してあります。

非常備消防費の増は、消防団員伊集院と吹上375名分の消防団員防寒衣購入を計上してあります。

災害対策費の増は、日吉支所防災無線機器修繕料、防災有線放送施設修繕料などあります。

以上、本委員会所管の主な歳出であります。

各課の質疑の主なものを一部申し上げます。

まず、財政管財課では、財政調整基金、減債基金、施設整備基金利子がふえているが、利子のアップか預入金のアップなのかの問いに、利率のアップである。3月から6月の定期でこれまでの0.02%であったものが、0.15%になったものであると答弁。

委員から、普通交付税の補正は多額であるが、今後の見通しはの問いに、19年度は新型交付税が予定されているが、大きな変動はないと思うと答弁。

委員から、夕張市が財政再建団体になったことで、実質公債費比率が報道されていたが、本市は16.2%となっていた。今後の見通しはどうかの問いに対し、今回から実質公債費比率ということで算定することになったが、公営企業等に繰り出すもの、起債償還に充てるものが含まれるが、18%を超えると許可制になる。本市借入れ比率でいくと、18年度が一番ピークになり、19年度以降は下がっていく。現在の借入高では18%を超えることはないと思うと答弁。

委員から、合併算定がえ今年度初めてで、旧町分が幾らになっているかの問いに、算定がえの総額は78億2,400万円であるが、

一本算定ですると64億3,100万円である。旧東市来分21億8,277万2,000円、旧伊集院町分19億6,690万6,000円、旧日吉町分13億9,835万7,000円、旧吹上町分23億633万8,000円、計78億5,427万3,000円であると答弁。

本委員会の雨漏りの補正があるが、老朽化ということであれば毎年度修繕費が上がってくると思うがの問いに、どこの庁舎も老朽化が進んでいる。本庁舎の雨漏りが何箇所か見られる。どのくらい維持補修がかかるか、ただいま企画課で取りまとめている。維持補修費は続くと思っていると答弁。

企画課関係では、委員からまちづくり研修会の先進地行政視察とあるが、研修会の状況をと問いに、本年7月から2月にかけて、採用後15年以下の職員を対象に応募した結果、14名の応募があった。4月1回目の会合をもち、財政と市の状況を説明し、行財政部会と福祉部会を立ち上げた。福祉部会は、少子化の問題について検討。行財政の部会は兵庫県の小野市、西宮市と自主的な財政の研修、福祉部会は出生率の高いところを情報を探していると答弁。

総務課関係では、災害対策で線の断線、落雷と説明があったが、落雷の被害があったのかの問いに、年間を通じていつ発生するかわからない。今回は日吉の分が出ているが、見込みで計上してであると答弁。

指定管理者による職員の異動についての問いに、伊集院文化会館に3名、東市来交流センターに1名、江口浜荘に1名、ゆーぷるに1名、計6人であった。税務課固定資産税係や福祉係や、今回の異動に含めてであると答弁。

ポンプ車の操法の県大会に出場されたが、消防団の出動手当は何日分ぐらい見られたのかの問いに、出動手当ではなく、奨励金として県大会出場のと田分団に45万円支払った。方面団大会にポンプ車15万円、小型車

12万円を支払っていると答弁。

税務課関係では、個人市民税増額補正であるが、市民税の苦情はどのくらいあったか、内容はどのようなものがあったかの問いに、相当来ている。数は当たっていないが、電話がひっきりなしであった。窓口に来られた方も多かった。内容については、何でこのようになったのか、上がったのかということで、老年者控除がなくなった、公的年金控除が額が20万円下がったことを説明しと答弁。

歳入督促手数料29万3,000円が入っているが、督促のやり方はどうなっているかの問いに、地方税法に規定されており、納期限が2週間過ぎたら督促する。その後は催告を行い、延滞金となる。滞納処分をするための督促であると答弁。

どのくらいの徴収率を考えるか、努力するものかとの問いに、補正の見込みは95%の徴収率にしてある。平成16年の実績は98.6%で、17年度の実績は98.38%であった。納税の環境は厳しいが、98%はもっていききたいと、これは個人市民税であり、ほかの税も努力していききたいと答弁。

次に、委員から、県から徴収吏員は月に何回ぐらい回るのかの問いに、8、9、10、3月間であるが、月に5日間、週1回来てもらう。差し押さえの技術的な部分を指導してもらう。市県民税は一緒に徴収する。自動車税など、納税者と一緒であるので、県との情報交換が非常に役立つと答弁。

次に、商工観光課関係では、商工会が合併したとき、本部が伊集院の商工会会館になるが、ほかのところとの駐車場等の市有地はどのようになるのかの問いに対し、合併協議が進んでいるが、本庁支所方式何年続くかわからないが、そのようになると思う。その中で駐車場の問題等がある。職員の駐車場については、個人で借りる。お客様に対する分は、行政との相談になると答弁。

以上のほか、多くの質疑がありました。質疑を終了し、討論に入りましたが、討論はなく採決の結果、議案第124号平成18年度日置市一般会計補正予算（第4号）の総務企画常任委員会所管にかかわる予算については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

#### ○議長（宇田 栄君）

次に、環境福祉常任委員長の報告を求めます。長野環境福祉常任委員長。

〔環境福祉常任委員長長野瑛や子さん登壇〕

#### ○環境福祉常任委員長（長野瑛や子さん）

今期定例会において、環境福祉委員会に付託されました議案第124号平成18年度日置市一般会計補正予算（第4号）のうち、当委員会の所管に属する部分についての審査の経過と結果を報告いたします。

審査に当たっては、所管部長及び担当課長等の説明を求め審議いたしました。以下、主なものについて申し上げます。

まず、歳出について申し上げます。戸籍住民台帳費の工事請負費は、大田ふれあい館屋根漏水に伴う補正であり、平成5年屋根修理をした後、継ぎ目等の劣化によるものであります。

社会福祉総務費については、措置事業から障害者自立支援法への移行に伴う扶助費、事業費等への組みかえ及び償還金については、17年度国庫支出金精算返納金であります。

老人福祉費の人件費にかかわる補正は、障害者自立支援の本施行に伴う職員1名増員によるものであり、繰出金は地域包括支援センター設置に向けてのシステム構築、備品等の準備にかかわる補正であり、介護保険特別会計へ繰り出すものであります。

また、直営の在宅介護支援センターの今後の方針については、現在職員5名で利用者は147人である。これまでの要支援と要介護

の6割が予防給付にかわり、包括支援センターでその業務を行うことになる。現職員については、市全体の職員配置の中の異動となるとの説明でありました。

環境衛生費の報酬等の増額補正については、環境保全審議会においての臭気指数導入を検討するものであります。

塵芥処理費の委託料は、伊集院地域のごみステーション看板作成の補正であります。し尿処理費の工事請負費は、し尿の海洋投棄禁止による処理方法の変更に伴い、既存の貯留タンクの改修と管理棟の解体に伴う増額補正であります。

歳入については、それぞれの歳出基準に基づく国、県からの負担金及び補助金等の補正が主なものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

一委員より、大田ふれあい館の起債と利用変更はどうかとの問いに、起債の償還は平成7年度に終了している。昭和55年2、100万円の補助金を受け、建物の耐用年数は50年間であり、用途変更するとなると補助金返納となる。当初の目的も社会情勢の変化等で、その役目のなくなってきたことや、集落の要望を踏まえて地区公民館等の利用を求めてきたが、厚生省関係の利用となるような計画書の提出が求められているとの答弁。

一委員より、配食サービスの食材費を100円上げたが、質が変わらないなどの苦情を聞くが、検食や随意契約はどうかとの問いに、検食は各地域でばらばらであり、今後検討する。配食サービスについては、配食だけでなく見回り活動までお願いしていることから、相手がどのような状態なのか、日ごろから見なれている人材が不可欠であり、随意契約としているとの答弁。

一委員より、ごみ収集のその後の状況はどうかとの問いに、8月ないし9月にかけて、市内の自治会長さんたちにリサイクルセン

ターで各地域の資源ごみ袋の状態を見てもらい、今後の収集方法について検討してもらった。

主な意見として、モデル地区としてコンテナ収集を行ったところはやっていけるとのこと。伊集院地域を除き、他の地域は袋収集で分別をやり、コンテナ収集並みにもっていけばいいのではないか。また、一番問題になったのは、道路上でのコンテナ収集は高齢者も多く、もしものときが怖い。また、適当な広い土地の確保ができない。利便性を図るための収集場所をふやした場合、監視や指導者を現状では確保できないなどである。

現在、伊集院地域は本庁東側駐車場で毎月第3日曜日にも全地域を対象に資源ごみの収集を行っているが、毎回搬入者もふえ、全体の半分近くの人が持って来ているようであり、マナーの悪い人も多く、仕分けが大変な状況であるとの答弁。

一委員より、ごみ出しは多くの女性がかかわることであり、話し合いや自治会長だけじゃなく、婦人会等女性を入れるべきではとの問いに、今後4地域の婦人会の方々の声を聞けるようにしたいとの答弁。

委員より、今後循環型社会の形成には、行政・住民・民間が一体となり、まずはごみの減量化に取り組むべきであり、その環境整備が重要であるとの意見がありました。

一委員より、し尿処理の貯留タンク1,000トンの容量は、日吉地域の分も入るのかとの問いに、タンクが分かれており、伊集院分600トン、日吉分400トンの利用であり、伊集院分を始良の処分場へ、日吉分を串木野の処分場へ現在交渉中であるとの答弁でありました。

委員より、し尿処理の経費の高騰は今後の課題であるが、市管理型の合併浄化槽も推進すべきであるとの意見がありました。

以上の外、質疑はありましたが、所管部長、

課長等の説明で了承し、審議を終了。討論はなく採決の結果、全員一致で本案の所管に属する部分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

#### ○議長（宇田 栄君）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。松尾産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長松尾公裕君登壇〕

#### ○産業建設常任委員長（松尾公裕君）

ただいま議題となっております議案第124号平成18年度日置市一般会計補正予算（第4号）の産業建設常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る9月8日の本会議におきまして、産業建設常任委員会にかかわる補正予算を付託され、9月12日に委員会を開催し、所管課長の説明を受け、質疑・討論・採決をいたしました。

提案された補正予算のうち、農林水産業費にかかわる予算は2,101万3,000円の増額補正と、農林水産施設災害復旧費が1億9,215万8,000円の増額補正であります。歳入で主なものは、農林水産施設災害復旧事業費県補助金と、農林水産業費県補助金のかごしま園芸タウン産地条件整備事業費県補助金等であります。

歳出では、農地農業用施設災害復旧費の工事請負費の補助事業で、本庁分が農地3件、農業用施設4件、日吉で農地28件、農業用施設33件、吹上で農地47件、農業用施設38件で、合計が153件で1億6,970万円の補助事業であります。

農業振興費の負担金補助及び交付金では、施設園芸経営安定対策事業で重点作物の果樹、野菜、花等の経営安定支援をするために、16の生産組合へ補助金であります。また、活力ある中山間地域基盤施設整備事業で、乗

用型茶摘採機1台と、サンライズかごしま茶経営確立支援事業で茶防霜ファン21台をそれぞれの組合に対する補助事業であります。

農地費の使用料及び賃借料は、農道等における維持管理のため、ダンプやバックホウの重機借り上げ料であります。

林業振興費の委託料は、吹上の松くい虫駆除事業で散布面積減による事業費の減額補正であります。

次に、土木費にかかわる予算は、50万9,000円の減額補正であります。公共土木施設災害復旧費が1億6,413万1,000円の増額補正であります。

歳入で主なものは、災害復旧費国庫負担金本庁分5件、吹上分18件分であります。

歳出で主なものは、公共土木施設災害復旧費の工事請負費の補助事業分が、本庁分の道路2件、河川3件、吹上が道路5件、河川13件の増額補正であります。

単独事業は、東市来で道路3件、日吉で道路2件、吹上で道路8件、河川6件で、7月の豪雨災害などによる災害復旧にかかわる増額補正であります。

道路新設改良費で九州地方整備局への手戻り工事協議による増額補正は、地方道路整備臨時交付金事業の笠ヶ野線改良工事1工区であります。7月5日から6日にかけて集中豪雨により、現在施工中の切り土のり面が長さ100メートル、幅10メートルから20メートルが崩落し、排水路、路盤工とも流出しており、災害前の工事の出来高は68%で、被害見込額4,300万円で、概算手戻り額5,455万円と見込んでおり、10月下旬に復旧工法を決定し、11月中旬ごろに工事開始になる予定であります。

住宅建設費の工事請負費は、公営住宅の新宮団地1号棟、中園団地2号棟の新築工事の執行残による減額補正と、紙屋敷団地C棟事業費の増額に伴う補正であります。

都市計画の土地区画整理費の報酬は、湯元の土地区画整理審議会委員選挙に伴う増額補正であります。

公園費の工事請負費の増は、まちづくり交付金事業の伊集院総合運動公園の事業変更に伴う事業費の追加であります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

農業公社が作業用トラクター、深耕ロータリーを購入するが、負担割合はどうなっているかとの問いに、負担割合は市が8割、農協2割となっておりますと答弁。

農業公社は、大型の農業をしている人よりも、小規模で機械を持っていない人を救済する目的で設立したはずだが、実際は公社が補助で機械を購入しても、活用するのは大規模な農家のみで、小規模農家には恩恵がないようである。今後は使用実績を調査し、公社の目的を達成してほしいとの問いに、現在は日置農業公社として農作業の受委託、農地保有の合理化、新規就農者の育成をしており、小規模農家に対する使用実績は現状把握をしておらないので、現状把握しながら本来の農業公社のすべきことを農協と連携をとりながら、指導をしていくと答弁。

日吉町の棚田も災害を受けているが、棚田の景観を保全するために補助災害の適用を受けずに、自分たちで自主的に復旧しているが、重機の借り上げ料だけでなく、その他に応援することはなかったのかとの問いに、地域の方々がボランティアで作業を行っていますが、やはり石積みでありましたので、重機の借り上げ料の29万円程度の援助だけであったとの答弁。

かごしま竹の里づくり事業で、本市は上神殿が指定となっておりますが、その内容と今後の生産状況はどうなっているかとの問いに、事業内容としては伐竹をして、その後土どめをし、肥料を散布するという作業手順であります。生産量は10アール当たり初年度は

300キロ程度、その後3ないし4年目ごろには、1,500キロまで生産量が上がります。ちなみに、日置市内の竹林面積は442ヘクタールで、生産実績は青果用、加工用を含めて200トン出荷で、金額で6,484万円であると答弁。

経営安定支援補助金は、16の生産組合になっておるが、作物は何か。また、農業振興費の防霜ファンの補助金は、面積要件があるのかとの問いに、経営安定支援補助金は、果樹が3組合、野菜が8組合、花が5組合である。また、防霜ファンについての面積要件は3戸以上、30アール以上となっているとの答弁。

土木建設課では、手戻り工事の市道笠ヶ野線の被害の状況と対応はどうなっているかとの問いに、地方道路整備臨時交付金事業の笠ヶ野線の改良工事で、3月17日から8月31日までの工事期間で、延長が123.7メートルで、ほとんどの切り取り、路盤等が終了していたが、7月5日の豪雨により被災した。

状況はのり面100メートル、のり高10メートルから20メートル、土量にして4,000立米程度、完成していた排水路と路盤も流出しており、手戻り工事として県と協議しており、請負業者には請負金額の2,761万5,000円の68%分はでき上がっており、支払うことになっている。概算手戻り額は、工事請負金額の倍程度の5,400万円程度と見込んでいるとの答弁。

都市計画では、公園での事故がよくあるが、公園遊具の点検はどのようになっているかとの問いに、年1回の定期点検と随時見回りをしているが、都市公園においては各自治会へ管理をお願いしており、故障があった場合は随時連絡をしてもらっていると答弁。

以上のほか、多くの質疑がありましたが、所管課長の説明で了承し、討論に入りましたが、討論はなく採決の結果、議案第124号

平成18年度日置市一般会計補正予算（第4号）の産業建設常任委員会所管につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を11時10分といたします。

午前11時02分休憩

午前11時13分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

田丸総務委員長。

〔総務企画常任委員長田丸武人君登壇〕

○総務企画常任委員長（田丸武人君）

先ほどの総務委員長報告で、ちょっと訂正をお願いいたします。

交付税の算定がえのところで、旧伊集院町分を19億6,670万6,000円にしてください。それから、旧吹上町分を23億643万8,000円にご訂正願います。

それから、繰越金を9億と申し上げたそうです。8億9,545万3,000円に訂正願います。どうも失礼いたしました。

○議長（宇田 栄君）

次に、教育文化常任委員長の報告を求めます。田畑教育文化常任委員長。

〔教育文化常任委員長田畑純二君登壇〕

○教育文化常任委員長（田畑純二君）

ただいま議題となっております議案第124号平成18年度日置市一般会計補正予算（第4号）のうち、教育委員会関係について教育文化常任委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

9月11日、第3委員会室において議案第123号に引き続き、委員全員出席。また、執行当局の担当者の出席と本案に対する説明を求め、委員会を開催いたしました。

審査は、1、教育総務課、2、学校教育課、3、社会教育課、4、市民スポーツ課の順で課ごとに説明を求め、質疑して審査を進めました。その中で、主な事項のみについて申し上げます。

まず、平成18年度補正予算に関する説明書47ページから52ページ、説明資料56ページから69ページでございます。事務局費103万2,000円、主なものは伊作小校長住宅、教頭住宅雨漏り補修等の改善料の100万円。

小学校管理費145万3,000円、主なものは鶴丸小、皆田小、美山小、日置小の施設維持修繕料92万8,000円、指定寄附金による図書購入の増額50万円。

中学校管理費533万7,000円、主なものは伊集院中屋内運動場の建設に伴う消耗品55万円、備品購入費713万2,000円。

教育振興費40万円、幼稚園費24万円。

社会教育総務費、減額の327万8,000円、主なものは人件費の減。

公民館費712万5,000円、主なものは日吉地域日新自治会集会等建設補助金500万円、同じく吹上地域入来浜自治会分61万5,000円。

図書館費533万4,000円、主なものは備品購入費336万8,000円。

文化振興費、減額の331万1,000円、主なものは人件費の減。

保健体育総務費65万5,000円。

体育施設費223万8,000円、主なものは伊集院ドームネーミングライツ冠大会実施に係る諸経費。

給食センター費24万2,000円。

次に、歳入の主なものを申し上げます。

学校教育費負担金190万4,000円、指定寄附金100万円、雑入で伊集院ドームネーミングライツ料200万円、このような説明がなされました。

続いて質疑に入りましたが、質疑と答弁の主なものだけ報告いたします。

委員より、説明資料10ページ、飯牟礼小と土橋中の雇用保険料に関連して、学校の用務員の身分は臨時職員となるのか。飯牟礼小と土橋中は人がかわったのか。何を基準にして市の職員と臨時職員にしているのかとの質疑に対しまして、用務員は伊集院地域で伊集院小、土橋小、伊集院北小、妙円寺小、伊集院中、伊集院北中、東市来地域で鶴丸小、湯田小、皆田小、上市来小、東市来中、上市来中、日吉地域で日置小、吹上地域で伊作小と吹上中のみが市の職員で、ほかは臨時職員として対応している。飯牟礼小と土橋中は定年になったので、再任用せず新しく臨時職員を雇用了。用務員、司書補、給食婦については、基本的には臨時職員となる。今まで4地域で対応が違っていたが、今後は定年を迎えた人は再任用せず、臨時職員で対応していき、職員の適正な配置を目指したいとの答弁。

委員より、伊集院屋内運動場の建設完成に伴い、落成式は行わないのかとの質疑に対しまして、工期は来年の2月20日だが、3カ年計画の途中ゆえ、学校側と打ち合わせをしながら考えていくとの答弁。

委員より、説明資料56ページ、伊作小学校校長住宅、教頭住宅の補修改修について、これは築後何年か。この建てかえの計画はないのか。市全体でほかはどうか。また、本市には教職員住宅は全部で何戸あるのかとの質疑に対しまして、昭和50年の建築だったと思う。市の総合計画と実施計画にもないので、今のところ市全体としても特に計画はない。教職員住宅は全部で63戸あり、内訳は東市来16戸、伊集院18戸、日吉17戸、このうちあいているのが1戸、吹上12戸、このうちあいてるのが1戸であるとの答弁。

委員より、説明資料59ページ、自転車通学補助金交付確定に伴う不用残減額補正の

370万円に関連して、申請してもらい損ねた人は何人か。伊集院、東市来地域の保護者からも問い合わせを受けており、漏れがないようにしてほしいが、その理由は何か。また、3万円の補助金設定の根拠は何かとの質疑に対しまして、伊集院のみで3件あった。申し込み期限を4月20日までと要項で定めてあるが、期限を大分過ぎていたため、追加を受け付けしなかった。

学校、北中は子供に3回説明し、親に対しては年末に1回、申請受付期限前に1回、合計2回説明した。伊集院中も同様に説明したが、2、3週間のおくれならよいが、1カ月以上もおくれると説明がつかなくなるので、受け付けしなかった。補助金については、今まで旧3町で対応していたが、市として種々検討して通学用自転車として3万円の金額を設定した。3キロメートル以上の通学で、自転車を持ってない生徒が対象であるとの答弁。

委員より、説明資料58ページ、伊集院中学校屋内運動場建設に伴う備品購入費713万2,000円に関連して、体育館への備品の寄附は具体的にあるのか。施設の備品の購入は、市内の業者を使ってほしいが、どこから購入しているのか。特に小中学校は地域に根ざしているのので、できるだけ税金を納めている地元を優先して、地元が潤うようにしてもらいたいのかとの質疑に対しまして、原則的に入札を行うが、指名委員会で市内の指名も入れてある。しかし、入札の結果では市外の業者からの購入もあり得るとの答弁。

委員より、説明書の57ページ、施設維持修繕料に関連して、市内の小学校の遊具の安全管理はどうなっているのかとの質疑に対しまして、学校で毎月定期安全点検を実施しており、学校で対応できるものは学校で対応しており、大きなものは校長経由で大きなところへ依頼している。危険なものは使用禁止にし

ており、簡単なものはPTAの協力を得て対応することもあり得る。また、学校以外の公園の遊具も安全点検して、安全管理をしている。危険な施設はお金がかかるとしても、安全対策上必要であれば、撤去するようにしたいとの答弁。

委員より、給食費について、1、給食費の徴収方法はどうか。2、他県の事例で食券購入制度があるようだが、調査検討してほしいがどうか。3、未納、滞納原因は何なのか。4、払わない人の理由は何か。5、もし赤字が出るようだったらどうするか等の質疑に対しまして、1、未納がふえたため、徴収方法を変えて現在給食センターがしているのを2学期分よりテストで、平成19年1月より本格的に各学校で徴収するようにしたい。徴収の方法は各学校に任せるが、給食センターで徴収していくと、徴収に行く税金のような感覚で受け取られるので、より身近な各学校長に納めてもらえば、保護者の自覚が深まると思われる。2、全国的にも同じような問題が発生しているが、ほかの事例の情報を収集して検討し、滞納を改善する方向で努力したい。3、滞納が重なると、払わなくてもいいという意識が保護者の中に出てくるのではないかと。また、口座振替で一度納めなくて済むと、それでいいという意識ができ上がってしまうのではないかと。学校で責任を持って集めていただくようにすると、未納の状況が具体的にわかりやすいので、未納の連鎖反応もある程度防げるのではないかと。4、生活が苦しいからというが、就学援助費申請の指導もあわせて行っていきたい。5、7月の現年度分が今よりふえなければ問題にはなりそうになく、8月分もこれ以上ふえなければ何とかかなる。昨年までは対応できていたので、今年度どうという問題はないと思うとの答弁。

委員より、説明資料58ページ、中体連の補助金に関連して、補助金を支給する、しな

いの判断基準はどうするのかとの質疑に対しまして、文科省の公的中体連の補助金要項の中で対象となるもので、中体連の主催大会が該当となるが、社会体育で補助できる場合もあるとの答弁。

委員より、放課後の学童クラブは市でいくらかあるかとの質疑に対しまして、全部で14ある。内訳伊集院4、東市来4、日吉1、吹上5であるとの答弁。

委員より、新しい吹上図書館の利用実績はどうか。また、市民の意見、要望はどんなものがあるかとの質疑に対しまして、入館者は5月7,640人、6月8,457人、7月8,244人、8月1万1,572人で、4カ月の合計3万5,913人、貸し出し冊数は5月5,354冊、6月6,392冊、7月6,405冊、8月6,617冊で、合計2万4,768冊である。平成16年の貸し出し冊数は5,500冊であったが、市民の意見としては立派な図書館ができて助かっている。マナーもよく、余り騒がしくない。苦情等はないようであるとの答弁。

委員より、説明書63ページ、文化振興費に関連しての文化財について、1、文化係は3名になったが、前畑省三氏が寄贈した58点の絵画はどうなっているか。2、民間より寄贈申し込みのある文化財の保管方法も考えるべきではないか。3、文化財の専門員を育てるべきではないかとの質疑に対しまして、1、文化会館に保管しているが、今後常設ではなく図書館や文化会館のロビー、ホール等にも展示していきたい。2、担当が内容を確認するようにしているが、それだけの価値がないものもある。今後市の指定文化財に指定する等の方法も検討する。3、今のところ計画はないが、大事であるので今後検討したいとの答弁。

委員より、説明書66ページ、伊集院ドームネーミングライツに関連して、1、3つの

冠大会はどういうものか。2、予約の受付期間はどうなっているのか。3、宝山ホールの場合は文化関係の利用率が下がっている例もあるが、このことをどの辺まで考慮したのか。4、ちまたの声としてぜひいたくなものをつくったとの声もあるが、採算がとれるようにするための使用料の予想はどうかとの質疑に対しまして、1、主目的には今後話し合っていく、募集要項等を作成したい。2、地元優先で市内は2カ月前から予約、市外は1カ月前から受け付ける。大きな大会は年間予定表ではめ込んでいき、個人については予約受け付けの期限をつけることになる。3、企業と行政が一体となって施設の運営を図るのが目的。今のところ宝山のごとき運営料の問題は聞いてないが、宝山ホールのようなことがないようにしたい。4、多数の方に利用していただくしかないが、今まで伊集院総合運動公園の10万6,000人程度の利用者を、来年度は15万人目標としたいとの答弁。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はありませんでした。採決の結果、議案第124号平成18年度日置市一般会計補正予算(第4号)の教育委員会関係で、当委員会に属する案件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これで教育文化常任委員会の審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長(宇田 栄君)

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。坂口ルリ子さん。

○18番(坂口ルリ子さん)

総務委員長に質問いたします。1点だけ。8日の第1本会議で質問したときの、この市民税の増額9,944万円は、たしか非課税家庭が65歳以上ですね。非課税が課税になってこんなにふえたという答弁をもらったんですが、今度は20日の一般質問で、要望書にかかわって質問したときは、たしか非課税

の増額分が150万円とか言われましたが、そこ辺のかかわりが理解できませんので、総務委員会で議題にならなかったのでしょうか。

○議長（宇田 栄君）

田丸武人君。

○総務企画常任委員長（田丸武人君）

総務委員会では、もう本会議に質疑がありましたので、特にございませんでした。とにかく48万円、老年者控除が48万円、それから、公的年金の額が20万円、140万円が120万円の控除ということで、その分の方々がほとんどということをございます。

○議長（宇田 栄君）

坂口ルリ子さん。

○18番（坂口ルリ子さん）

その9,944万円の内訳なんかはなかったのでしょうか。議題になりませんでした。

○議長（宇田 栄君）

田丸武人君。

○総務企画常任委員長（田丸武人君）

特にその内訳はございませんでしたが、差額が1,142人のときですね。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

これから議案第124号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第124号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第124号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第

124号は委員長報告のとおり可決されました。

△日程第8 議案第125号平成18年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

△日程第9 議案第126号平成18年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第10 議案第131号平成18年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第11 議案第132号平成18年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第12 議案第134号平成18年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（宇田 栄君）

日程第8、議案第125号平成18年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から日程第12、議案第134号平成18年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）までの5件を一括議題とします。

5件について環境福祉常任委員長の報告を求めます。長野環境福祉常任委員長。

〔環境福祉常任委員長長野瑛や子さん登壇〕

○環境福祉常任委員長（長野瑛や子さん）

今期定例会において環境福祉委員会に付託されました議案第125号及び議案第126号、議案第131号、議案第132号、議案第134号についての審査の経過と結果について報告いたします。

審査に当たっては所管部長、各課長等の説明をもとに審議いたしました。以下、主なものについて申し上げます。

まず、議案第125号平成18年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

歳入歳出それぞれ1,944万1,000円を追加し、総額5億7,231万7,000円とするものであり、歳出については消耗品費は、今回10月1日付で保険証の更新に伴い、世帯ごとから個人ごとのカードへの変更に伴うカードケースの分であり、出産育児一時金は健康保険法の改正に伴う増額分であります。

老人保健医療費拠出金の減額は、18年度分確定に伴うものであります。

歳入の主なものは、平成17年度決算の剰余金を繰越金に充用し、保険給付準備基金繰入金を減額するものであります。

質疑においては、一委員より老人保健拠出金2,500万円の減額の理由と、基金の状況はとの問いに、見込みに対する減であり、医療費は毎年疾病の流行で大きく変動し、見込みは難しい。基金については、現在4億9,000万円までは確保の見込みである。基準額は10億円であり、約半分までは確保できる状況にあるとの答弁でありました。

審議を終わり、討論はなく、採決の結果、全員一致で議案第125号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第126号平成18年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

歳入歳出それぞれ4,406万6,000円を追加し、総額3億4,667万3,000円とするものであり、歳出の主なものは工事請負費の玄関ゲート設置工事については、特に深夜徘徊等の管理が大事であり、入居者の安全確保のため、玄関の扉を二重式にしようとするものであります。

歳入の繰越金については、17年度の決算で剰余金の一部を充用し、基金積立金に充当するものであり、積立金見込額は5,141万

8,000円であるとの説明でありました。

質疑においては、一委員より入所者及び待機者の状況はとの問いに、入所者は8月1日現在で東市来2人、伊集院1人、日吉71人、吹上5人、加世田1人で計80人である。待機者は50から60人であり、なかなか入れない状況であるとの答弁でありました。

審議を終了し、討論はなく採決の結果、全員一致で議案第126号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第131号平成18年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

歳入歳出それぞれ175万8,000円を追加し、総額742万3,000円とするものであり、前年度繰越金を温泉給湯事業基金積立金、予備費等に充用するものであります。

質疑においては、一委員より現在積立金は幾らかの問いに、1,555万1,556円であるとの答弁でありました。

委員より、今後は特色ある泉質をアピールしながら、温泉街の活性化に取り組みたいとの意見がありました。

審議を終了し、討論はなく採決の結果、全員一致で議案第131号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第132号平成18年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

歳入歳出560万9,000円を追加し、総額1,592万円とするものであり、前年度繰越金を公衆浴場基金積立金及び予備費に充用するものであります。

質疑においては、一委員より、指定管理者との引き継ぎはうまくなされたかとの問いに、備品台帳を提示し、確認を行った。釣り銭5万円用意していたが、8月31日にその分を受けたとの答弁でありました。

審議を終了し、討論はなく採決の結果、全

員一致で議案第132号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第134号平成18年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

歳入歳出それぞれ2億1,503万7,000円を追加し、総額43億8,143万1,000円とするものであります。

歳入で主なものは、一般会計からの繰入金及び前年度分繰越金等であり、歳出では地域包括支援システム構築にかかわるもの、介護給付費準備基金積立金及び17年度分給付費確定による支払い基金、国庫支出金、県支出金、市負担金の精算返納等であります。

質疑においては、一委員より過年度分の介護保険料の未収金は幾らかとの問いに、17年度分は695万800円、16年度から17年度までの滞納分は714万2,780円である。新しい滞納者を出さないよう努めたいとの答弁。

委員より、徴収については税の公平性を保つため、一層努力されたいとの意見がありました。

一委員より、委託料で社会福祉士の社協からの出向とあるがどうかとの問いに、市職員に有資格者がいなかったため、社協への依頼となった。費用は給料、保険料等の手当を考慮し積算しているとの答弁でありました。

委員より、介護関係は専任職員の補充は前もって必要視されており、今後はむだのない計画性のある対応を望むとの意見がありました。

審議を終わり、討論はなく採決の結果、全員一致で議案第134号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議案第132号において、歳入歳出それぞれ560万9,000円を追加し、総額1,059万2,000円とするものであり、

こう訂正いたします。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから議案第125号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第125号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第125号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第125号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第126号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第126号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第126号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第126号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第131号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第131号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第131号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第131号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第132号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第132号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第132号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第132号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第134号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第134号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第134号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第134号は委員長報告のとおり可決されました。

△日程第13 議案第127号平成18年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第14 議案第128号平成18年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第15 議案第133号平成18年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（宇田 栄君）

日程第13、議案第127号平成18年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）から、日程第15、議案第133号平成18年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）までの3件を一括議題とします。

3件について産業建設常任委員長の報告を求めます。松尾産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長松尾公裕君登壇〕

○産業建設常任委員長（松尾公裕君）

ただいま議題となっております議案第127号平成18年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の産業建設常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る9月8日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に予算を付託され、9月12日に委員会を開き、所管課長の説明を受け質疑・討論・採決をいたしました。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ1,505万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億4,732万4,000円とするものであります。

歳入では、一般会計繰入金が増額が主なものであります。

歳出では、下水道整備費の委託料、工事請

負費、原材料費が主なものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

つつじヶ丘団地の公共下水道基本構想の委託であります。市長は以前より下水道については、事業拡大は行わないと言ってきたが、今回の業務委託は事業拡大の考えでいくのかとの問いに、つつじヶ丘は分譲開始から30年が経過し、約90%が入居している。汚水処理状況はコミュニティープラントが76%、単独が16%、合併浄化槽が7%、そのほか1%である。旧町時代から町の下水道として引き取りの要望がありましたが、団地内の意見集約しないと引き受けできないとの方針であったが、平成2年の9月に団地内の組合が設立された。平成16年度に水道が町に移管されたが、その影響で下水道も同じにしてほしいとの要望がまとまりましたので、今回の措置を行った。最短で事業開始は5、6年後となる予定であるとの答弁。

汚水処理をしっかりとすることは大変よいことだが、下水道事業は大変厳しい状況であるが、これからの事業は大丈夫なのかとの問いに、今年度は基本構想を考えて、来年以降つつじヶ丘の下水処理を現在のコミュニティープラントを使用するのと、下水道本管に接続するのと、最もよい方法を決めるとの答弁。

以上で質疑を終了、所管課長の説明で了承し、討論に付しましたところ、討論はなく採決の結果、議案第127号平成18年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

次に、議案第128号平成18年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の産業建設常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る9月8日の本会議におきまして、産業建設常任委員会にかかわる補正予算

を付託され、9月12日に委員会を開催し、所管課長の説明を受け、質疑・討論・採決をいたしました。

今回の補正は、歳入歳出の増減はなく、歳出の維持管理費の委託料と役務費との組み合わせによる補正であります。

質疑に入りましたが、質疑はなく所管課長の説明で了承し、討論に入りましたが、討論はなく採決の結果、議案第128号平成18年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

次に、議案第133号平成18年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）の産業建設常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る9月8日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に予算を付託され、9月12日に委員会を開き、所管課長の説明を受け質疑・討論・採決をいたしました。

この事業は、これまで環境福祉の委員会所管でありましたが、今回から住宅関係のことから、本委員会で審議することになりました。

今回の補正は、簡易生命保険資金繰上償還に伴う補正であり、起債償還金の返済に伴う予算措置であります。

次に、質疑の概要を申し上げます。これは、本委員会初めてであるが、内容と補正について説明を求めるとの問いに、これは地域改善対策費が打ち切られ、今回住宅関係ということで土木建設課の所管となった。内容については大田地区、柿之谷地区であり、昭和50年から平成8年まで両地区で約4億円の住宅資金を貸し付けがあり、現在残りは伊集院で14件、日吉で8件、4,577万円の未償還がある。貸し付けは平成8年で終了している。償還の最終年度は平成34年までとなっておりますと答弁。

返済金利の負担割合はどうなっているか。また、死亡等で回収不能になっている分はなかったのかとの問いに、負担割合は国が75%、市が25%である。死亡した場合は保証人がおりますので、そちらに納付書を送付している。連絡がない場合は、地域の民生委員と協力して回収をしている。中には破産宣告をしている方もいると答弁。

以上で質疑を終了。所管課長の説明で了承し、討論に入りましたが、討論もなく採決の結果、議案第133号平成18年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。西菌典子さん。

○14番（西菌典子さん）

委員長に一つだけお尋ねをいたします。

議案第127号平成18年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳出におきます下水道整備費、投資的委託料241万5,000円についてお尋ねをいたします。

これは、つつじヶ丘団地の公共下水道追加基本構想策定業務委託となっております。聞くところによりますと、旧伊集院町時代ずっとこの事業は、つつじヶ丘団地の公共下水道は難しいというふうに言われてきたというふうに聞いております。また、日置市におきましても、公共下水道はコストがかかるので、なかなか難しいというのが委員会の中でも話が出されたという報告がなされました。

この目的と内容などにつきまして、十分な審議がなされてご報告がありました。この基本構想策定業務ということ、これが公共事業が今まではつukれないというふうによく言われてきたということですが、つukれるとい

う可能性が出てきたということなのか、またそうした場合に、今まで難しいと、また公共下水道は避けたいというふうにされてきたことに対する整合性、それについて納得のいくような質疑や審議が委員会で行なわれたかどうかをお尋ねをいたします。

○議長（宇田 栄君）

松尾公裕君。

○産業建設常任委員長（松尾公裕君）

先ほども質疑のところでもちょっと申し上げたわけですが、このつつじヶ丘団地のこの公共下水道の追加の基本構想であります。これは日置市全体の基本構想とともに、つつじヶ丘のこの要望に沿った形で、今後検討するということになっております。

そこで、先ほども言いましたが、コミュニティープラントを使用するのと、下水道を本管に接続するのと、最もよい方法を今後検討するということでもあります。その可能性というのは、つくっていくというその可能性ということは、まだ今基本構想の段階でありますので、今後またその議論は出てくるかと思っております。現状は先ほど申し上げたような状況でございます。

以上です。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

これから議案第127号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第127号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第127号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第127号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第128号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第128号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第128号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第128号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第133号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第133号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第133号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第133号は委員長報告のとおり可決されました。

---

△日程第16 議案第129号平成18年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第17 議案第130号平成18年度日置市国民保養セン

ター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（宇田 栄君）

日程第16、議案第129号平成18年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）及び日程第17、議案第130号平成18年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第2号）の2件を一括議題とします。

2件について総務企画常任委員長の報告を求めます。田丸企画総務常任委員長。

〔総務企画常任委員長田丸武人君登壇〕

○総務企画常任委員長（田丸武人君）

ただいま議題となっております議案第129号平成18年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）について、総務企画常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る9月8日の本会議におきまして、本常任委員会に付託され、9月11日と9月12日委員会を開催し、当局の説明を求め、質疑・討論・採決を行いました。

今回の補正は、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1,056万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億9,686万5,000円とするものであります。

歳入の主なものは、平成17年度決算に伴う繰越金1,904万6,000円増、国民宿舎事業繰入金を850万円全額減にするものであります。

歳出の主なものは、総務管理費でレストラン内改修工事に伴う設計委託料81万2,000円、国民宿舎事業基金積立金2万1,000円増、予備費に973万4,000円それぞれ補正増するもので、当局の説明を終わり質疑に入りました。

質疑の主なものは、委員から、レストラン工事は当初予算1,700万円あって、今か

ら設計を委託して年度中に完成できるのかの問いに、1月中旬から2月いっぱいに行工事を予定しており、1カ月半で終わる。レストランの内装だけであるとの答弁。

委員から、工期の問題で例年関東学院が80名ぐらい来るが、合宿の日程とどうなるのかの問いに、工事中は2階にレストランを仮営業する。合宿は例年と変わらないと報告を受けていると答弁。

質疑を終了し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、議案第129号平成18年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第130号平成18年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第2号）について、審議の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る9月8日の本会議におきまして、本常任委員会に付託され、9月11日と12日に委員会を開催し、当局に説明を求め、質疑・討論・採決を行いました。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ486万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,768万円とするものです。

歳入では、平成17年の決算に伴う繰越金486万円増、歳出では総務管理費360万1,000円の減で、これは指定管理者に伴う人件費の減であります。

予備費は、846万1,000円の増となっております。

当局の説明の後、質疑に入りました。質疑の主な内容は、委員から、インタケが指定管理者になって感想はどうかの問いに、9月1日からだったが、内装など配置がえも行われ、やり方によってはこのようにかわるものだと感じている。中身については、宿泊・宴会、昼間の食堂、売店の営業を進めている。

食堂は魚料理を中心に初め、いい方向で進んでいる。売店はオープン形で品物を並べてあり、売り上げも5倍ぐらい走り出し、しかし宿泊はなかなかとの答弁。

委員から、休業しないで営業を引き継ぐ窮屈なやり方であったが、これまで職員の間で気まずいところがあったのでは。6月議会で議決したが、商工観光課合併プロジェクトのサポートが足りなかったのではとの問いに、従業員に対し7月10日、最終的に説明を行った。支配人には指定管理の考え方を職員に知らせてもらうよう話をした。民間に移ることについていけない方が10人ぐらい退職され、10人ほどが残った。インタケから個人面談もなされ、支配人の問題もあり、支配人は置かずチームリーダーで計画されたので、今までの支配人は退職してもらったと答弁。

新しい泉源もあるが、既存の泉源につながる気はないのか。プールについて今後どうするのかの問いに、インタケは海水を使って釣り堀を考えていたが、難しいということで断念され、撤去の要望が出ている。撤去するには、財政上問題もあり、当初予算で協議となると答弁。

このほか、多くの質疑がありましたが、質疑を終了し討論に入りましたが、討論はなく採決の結果、議案第130号平成18年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

先ほどの質疑の中で、5月議会と言ったようですが、6月議会に訂正申し上げます。失礼しました。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。重水富夫君。

○22番（重水富夫君）

ただいま委員長の報告の中で、江口浜荘の泉源の問題の質問が出ました。質疑があったということで報告されましたが、プールの問題は断念したということですが、質問があったけれども、答弁のことがなされなかったんですが、その辺は答弁がなかったんでしょうか。新しい泉源があるが、今までの泉源につなぐ気はないかという質問があったと言われましたが、答えが返ってこないようでした。

○議長（宇田 栄君）

田丸武人君。

○総務企画常任委員長（田丸武人君）

申しわけございませんでした。質疑はありまして、答弁では、現在のところ新しい泉源は考えていないという答弁でございました。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

これから議案第129号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第129号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第129号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第129号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第130号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第130号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第130号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第130号は委員長報告のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を13時といたします。

午後0時06分休憩

午後1時00分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に続き会議を開きます。

△日程第18 認定第1号平成17年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について

△日程第19 認定第2号平成17年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第20 認定第3号平成17年度日置市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第21 認定第4号平成17年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第22 認定第5号平成17年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第23 認定第6号平成17年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認

- 定について
- △日程第24 認定第7号平成17年度  
日置市国民宿舎事業特別  
会計歳入歳出決算認定に  
ついて
- △日程第25 認定第8号平成17年度  
日置市国民保養センター  
及び老人休養ホーム事業  
特別会計歳入歳出決算認  
定について
- △日程第26 認定第9号平成17年度  
日置市温泉給湯事業特別  
会計歳入歳出決算認定に  
ついて
- △日程第27 認定第10号平成17年  
度日置市公衆浴場事業特  
別会計歳入歳出決算認定  
について
- △日程第28 認定第11号平成17年  
度日置市飲料水供給施設  
特別会計歳入歳出決算認  
定について
- △日程第29 認定第12号平成17年  
度日置市住宅新築資金等  
貸付事業特別会計歳入歳  
出決算認定について
- △日程第30 認定第13号平成17年  
度日置市簡易水道事業特  
別会計歳入歳出決算認定  
について
- △日程第31 認定第14号平成17年  
度日置市介護保険特別会  
計歳入歳出決算認定につ  
いて
- △日程第32 認定第15号平成17年  
度日置市立国民健康保険  
病院事業会計決算認定に  
ついて
- △日程第33 認定第16号平成17年

度日置市水道事業会計決  
算認定について

○議長（宇田 栄君）

日程第18、認定第1号平成17年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第33、認定第16号平成17年度日置市水道事業会計決算認定についてまでの16件を一括議題とし、これから質疑を行います。

まず、認定第1号について質疑はありませんか。楢康博君。

○17番（楢 康博君）

私は、市長の成果報告に基づいて2、3の質疑をいたします。

まず、社会福祉の関係でありますけれども、児童の虐待が最近非常に難しい状況にあるわけですが、市内での状況等はどのようにあり、どう対応されてきたのか。

また、あわせて項目は違いますけれども、先ほど委員長の報告でもありましたけれども、学校給食費の滞納がどのくらいの推移になっておるのか。また、その給食費の徴収は市内一元化の状況とか、そのあたりについてはどうであるのか伺います。

その次は、13ページですけれども、日吉町の神之川の導水事業でございますが、かんがい排水の使用に当たっての受益者との負担の問題はどのように進んでいるのか。また、営農計画についてはどのように進められているのか。

それと、16ページのプレミアムつき商品券のことですけれども、このたび敬老祝金の支給がなされたわけでありすけれども、地域によっては全額商品券と、商工会の振興策を考える中であっては、そういうことも考えられないわけではないわけですが、やはり高齢者の中では、この医療費等の負担のところ、あるいはそれに付随する用具の購入とか、多岐にわたると思うので、全額

のその商品券の支給というものは、どのようなものかということについてと、もう1件は、18ページの救急救命士の育成のことですけれども、今回北分遣署の設置に伴い、署員の定数については今後市長は年を追って採用していくということでありましてけれども、その救急救命士の順調な養成が進んでいるのか、資格の取得は順調にいったのか伺いたいと思います。

○議長（宇田 栄君）

教育総務課長。

○教育総務課長（山之内修君）

学校給食費の件についてのお尋ねでございますが、学校給食費の取り扱いについては、学校給食費の取り扱いについては、各地域それぞれ異なっております。滞納の状況につきましては、一応地域ごとに把握しておりますので、地域ごとに申し上げたいと思います。

これは17年度決算ですので、滞納繰越分まで含んだ形です。東市来が124万2,000円、伊集院地域が525万3,000円、これは過年度分も入っておりますので、そのつもりでお聞きください。日吉地域が9万3,000円、吹上地域が76万1,000円となっております。

それで、この未納問題につきましては、従来から特に伊集院地域において、議会でも話題になったようでございました。そこで、現在18年度になりましてから、委員長報告にもございましたように、これまで伊集院給食センターの方で徴収、納付書を出して徴収いたしておりましたが、これを従来七、八年前までは学校長を中心に徴収していたという経緯がございます。

その当時は、ほとんど100%に近い形で徴収されておりましたので、私どもといたしましても、この状態が続くことは決していいことではないということから、ことしの7月に学校長、PTA会長等と話し合いをもちま

して、とりあえずことしの3学期から学校を中心にして、徴収してもらうという方式に改めるということで、今2学期を準備期間として話し合い活動を進めていってもらっているところでございます。

ほかの地域については、ほとんどが日吉、吹上については、もう学校自校方式でもございますので、学校長を中心に取り組んでおります。東市来が各校区ごとに徴収をしているというところのようでございます。

以上です。

○議長（宇田 栄君）

福祉課長。

○福祉課長（豊辻重弘君）

初めに、虐待の状況でございます。平成17年度の状況で報告させていただきたいと思っております。

平成17年度の相談件数でございますが、本市で16件ほどの相談が寄せられております。それで、具体的に虐待と認定しましたが、2世帯、延べ4人ということでございます。

次に、商品券の取り扱いについてご報告申し上げます。

敬老金の商品券につきましては、昨年平成17年度は合併によりまして現金ということで統一しましたが、18年度につきましては、商品券も活用したいということで、それにつきましては合併前の各地域の状況で対応するというので、高齢者クラブとの調整等も得まして実施したわけでございますが、地域で申しますと、東市来地域で現金と商品券、伊集院は商工会の方が商品券がございませんので、現金だけということです。日吉地域におきましては、現金と商品券、吹上地域につきましては商品券のみの支給ということで、ことしについては実施しております。

それで、今後につきましては、伊集院地域に商品券がないということもありまして、現

金でやっておりますけれども、商品券等が整備されたら、やはり使用というのを考えたいというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（宇田 栄君）

消防長。

○消防本部消防長（田上規夫君）

職員の定数についてでございますが、四、五年かけて定数に75名にもっていききたいということでございます。

なお、北分遣署の人員につきましては、来年度から増強するというところでございます。

救命士につきましては、現在救命士が10名ございますが、現在北九州の研修所に1名入校しております、1年間に1名しか入校できないということでございますが、救命士の育成については確実に年1人は派遣していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（宇田 栄君）

農林水産課長。

○農林水産課長（熊野一秋君）

県営かんがい排水事業の件でございますが、この事業につきましては、日置地域の農業用水の安定供給のために、神之川から取水をいたしまして、そして水田、あるいは畑の方に導水する計画で、今現在平成14年から事業を進めているところであります。

今現在まで、平成17年まで9,346メートルの期間パイプラインを設置したところでございますけれども、計画延長としましては1万7,970メートルということであります。こうした中、受益者負担の関係ですけれども、最終的には土地改良区の方に維持管理というものについてお願いしなけりゃならないということになろうかと思っております。

そうした中で、今のこの計画でいきますと、当初平成20年までの計画であったわけですが、県との協議の中では、1年ちょっと

ずれたなというようなことでございます。ですので、これから完成のめどが立った段階で、受益者負担というものを、また揚水施設、あるいはまた本管のバンドですね、その関係の光熱費、そういったものも含めまして、これから協議に入らなければならんのかなというふうに考えております。

それと、営農計画ですけれども、今のところ受益面積が水田で200ヘクタール、それから畑地計画ということで、今現在基盤整備の関係で受益者の方に説明会に入っている段階ですけれども、これも大体90ヘクタール計画してるというようなことでありまして、畑地につきましては施設園芸、それからシロネギ、あるいはまた葉たばこ、そして甘藷、そういったものを主体としながら、こういった簡水の施設、そういったものを活用していきたいと、そういった考え方でいくところでございます。

○議長（宇田 栄君）

梶康博君。

○17番（梶 康博君）

大体説明でわかりましたけれども、この敬老祝金のプレミアム商品券ですけれども、伊集院はないわけですので、その課長のおっしゃるそのような形もいいんじゃないかと思っておりますけれども、吹上地域についてはどのように考えておられますか。ここが一番どうなのかと私思うものですから。

○議長（宇田 栄君）

福祉課長。

○福祉課長（豊辻重弘君）

吹上地域に今回商品券ということで、従来の取り扱いをさせていただいたわけですが、これまでのところ特別ご意見等も寄せられてないということで、今後についても商品券の取り扱いというふうに現時点では考えております。

以上でございます。

○議長（宇田 栄君）

梶康博君。

○17番（梶 康博君）

17番。その祝福を受ける方々は、やはりその立場上どうのこうのという選択肢はなかなか難しいと思いますので、調査していただいて、やはりほかの地域等との均衡ということも配慮できないか、やはり研究といいますか、そうしていく必要があるんじゃないかと思えますけれども、これは答弁は要りませんけれども、高齢者の皆さんの意図に沿うたような対応をしていただくようお願いしまして、終わります。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。池満渉君。

○16番（池満 渉君）

16番。実は私、今回決算の特別委員会に入らせていただきましたので、細かなことは委員会でお尋ねをいたしますが、1点だけ市長に感想といいますか、そういったことを伺いをいたします。

合併前の平成16年、いわゆる旧4つの町の予算規模は、合計で255億8,600万円でありました。17年度4月へのいわゆるあと1カ月への繰り越しが4億2,000万円ぐらいでございましたので、歳出の決算が251億6,600万円ぐらいであります。それと、そして今回決算認定として出された11カ月分、それにその前の昨年4月1カ月分を単純に足して1年に見ますと、予算規模で259億800万円、大体似たようなものでございます。

しかしながら、決算のしてみても、繰越額が21億円ちょっとありましたので、歳出の決算では238億円というぐらいの規模ですね。1年間に12カ月を足したときが。16年度に比べて17億8,600万円ぐらい予算規模として縮減をしてるところであります。

歳出の中で、市税は16年度に比べて36億8,900万円でしたけれども、17年度は38億9,400万円、2億円ぐらいふえております。交付税は合併前の16年度4町の合計が83億円ぐらいでありましたけれども、17年度は4月分を入れて12カ月で計算したときに、80億1,000万円ということで、2億9,000万円ぐらい減っております。国の動きやいろいろなことが作用して、確定というのは難しいわけでありまして、監査委員の意見書、そういったようなものにも財政の統計なども出ておりました。

地方債の残高は351億円、債務負担行為が6億4,000万円ぐらいあります。公債費比率は18.9%、経常収支比率が96.6と。そして、一般会計の中の市税の滞納繰り越しが2億6,500万円という数字が出ております。

いろいろと細かいことは、先ほど申し上げました委員会でやりますが、17年度の決算の教訓を、今後の本当は18、そうでしょうけれども、19といったような今後の財政運営にどう生かすと、市長としてはどのような考えをお持ちか、全体としてこの1年を振り返ってのご感想をお聞かせいただきたいと。

○議長（宇田 栄君）

市長。

○市長（宮路高光君）

17年度の決算の中におきまして、一番注目していかなきゃならないのは、この地方税、また地方交付税、また地方債、この3つをきちっと整理していかなければ、今後財政運営は大変厳しい状況になってくるのかなというふうに思っております。

特に、16年と17年度を比べる中におきましても、地方交付税は総体に減っておるといのが実情でございます。

特に、今回17年度の予算の編成というの

が、4つの町の持ち寄り予算ということでございました。そのような中でございましたので、17年度中、なるべくこの歳出におきまして、いろいろとそれぞれの仕事の精査というのをさせていただいたということでございます。

基本的にこのことを踏まえまして、18年度、もう19年度でございますけど、基本的には歳入をどう確保できるのか、やはりここを一番最優先した中におきまして、歳出のそれぞれのところの予算編成というのをやっていかなければならないというふうに考えております。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

次に、認定第2号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、認定第3号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、認定第4号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、認定第5号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

次に、認定第6号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、認定第7号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、認定第8号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、認定第9号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、認定第10号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、認定第11号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、認定第12号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、認定第13号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、認定第14号について質疑はありませんか。

せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、認定第15号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、認定第16号について質疑はありませんか。鳩野哲盛君。

○29番（鳩野哲盛君）

ただいままで特別会計の認定についての質疑があったんですが、私認定16号に限ってでなく、この特別会計についてちょっと質問をしたいと思いますが、よろしいですか。

監査意見の中で、それぞれ単独、もとの旧町の単独特別会計というのが含まれておるわけですけれども、この中で特別会計の統合を含めた見直しも必要な時期にきているのではないかというような指摘があるようですけれども、今財政改革の面でいろいろ我々も議会といたしまして、特別委員会を設置して今これらの点について検討を重ねているところですが、執行部といたしまして、この特別会計の見直し、統合等については、どのような考えを持っておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（宇田 栄君）

市長。

○市長（宮路高光君）

監査委員の意見におきましても、それぞれ特別会計におきますことにつきましてご意見をいただいております。例え申し上げますと、特にこの農業集落排水、また公共下水等ございますけど、こういうものは一つにできるのかなというふうに考えておまして、今後やはりそれぞれ2つ、1つ、そういうものをひっくるめて執行の中でその統合できる会

計につきましては、統合を今後していきたいというふうに考えております。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。認定第1号から認定第16号までについては、12人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、本案については、12人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、成田浩君、谷口正行君、重水富夫君、坂口ルリ子さん、池満渉君、西菌典子さん、中島昭君、漆島政人君、坂口洋之君、門松慶一君、下御領昭博君、上園哲生君を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員会委員は、指名のとおり選任することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。休憩中に委員長、副委員長の互選をお願いします。委員の皆様は応接室にお集まりをいただきます。

午後1時22分休憩

午後1時33分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に続き会議を開きます。

決算審査特別委員会では、委員長に重水富夫君、副委員長に成田浩君が互選された旨報告がありましたので、お知らせします。

---

△日程第34 発議第2号専決処分事項の指定について

○議長（宇田 栄君）

日程第34、発議第2号専決処分事項の指定についてを議題とします。

本案について提出者に提案理由の説明を求めます。花木千鶴さん。

〔6番花木千鶴さん登壇〕

○6番（花木千鶴さん）

6番。発議第2号日置市長専決処分事項の議決について、提案理由の説明を申し上げます。

法律上、本市の義務に属する損害賠償事件のうち、一定額以下のものの損害賠償の額を定めることと、当該事件に係る和解及び調停に関すること並びに市営住宅の家賃等の請求及び明け渡しの請求に係る訴えの提起、和解及び調停に関することについて、市長の専決処分事項として指定し、もって事務執行の迅速化を図ろうとするもので、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の委任による専決処分事項を指定するため、所定の賛成者を得て地方自治法第112条第1項及び会議規則第14条の規定により提案するものであります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

ただいま提出者から提案理由の説明がありましたが、これから発議第2号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。発議第2号は会議規則第

37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、発議第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから発議第2号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから発議第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって発議第2号は原案のとおり可決されました。

---

△日程第35 請願第3号J R九州に係る支援策の継続を求める請願書

△日程第36 請願第6号出資法および貸金業規制法の改正に関する請願書

△日程第37 陳情第3号常設消防の人員確保の要望に係る陳情書

○議長（宇田 栄君）

日程第35、請願第3号J R九州に係る支援策の継続を求める請願書から、日程第37、陳情第3号常設消防の人員確保の要望に係る陳情書までの3件を一括議題とします。

3件について総務企画常任委員長の報告を求めます。田丸総務企画常任委員長。

〔総務企画常任委員長田丸武人君登壇〕

○総務企画常任委員長（田丸武人君）

ただいま議題となっております請願第3号

J R九州に係る支援策の継続を求める請願書について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本請願は、鹿児島市武1丁目2番26号、九州旅客鉄道労働組合鹿児島地方本部執行委員長、徳田哲夫氏から提出され、去る6月議会において本委員会に付託され、6月12日に紹介議員である坂口洋之議員に出席を願い、請願趣旨について説明を求めました。しかし、さらに審査が必要として、継続審査としたものであります。

9月12日に委員会を開催し、慎重に審査を行いました。本請願の趣旨は、昭和62年4月1日の国鉄民営化に伴い、J R九州を初め、四国並びに北海道のJ R三島会社は、国による経営安定化基金が設けられ、これから生み出される運用益と固定資産税等の減免措置により、安定した経営を図るという支援策が講じられておりますが、この措置が平成19年3月末に期限切れを迎えることから、引き続き支援策を講じられるように政府に対して意見書を提出してほしいというものであります。

本委員会としては、J R九州は地域住民の足として国民生活に欠くことのできない存在であり、国は厳しい財政状況にあるが、国の責任として支援すべきであるとの意見があり、また一方では、もっと調査すべきとの意見がありました。

意見、質疑を終了し、討論に入り、反対、賛成の討論がありましたが、採決の結果賛成多数で請願第3号R九州に係る支援策の継続を求める請願書は、採決すべきものと決定しました。

以上、ご報告申し上げます。

次に、請願第6号出資法および貸金業規制法の改正に関する請願書について、総務企画常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本請願は、去る6月議会で請願第6号として鹿児島市鴨池新町5の7の601連合鹿児島地域協議会議長、榮留道夫氏から提出がなされたもので、本委員会に付託され、6月12日、紹介議員であります坂口洋之議員の出席をお願いし、状況の説明を求めました。

しかし、6月の委員会でさらに慎重に審査が必要であるとして、6月最終本会議で継続審査として決定していただいております。

9月12日と9月13日、委員会を開催し、全委員の意見を求め慎重に審査をいたしました。

超低金利状況下にあるにもかかわらず、消費者金融や商工ローンにおいては、利息制限法の規則15%、20%を超え、出資法の上限金利29.2%にも及ぶいわゆるグレーゾーン金利が社会的に存在していることです。これらのローン利用者の多くが、高金利であっても利用せざるを得ない立場に追い込まれた人たちで、厳しい経済状況の中で弱い立場の借り入れ者、安心して生活できるためには、せめて出資法の上限金利を、利息制限法の利息まで引き下げることが必要であると全委員の意見でありました。

質疑、意見を終了し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、請願第6号出資法および貸金業規制法の改正に関する請願は全会一致をもって採択すべきものと決定しました。

以上、報告申し上げます。

次に、陳情第3号常設消防の人員確保の要望に係る陳情書について、総務企画常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本陳情は、去る9月8日の本会議におきまして本委員会に付託され、9月11日と9月12日に委員会を開催し、当局者の消防長の現況の説明を求め、さらに南分遣署、北分遣署に出向き、現地の状況を調査を行いました。

消防長の説明では、現在の職員定数は75名に対し67名である。8名の不足である。北分遣署は5名体制であり、最低3名確保としているのが現状である。救急出動の場合、3人が出動するので、残りはゼロである。

先般、市長と協議し、3名程度はふやさざるを得ないのではないかとのことであったと説明でした。

現状の説明の後、質疑に入りました。質疑の主なものは、委員から、3名補充で足りるのかの問いに、南分遣署は7名であるが、最低5名は必要である。救急車が出たときは、残り2名で対応している。北分遣署の場合は4名いたら3名出る。もう1名いれば対応できる。100%ではないが対応できる。3名補充の場合は、6名、7名の体制になると答弁。

委員から、消防長に実際現場の声を聞かないといけないかの問いに、早く75名の定員に近づきたい。最低これくらい必要であるのが75名である。南さつま市も75名である。一度に採用すると、将来に問題がある。市長の考えとしては、毎年採用した方が活性化につながるという答弁。

そのほか、多くの質疑がありました。省略します。

また、9月12日、南分遣署と北分遣署に出向き、現地で調査を行い、全委員の意見を求めましたところ、厳しい財政状況の中であるが、即75名とはいかずとも、なるべく早く定数にもっていき、消防の充実を図るべきと全委員の意見となりました。

意見の委員を集約を終え、討論に入りましたところ、討論はなく採決の結果、陳情第3号常設消防の人員確保の要望に関する陳情書は、全会一致で採択すべきものと決定しました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。梶康博君。

○17番（梶 康博君）

一括の中でいいわけですか。

○議長（宇田 栄君）

何。

○17番（梶 康博君）

一括でいいですか。

○議長（宇田 栄君）

何号で。

○17番（梶 康博君）

JRの支援策のことで委員長に質疑をしたいんですけれども、私の質疑は、本意見書の請願の趣旨とはずれていると考えるところでありますけれども、このJRが分割された後、非常に肥薩おれんじ鉄道の沿線の方もですけれども、また分割された川内、以南の地域も、旅客の乗降が少なくなったということで、肥薩おれんじ鉄道の鹿児島までの乗り入れが県でも、それから沿線自治体も望んでいるのが今日であるわけですけれども、そのようなことについての委員会での意見とかなかったか、お聞きしたいと思います。

○議長（宇田 栄君）

田丸武人君。

○総務企画常任委員長（田丸武人君）

陳情について一生懸命審議いたしまして、おれんじ鉄道の乗り入れは今問題にあったような審議は、意見は何も出なかったようでございます。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありますか。坂口ルリ子さん。

○18番（坂口ルリ子さん）

私の聞き漏らしかなと思ったりするんですが、36、3号、JR、次の6号は請願者の名前を住所やら言われたんですけれども、次の3号の陳情者、消防のは何か名前も何も言われなかったような気がするんです。言われ

なかったですね。だから、やはり平等に取り扱ってほしいと思うんですが、そこ。

○議長（宇田 栄君）

しばらく休憩いたします。

午後 1 時 48 分休憩

---

午後 1 時 49 分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に続き会議を開きます。

田丸武人君。

○総務企画常任委員長（田丸武人君）

J R とあれにつきましては、6 月議会に出しておりましたので、改めて申しましたが、今度の消防の常設の件については、今回提出されておりました、省略させていただきました。ということでございます。（発言する者あり）今度も議会に出てるんですね。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

これから請願第 3 号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから請願第 3 号を採決します。本件に対する委員長の報告は採択です。請願第 3 号は委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、請願第 3 号 J R 九州に係る支援策の継続を求める請願書は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、請願第 6 号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから請願第 6 号を採決します。本件に対する委員長の報告は採択です。請願第 6 号は委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、請願第 6 号出資法および貸金業規制法の改正に関する請願書は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第 3 号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから陳情第 3 号を採決します。本件に対する委員長の報告は採択です。陳情第 3 号は委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第 3 号常設消防の人員確保の要望に係る陳情書は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

---

△日程第 3 8 陳情第 2 号「青少年健全育成基本法」の制定を求める意見書提出についての陳情書

○議長（宇田 栄君）

日程第 3 8、陳情第 2 号「青少年健全育成基本法」の制定を求める意見書提出についての陳情書を議題とします。

本件について教育文化常任委員長の報告を求めます。田畑純二教育文化常任委員長。

〔教育文化常任委員長田畑純二君登壇〕

○教育文化常任委員長（田畑純二君）

ただいま議題となりました陳情第2号「青少年健全育成基本法」の制定を求める意見書提出についての陳情書を、去る9月11日、第3委員会室において議案第124号に引き続き審査いたしました。

この陳情書は、6月議会の最終本会議において当委員会に付託され、継続審査となっておりました。9月11日に改めて審査いたしました。陳情の趣旨及び陳情事項についても、まさにここに書いてあるとおりであり、もっともだと思われま。まさしくここに書いてあるとおり、青少年を取り巻く環境の悪化が危惧される今日、有害環境から青少年を守るため、今求められているのは、家庭の価値を基本理念に据えた一貫性のある包括的、体系的な青少年健全育成基本法の制定だと思われま。

このごろ起きている事件や、この陳情書の背景等を考慮して、慎重に審査した結果、全員賛同の意向を示し、十分理解できるものであるとの結論に達しました。

したがいまして、当委員会としましては、全会一致で採択すべきものと決定を見た次第であります。

以上で、教育文化常任委員会の審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めま。

これから陳情第2号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めま。

これから陳情第2号を採決します。本件に対する委員長の報告は採択です。陳情第2号は委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めま。したがって、陳情第2号「青少年健全育成基本法」の制定を求める意見書提出についての請願書は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

△日程第39 意見書案第4号JR九州に係る支援策等に関する意見書

○議長（宇田 栄君）

日程第39、意見書案第4号JR九州に係る支援策等に関する意見書を議題とします。

本案について提出者に趣旨説明を求めま。田丸武人君。

〔総務企画常任委員長田丸武人君登壇〕

○総務企画常任委員長（田丸武人君）

ただいま議題になっております意見書案第4号JR九州に係る支援策等に関する意見書について趣旨説明を申し上げます。

先ほど採択されました請願第3号の願意が、関係機関への意見書提出でありますので、意見書案を所定の賛成者を得て日置市議会会議規則第14条の規定により、ここにご提案するものであります。

内容につきましては、お手元に配付してあるとおりで、朗読は省略いたしますが、JR発足時に支援策として設けられた経営安定基金の運用益を、低金利による影響を受け、経営労力の範疇をはるかに超える事態となり、支援策も平成19年3月に期限切れとなることから、再び赤字線の廃止や運賃改定などが懸念されます。このような観点から、JR九州に講じられている現行の支援策と、同時以上の効果をもたらす支援策の継続が図られる

よう、意見書を地方自治法第99条の規定により提出するものであります。

送付先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣であります。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

これから意見書案第4号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。意見書案第4号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから意見書案第4号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから意見書案第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

---

△日程第40 意見書案第5号出資法及び貸金業規制法の改正に関する意見書

○議長（宇田 栄君）

日程第40、意見書案第5号出資法及び貸金業規制法の改正に関する意見書を議題とし

ます。

本案について提出者に趣旨説明を求めます。田丸武人君。

〔総務企画常任委員長田丸武人君登壇〕

○総務企画常任委員長（田丸武人君）

ただいま議題になっております意見書案第5号出資法及び貸金業規制法の改正に関する意見書について、趣旨説明を申し上げます。

先ほど採択されました請願第6号の請願が、願意が関係機関への意見書提出でありますので、意見書案を所定の賛成者を得て日置市議会会議規則第14条の規定により、ここに提案するものであります。

内容につきましては、お手元に配付してあるとおりで、朗読は省略いたしますが、グレーゾーン金利で営業する貸金業者が多く、消費者金融、信販会社、銀行など複数業者からの返済能力を超えた借り入れをし、苦しんでいる多重債務者が後を絶たない社会問題化しています。このような観点から、借受者の不安を一日でも早く解消される法改正が図られるよう、意見書を地方自治法第99条の規定により提出するものであります。

送付先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、金融担当大臣であります。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

これから意見書案第5号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。意見書案第5号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第5号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから意見書案第5号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから意見書案第5号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

---

△日程第41 意見書案第6号「青少年健全育成基本法」の制定を求める意見書

○議長（宇田 栄君）

日程第41、意見書案第6号「青少年健全育成基本法」の制定を求める意見書を議題とします。

本案について提出者に趣旨説明を求めます。田畑純二君。

〔教育文化常任委員長田畑純二君登壇〕

○教育文化常任委員長（田畑純二君）

ただいま議題となっております意見書案第6号「青少年健全育成基本法」の制定を求める意見書について趣旨説明を申し上げます。

先ほど採択されました陳情第2号の願意が、関係機関への意見書提出でありますので、意見書案を所定の賛成者を得て日置市議会会議規則第14条の規定により、ここに提案するものであります。

内容につきましては、お手元に配付してあるとおりで、朗読は省略いたしますが、我が国において青少年を取り巻く社会環境は深刻な事態に直面し、その背景には家庭崩壊や学

校の問題、地域社会における有害環境の増大などの問題が上げられます。大人が青少年を保護し、正しく育成するという当然の義務を果たしてこなかった結果と言わざるを得ません。

各都道府県では、青少年の健全育成に関する条例が設けられていますが、青少年の健全育成に関する包括的、体系的な法律はいまだに整理されていません。このような観点から、青少年健全育成基本法の早急な制定が図られるよう、政府へ意見書を地方自治法第99条の規定により提出するものであります。

送付先は内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、警察庁長官であります。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

これから意見書案第6号について質疑を行います。質疑はありません。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。意見書案第6号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第6号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから意見書案第6号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから意見書案第6号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第6号は原案のとおり可決されました。

---

△日程第42 決議第1号非核平和都市宣言に関する決議（案）

○議長（宇田 栄君）

日程第42、決議第1号非核平和都市宣言に関する決議（案）を議題とします。

本件について提出者に趣旨説明を求めます。田丸武人君。

〔総務企画常任委員長田丸武人君登壇〕

○総務企画常任委員長（田丸武人君）

ただいま議題になっております決議第1号非核平和都市宣言に関する決議（案）について趣旨説明を申し上げます。

去る6月議会において採択されました請願第2号の願意が、本市における非核平和都市宣言の早期制定でありました。世界の恒久平和の実現するため、核兵器を廃絶することは人類共通の願いであり、このことから日置市における非核平和都市宣言に関する決議（案）を所定の賛成者を得て、日置市市議会会議規則第14条の規定に基づき提案するものであります。

それでは、決議案を朗読いたします。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

非核平和都市宣言に関する決議（案）、核兵器を廃絶し、世界の恒久平和を実現することは、人類共通の願いである。近年、世界は包括的核実験禁止条約など、核軍縮に向けた対話と協調の時代へと転換しようとしている。しかしながら、この地球上には、今も大量の核兵器が厳然と存在しており、世界最初の核兵器に被爆した国民である私たちは、広島・長崎の惨禍を二度と繰り返してはならず、核兵器の恐ろしさ、核兵器の廃絶を全世界の人々に訴え続けていかなければならない。か

けがえのない美しい地球や、平和で豊かな郷土を守り引き継いでいくために、世界の恒久平和と核兵器がすべての国から一日でも早く廃絶されることを希求し、非核平和都市を宣言する。

以上決議する。平成18年9月28日、鹿児島県日置市議会。

終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから決議第1号について質疑を行います。質疑はありません。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。決議第1号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、決議第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから決議第1号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから決議第1号を採決します。

お諮りします。この決議案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、決議第1号非核平和都市宣言に関する決議（案）は原案のとおり可決されました。

---

△日程第43 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（宇田 栄君）

日程第43、閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

産業建設常任委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第104条の規定によりお手元に配付したとおり、閉会中の継続審査にしたいとの申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

△日程第44 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（宇田 栄君）

日程第44、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

議会運営委員長、環境福祉常任委員長、産業建設常任委員長、教育文化常任委員長から、会議規則第104条の規定によりお手元に配付したとおり、閉会中の継続調査にしたいとの申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

△日程第45 議員派遣の件について

○議長（宇田 栄君）

日程第45、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付したとおり、会議規則第159条の規定により、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付したとおり、議員を派遣することに決定しました。

---

△日程第46 所管事務調査結果報告について

○議長（宇田 栄君）

日程第46、所管事務調査結果報告についてを議題とします。

環境福祉常任委員長から、議長へ所管事務調査結果報告がありました。

お諮りします。所管事務調査結果については、市長へ送付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、所管事務調査結果は市長へ送付することに決定しました。

---

△日程第47 行政視察結果報告について

○議長（宇田 栄君）

日程第47、行政視察結果報告についてを議題とします。

総務企画常任委員長から、議長へ行政視察結果報告がありました。

お諮りします。行政視察結果については、市長へ送付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、行政視察結果は市長へ送付することに決定しました。

△閉 会

○議長（宇田 栄君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

ここで市長から発言を求められておりますので、これを許可します。市長。

○市長（宮路高光君）

今期定例会は、9月8日の招集から本日の最終本会議まで、平成18年度の一般会計補正予算を初め、学校設置条例の一部改正、そのほか各種の重要案件につきまして大変熱心なご審議を賜り、いずれも原案どおり可決いただきましたことに対しまして、心から厚くお礼申し上げます。

昨今における報道等で、公務員の飲酒による事故が多発している状況を耳にしていますが、モラルの低下や無責任な行動はまことに遺憾であります。このような現状を踏まえまして、本市でも懲戒処分の見直しを行い、職員一人一人に公務員としての自覚を再認識させるとともに、絶対に違反や事故が発生しないよう努めてまいります。

行政改革の推進につきましても、大綱に基づき簡素で効率的な行財政運営を図りながら、なお一層市政発展の基礎を固め、またその発展に努力する所存でございます。

また、本会議並びに委員会を通じて賜りました貴重なご意見やご指摘は、今後十分検討し、改善していきたいと思っております。

最後になりましたが、議長を初め議員各位のますますのご健勝とご活躍をお祈り申し上げまして、まことに簡単でございますが、以上をもって閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（宇田 栄君）

これで平成18年第4回日置市議会定例会を閉会します。大変ご苦労さまでした。

午後2時14分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

日置市議会議長 宇田 栄

日置市議会議員 東 孝志

日置市議会議員 長野 嗟や子